

- 六 (中支) 上海 陣地 三棟失火
- 七 (中支) 南京 大校飛行場 地上機、格納庫爆破
- 八 (中支) 上海 陣地 一帯
- 九 (中支) 蘇州 飛行場、機關庫爆破
- 十 (中支) 崑山 軍用自動車群
- 十一 (北支) 天津浦線 泰安—濟寧間 機關庫、貨車爆破
- 十二 (北支) 上海 陣地
- 十三 (中支) 蘇州 停車場、機關庫、貨車、倉庫
- 十四 (中支) 杭州 軍事施設
- 十五 (北支) 天津浦線 泰安—徐州—濟寧間 軍用列車爆破
- 十六 (北支) 漢口 飛行場 地上機三十數機爆破 (大型九、小型多數) 擊墜一
- 十七 (北支) 龍海線 新安鎮—趙墩—海州間 軍用列車爆破
- 十八 (中支) 上海 陣地 地上機若干、格納庫爆破
- 十九 (中支) 南京 大校飛行場 倉庫、工場爆破
- 二十 (中支) 上海 大場鎮、廟行鎮 地上部隊と協力
- 二十一 (中支) 南京 大校飛行場、飛行場、修理場、機械學校 格納庫、兵舎爆破
- 二十二 (中支) 南京 舊飛行場、飛行場 擊墜一、(三機の内)
- 二十三 (中支) 龍海線 兗州—新安鎮間 鐵路爆破
- 二十四 (中支) 龍海線 兗州—新安鎮間 鐵路爆破
- 二十五 (中支) 龍海線 兗州以南新安鎮附近 軍事輸送施設爆破
- 二十六 (中支) 浦口 停車場 列車爆破
- 二十七 (中支) 南京 大校飛行場、火藥廠、造兵廠 敵陣地爆發
- 二十八 (中支) 京滬線 常州—蘇州—松江間 敵陣地爆發
- 二十九 (中支) 上海 大場鎮、浦東 敵陣地爆發
- 三十 (中支) 南京 大校飛行場 地上大型機一爆破
- 三十一 (南支) 上海 陣地
- 三十二 (南支) 寧波線 紹興、南翔、蘇州、嘉定 陣地 (陸軍進撃に協力)
- 三十三 (南支) 漢口 琵琶江口、英德、新寧線 飛行場 (退却中の敵) 爆撃
- 三十四 (中支) 杭州 南翔、江橋鎮 敵陣地爆撃
- 三十五 (中支) 上海 松江、蘇州、嘉興、崑山、常州、無錫 敵陣地爆撃
- 三十六 (北支) 天津浦線 濟寧—徐州間 軍事輸送施設爆破
- 三十七 (中支) 上海 嘉興、蘇州、松江、南翔、太倉 軍事施設爆破
- 三十八 (中支) 上海 崑山、兵營、停車場爆破
- 三十九 (中支) 上海 崑山、砲兵陣地爆撃
- 四十 (中支) 上海 浦東、砲兵陣地爆撃
- 四十一 (中支) 上海 上海前線陣地 陸軍渡河戦に協力
- 四十二 (中支) 福州 (第一回) 軍事施設
- 四十三 (中支) 浦東 砲兵陣地
- 四十四 (北支) 蘇州河南 陸軍主力渡河戦に協力
- 四十五 (北支) 歸德 飛行場

- 一 (北支) 昭陽 (粵漢線) 飛行機製作所
- 二 (北支) 徐州—碭山—泰安—徐州 鐵路 破
- 三 (中支) 南京 飛行場 格納庫爆破
- 四 (中支) 南昌 軍事施設、贛江鐵橋、(南尋線)
- 五 (中支) 龍海線 列車
- 六 (中支) 天津浦線 陣地
- 七 (中支) 上海 陸軍に協力
- 八 (南支) 粵漢線 琵琶江口—英德間 擊墜一
- 九 (中支) 南京 陸軍に協力
- 十 (中支) 上海 敵軍(退却中) 格納庫大火災、戰鬥機三機墜、地上機爆破
- 十一 (中支) 上海 陸軍並陸戰隊に協力
- 十二 (中支) 上海 江灣陣地、南翔、江橋鎮、閘北
- 十三 (北支) 天津浦線 兗州、臨城、棗莊 破
- 十四 (北支) 龍海線 河湖鎮 鐵橋、鐵路爆破
- 十五 (南支) 漢口 琵琶江口、英德、新寧線 飛行場
- 十六 (中支) 上海 陣地
- 十七 (中支) 南京 大校飛行場
- 十八 (中支) 上海 大場鎮、廟行鎮
- 十九 (中支) 南京 舊飛行場、飛行場
- 二十 (中支) 龍海線 兗州—新安鎮間
- 二十一 (中支) 龍海線 兗州以南新安鎮附近
- 二十二 (中支) 浦口 停車場
- 二十三 (中支) 南京 大校飛行場、火藥廠、造兵廠
- 二十四 (中支) 京滬線 常州—蘇州—松江間
- 二十五 (中支) 上海 大場鎮、浦東
- 二十六 (中支) 南京 大校飛行場
- 二十七 (南支) 上海 陣地
- 二十八 (南支) 寧波線 紹興、南翔、蘇州、嘉定
- 二十九 (南支) 漢口 琵琶江口、英德、新寧線
- 三十 (中支) 杭州 南翔、江橋鎮
- 三十一 (中支) 上海 松江、蘇州、嘉興、崑山、常州、無錫
- 三十二 (北支) 天津浦線 濟寧—徐州間
- 三十三 (中支) 上海 嘉興、蘇州、松江、南翔、太倉
- 三十四 (中支) 上海 崑山、兵營、停車場
- 三十五 (中支) 上海 崑山、砲兵陣地
- 三十六 (中支) 上海 浦東、砲兵陣地
- 三十七 (中支) 上海 上海前線陣地
- 三十八 (中支) 福州 (第一回)
- 三十九 (中支) 浦東
- 四十 (北支) 蘇州河南
- 四十一 (北支) 歸德



- 津浦線 泰安—兗州間 軍用貨車、鐵路
- (南支) 虎門 軍事施設
- (中支) 南翔、蘇州、松江 陣地、軍用ジャンク數十爆破
- 高行鎮 陣地
- (中支) 浦東、無錫、蘇州 砲兵陣地、停車場、交通機關
- (南支) 粵漢線 貨物列車
- (中支) 蘇州河 南岸敵陣地
- 浦東 砲兵陣地
- 虹橋 飛行場
- 無錫 停車場
- 隴海線 交通機關
- (北支) 津浦線 交通機關
- (南支) 粵漢線 交通機關
- (中支) 南翔 敵陣地
- 乍浦 砲臺
- (中支) 蘇州—吳江 杭州灣揚陸援護
- 崑山—青浦 各敵陣地
- 嘉興—杭州 各敵陣地
- 嘉善—德善 輸送機關
- (南支) 廣東方面 輸送機關
- (中支) 青浦 敵陣地
- (南支) 粵漢線 軍事輸送施設
- (中支) 青浦、崑山、蘇州、無錫、嘉興、嘉善 各敵密集部隊、敵陣地
- 陸軍地上部隊、陸軍飛行隊に協力
- 善嘉興、嘉善 軍事輸送機關
- 隴海線 軍事輸送機關
- (中支) 青浦、高家灣、江蘇、浙江、蘇州、崑山、嘉興、嘉善 敵密集部隊
- 津浦線 軍事輸送機關
- (北支) 兗州 停車場
- (中支) 上海市 敵占據家屋
- 津浦線、山東省各飛行場偵察

- 崑山、常熟、蘇州、無錫、嘉興、善嘉興 各陣地兵舎
- 陸軍追撃戦に協力
- 南京 大校飛行場
- (南支) 厦門、胡里社 砲臺
- 漳州 飛行場
- (北支) 泰安—濟寧間、兗州—徐州間 軍事輸送機關
- (中支) 南翔、崑山、常熟、嘉興、無錫、南京 敵部隊、軍事施設
- 南京 大校飛行場
- 揚子江口 午前十時ノロスロツブ型三機出現、二機撃墜
- (北支) 隴海線、津浦線 軍事輸送施設
- (中支) 無錫、常熟、嘉興、無錫 敵本據
- 陸軍追撃戦に協力
- (北支) 津浦線 陸軍に協力
- 第一編・第三章・第四節 帝國海軍の活躍
- 崑山—青浦 各敵陣地
- 嘉興—杭州 各敵陣地
- 嘉善—德善 輸送機關
- (南支) 廣東方面 輸送機關
- (中支) 青浦 敵陣地
- (南支) 粵漢線 軍事輸送施設
- (中支) 青浦、崑山、蘇州、無錫、嘉興、嘉善 各敵密集部隊、敵陣地
- 陸軍地上部隊、陸軍飛行隊に協力
- 善嘉興、嘉善 軍事輸送機關
- 隴海線 軍事輸送機關
- (中支) 青浦、高家灣、江蘇、浙江、蘇州、崑山、嘉興、嘉善 敵密集部隊
- 津浦線 軍事輸送機關
- (北支) 兗州 停車場
- (中支) 上海市 敵占據家屋
- 津浦線、山東省各飛行場偵察
- 長清 兵營
- 陸軍作戦に協力
- 常熟 敵戰車群
- 蘇州 敗殘兵、軍事輸送施設
- 崑山 敗走兵
- 嘉善 敗走兵
- 各地陸軍作戦に協力
- (北支) 濟南、清陽 兵營
- 陸軍作戦に協力
- (南支) 厦門、胡里社 砲臺
- 敵主力
- 各地陸軍作戦に協力
- (中支) 南翔、崑山、常熟、嘉興、無錫、南京 敗走兵
- 軍事施設
- 黃河方面陸軍作戦に協力
- (北支) 津浦線 輸送施設
- 敵據點
- 各地陸軍に協力
- (中支) 蘇州、常熟、無錫、嘉興、無錫 路上密集隊



- 八 (南支) 軍事輸送施設 (上海方面天候不良)
- 九 (南支) 軍事輸送施設 (上海方面天候不良)
- 一〇 (中支) 蘇州、常熟、無錫、常州 敗走兵 (天候恢復せず)
- 一一 (北支) 周家口 飛行場 (第一回空襲) 大小型十數機及格納庫數棟爆破
- 一二 (中支) 無錫、常州、丹陽、南京 敗走兵 各地陸軍作戦に協力
- 一三 (北支) 周家口 飛行場 遷都後最初のもの戦機六機の内三機撃墜 待機中の敵機十機を撃破
- 一四 (中支) 常州、丹陽、宜興、江陰 偵察攻撃 各地陸軍部隊に協力
- 一五 (北支) 隴海線 軍事輸送施設 淮陰方面 兵舎
- 一六 (中支) 江陰、無錫、常州、丹陽 敵部隊 各地陸軍部隊に協力
- 一七 (南支) 南京 大校場飛行場 地上機數機破壊六機の内三機撃墜
- 一八 (北支) 兗州、徐州、海州、洛陽 飛行場 偵察攻撃
- 一九 (南支) 虎門 飛行場、砲臺 地上機數機爆破
- 二〇 (北支) 天門 飛行場 偵察攻撃
- 二一 (中支) 韶關 飛行機、工廠 軍用貨車 陸軍追撃戦に協力
- 二二 (中支) 無錫、常州、宜興、南京 敗走兵團 大校場飛行場 地上機爆破 (空中に敵影なし)
- 二三 (北支) 洛陽 飛行場 地上機五、破壊 (爆撃直前小型敵機離陸せるも逃走)
- 二四 (南支) 廣東附近 輸送施設 軍用列車、自動車 各地陸軍に協力
- 二五 (中支) 無錫、丹陽、常州 敵兵、據點
- 二六 (南支) 從化 飛行場 飛行場 軍事輸送施設
- 二七 (中支) 寧國附近 敵増援軍 密集部隊、舟艇 陸軍に協力
- 二八 (南支) 鎮江、常州、廣德 部隊據點
- 二九 (北支) 涿縣 飛行場 地上機(戦闘機)十一機爆破、撃墜二機
- 三〇 (中支) 蘭州 飛行場 兵舎、大型機四(四發、小型機十機)同數機損傷、戦機退偵察攻撃
- 三一 (中支) 杭州 敗敵 燃料庫爆破
- 三二 (南支) 寧國 陣地 偵察
- 三三 (北支) 南京 飛行場 南京攻略戦に協力
- 三四 (北支) 海州、宿縣、臨城、堂邑 兵工廠 偵察、攻撃
- 三五 (南支) 蕪湖、浦口、江陰、南京 敵陣 偵察
- 三六 (北支) 兗州 偵察

- 元 (南支) 廣東 兵工廠、兵舎、白雲飛行場
- 二 (中支) 江陰、無錫、常州、丹陽 敵部隊
- 三 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 四 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 五 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 六 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 七 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 八 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 九 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 一〇 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 一一 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 一二 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 一三 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 一四 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 一五 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 一六 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 一七 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 一八 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 一九 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 二〇 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 二一 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 二二 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 二三 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 二四 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 二五 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 二六 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 二七 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 二八 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 二九 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 三〇 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 三一 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 三二 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 三三 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 三四 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 三五 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 三六 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 三七 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 三八 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 三九 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 四〇 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 四一 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 四二 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 四三 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 四四 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 四五 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 四六 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 四七 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 四八 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 四九 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 五〇 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 五一 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 五二 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 五三 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 五四 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 五五 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 五六 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 五七 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 五八 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 五九 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 六〇 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 六一 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 六二 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 六三 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 六四 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 六五 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 六六 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 六七 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 六八 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 六九 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 七〇 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 七一 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 七二 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 七三 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 七四 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 七五 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 七六 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 七七 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 七八 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 七九 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 八〇 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 八一 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 八二 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 八三 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 八四 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 八五 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 八六 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 八七 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 八八 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 八九 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 九〇 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 九一 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 九二 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 九三 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 九四 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 九五 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 九六 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 九七 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 九八 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 九九 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設
- 一〇〇 (中支) 蘇州、無錫、常州、丹陽 輸送施設



- 曲 阜 敵部隊
- (南支) 粵漢線 軍事輸送施設
- (中支) 蕪湖 敵陣地
- 安慶 飛行場
- (北支) 天生港 砲臺、軍事施設
- 宿遷 軍事輸送機關
- 宿遷 縣鎮 敵部隊
- (中支) 南京 地上部隊
- 靖江 陣地
- (北支) 鞏縣 兵工廠
- (北支) 徐州 停車場、軍用列車
- (南支) 鐵路 軍事輸送施設
- (中支) 上海市 敵陣地
- 浦口 地上部隊
- 三營江 敵陣地
- 南昌 飛行場
- (中支) 南京 城門故宮飛行場  
軍官學校
- 陸軍に協力
- 地上機十數機爆破、  
三十機と交戦、内十  
二機撃墜
- 陸軍に協力
- 鎮江 要塞
- 三營江 飛行場
- (南支) 衢州 飛行場
- 廣東 飛行場
- (中支) 南京 富貴山砲臺
- 浦口 陣地
- 鎮江 砲臺、都天鎮砲臺
- (北支) 洛陽 飛行場
- (中支) 南京 城門、陣地
- 鎮江 都天鎮砲臺、烏  
龍山砲臺
- 陸軍に協力
- 格納庫、地上機一爆  
破
- 陸軍に協力一部は江  
上の敗走兵攻撃
- (北支) 西安 飛行場
- (南支) 韶州 飛行場
- (中支) 南京 明故飛行場附近  
陣地、烏龍山砲  
臺、劉子口砲臺
- 格納庫、飛行廠破壊
- 格納庫、建物、小型  
機二機破
- 大型機一、小型機七  
工場爆破、ノースロ  
ップ三機と交戦一機  
を撃墜
- 格納庫、飛行廠破壊

- 吉安 飛行場
- 衢州 飛行場
- (南支) 鐵路 軍事輸送施設
- (中支) 南昌 飛行場
- 安慶 飛行場附近倉庫  
二棟
- (北支) 沂州 兵舎、陣地
- (南支) 鐵路 軍事輸送施設
- (中支) 諸暨 軍事輸送機關
- 廬州 飛行場
- 蚌埠 飛行場
- 浦口 陣地
- (北支) 淮陰 兵舎
- 兗州 軍事輸送施設
- (中支) 杭州 軍事輸送施設
- 泗涇鎮 敗殘兵
- 地上機二機破壊
- 大型機三、爆破
- 格納庫、廳舎破壊
- 天河飛行場  
白雲飛行場  
軍事輸送機關
- (南支) 鐵路 軍事輸送要點
- (北支) 曲阜 軍事輸送要點
- (南支) 梧州 飛行場軍事輸送  
施設
- (中支) 九江 飛行場
- (南支) 新寧 各鐵路
- (北支) 蘭州 飛行場
- (南支) 新寧 鐵路
- (中支) 南昌 飛行場
- (北支) 周家口 飛行場
- (南支) 廣漢 各鐵路
- 敵戰闘機十機と交戦  
六、小型二、格納庫  
爆破
- 敵戰闘機二十數機と  
交戦、撃墜十七、地  
上機三十機に對し爆  
破を加へ十三機破壊



四 (南支)	廣九線鐵路	地上機四、建物爆破
三 (中支)	神頭暨列車線路	地上機小型七機を攻撃し二機爆破、二機損傷
二 (北支)	海州兵舎、列車	
一 (南支)	連雲州兵舎	
六 (北支)	廣九英德驛	
五 (南支)	廣九土塘驛	
四 (北支)	新寧臺山驛	
三 (南支)	廣九各鐵路要地	格納庫、倉庫爆破 (敵機なし)
二 (中支)	新安慶各飛行場	青島、勞山附近偵察 其の他攻撃
一 (北支)	徐州	
七 (南支)	廣九樟木頭	
六 (北支)	新寧	公盆埠 敵部隊
五 (南支)	廣九	沂水 裝甲車部隊
四 (北支)	廣九	兗州 停車場
三 (南支)	廣九	濟南 各地の地上密集部隊、車輛、兵舎
二 (中支)	廣九	臨沂 各地の地上密集部隊、車輛、兵舎
一 (北支)	廣九	海州 各地の地上密集部隊、車輛、兵舎
七 (南支)	廣九	徐州 各地の地上部隊、列車、自動車群、各地陸軍に協力
六 (北支)	廣九	西安 飛行場
五 (南支)	廣九	廣九 樟木頭、黎洞、銀蓋坳、琶江口
四 (北支)	廣九	龍頭鐵橋、土塘驛
三 (南支)	廣九	廣九 龍頭鐵橋、土塘驛
二 (中支)	廣九	廣九 龍頭鐵橋、土塘驛
一 (北支)	廣九	廣九 龍頭鐵橋、土塘驛

三 (北支)	前日同様	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
二 (南支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
一 (北支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
七 (南支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
六 (北支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
五 (南支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
四 (北支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
三 (南支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
二 (中支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
一 (北支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
七 (南支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
六 (北支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
五 (南支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
四 (北支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
三 (南支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
二 (中支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊
一 (北支)	廣九	廣九	沿線各地自動車	廣九	常龍南社村	線路破壊







新支那現勢要覽

莊家鎮 軍用列車

(南支) 龍石、石

郭塘、走 各軍事輸送施設

新街、三

源潭、沙

(北支) 海州

寧波州 飛行場

(中支) 宜昌

飛行場

(南支) 白雲

飛行場

江村 飛行場

天河 飛行場

黃埔 雷艇庫

(中支) 南

橫石 兵工廠

(南支) 黎洞

漢口 飛行場

(中支) 漢口

南昌 飛行場

(南支) 小連黎

東坑江 各輸送施設

(南支) 銀

各輸送施設

(北支) 海州 飛行場、兵舎

敵重機十二機襲來  
三機擊墜(蘇聯機)

大型機一、小型機三  
上、重機一擊墜

敵機十數機と交  
戦、七機撃墜、地上  
機三機撃破、格納庫  
炎上

廣東、黃埔 輸送施設

(南支) 三水附近

村 輸送施設

(中支) 玉山

波山 飛行場

(南支) 廈門島

常平 軍事輸送施設

(南支) 江村

軍事施設

(南支) 廈門島

胡里社砲臺

自動車道路

(南支) 廣東方面

虎門、龍華城、  
蛙湖、增城、三  
水、德慶附近

軍事輸送施設

(北支) 汕頭方面

潮州、蔡潭、潮汕

橋梁、鐵道攻撃

(北支) 石臼所

海岸砲臺

(南支) 廣東方面

虎門、惠州附近

自動車道路、橋梁

(北支) 廣九線

石龍、橫沙

三水、高要間

(中支) 安慶

飛行場

(南支) 襄陽

飛行場

(北支) 長沙

飛行場

魚雷庫、機雷庫爆破

天候不良行動困難

自動車道路

軍事輸送施設

橋梁、鐵道攻撃

自動車道路、橋梁爆破

郭塘、北街、天

堂、石龍驛

廣三線

廣九線

漢口

漢陽兵工廠

廣九線

石龍、橫沙

三水、高要間

安慶

襄陽

長沙

軍事輸送施設

南支天候不良

鐵橋、機關車爆破

地上機大型二、小型

格納庫二棟、倉庫五

棟

工場二棟、大型一、

兵舎一棟、炎上、撃墜

一機

軍需品搭載の舟艇四

隻撃墜

鐵橋爆破

大型ジャンク五隻撃

沈

敵十五機と交戦内五

機撃墜地上機二炎上

地上機二爆破、格納

庫炎上



新支那現勢要覽

南陽、建 飛行場

二 (中支) 武昌 軍官學校 七棟炎上 (南支方面 天候不良)

三 (南支) 錦 厦 自動車道路、橋梁

(中支) 星 子 軍官學校 (九江東南二十軒)

三 (南支) 粵漢線 三華店、烏石墟、英德

廣九線 新塘、土塘、樟木頭、常平、東莞、虎門 鐵橋、自動車道路、陣地、自動車等爆破

廣三線 西南鎮 鐵橋

四 (南支) 粵漢線 英德、黎洞、三華店、銀蓋坳、新塘間 貨車、鐵橋、橋梁、自動車道路等爆破

廣九線 河頭圩、江村、常平、樟木頭、唐美、石鼓、塘頭、東莞、虎門砲臺 輸送機關爆破

六 (南支) 粵漢線 銀蓋坳、新街 機關車攻擊

廣九線 龍頭、揚坳、塘頭、厦城、樟木頭 各驛攻擊

七 (南支) 粵漢線 廣三線 偵察攻擊

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

八 (南支) 粵漢線 廣九線 廣東附近 川鼻砲臺 天門飛行場 虎門砲臺

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

九 (南支) 粵漢線 廣九線 廣東附近 川鼻砲臺 天門飛行場 虎門砲臺

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

十 (南支) 粵漢線 廣九線 廣東附近 川鼻砲臺 天門飛行場 虎門砲臺

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

十一 (南支) 粵漢線 廣九線 廣東附近 川鼻砲臺 天門飛行場 虎門砲臺

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

十二 (南支) 粵漢線 廣九線 廣東附近 川鼻砲臺 天門飛行場 虎門砲臺

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

十三 (南支) 粵漢線 廣九線 廣東附近 川鼻砲臺 天門飛行場 虎門砲臺

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

十四 (南支) 粵漢線 廣九線 廣東附近 川鼻砲臺 天門飛行場 虎門砲臺

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

十五 (南支) 粵漢線 廣九線 廣東附近 川鼻砲臺 天門飛行場 虎門砲臺

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

十六 (南支) 粵漢線 廣九線 廣東附近 川鼻砲臺 天門飛行場 虎門砲臺

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

十七 (南支) 粵漢線 廣九線 廣東附近 川鼻砲臺 天門飛行場 虎門砲臺

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

十八 (南支) 粵漢線 廣九線 廣東附近 川鼻砲臺 天門飛行場 虎門砲臺

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

十九 (南支) 粵漢線 廣九線 廣東附近 川鼻砲臺 天門飛行場 虎門砲臺

廣九線 廣東附近 廣九線 常平、土塘 工場、線路、高角砲陣地攻撃

第一編・第三章・第四節 帝國海軍の活躍

三 (中支) 宜昌 飛行場 地上機十七機全部爆破、敵機四機と交戦、一機墜、地上機二炎上、格納庫、兵舎損傷、地上機爆破

衡陽 飛行場

廣九線 石鼓、塘頭、厦城、筆村、白雲、天河飛行場

三 (南支) 粵漢線 三華店、軍田、韶關飛行場 鐵橋破壊、格納庫、工場爆破

廣九線 常平 天候不良

元 (南支) 廣九線 橫沙、石鼓、樟木頭、筆村、新塘、塘頭、厦城、土塘、錦厦 鐵橋其の他輸送施設爆破

玉山 飛行場

漢口 飛行場 地上機五炎上、敵二機と交戦、歸途漢口東方にて別隊十餘機と戦つた結果合計十八機撃墜

(北支) 衡陽 飛行場 地上機二炎上、兵舎一棟炎上

重慶 飛行場

(南支) 粵漢線 軍田、河頭圩、石沙口、河頭、樟木頭 鐵橋、軍用貨車等

廣九線 樟木頭

新寧線 牛灣對岸、公益埠、東莞新塘 貨物列車、自動車道路、橋梁等攻撃

廣東附近 虎門砲臺、飛行場、恩平、陽江、新街 自動車道路、橋梁等攻撃

三 (南支) 粵漢線 軍田、河頭、沙口、三華店

廣九線 天堂園新塘、萬福寺羅府 軍事輸送機關

吉安 飛行場 地上機六爆破、建物炎上 (二回攻撃)

粵漢線 沙口、河頭、銀蓋坳、軍田、新塘 輸送機關爆破

廣九線 新塘 工場

漳州 飛行場 格納庫、倉庫

厦門 飛行場 格納庫、倉庫、地上機四以上爆破、八機墜

南雄 飛行場



- (中支) 福州 飛行場
- (中支) 衢州 飛行場
- 玉山 飛行場
- 麗水 飛行場
- 建甌 飛行場
- 梧州 飛行場
- 南昌 飛行場
- 樟樹鎮 飛行場
- 麗水 飛行場
- 三山鎮 陣地
- 粵漢線 軍田
- 廣九線 石龍
- 新寧線 臺山
- 廣東附近 天河、白雲飛行場
- 龍巖 飛行場
- 漳州 飛行場
- 格納庫三棟爆破
- 地上機一大破
- 建物三棟爆破
- 格納庫五棟、工場一棟、兵舎二棟等爆破、三機擊墜別に戦闘機除の敵交戦三十九機を屠る
- 地上機一大破
- (中支) 南城 飛行場
- (中支) 衢州 飛行場
- 溫州 飛行場
- 繁昌 陣地
- 天河 飛行場
- 韶關 飛行場
- 南城 飛行場
- (中支) 衢州 飛行場
- 玉山 飛行場
- 源潭 機關車
- 天河 飛行場
- 從化 飛行場
- 襄陽 飛行場
- 宜昌 飛行場
- 格納庫二棟、建物二棟爆破
- 陸戰に協力
- 格納庫、建物爆破
- 地上機一、格納庫一棟爆破
- 地上機一爆破
- (中支) 衢州 飛行場
- 玉山 飛行場
- 源潭 機關車
- 天河 飛行場
- 從化 飛行場
- 襄陽 飛行場
- 宜昌 飛行場
- 格納庫一、兵舎數棟ガソリン庫一爆破
- 敵戦闘機數十機と交戦しつゝ、爆撃
- 地上機二、格納庫二棟爆破
- 鐵橋攻撃
- 三、一(南支) 粵漢線 橫石南方 天河、白雲、虎門飛行場

- 二(南支) 粵漢線 銀蓋物、琶江口兵器廠、三華店、黎洞
- 廣三線 西南鎮
- 廣東 中堂城、虎門
- 三(南支) 粵漢線 銀蓋物
- 八(南支) 漳州 飛行場
- 九(南支) 粵漢線 軍田、三華店、銀蓋物
- 〇(南支) 錦厦
- 二(南支) 廣九線 樟木頭、常平
- 三(南支) 嶺下
- (北支) 南鄭 新飛行場
- 四(北支) 沂州 兵營
- 台兒莊 驛
- (中支) 南昌 新飛行場
- 漢口 新飛行場
- 衢州 新飛行場
- 格納庫、工場爆破
- 四個所炎上(夜間)
- 滑走路爆破
- 自動車輸送路攻撃
- 倉庫二棟、滑走路破壊
- (陸軍に協力)
- 五(北支) 沂州 地上部隊
- (中支) 南昌 飛行場
- (南支) 福州 飛行場
- 粵漢線 沙口圩、銀蓋物
- 廣九線 橫沙
- 天河 軍官學校、陣地
- 白雲 飛行場
- 梅縣 飛行場
- 萊山(芝罘南方)
- 牟平
- 福山
- 沂州 北門、西門
- 漢口 飛行場
- 南昌 新飛行場
- 鐵橋其の他驛附近爆撃
- 運貨船一隻爆沈、大破
- (夜間三回) 諸施設炎上
- 鐵道其他爆撃
- 無電所其他
- 土匪攻撃
- 土匪攻撃
- (夜間)
- (夜間) 大型三、大破、二機炎上



新支那現勢要覽

- (南支) 粵漢線 軍田、連江口、河頭圩 輸送機關爆發
- 廣九線 橫沙 無電所攻擊
- 從化 飛行場 ガソリン倉庫其他炎上
- 福州 飛行場 格納庫、小建物五
- 市頭工場
- 和城橋梁
- 七 (北支) 朱陳 彈藥庫 (沂州南西方)
- 桑祇 彈藥庫 (安東衛西方)
- 拓注 彈藥庫 (安東衛西方)
- (中支) 南昌 飛行場 (大學二回)六機炎上一機破壞
- 吉安 飛行場 地上機三爆發、一損傷
- 安慶 飛行場 工場大破
- (南支) 韶州 飛行場
- 粵漢線 河頭圩
- 漳州 飛行場
- 八 (中支) 崇明島 地上部隊 陸軍に協力
- (南支) 衡州 地上部隊
- (南支) 粵漢線 琶江口 兵工廠攻撃
- 銀蓋拗、橫石、黎洞、新街、河頭圩、沙口圩、英德
- 鐵道
- 廣九線 石厦、白石
- 從化橋梁
- 南城 飛行場
- (北支) 山東 地上部隊
- (南支) 廣九線 樟木頭
- 廣三線 街邊
- (北支) 山東 地上部隊
- 漢口 飛行場
- 武昌 飛行場
- (中支) 安慶 飛行場及附近
- (南支) 粵漢線 鐵路
- (南支) 粵漢線 鐵路
- 南雄 飛行場
- 陸軍に協力
- 三機爆發
- 大型二機爆發
- 砲艦一沈没、貨物船擱坐

- 元 (南支) 粵漢線
- (南支) 粵漢線 沙口圩、黎洞 鐵橋爆破
- 虎門兵營
- 沂州 大工場
- 三 (南支) 粵漢線 黎洞、橫石、開沙口站南方 鐵橋爆破
- 琶江口、新造墟 兵器廠、大工場
- 地上部隊 陸軍部隊 協力
- 龍泉場 匪賊爆擊
- 四、一 (北支) 山東
- (中支) 吉安 飛行場
- (南支) 福州 飛行場
- 二 (南支) 新寧線 輸送機關
- 廣三線
- 粵漢線 北江水路、黃沙 貨車百數十輛爆破
- 中山 無線電信所
- 韶關 飛行場
- 福州
- 虎門、固成
- 四 (北支) 東南 汪營 地上部隊
- 石廬
- (中支) 固始 飛行場
- 駐馬店
- (南支) 粵漢線 黃門驛 黎洞驛
- 廣九線 塘頭、厦墟
- 麗水 飛行場
- 七 (中支) 宜昌 飛行場
- 信陽 飛行場
- (南支) 梅縣 飛行場
- 天河 飛行場
- 白雲 飛行場
- 從化 飛行場
- 厦門島 胡里社砲臺
- 沂州 防壁陣地
- (北支) 天河 飛行場
- (南支) 粵漢線 橫石驛
- 陸軍に協力
- 貨車群、鐵路爆破
- 地上機十機爆發(爆彈庫誘爆)
- 四 (北支) 固始 飛行場 地上機三爆發、一損傷
- 同 數十機損傷
- 貨車群
- 格納庫三棟粉碎
- 歸途敵機關と遭遇 三機を擊墜
- 格納庫二、大建物一損傷
- 歸途西村驛附近貨車群 攻撃



新支那現勢要覽

- 九 (北支) 廈門島 胡里社砲臺
- (南支) 海州 軍用貨車部隊
- 梅縣 飛行場
- 漳州 飛行場
- 九 (北支) 榮城線 敵陣
- (中支) 長沙 軍政機關
- (南支) 粵漢線 黎洞、葛江口、烏石、沙口坪
- 廈門島 胡里社砲臺
- 二 (中支) 衡州 飛行場
- (南支) 粵漢線 銀蓋拗
- 從化、龍巖、梅縣 飛行場
- 三 (北支) 牟平 敵集團
- (中支) 麗水、寧波 飛行場
- 漢口 飛行場
- (南支) 福州、建甌、漳州 飛行場
- 三 (北支) 德慶
- (南支) 天、雲河 飛行場
- 漳州、福州、漳州 飛行場
- 四 (南支) 粵漢線 錦厦
- 廣九線 石龍
- 天河、白雲 飛行場
- 五 (北支) 古現 敵部隊
- (中支) 南、昌 新飛行場
- (南支) 粵漢線 黎洞、橫石
- 廣九線 石龍
- 六 (南支) 粵漢線 烏石、沙口坪、葛江口、河頭
- (夜間) 格納庫兵舍等損傷
- 三 (中支) 大通 敵部隊
- (南支) 廣九線 石龍
- 廣東 自動車道路
- 三 (南支) 粵漢線 黃埔、西江口
- 四 (北支) 文登 敵部隊
- (南支) 粵漢線 銀蓋拗
- 五 (中支) 衢州 飛行場
- 六 (北支) 山東 敵據點
- 七 (中支) 歸德 列車群
- (南支) 廣九線 常市、土塘口
- (北支) 福州 飛行場
- 芝罘、威海衛 匪賊
- 隴海線 銅山、徐州
- (南支) 梅縣 飛行場
- 龍巖 飛行場
- 從化 格納庫
- 大型運荷船一隻爆破
- 敵機二十數機と交戦十五機撃墜
- 橋梁、道路攻撃
- 鐵橋、道路爆撃
- (芝罘の西二十軒)
- (夜間)
- 鐵橋、鐵路、爆撃
- 軍用貨車爆撃
- 火藥庫爆撃
- 大型戎克爆沈
- 機關車、貨物列車爆破
- 陸軍の山東作戰に協力
- 線路、橋梁爆撃
- 軍用列車爆撃
- 建物二棟爆撃
- 大型三機爆破

- 七 (北支) 廣九線 樟木頭—土塘間 鐵橋破壞
- 派州、城門 敵部隊
- 漢口 飛行場
- (南支) 粵漢線 烏石驛、西村
- 英、德 軍需品格納庫
- 廣東 兵工廠
- 白雲 飛行場
- 八 (北支) 沂州 敵部隊
- 孝感、漢口 夜間飛行場
- 武昌、樟樹嶺
- (南支) 粵漢線 英德
- 琶江口 兵工廠
- 九 (北支) 沂州 野砲陣地
- 李家莊
- (南支) 粵漢線 橫沙驛
- 廣九線 錦厦
- 軍事輸送施設爆撃
- 三 (中支) 大 通 敵部隊
- (南支) 廣九線 石龍
- 廣東 自動車道路
- 三 (南支) 粵漢線 黃埔、西江口
- 四 (北支) 文登 敵部隊
- (南支) 粵漢線 銀蓋拗
- 五 (中支) 衢州 飛行場
- 六 (北支) 山東 敵據點
- 七 (中支) 歸德 列車群
- (南支) 廣九線 常市、土塘口
- (北支) 福州 飛行場
- 芝罘、威海衛 匪賊
- 隴海線 銅山、徐州
- (南支) 梅縣 飛行場
- 龍巖 飛行場
- 從化 格納庫
- 軍事輸送施設爆撃
- 第一編・第三章・第四節 帝國海軍の活躍
- 一八九



- 元 (北支) 漢口 漢陽兵工廠
- (南支) 白雲從化 飛行場
- 三 (中支) 衢州 飛行場
- (南支) 歸德 貨車群
- (南支) 南寧國 敵據點
- 長汀 飛行場
- 五、一 (北支) 鐵道 輸送機關
- (南支) 粵漢線 黎洞驛
- 連江口 機關車爆擊
- 二 (北支) 隴海線 筆村、和墟、增城 軍事輸送施設爆擊
- 十里廟 貨車群、鐵路爆擊
- (南支) 粵漢線 琶江口 貨車群、鐵路爆擊
- 三 (北支) 徐州 驛倉庫
- 四 (中支) 南陵、埠密、西河鎮 地上部隊
- (北支) 隴海線 碭縣、徐州、歸德 軍事施設、鐵路、貨車群爆擊
- (南支) 粵漢線 韶關以南各驛 陣地、輸送機關爆擊
- 五 (北支) 宿縣、固 宿縣、固 地上部隊、軍需品集積所
- (南支) 廣東附近 地上部隊
- 六 (北支) 鄭城 輸送施設、倉庫、ジャンク群爆擊
- (南支) 粵漢線 英德 地上部隊、貨車群
- 七 (北支) 隴海線 江口 兵工廠、陣地
- (南支) 粵漢線 江口 地上部隊、輸送施設、ジャンク群
- 八 (北支) 宿縣、鳳台、阜寧 軍需品倉庫、鐵路爆擊
- (南支) 粵漢線 江口 集團部隊、軍需品、軍用列車(徐州方面) 廈門攻略戦に参加
- 九 (北支) 宿縣、新安、運 軍用貨車
- (南支) 廈門 陣地
- 二 (北支) 徐州 軍用貨車
- (南支) 廈門對岸 自動車群
- 二 (南支) 龍巖、長汀、福州 飛行場
- (北支) 天河白雲 飛行場
- (北支) 宿縣、固 軍用貨車群爆擊

我數十機を以て敵八十餘機と交戦、五十一機撃墜

- 三 (北支) 宿縣、蒙城、莒縣 陸軍部隊に協力
- (北支) 徐州、運 七十餘機を以てする 大空爆
- 三 (南支) 天河、白雲 飛行場
- 廈門 大磐角砲臺 (廈門方面)
- 梅縣、龍巖、長汀 飛行場
- 粵漢線 琶江口 輸送施設爆擊
- 廣九線 石龍驛 輸送施設爆擊
- 宿縣、固 地上部隊攻撃
- 隴海線 東部鐵路 輸送機關攻撃
- 韶關、西村 輸送機關攻撃
- (南支) 新寧線 公益埠頭 爆彈庫爆破
- 高要 飛行場
- 漳州、潮州 飛行場
- 五 (北支) 碭山 飛行場、集團部隊
- 宿縣、固 地上部隊 攻撃機三〇餘機
- (南支) 琶江口 兵工廠、陣地
- 一編・第三章・第四節 帝國海軍の活躍
- 六 (北支) 天河 貨車群
- 福州、漳 飛行場
- 大廟、蒙城、崗城 陣地、地上部隊
- 梅縣、龍巖、古田、建甌、白雲 飛行場
- 廣九線 沙村 軍用列車
- 廣九線 三水 ジャンク群
- 七 (北支) 徐州東方 地上部隊
- (南支) 高要 飛行場
- 粵漢線 英德—韶關間 鐵路、軍用列車爆破
- 連運港 敵前上陸援護
- 三 (北支) 駐馬店 驛附近施設、貨車 攻撃隊三十數機
- 徐州東方 地上部隊
- 三 (北支) 徐州北方 地上部隊
- 蚌埠地方 ジャンク群







る我海軍の恩威に感激し在外華僑より謝辭を寄するものあり、又島民にして獻金を申出づる者多きも我方は其の好意のみを受けて之を辭退しつゝあり

四、航空戦 海軍航空部隊は連日の悪天候を衝きて全支を空襲、六月二十六日南昌攻撃を以て遂に敵に與へたる損害累計一千機を突破せる外、六月中敵艦船の撃沈六隻、砲臺爆撃二十九回、軍事建造物軍需工場の爆破百二十八棟、鐵道切斷五十七回、敵大部隊に對する攻撃回数二十餘回にして目標とせる敵兵力累計數萬に對し多大なる損害を與へたり

五、六月中敵飛行機に與へし損害は撃墜二十九機（内不確實七）地上爆破十一機（内不確實二）にして我方損害四機なり 事變發生以來の累計左表の如し

(イ)支那飛行機損害	確實なるもの	稍確實を缺くもの	計
撃墜	四三九	五九	四九八
地上爆破	四五九	五七	五一六
計	八九八	一一六	一〇一四

(ロ)我方損害累計八十八機

には直ちに爆撃を中止する等の處置を講じつゝあるものなり。然るに支那側が殊更に高角砲陣地等を密集せる市街地の中央に構築せるは圖（圖省略）の示すが如くにして、之がため彼等自身の防禦砲火により或は目標に對する爆彈炸裂の餘波を受け附近住民が損害を蒙り、又は軍需品工場各種輸送機關の攻撃に際し従業員等に犠牲を生ずることあるべきは實に已むを得ざる所にして其の多くは彼等自身の招ける結果に外ならず、之を以て我が航空隊が非戦闘員殺傷を目的として攻撃せり等の言辭を爲すは誣ふるも甚しといふべきなり。また支那側は我空爆による軍事的損害を秘匿すると共に其の非軍事的損害を誇張宣傳しつゝあるも、嘗て我が海軍機の南京空襲に際し支那當局が數千人の非戦闘員死傷せりと公表せるに拘らず、實際死傷は累計二百人に達せざりし事實を想起する次第なり。

外務省情報部長談

連日に亘り廣東市内外の軍事諸施設に對し行はれたる我海軍航空部隊の爆撃は軍需補給の最大重要據點と化したる廣東の軍事的施設に致命的打撃を與へん事を期したるものにして、砲臺、飛行場及び直接の軍事施設は勿論、飛行機組立工場及び軍需關係工場に

廣東空爆 前項記述の如く我海軍航空隊は連日に亘り全支の敵據點に對し非常な打撃を與へつゝあり、殊に五月末より廣東方面の徹底的空爆を敢行してゐるが、支那側は之に對し無防禦都市無差別空爆なりとして旺んにデマ宣傳を流布してゐるに鑑み、我大本營海軍部並に外務省は六月一日夫々左の如き當局談を公表して支那側のデマを粉碎する所あつた。

大本營海軍部當局談

我海軍航空部隊は五月二十八日廣東市内外の軍事施設、軍用官衙等を爆撃し甚大なる損害を與へつゝある所、支那側は之をもつて無防禦都市に對する無差別空爆なりと宣傳しつゝあり。抑々廣東が重要な軍事策源地なるは言を俟たざる所にして、敵は多數の高角砲臺を備へ陸、海空軍を集中して抵抗を試みつゝあるを見るも防守せられたる都市なること明白なり。而して國際法規及び慣例は一般に防守せられたる都市に對する攻撃は之を許容しゐるに拘らず、我海軍航空隊は依然軍事的目標に對してのみ攻撃しつゝある情況にして、特に一般民衆並に第三國權益に危害の及ばんとを慮り、猛烈なる砲火の裡に於ても綿密なる照準を行ひ若し目標附近に第三國國旗を認め、或は一般市民に及ぼす危険大なる際

對しても行はれ、支那の抗戰能力の根源に徹底的損害を與へんとしたものであつただけ、之が支那側に與へた損害の甚大であつた事は固より當然であつた。然し日本飛行機の攻撃目標が嚴に軍事的性質に限られてゐたことは言ふ迄もない。支那當局が日本空軍の爆撃を恐れ、軍事的諸施設を都市住民區域に分散し、第三國權益の近傍に選定し我空爆を回避せんと企てたが、日本側はこの奸計を察知し、飽くまで非軍事的性質のものに對し深甚の注意を拂つた事は正確無比の定評ある海空戰士の手腕に信頼して誤り無き所である。然るに若し事實上非戦闘員に過ちあつたとすれば、それは直接爆彈の被害ではなく、上海に於ける米國軍艦オーガスタ1號の例の如く支那側の高角砲彈亂射の結果砲彈の破片層が廣東都市の上空を蔽ひ、その落下彈片が住民區域に思はざる被害を與へたるもので、廣東市民は支那側の前記詭計の爲め却て其の防禦砲火によつて甚大なる損害を被る事となつたものである。然し支那側は昨年の廣東爆撃のデマ宣傳が公平なる第三國人目撃者の談話により粉碎されたる事實に懲りもせず、非戦闘員の損害を誇大に宣傳し、無差別的な空爆を泣訴する常套手段に出でゐるが、公平なる第三國人は支那のデマたる事は容易に看破し得るであらう。



右の如く帝國側は廣東空爆に關し其の真相を闡明せるにも拘はらず、英國は支那側のデマを根據として六月四日クレイギー駐日大使をして、又佛國は同六日アンリ駐日大使をして夫々我外務省に對し空爆中止を申入れしめたるも、我方は之を根據なき抗議として斷乎一蹴したが、之に關し我外務省は同八日、野村上海駐在軍武官は同七日夫々左の如き談話を發表した。

## 外務省情報部長談

廣東に對する我空爆は何れの觀點より觀るも何等非難せらるゝ筋合のものではなく、日本空軍の關する限り非戦闘員を攻撃目標とするが如きことは過去現在將來を通じて絕對になき點を闡明する。但し支那側武裝地點に對しては其の何處にあるにせよ第三國邊りの當らざる非難等に右顧左眄することなく今後益々痛撃を加ふることゝならう。

即ち今日まで日本空軍の攻撃目標は常に敵の軍隊、砲臺、兵工廠軍需品工場その他の軍事施設のみに限られ、これ等に對しては刻下の廣東空爆の場合に於けるが如く徹底的爆撃を加へるが、非戦闘員たる一般良民を攻撃目標とするが如きは我空軍の斷じてなさざる所であつて、良民の安全の爲めには作戰上の利益をも犠牲に

するといふのが我皇軍精神である。日本空軍が廣東の非戦闘員を多數爆殺したなど恰も非戦闘員を空爆の目標としたかの如く傳へる海外報道の根據なきことは今更説明する迄もあるまい。我空軍は敵の武裝都市に對しては攻撃の手を緩めるところか、局外者の非難抗議等には躊躇せず今後益々猛烈なる爆撃を加へて抗日膺懲の目的貫徹に邁進するのみである。

一體我方の廣東空爆云々に關し支那側の泣訴宣傳に最も乗せられつゝある英國自身が印度に於て爲した驚くべき非人道的空爆を此の際想起すべきである。即ち英國空軍が印度西北邊境のワジリスタン地方ワジリ族討伐に際し多數の良民を慘殺したので、印度民衆を憤激せしめてゐる問題がある。即ち昨年五月廿八日アラハバトに於て印度の回教徒及びコングレス共同主催のワジリ族討伐反對示威大會が開催せられたる際、現地調査のため派遣せられて居つた調査委員から英國側の不法行爲に對する報告あり、就中英國空軍が戰場に近いワジリ族部落を爆撃して非戦闘員たる婦女子良民を多數慘殺したる事實に付き詳細なる報告がなされ、また空爆された地域の土人も出席して生々しい事實を告げた爲め、前記大會は全會一致を以て英國に對し抗議を發するに決し、且つ五月

廿八日を英國空軍の暴虐行爲に對する抗議日として記念し、毎年全國的に猛烈なる反對示威運動を起す事となつたとの事である。

## 野村直邦海軍少將談

最近行はれた我空軍の廣東爆撃に對しては目下各方面に於て非常な問題となり且つ非難的となつてゐる。これ等の空襲の結果非戦闘員に若干の死傷者を出したことは遺憾千萬であるが、然し其の死傷數に關し一般に報道されてゐる所は從來の支那側報道の例に漏れず明かに非常に誇大に宣傳されてゐる。空襲に對する非難の大部分が廣東及び漢口の如き都市が決して一般に通用する意味に於ける「無防備都市」でないことを一般が認識してゐないことから生じたものと信ずる。事實これ等の都市が恐るべき近代的防空武器を以て完全に防備されてゐる「武裝都市」であることは汎ゆる事實が之を證明してゐる。日本海軍當局が過去に於ても歴次に互り聲明した如く、我海軍航空隊は常にその空爆目標を軍事施設のみに限定し、同時に爆撃の正確に完璧を期するため非常な危険に曝されるのも顧みず低空からの爆撃を敢行し來つた。併し乍らこれ等都市の防空施設は強力なる高射砲が多數配備された結果最近非常に強化されるに至つた。併もこれ等の高射砲は軍事施設

の附近ばかりでなく、軍事施設の位置如何には殆んど關係なく無差別的に市内の汎ゆる場所に裝備されてゐる。更に支那軍は斯る防空施設を第三國人に屬する財産の近傍に設備し斯る事例は最近激増の傾向にあることである。如上の如き事態の下に於て我航空隊は最近空襲に於て從來より若干高い所から爆撃せざるを得なかつた。従つて非戦闘員の死傷並に軍事施設の近傍に位置した住宅其の他の建物の損害が生じたのも亦已むを得なかつた次第である。近代的武器の性能に多少共通曉してゐる者は斯る損害の發生が絶對不可避であることを認めるであらうし、又上海に於ける經驗もこれを實證するであらう。我は今後も至大の注意を以て我空軍の空爆に最大限の正確を期せんとするものであるが、同時に我軍は今後從來より一層激しい空爆を廣東及び漢口の兩都市に對し加へるであらう。即ち日本海軍は之によつて國民政府が現在とりつゝある態度が如何に無益であるかを悟らせると共に、空爆をも含む戦闘行爲を可及的速かに終熄せしめんとするものである。されば日本海軍はこれ等の都市に居住する第三國人に對し支那軍の防空施設の存在する地域を避けられるやう希望するものであるが、同時に無辜の支那大衆に對し



ても斯る危険地帯からは避難するやう勸告する。  
 尙ほ我外務省では同十四日重ねて左の如き當局談を發表し、支那側デマ宣傳に對し完膚なき迄に之を爆砕すると共に列強の反省を促す所あつた。

## 外省情報部長談

皇軍の廣東空襲に付き敗戦支那は各國の同情を得る爲め殊更に非戦闘員の被害を誇大に宣傳し、香港の諸新聞によれば國民政府當局は六月六日のみの廣東空襲により死傷者千五百、破壊家屋一千五月二十八日以来の累計死傷者七千と公表し、諸外國に於ても右宣傳に眩惑せられて皇軍が非戦闘員を故意に爆撃してゐるかの如く非難したのであるが、全廣東省警察局長李潔之が「空襲の教訓」と題し六月十一日の廣東中山日報に發表せる記事によれば、同警察局管内たる廣東市の被害は昨年八月十八日の第一次警報以來現在迄警報回数三百廿餘回、日本機の投爆數三百餘回、爆死者凡そ二百七十餘名、負傷者七百餘名、爆破家屋四百餘戸に過ぎぬ。右の如く支那側の信すべき筋の報告により從來の支那側のデマが暴露され、皇軍の空襲による非戦闘員の死傷が極めて少數なる事が立證せられたことは注目すべきことであると同時に、支那側の宣

傳に躍らされた諸外國に對しては頂門の一針と云ふべきである。  
 叙上の如く我方に於ては屢次廣東空襲に關する態度を闡明しつゝある折柄、同十七日又してもスメターニン駐日蘇聯邦代理大使は外務省に堀内次官を訪問、日本軍の廣東空襲に關し抗議的申入れをなしたるも、我方は之に對して中止の理由なきは勿論、抗議の權利なき旨を反駁、更に蘇聯邦の對支武器援助に就き逆に蘇聯政府の猛省を求むる所あつたが、之に關し我外務當局並に上海駐在海軍武官野村直邦少將は同日左の如き當局談を發表した。

## 外務當局談

十七日午後五時スメターニン代理大使は堀内次官を來訪、蘇聯政府の訓令に基くとて昨年七月以來日本軍は支那の平和の民及び無防禦の都市に對し飛行機その他の武器を組織的に使用し、廣東の如きは二週間に亘り爆撃を受け多數の犠牲者を出し居り、此のやうな日本空軍の行動は凡ゆる文明國及び蘇聯の輿論の憤激を買つてゐる。蘇聯政府は自國民の要請に基き日本軍が空襲を中止するやう強く要望する旨を述べた。右に對し堀内次官は蘇聯政府は如何なる根據に基きまた如何なる權利によつて右のやうな申入をなすやと反問し、第一に蘇聯民が自國政府に何を要求しようとする

は勝手だが、蘇聯政府が日本政府に向つて斯る要求をなす謂れはない。第二に我軍事行動殊に空襲に關する點は全然事實に反し廣東、南京、漢口等は何れも堅牢な防備を施して居り、殊に廣東では全市に亘り防備施設が散在してゐる。第三に我空軍が支那の非戦闘員を目標として攻撃したやうな事實はない。要するに蘇聯政府は我軍の行動を曲解してゐるもので遺憾に耐へぬ。此の點強く蘇聯政府の注意を喚起する。蘇聯政府がスペインに多數の飛行機及び飛行士を送りたる事は世界周知の事實であり、更に支那へも多數の飛行機、飛行士等を供給し、我方に對する戦闘行動に参加せしめてゐることは支那自ら誇り顔に宣傳して居るのを見ても明らかである。之は甚だ不都合なことであつた。我方は其の中止を嚴重要求するものであると共に、右のやうな蘇聯の對支援助は事變を永引かせ、徒らに支那民衆に苦痛を與ふるもので、茲に蘇聯政府の猛省を促さざるを得ないと強く逆襲したところ、スメターニン代理大使は言葉を濁して答へなかつたのであるが、蘇聯のかゝる申入れは的外れも甚だしいものといふの外はない。

## 野村海軍武官聲明

我軍の廣東空襲に關し第三國の裡には今尙ほ我方の公正な態度を

理解せず、依然として種々な非難攻撃を續けてゐる向きがある中で、余は茲に海軍々人としての専門的立場から重ねて二三の所見を陳べ、各方面の非難の理由なき所以を明にしたい。率直に言つて余は此の種の非難の根據が奈邊にあるかを正確に諒解するに苦しむものである。

一、廣東は立派な武裝都市であるから軍事上の目標となるのは當然である。若し此の廣東の空襲が悪いといふのであれば何故日本のみが獨り非難されねばならぬのか。武裝都市の空襲は今次事變に始まつたものではない。過去に於て日本以外の國が色々な場所で行つた所であり現に行ひつゝある事柄である。

二、次に投下された爆彈の或るものが、目標となつた軍事的施設に命中せず附近の建築物に損害を與へたこと、更に極めて例外的な場合であるが目標に對する判断を誤つたことが悪いといふのであれば、日本軍は専門家の立場から技術的に不可能とされてゐることを爲し得なかつたといふ理由で非難されると言はざるを得ない。我々専門家は過去十年餘に亘る各國海軍機の標的艦爆撃演習の成績をよく知つてゐるが、廣東空襲の目標となつた軍事施設よりも數倍も大きな標的艦に對し併かも對空射撃の脅威を全然



受けないにも拘らず命中率は極めて低いのである。此の事實は海軍の事に明るい人士の間では問題なく認められてゐる事柄であるから、その點に疑問を懐くものは宜しく自國の専門家に就いて確かめられたがよい。爆彈はたとひ如何に慎重な態度で投下されようと且つ又最大限の命中率を期する爲めどれだけ無理な危険を冒さうと全部が全部命中するといふ譯には行かぬ。我軍は此の事實を十分に知つてゐたからこそ屢々上空から傳單を撒布して廣東市民に警告を發したのであつて、余が前回の聲明に於て廣東の第三國居留民及び支那市民に對し危険區域からの避難を勸告したのも一にその爲めである。

三、最後に空爆非難の根據が非戦闘員たる市民間に死傷者を生じた點にあるとしても、日支間の戦闘行為が繼續されてゐる今日、軍事施設の附近に居住する非戦闘員は危険の少ない地帯に避難するのが常識だと我々は考へる。遭難した市民に對しては心から同情こそすれ、毫も敵意を懐くものではないが、近代戦闘に於ては如何なる國が交戦當事國とならうとも或る程度の非戦闘員の死傷は免れ難いことを指摘したい。而も支那當局は故意に市民の避難に對して適切な手段をとらなかつたのである。廣東空爆が非難さ

るべきだとすれば夫は寧ろかゝることを敢てした支那當局に向けるべきではないか。

### 第五節 帝國陸海軍の戦績

蘆溝橋事件勃發以來、皇軍は陸に汎ゆる困難を排除して進撃輝かしき戦果を収めて早くも滿一周年を迎へたが、天皇陛下に於ては過去一年に亘る戦果を深く嘉せられ、昭和十三年七月七日午前十一時板垣陸相、米内海相を宮中に召され、拜謁仰付けられて長くも陸海兩軍部に對し優渥なる勅語を賜はつたので板垣、米内兩相は聖慮に對し恐懼感激して御前を退下、同十一時十五分兩相は更めて拜謁を願ひ出たるところ、長くも之を差し許されたので、再び御前に參進恭しく奉答文を捧呈し御前を退下、同十一時十五分宮中より退出し直ちに全陸海軍將兵に聖旨を傳達し、午後一時半大本營陸海軍部より同時に左の如く發表された。

#### 大本營陸海軍部發表

大元帥陛下に於ては本日午前十一時陸海軍大臣を宮中に召させられ陸海軍人に對し優渥なる勅語を賜りたり。

#### 陸海軍人に賜りたる勅語

萬里の長城の城壁上にも、大黄河の畔にも、江蘇、安徽の平原にも、紫金山の山頂にも我日章旗は高らかに翻るに至つた。

今事變は我出動兵力も未曾有の數に上りしだけ、作戰の規模に於て將た其の成果に於て又空前と謂はねばならぬ。即ちこれを我戦線に見るに六月下旬に於ける我第一線は北は包頭西方地區より山西省境大黄河に沿ひ河南開封附近に至り、更に柘城、正陽關、安慶、蕪湖より南杭州に達し全長約二千二百五十料にして、彼の奉天會戰時に於ける最大戦線の約十倍に相當し、これに包含され、我占據地域は今や察哈爾、綏遠、山西、河北、山東、河南、安徽、江蘇、浙江の九省に亘り、面積大約百二十五萬平方料にして我全領土の二倍弱に相當し、占據地域内の住民も一億三千萬に及ぶものと推算せられる。

主なる會戰回数も昨年七月の京津地方掃蕩戰を手始めとして察哈爾作戦、蒙疆作戦、晋北作戦、涿州保定會戰、石家莊滏陽河會戰、津浦線及び山東作戦、山西南部の大黄河作戦、上海附近の會戰、湖東會戰、南京攻略戰、江北作戦、徐州會戰の十數回に及び各個の戰鬪回数に至りては枚擧に遑なく、航空部隊も亦戰鬪に爆撃に、偵察に、連絡に、測地に或は獨力を以て或は地上部隊に協力

朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク不幸客歲隣邦ト齟齬ヲ啓クヤ朕カ陸海ノ將兵ハ内籌畫經理ニ勤メ外攻戰防備ニ勞シ克ク威武ヲ中外ニ宣揚シ以テ朕カ信倚ニ對ヘタリ朕ハ汝等ノ忠誠勇武ヲ嘉シ切ニ録竊ニ斃レ疫癘ニ死シ或ハ癆瘵ト爲レルヲ悼ム惟フニ時局ノ前途ハ尙遠遠ニシテ出師ノ目的ヲ達センカ爲汝等ノ努力ニ俟ツモノ寔ニ多シ汝等軍人其レ克ク朕カ意ヲ體シ宇内ノ大勢ト時局ノ本質トヲ察シ愈々自彊淬礪以テ朕カ股肱タルノ本分ヲ全ウセンコトヲ期セ

#### 陸海軍大臣奉答文

優渥ナル勅語ヲ賜リ臣等感激ニ堪ヘス謹テ聖旨ヲ奉體シ戮力協心陸海一致事變ノ解決ニ渾身ノ努力ヲ致シ以テ聖慮ヲ安シ奉ランコトヲ期ス

#### 大本營陸軍部發表

支那事變勃發以來早くも茲に一周年を迎ふることゝなつた。この間大陸に出動せる皇軍は、長くも大御稜威の加護の下に、朔北の野に江南の地に敵を索めて攻撃し破竹の勢を以て連戦連勝を續け



し常に赫々の戦果を収めて来た。この間に於ける海軍の緊密なる協力は吾人の感謝に堪へぬ所である。

敵損害は戦場に遺棄せられたる死體のみにも五十一萬、その他推算損害總計百三十餘萬に達すべく、事變頭初の支那軍保有總兵力の約六割五分に相當する。勿論支那軍は其の後の改編新編により現在なほ約二百師百十萬の兵力を有してゐるが、其の實力たるや頭初の半にも達せぬ程度に低下したと見るべきである。斯くの如く南に北に皇軍の威武を發揚し大なる戦果を収めたる反面、我軍の拂へる犠牲も亦決して僅少ではない。即ち事變勃發以來本年六月末までの殉難將兵總數は戦死三萬六千六百二十九名に達した。死を邊野に效し馬革を以て屍を裹むは固より男兒の本懐とは云へ、鋒鏑の下に倒れたる多數の殉難烈士に對しては衷心哀惜の情に堪へず、これ等勇士の遺族並に戦傷將兵に對し深厚なる慰問の衷情を捧げる次第である。

今や國民政府は南北戦線に於て大打撃を蒙り、昨冬遂に首都南京を放棄し既に中央政權たるの實を失ひたるも、彼等は依然以夷制夷の迷想を脱却する能はずして僅かに第三國の援助干渉等に萬一の僥倖を夢み長期抵抗の意思を放棄せず。第三國中にも亦これに

支援を送るものあるを以て時局の前途は決して儉安を許さない。従つて敵國政府を屈伏して克く東亞安定の礎石を樹立すべき出師の大目的貫徹の爲めには、更に物心兩面に亘り競争遂行能力を強化し蔣政權の崩壊に一段の努力を拂はねばならぬ。

斯くの如く觀じ來る時吾人は内に爲すべき多くを有し眞に多事多端であるが、一方事變と共に進行しある東亞の新事態を眺むる時、多幸なる國家の將來と光明に満てる東亞の共榮を確認するのである。神武の劍によりて蔣政權の桎梏を脱せる大陸の民衆は防共、親日滿の大旗を翳して相携へて共榮の大道を進まんとするのである。洵に東洋の新歴史アジア更生は多幸なる希望を載せてアジア民衆の祝福を受けつゝ堂々長期建設の歩武を吾人の眼前に進めてゐる。惟へば建國以來二千六百年、今日ほど我大和民族が偉大なる聖業の遂行に積極的な活動を經驗したことはあるまい。斯かる歴史的轉換期に方り其の中核たるべき大使命を負へる吾人は皇道宣布の第一線に立ちあるの光榮と重責を痛感し更に緊陣一番時局を打開し、能く聖戰の目的を達成し、光輝ある國史に更に一段の榮光を添へんことを期する次第である。

鹵獲品(陸軍)

- ◇小銃(自動小銃を含む)一八〇、四〇六◇輕機關銃六、六八五◇機關銃(高射機關銃を含む)二、八七八◇拳銃五六五◇青龍刀一一、九五〇◇銃劍五、六四四◇槍五〇〇◇擲彈筒二七◇野、騎、山砲(十五種級野重砲を含む)四八六◇迫撃砲一、〇五一◇重砲二一八◇高射砲七七◇戰車砲一三◇戰車、裝甲自動車、自動車、自動貨車二七五◇飛行機三◇機關車八九◇客車(貨車)二、一七一◇探照燈二◇裝甲列車八◇無線器六◇小銃彈(MGLG彈を含む)一三、三三二、五九五◇ダムダム彈二〇、〇〇〇◇手榴彈二、二九三、〇〇三◇野山砲彈六〇九、六七九◇ガス箱四箱◇拳銃實包三二、四五〇◇擲彈筒榴彈六、〇三七◇鉛彈七、〇〇〇◇投下爆彈九◇筒擲彈一〇一◇迫撃砲彈一、七一七、八一一◇重砲彈二〇八、二一六◇地雷三一◇信管藥筒類一八八◇機械水雷六〇◇馬一、〇〇〇◇防毒面二、〇〇〇◇ガソリン二、〇〇〇◇器具類九五〇

海軍並に空軍を粉碎、全支沿岸の制海を完うし以て我陸軍の大陸進出を絶對安全ならしめたと共に、敵船舶の海上運輸を遮斷し爾後我陸軍と協同空陸並に揚子江上の作戰に赫々たる戦果を収めたり。他方我聯合艦隊は支那方面艦隊の作戰を支持すると共に、猛訓練を重ねて實力向上に専念し、以て紛糾する國際情勢に處し黙々として護國の大任を果し來れり。この間敵海軍の損害は四十隻、四萬三千トンにして全勢力の六割を超え、また我海軍のたゞめ爆破撃墜せられたる敵飛行機一千七十餘機なるに反し、我方損害は戦死者總數一千餘名、飛行機八十九機、小型微備備艇數隻にして海軍艦艇としては水雷艇、掃海艇各一隻輕微なる損傷を蒙りたるに過ぎず、尙ほ我海軍の占據せし支那沿岸港灣及び島嶼並に艦艇は次の如し。

大本營海軍部公表

聖戰並に一周年、我海軍はこの間支那方面艦隊兵力を以て劈頭敵

- 占領島嶼、港灣
- (一)北支方面 芝罘、威海衛、青島、連雲港の各港灣並に靈山島、朝連島、大公島、小公島(以上青島沖)車牛山島(連雲港沖)
- (二)中支方面 馬鞍群島並に杭州灣方面の諸島嶼(三)南支方面 厦門島、黃大奧島、平頭山島(以上温州沖)馬祖島(福州沖)金門島、小金門島(以上厦門島沖)南澳島(汕頭沖)東沙島其他廣東省方面



新支那現勢要覽

の島嶼多數

支那艦船損害(七月四日調)

艦名	噸數	備考
海拆	四、三〇〇	沈 沒(揚子江)
海琛	二、九五〇	同 (同)
海容	二、九五〇	同 (同)
海籌	二、九五〇	同 (同)
應瑞	二、七五〇	同 (同)
肇和	二、六〇〇	同 (廣東)
通濟	一、九〇〇	同 (揚子江)
寧海	二、四〇〇	同 我方にて浮揚(同)
平海	二、四〇〇	同 我方にて浮揚(同)
鎮海	二、七〇〇	沈 沒(青島)
逸仙	一、五五五	沈 沒 我方浮揚(揚子江)
威勝	九三二	同 (同)

永健	八六〇	同 (同)
永翔	七八〇	同 (青島)
楚泰	七四五	同 (福州)
楚豫	七四五	同 (青島)
江利	五五〇	同 (同)
威寧	四一八	同 (揚子江)
海虎	六八〇	同 (廣東)
江大	二四七	同 (同)
海強	二〇〇	同 (同)
舞鳳	二〇〇	沈 沒(廣東)
◆...小砲艦		
堅如	二二五	沈 沒(廣東)
威寧	二五〇	大 破(揚子江)
肅寧	二五〇	沈 沒(福州)
撫寧	一八〇	同 (同)
江寧	二〇〇	同 (揚子江)
崇寧	三五〇	同 (同)

二〇四

長寧	三〇〇	同 (同)
正寧	三〇〇	同 (福州)
海鷗	二二七	同 我方にて浮揚(威海衛)
海鶴	二一一	同 (青島)
海燕	五六	同 (同)
海清	約一〇〇	同 (同)
海蓬	同	同 (同)
海駿	同	同 (同)
◆...驅逐艦		
建安	三九〇	沈 沒(揚子江)
同安	三九〇	同 (青島)
◆...水雷艇		
湖鶚	九六	沈 沒 我方浮揚(揚子江)
◆...特務艦		
定海	一、一〇〇	沈 沒(青島)
福安	一、七〇〇	同 (廣東)
噶日	五〇〇	同 (揚子江)
青天	二七九	同 (同)

◆總計四三隻、四三、一一六噸支那全海軍總噸數七三、六二〇噸  
 七月四日迄に與へたる損害約六〇%なり。外に砲艦、楚觀、民生、民權、義勝、綏寧及び水雷艇湖鶚、湖隼等は爆撃を蒙りたるも沈没するに至らず、右の外小型敷設艇、魚雷艇等多數の損害あり。  
 また七月六日比谷公會堂に於て開催せられたる支那事變一周年記念大會の席上、板垣陸相並に米内海相は夫々蔣政權の潰滅を見るまでは飽く迄全面的武力の手を緩めざる決意を披瀝し、全國民の堅忍持久を要望する所あつたが、其の演說要旨は次の通り。

板垣陸相演說

今や蔣軍最後の足掻きとして漢口を中心とする一帯の地區に防備怠りなき如くであるが、敗餘の敵は戰意沮喪甚しく最早自國民の利害を顧みざる非人道行爲と冷厳なる處刑とを以てするにあらざれば軍隊の崩壊を避け得ざる事態に立ち到つて居る。然し乍ら蔣介石は今尙ほ長期抗戰を口に其の抗日の氣勢に於て一年前に比し非常なる差異ありとも認むるを得ない。過去二十年の永きに亘り培はれたる抗日の清算を一朝にして成し遂ぐる事は固より不可能であらう。事變の解決に今後幾年を要すとも帝國の進むべき途は唯一つであつて之を措いて東洋百年の平和は望むべくもない。



同胞各位は須らく一層深刻に時局の重大性を認識し、事變の近代性が要求する所の國家總動員に欣然協力して時局解決を速かならしむる事に努めらるべきである。蓋し近代戦に於ける國民は夫々一個の戰士であり、各々の職業部門に於て最善を盡せば國の戦力は従つて揚るのである。經濟戦或は思想戦なるが故にその眞剣さは於て第一線將兵に劣る事があつてはならぬ。現在我國民一般の負擔は決して輕くなく尙ほ將來國家が要望するものは一層の重荷であらう。

皇軍は今や蜿蜒二千料を超ゆる戦線に於て或は長遠なる背後連絡線に於て炎暑を冒し豪雨に堪へ涙ぐましい奮闘を續け、しかも何時にても勇躍死地に飛び入らんと身構へて居る。光輝ある皇軍の傳統を萬死を以て守らんとする我將兵の雄々しき覺悟こそは同じ大和魂に生きる國民諸君に不斷の激勵を與へるものなることを確信する。事變勃發以來陸軍に寄せられたる所謂銃後の熱誠、獻金品の數々特に我國の美風たる一大家族主義に基く、出征兵士の家族並に遺族等に對する近隣郷黨の扶助救恤が如何に戦場の勇士を奮起せしめつゝあるかは戦場の體驗を持たぬ者の容易に想像し得ざる所である。

支那事變勃發して茲に滿一年この間舉國一致、以て出師の目的達成に邁進し着々其の効果を擧げつゝある事は眞に感激措く能はざる所で、殊に出征將士の忠勇義烈と銃後國民の熱誠なる後援とに對しては只々感謝に堪へぬ次第である。

本日支那事變一周年を迎へて既往を回顧し、事變勃發以來尊き幾多忠勇なる將兵を失ひ或は傷けたことに對しては寔に痛惜の念を禁じ得ないのであつて、茲に衷心敬虔なる感謝の誠心を捧ぐると共に、我々國民は倍々聖戰の意義と時局の重大性を確認して堅忍持久飽くまで出師の目的達成に邁進し、以て聖旨に對へ奉ると共に護國の英靈を慰めねばならぬ。一旦緩急に際し義勇公に奉ずるは我國民的信條にして艱難愈々大なれば益々其の光彩を發揮するのである。

今や帝國は長期作戦にも備ふるの體制を着々整頓し飽くまでも所期の目的を達成して東洋永遠の平和を圖り、進んでは世界一般人類の福祉を増進せんがため奮戦力闘しつゝあるのである。我々國民は愈々國體の有難きを感じし億兆一心滅私奉公の誠を竭さねばならぬ。

## 第二編 支那事變國際關係

### 第一章 歐米列強の動向

支那事變を繞ぐる過去一ケ年間の外交問題を顧みれば實に波瀾曲折を極めてゐる。今次事變は東洋の歴史に一時代を劃するところの重大事であつて、然も歐米諸國が支那に於て多かれ少なかれ種々の權益を有つて居り、又日支兩國に對して夫々特別な關係にあるのである。事變の進展に伴つて各國共に夫々の立場や利害に従ひ、或は日本に好意を寄せ、或は支那に同情して之を援助し、又は嚴正中立を守る等、種々なる動きを見せてゐるのである。

然し何分にも滿洲事變以來の反日感情が、未だ各國に多分に残つてゐるに加へて、支那側は例の巧妙な反日宣傳、並に歐米各國にすぎり其の助勢を以て日本を牽制せんと歐米依存政策を採つてゐるので、獨伊二國を除く他の各國に於ける空氣は、大體に於て支那側に同情を有つてゐる如くである。現に蘇聯邦及び佛國の如きは武器を供給し、或は飛行士並に技術者を送つて極めて露骨な援助を行ひつ

つあることは周知の通りである。然れども滿洲事變當時に於ける四十二對一といふ全世界から包圍攻撃を受けたのに比較すれば、獨伊の二大強國が日本に對して全幅の支持を與へてゐるのであるから、當時と今日では、世界の情勢に非常な變化が來てゐることが認められるのである。

事態は北支事變より支那事變に發展し、戦區は北支、蒙疆から中南支にまで擴大し、全支海岸の航行遮斷が行はれ、首都南京を始め北京、天津、上海、青島、厦門等の重要都市は攻略されて、更に徐州の陥落によつて隴海線は切斷され、第二の首都漢口の運命も谷まり、蔣抗日政權の没落も近しと見られてゐるのである。

此の間に於て上海の中立化案、聯盟會議、九國條約會議等各國の共同戦線による日本の攻勢を阻止せんとする工作も行はれ、又蘇支協定の成立等に現はれた蘇聯邦の對支援助の積極化、南京、廣東等の爆撃に對する各國の反日運動の激化等、日本に對する情勢の悪化があり、更に加へてヒューゲッセン英大使の負傷事件、パネー號、レディバード號に對する爆撃事件の勃發、上海、天津其の他に於ける關稅の接收問題、上海租界に關する各種の問題等、頗る多岐多端な外交問題が續發展開したのであつた。



加之一方歐洲に於ては、西班牙動亂を繞ぐる英佛蘇と獨伊との對立關係の激化があり、更に加へて獨逸合併、チエッコ問題等の勃發する等、國際情勢は頗る紛糾混亂を呈してゐるのであるが、これ等の難局を開くために英佛、英伊、英獨等の間に頻々として會談協議が行はれ、然もそれ等の外交折衝が何れも單なる歐洲問題に留らず、極東の問題にも觸れて居り、如何に日支事變が全世界を動搖しつゝある大問題であるかを如實に示してゐるのである。

今次の事變を繞つて其の動向の最も重大視されてゐる國は、支那に於て最も多くの權益並に國民政府乃至蔣介石に對して特殊な關係を持つてゐる英國を初めとして、抗日人民戦線或は國共合作の出現を利用して支那の赤化を企圖し、之に對して積極的な援助を與へつゝある蘇聯邦及び佛蘇同盟以來人民戦線派の指導者であり、且つ又南支に於て多くの利權を持つてゐる佛國等の支那に對する態度である。又日獨協定から、日獨伊三國協定に擴張された歐亞兩大陸を貫く大防共陣營の結成に参加してゐる獨伊の日本に對する支持と、中立法を繞つて微妙な動きを見せつゝ中立の態度を堅持してゐる米國の動きは、事變の進展に對して大きな影響を與へてゐるのである。

英國は事變勃發の當時、恰も一方に日英の國交整調の豫備交渉が

進められてゐた際であつたので、極めて慎重な態度を執り、米佛蘇等の各國と聯絡して事態の擴大を防止する爲めに、日支間に調停せんとする意向を洩したのであつた。然し我方の斷乎たる第三國の介入を拒絶する決意を觀て、一應靜觀的態度を採つたのであつた。其の後事態は發展し戦局は上海に擴大するに及んで、上海の中立化案を提示したのである。更に事態が進展して南京爆撃が行はれ、支那側が聯盟を動かして日本を牽制せんとする策動を行ふや、英國は支那側を支持して國際聯盟會議から進んで九國條約會議にまで持つて行つた。然し聯盟會議も九國會議も我方の斷乎たる態度と獨伊の支持とによつて、何等の成果を得るに至らずして有耶無耶に終つたのであつたが、英國の對日共同戦線政策は依然として續けられ、南京陥落に際して發生したバネー號及びレディバード號の爆撃事件に對しては、頻りに英米共同戦線が強調され、又最近の廣東空爆問題に對しても、調査委員會の設置を提唱してゐるのである。

英政府の斯かる政策と相俟つて、英國一般の對日輿論は皇軍の南京爆撃當時から遽かに悪化し、レディバード號事件に際して頂上に達し、英本國及び各種植民地を通じて大々的な反日ボイコット運動が起つた。然しレディバード號事件の急速な解決等によつて其の後幾

分鎮靜に向ひ、上海に於ける租界問題又は關稅の接收問題等に對しては相當圓滿に交渉が進められたのであるが、これ等は英國一流の實利的外交の現はれとして注目された。然も二月にはイデーデン外相の辭任を見、從來の理想主義外交が清算され、英伊協定の實現を見る等、幾分の變化を來したとも見られてゐるのである。

蘇聯邦の支那に對する態度は、英佛其の他の各國とは全く其の内容を異にしてゐるのであつて、蘇聯邦が援助してゐる目標は、蔣介石乃至國民政府に非ずして支那の赤化であり共產黨であると云はれてゐるのである。抗日戰爭に對して餘りに深入りし過ぎたとの理由で引揚げを命ぜられたと傳へられてゐるボゴモロフ大使が、蘇支協定を置土産として去つた後に於ても依然として抗日戰の積極的援助は續けられて居り、飛行機を初め各種の武器は勿論、飛行士其の他の多數の軍人技術者等を派遣してゐるのである。之に對して我方から重光駐蘇大使を通じて嚴重な抗議をした程である。

元來蘇聯邦は支那事變を以て日本の支那侵略と誹謗し、對蘇戰に於ける立場を強化するものであると邪推し、支那をして長期抗戰を行はしめて日本の勢力を消耗させると共に、支那の赤化を助長せんと企てゝゐるのであることは、全世界の常識として認められてゐる

ところである。昨年來の赤軍肅清に續く國內の大掃除工作の爲めに國內の不安動搖が増大してゐるので、對外問題には積極的に乗出して來ることは出來まいと見られてゐるのであるが、支那に對する態度は相當大膽露骨であり、本年初からの孫科の莫斯科訪問に對しても支那側の期待したほどの援助を約束しなかつたと傳へられてゐるが、最近に至つて突如として蘇支軍事密約説が問題視され、然も之を裏書するかの如き國共合作強化等が現はれてきたので、益々蘇聯邦の動向は重大視されてゐるのである。

又同じ人民戦線派の佛國に於ては、事變の初期には輿論に現はれた反日的の空氣は可成り險惡なものがあつたが、歐洲に於ては西班牙問題の悪化、獨逸合併、チエッコ問題の勃發等極めて緊迫した事態が連續生起してゐたので、極東方面を顧る餘裕に乏しかつたと戦局が北支中支に止まつてゐた爲め、佛國の利益に直接の影響が少かつた等の理由から専ら武器賣込み程度の對支援助をしただけで、政府としては餘り積極的に動かなかつた。然し支那の全沿岸が日本海軍によつて航行遮斷された結果、佛領印度支那は武器輸入の最重要路となり、同地方を通じて輸入される武器の數量は非常な多量に上り、支那側の抗日戰を援助すること多大なものがあるので、我方



としては駐佛杉村大使をしてパリ政府の考慮を促したこともあつた。尙ほ最近に至つて戦局は南方に擴大し、我海軍航空隊の廣東爆撃が熾烈となるや佛國の對支援助は俄かに活潑となり、武器の供給は勿論、對支借款説等が盛んに傳へられるに至つたのである。

米國は北支事變が勃發するや、ハル國務長官は米國外交政策の一般的基調を聲明し、日支事變に關して「米國は決して無關心にあらざること」を明かにしたが、然し一般の輿論が支那に同情して、頻りに中立法の發動を要求する者があつたにも拘らず、國務省としては極めて慎重な態度を持してゐたのであつた。然るに其の後漸次反日的の輿論の勢ひが強化するに伴ひ、九月には政府所有船による武器の輸送を禁止する等の措置を講じて、一部の強硬論を緩和したのであつた。更に宛も國際聯盟會議の日本非難の決議と相呼應したかの如くに、十月五日及び六日の兩日に亘つてルーズヴェルト大統領の演説、國務省の聲明と相次いで「日本を以て九國條約並に不戰條約違反者なり」との意向を表明して、中立主義から干渉主義へと轉向するかの如き印象を與へたのであつた。

然れどもそれ等のことは一時的であつて、九國會議も何等の成果を得るに至らず、又國內には中立維持論が擡頭し大統領乃至國務省

の態度を非難する聲盛んとなつた結果、其の後も依然として中立政策は堅持され、パネー號事件に際して、對日感情が極度に悪化し、英國側から頻りに對日共同戦線が高唱されたにも拘らず、之に参加することを拒絶したのであつた。又最近の廣東爆撃に對して英國が調査委員會設置を提唱してゐるのに對しても、警戒的輿論が相當に強いところより見れば、今後も依然として中立的態度を持続するものと見られてゐる。

右の如く大體に於て米國の輿論は支那に對しての同情的な傾向は依然として強く、廣東爆撃に對しても中立法を發動せよとの議論が繰返へされ、日本に對して飛行機の賣却を中止せよと云ふやうな主張が強くなり、既に其の一部が實行されてゐるとも傳へられて居り、尙ほパネー號事件當時から起りつゝあつた排日ボイコット運動が再び激化せんとする情勢にあるので、米國の動きに對しては頗る注目を要するものがあるのである。

獨伊兩國は防共協定によつて固く結ばれてゐる。即ち兩國は反共產主義の東京、ローマ、ベルリン樞軸の立場より我日本に對して全幅の支持を與へてゐるのである。北支事變勃發するや、駐米獨逸大使は米國國務省に對して中立を聲明したが、其の後聯盟會議及び九

國會議に對しても日本支持の態度を明確に表明したのであつた。又伊太利は支那に對する武器の輸出を一切禁止する等、極めて徹底した日本支持を行つてゐるのであるが、昨年十一月防共協定に参加して親日的態度を愈々強化したのであつた。

日獨伊三國協定が恰も九國會議の最中に突如として發表されたことは、各國に對して非常な衝撃を與へたが、更に獨伊兩國が相次いで滿洲國を承認したことも亦日本外交の勝利として日本の對外的立場を強化したものであると云はれてゐる。徐州陥落と前後して、獨逸は自國の駐支軍事顧問ハルケンフアウゼン將軍以下全部に對して引揚げを命じたこと等は、支那を初め各方面に對して大きな反響を呼び起してゐる。

支那事變は勃發以來既に一ヶ年を経過し愈々長期第三段階に入つたのである。嘗ては獨大使トラウトマン氏の和平斡旋もあつたが、支那側の頑迷不戻なる態度によつて遂に其の機を逸し、帝國政府は遂に一月十六日を以て「蔣介石政權を對手にせず」との重大聲明を發表して、徹底的に抗日政權を打倒すべきところの堅き決意を表明したのであつた。爾來徐州を攻略し漢口に迫り、又長驅廣東を爆撃して最後の勝利を目指して、外は戦局の擴大と相俟つて、内は長期

抗戰の陣容を整備して抗日膺懲の聖戰たる意義を安からしめんが爲めに、國民の強固なる一致團結を以て一路邁進してゐるのである。

事變以來一ヶ年の外交戦を顧れば、滿洲事變の當時と異つて獨伊の強力なる支持があり、孤立無援ではないにしても、英米佛蘇等、支那に對して大なる利害を持つ諸國との微妙な關係を處理しつゝ、戰爭ならざる戰爭を敢行しつゝあるところに、一方ならぬ我が外交の困難が存したのであつた。而して今や事變は長期第三段階に入つたのであるから、外交關係に於ても愈々困難な問題が續發するであらうことは豫め覺悟して置かねばならぬ。此の難局の打開突破は決して容易の事ではなく、一に全國民の協力と發奮とによるの他はないのである。

## 第一節 國際聯盟と日支事變

國際聯盟と國民政府 國民政府は日支事變の擴大に狼狽し頻りに日本を中傷し、列國の支援を求めんとする對外宣傳を行ひつゝあつたが、果然昭和十二年九月十三日に至り國際聯盟に提訴するに至つた。之より先國民政府は八月三十日附を以て在ゼネヴァの何傑才代表をして日支紛争に關する覺書を聯盟事務局に提出せしめ、次い



で九月十日第九十八回聯盟理事會開會さるゝや、駐佛大使顧維鈞は支那首席代表としてゼネヴァに乗込んだが、南京政府の八月三十日附聯盟通告に添附せる第一次聲明書は三通より成り、支那領土に對して當時日本が執つた行爲の重大なる影響に關して述べたもので其の要旨は左の如くである。

## 國民政府第一次聲明書

八月三十日支那が聯盟に提出した第一次聲明は蘆溝橋事件に發せる武力衝突より十三日上海の戦鬪勃發直後までの経過を述べたもので、同聲明書は蘆溝橋事件後日本の軍事行動による戦鬪擴大は正規の外交手段による解決を日本が拒否した爲めに、支那の平和的努力が失敗に歸し、日本陸隊によつて上海に於ける武力衝突が促進され、戦鬪の場所より遠距離にある都市が日本の爆撃の犠牲となつた。これ等支那に於ける日本の軍事行動は大體全體を含む計畫を遂行せんとするもので、支那は自己防衛、國家生存の權利を行使、暴力を排斥する凡ゆる手段が失敗に歸した結果、已むなく武力に移らざるを得ざるに至つた。右の如き日本の國際聯盟規約の根本的法則、巴里平和條約及び九ヶ國條約を侵害した事實に對し國際聯盟の注意を喚起するものである。

尙ほ第二次聲明書は第一次聲明の補足的なものと思われ、八月十三日以来九月十日までの事態を述べたもので、日本軍は非戦闘員を殺戮し、赤十字病院船等を砲撃しつゝあり等虚偽の報告を以て世界を欺瞞せんとした。一方聯盟に於ては十二日の特別理事會に於て顧維鈞代表の口頭陳述により本問題を議題として取上ぐるに決し「日本今回の軍事行動は一九三二年に始まつた支那征略の繼續なり、聯盟は財政的其の他の方法により日本の行動を阻止すべし」との決議を可決したが、顧維鈞は翌十三日午前聯盟事務總長ジョセフ・アヴォール氏に南京政府は聯盟規約第十、第十一、第十七各條を適用し、日支問題を聯盟に提訴する旨の通告を發した。右通告文内容は左の如くである。

## 支那代表提訴通告文

予は本國政府の命令に基き閣下に對し日本が陸海空軍を動員して支那を侵略せる事實を檢討せんことを要請するの光榮を有す。日本の行動は聯盟の一員たる支那の領土保全並に政治的獨立に對する侵略行爲であつて、明かに聯盟規約第十條に基き檢討すべき問題である。日本の侵略行爲によつて齎らされた重大なる事態は同時に聯盟規約第十一條によつて檢討されねばならぬ。本問題に關

しては予は支那政府が去る八月三十日及び九月十二日に聯盟へ提出したる通牒に對し閣下の注意を喚起するの光榮を有す。右通牒は各聯盟國並に規約第三條に基き一九三五年二月三日聯盟總會によつて設置されたる諮問委員會に傳達さるべきものである。更に聯盟に對する日本の地位並に支那に對する其の行動に鑑み、支那政府は規約第十七條をも適用すべきものと思惟する。予は理事會に對し事態に對處すべき必要適切なる手段を研究し、之を實施することを要請する。

尙ほ支那代表顧維鈞は右提訴通告と同時に提訴理由に關する附屬文書を提出したが、其の内容は左の如く五項目より成り、日本軍の行動を極力諷誣中傷したものである。

## 提訴理由書

支那政府は一九三七年八月三十日附を以て聯盟に對し日支問題に關する覺書を提出したが、それ以來日本の對支侵略は一層熾烈粗暴を加へ、第三國民を含む非戦闘員の生命財産を無法に毀傷した事態の重大性に鑑み、支那政府はこゝに附屬文書を以て次の事實に付き特に聯盟の注意を喚起せんとするものである。

一、軍事的政治的詳報 八月十三日日本陸隊の抗戰によつて開

始された上海地方の戦鬪は、相繼ぐ日本の陸海空軍増援の結果益々擴大した。即ち日本は支那第一の海港たる上海を其の統制下に置く爲め、上海に駐屯する〇〇名を超える海軍陸隊に加へて近代的武器を有する陸軍〇個師團及び多數の軍用飛行機を上海へ増派した。

第三國代表は日本軍艦を含む日支兩軍の上海よりの相互撤收を提議したに對し、支那は原則的にこれを受諾したが、日本は即座に拒絶した。上海に於ける戦鬪の結果既に多くの人命財産が失はれたが、日支の大軍は依然死闘を續けて居り、戦鬪は今後永引くものと思はれる。

北支那に於て支那軍は日本軍の猛攻撃に對し勇敢に抵抗し、二週間に亘り南口を防禦したが、日本軍は毒瓦斯を使用し、更に熱河方面から關東軍が支那軍の側面を脅威した爲め遂に退却の已むなきに至つた。

日本軍は更に西方に進撃し、張家口に至る迄の平綏線上の各都市を占領、支那軍は八月廿七日張家口より撤退するに至つた。日本側は九月四日張家口に於て「南自治政權」と稱する傀儡政府が成立した旨發表した。



平漢線、津浦線の北方沿線方面に於ても戦闘が繼續中で、同方面に於ける日本の兵力は〇個師團〇〇名に達してゐる。日本軍の統制下にある北平及び天津地方は今や全く混亂と恐怖の巷と化し、日本軍は極力兵士の掠奪を防止すると稱して居ながら、北平に於て外國宣教師十名が拉致されたと傳へられる。

日本は支那の全港灣を破壊する目的を以て南支方面に對しても空爆を行つた。即ち〇機乃至〇機編隊の日本空軍は八月二十一日廣東を爆撃し更に同日汕頭及び漳州にも襲來した。九月三日日本軍艦が厦門の支那要塞を砲撃した直後、日本の飛行機〇機は同地を空爆、又汕頭は九月六日第二次の空爆を受けた。斯くて日本空軍は今や數省を除き殆んど支那全土に對し空爆の手を擴げるに至つた。日本空軍は恐るべき殺戮行爲を行つてゐるが彼等は戦闘員、非戦闘員の區別を全然無視する暴虐振りを示してゐる。日本のかゝる卑劣なる侵略行爲の詳細は後述の通りである。

二、日本の支那沿岸封鎖 日本海軍は八月二十五日上海から汕頭南方に及ぶ水域に支那船舶に對する航行遮斷聲明を行つた。日本政府は右封鎖は平和的通商には干渉せずと聲明したにも拘ら

ず、支那海にある日本第三艦隊法律顧問信夫淳平博士は外國新聞記者團との會見に於て「外國船舶も封鎖區域に於ては日本軍艦により停船される事あるべし」と述べ、更にこれ等外國船の積荷が日本海軍の觀點より戦時禁制品と目せられる場合は先賣權を行使することあるべき旨を明かにした。航行遮斷區域は九月五日に至り更に擴大され、秦皇島から北海に至る事實上支那沿岸全區域に亘り施行されることとなつた。同時に日本海軍は支那領海を航行する外國船舶に對し、其の國籍を確める爲め停船を命ずる權利を留保する旨を聲明し、又外國船舶業者に對し支那領海内に於ける船舶の航行状態を通告するやう要求した。

三、日本軍の赤十字隊爆撃 日本が締約國の一員たる一九二九年のゼネヴァ條約を頭から蹂躪して、日本軍は傷病兵看護の人道的作業に當る赤十字隊に爆撃を加へるの不法行爲を再三繰返した。支那赤十字協會幹事長F・C・イエン博士は八月廿九日新聞記者團との會見に於て、支那赤十字病院車三十臺のうち七臺は既に日本軍の爆撃により破壊されたと述べた。日本軍飛行機はこれ等病院車が赤十字の徽章により明かに識別し得るにも拘らず、屢々之を追跡して爆弾を投下した。八月十八日眞茹の赤

十字病院が爆撃された。幸ひに大部分の患者は他所に避難してゐたが、擔架人夫一名惨死、醫師一名と外三名が負傷した。翌十九日南翔に於ける赤十字野戰病院隊が同様に日本軍の空爆をうけ、負傷兵二名惨死、病院隊員四名負傷した。

就中最も恐るべき慘虐行爲として、八月二十三日羅店鎮の戦闘の際日本兵の行つた冷血行爲を擧ぐべきであらう。

當時負傷者救護に従事中の支那野戰病院隊員四十三名は日本軍の爲めに包圍されたが、日本兵は赤十字章を剥ぎ取つた上野戰病院隊員を坐らせこれに發砲した。醫師一名、看護婦四名は即死、看護婦三名が辛うじて難を逃れたが、残り三十五名は今尙は行方不明で恐らく殺害されたと思はれる。難を免れた看護婦三名中一名は脱走中發砲され重傷を負ひ、翌二十四日遂に死亡した。

斯くして日本軍の暴虐行爲は赤十字作業を最も困難ならしめつつある。現在では後方戦線の作業は一切死の危険に曝されることの少い夜間に行はれてゐる有様である。

日本側は右赤十字隊が軍需品を運搬中であつたと辯解してゐるが、それは全然根據が無い。支那赤十字協會は赤十字章使用に

當つて細心の注意を拂つてゐる。全部で三十臺の赤十字病院車は共同租界並にフランス租界通過の許可證を有し、且つ戦闘區域への出發前に嚴重な檢閲を受けてゐる。従つて支那側の傷病者運搬車に加へた日本軍の爆撃は絶対に辯解の餘地なきものである。

四、非戦闘員に對する無差別的攻撃 日本軍飛行機の非戦闘員無差別爆撃の例は數へるに遑かない。然し茲に悲惨な例を二三擧げて極悪非道の犯罪行爲を例證しやう。

八月十七日日本軍飛行機〇臺が上海西方八十哩の南通上空に飛來、同地の米人教會經營の病院目がけて六箇の爆弾を投下した。其の中一弾は病院本館に命中、本館は火災を起し焼失した。多數の支那醫師及び看護婦二名惨死、數十名に達する負傷者の中には米國人看護婦二名も交つてゐた。

又八月二十八日〇〇臺の日本軍飛行機が上海の密集地域南市を襲撃し、同市には支那軍陣地皆無なるに拘らず南停車場附近に爆弾投下、爲めに無辜の市民二百餘名惨死、五百名負傷した。被害者の大部分は安全地帯へ避難する爲め列車の到着を待つてゐた避難民であり、其の中には多數の婦女子が含まれてゐた。



八月三十一日日本軍飛行機が吳淞西方數哩の大場バス停留所を爆撃した際の如き二百餘名の傷兵並に避難民が殺戮された。同日天津を去る南方約七十哩の滄州でも同様の慘事起り、其の際數百の支那民衆は日本軍飛行機の爆撃で或は殺され或は負傷した。九月五日早朝日本軍飛行機〇〇臺は當時未だ戦闘の行はれてゐない上海共同租界の西端にある北興(?)を爆撃、多數の家屋を破壊、村民の死傷亦夥だしい數に上つた。尙ほ右飛行機は更に多數の避難民を乗せて蘇州クリーク航行中のジャンク二隻を認め、直ちに一隻に爆撃を加へて死者四十名、負傷者六十名を出し、其の他の避難民を恐怖のドン底に陥入れ、他の一隻は機關銃の掃射を行ひこれ亦多數の死傷者を出した。

五、教育、文化機關の無法破壊 日支間の敵對行為開始以來教育、文化機關は日本軍の無法破壊行為の好目標となつた。

日本軍の天津占領後最初にやつた一つは有名な南開大學及び附屬中學校に多量の石油に點火して焼却したことである。

日本軍飛行機の爆撃により多數の大學及び學校は一部若くは全部破壊されたが、此の中には江西のポールドウイン女學校、南昌の農業研究所及び師範學校、南京の中央大學、附屬高等學校

小學校、吳淞の同濟大學等がある。空爆を受けたこれ等の學校は同濟大學を除いては何れも戦闘區域より百哩も離れてゐることには注意すべき事實である。併も同濟大學と雖も空爆の當時は實際の戦闘區域内に無く、又支那軍も占據してゐなかつた。

以上の如く日本軍が過去數週間に亘り支那領土内に於て行つた行動は支那の政治機構を破壊し、支那國民の文化を絶滅し以て豫てよりの大陸征服の夢を實現する爲めに支那全土に侵略の手を伸ばさんとする日本の決意を明かに示すものである。

更に前記の如き日本軍の支那の領土侵略は國際法の凡ゆる原則、國際條約の凡ゆる規定及び人道の凡ゆる條理を全く無視せることを示すに外ならぬ。今や法律と道徳は暴力と無政府状態によつて代位された。侵略國日本は征服の貪慾に酔ひしれて假藉なき虐殺と無法な破壊に全力を傾倒してゐる。斯くて支那四億五千萬民衆の生命は危険に曝され、全世界の文明と安全は重大危機に直面してゐる。

次いで同二十日聯盟支那代表は總會代表全部に對し、滿洲事變當時の聯盟支那代表で現支那外交協會々長顏惠慶か上海から寄せた日本誣告のメッセージを配布、二十三國委員會に於ける議事を自國に

有利に展開せんとした。而して國民政府が右の如く國際聯盟に提訴したことに對して、我外務當局は極めて冷靜なる態度を持し、聯盟脫退當時の建前と同様東亞の問題は東亞自身に於て解決すべきであり、聯盟の介入すべき問題に非ずとの方針の下に對處するに決した。そこで外務當局は支那の聯盟提訴の形勢が看取されるや、之を阻止するの工作をなすと共に、支那事變が飽く迄自衛上已むを得ざる措置に出でたものであり、何等侵略的意圖を抱懐するものでない所以を聯盟加盟の主要國に徹底せしむるの措置を執る爲め、九月十五日情報部長談の形式を以て左の如く帝國政府の態度を中外に表明し、支那側の根據なき主張を反駁したが、尙ほ廣田外相は天羽瑞西公使をしてゼネヴァに赴かしめ、情報蒐集及び啓蒙宣傳等に遺憾なき處置を執らしめた。

外務省情報部長談

一、日本は非聯盟國で政治問題に就いては聯盟と協力しない建前を取り來つてゐるから、支那事變が支那政府により聯盟に提訴されたところで聯盟に於ける論議に關與すべき立場にゐない。

二、支那政府のステートメント及び提訴文は未だ全文を入手しないから、今茲に正確な意見を表示することは差控へるが、今ま

で判明せる所だけでも隨分事實を歪けて日本を誣いてゐる。聯盟が東亞の事態を明かに認識せず、支那の一方的宣傳文書を基礎にして日支問題に介入するが如きは却つて問題を悪化し、聯盟の所期に反する結果を招來するのみなることは既に滿洲事變によつて十分立證された所である。支那は例へば非聯盟員に對する日本軍の攻撃を云々してゐるが、日本軍は非聯盟員を目標として攻撃を加へたやうなことは絶對にないし、又今後もあり得ないことである。支那軍こそ虹口方面の外國人に對し退去を要請し、日本居留民だけを其の儘残して置いて砲撃爆撃を加へるの暴舉に出た。之は明かに日本非聯盟員のみを目標とした不法攻撃であることは辯解の理がないであらう。支那こそ國際法の規定に反して非聯盟員に對し不法攻撃を加へるものである。

八月十四日の佛租界の支那飛行機による空爆の如き、更に其の後には於けるフーヴァ號爆撃の如き外國人非聯盟員を攻撃して多數の死傷者を出したことは今更述べ立てるまでもない。教育機關、文化機關等が攻撃の目的物から國際法上除外されてゐることとは云ふまでもない。去りながら支那軍に於てこれ等を占據し戦闘の基點とした場合には國際法上當然其の不可侵性を喪失す



るに至ることは申す迄もない。日本陸海軍は戦闘員並に敵性を有する人及び物のみを戦闘行為の目標とするものであることは勿論である。日本は又支那の政治機構を破壊し、支那の統一を妨害とせんするものであると誹謗してゐるが、之は日本の真意を解せざること甚しきものである。日本は世界の平和機構確立の前提としての支那統一を希望するものであるが、唯此の統一が正しい力により成就さるべきものであるとの信念を有するものである。

三、今次事變に對する帝國政府の方針は飽くまで支那の反省を求め、誤れる排日政策を抛棄せしめ、以て日支兩國の國交を根本的に調整せんとするにある。今次の事變勃發するや帝國政府は現地解決、事態不擴大の方針に基いて時局拾収に渾身の努力をして來た事は世界の齊しく承認する所である。然るに南京政府は毫も誠意を示さず、益々中央軍を北支に集中して我方に挑戦し來つたと同時に、揚子江流域及び爾餘の各地に於ては陰險極まる排日を行つて我在留民の平和的活動を脅かし、其の生存をも危殆ならしめた。帝國が斯くの如き國家に對し其の反省を求むる行為に出た事は、正義人道の爲め又自衛の爲め極めて當然の

ことである。唯日支問題に就いては日支兩國間に於てのみ現實に即した最も公正なる解決方法が発見されるものと確信する。

**聯盟理事會の討議經過** 國際聯盟理事會の日支事變に關する討議は九月十五日支那代表顧維鈞の演説を皮切りに開始された。即ち顧代表は先づ武力侵略による内外人の被害等を哀訴した後「日本の大陸に對する領土侵略政策は飽く所を知らず、遂には外國の權益も悉く驅逐されるに至らう」として諸外國の輿論に訴へ「歐洲と極東の狀況は相關關係にあり、世界の平和は不可分なり、須らくニヨン會議の速かなる成功の例に倣ひ何事か爲すべし。事件は目下理事會に提起せられたるにつき、理事會自ら何事を爲すや、若くは總會に之を移牒するや、將た又之を諮問委員會に懸くるやは理事會の決定する所である」と口を極めて日本を罵倒し、聯盟總會に於て支那事變採擇の急務を主張した。

次いで理事會は十六日午後四時半より非公開會議を開きネグリン議長司會の下に之が審議に入つた。先づ議長は南京政府の提訴を上程し各理事國代表に對し之が審議手續の問題を討議するやう要請した。之に對し支那代表顧維鈞は「支那政府は聯盟規約第十、第十七の各條に基き日支紛争を提訴する」と冒頭し、「日本の武力侵

略は支那の領土保全及び政治的獨立を脅威し、世界擁護の爲め聯盟の賢明且つ有效なる行動を必要ならしめてゐる。日本の侵略の性質及び程度、其の世界平和に對する危険並に之に對し聯盟の採るべき行動は支那代表の總會に於ける聲明並に理事會に提出せる文書中に説明した通りであるから、支那代表は本日の理事會に於ては之を繰返し説明しない」と述べた。次いで議長は本件を諮問委員會に附託する根據となる條項に就き説明を加へ左の如く述べて、支那の提訴を諮問委員會に移牒すべきことを提言した。

#### ネグリン議長の提言

二十三國諮問委員會は極東の情勢を検討して聯盟の使命達成に資すると同時に、聯盟國と非聯盟國が行動を決する前に行ふべき協議を援助する任務を委託されたものである。理事會は支那代表が同意するならば極東の情勢検討の爲め聯盟事務總長に對し即時二十三國諮問委員會の招集を要請するであらう。支那政府の八月三十日附並に九月十二日附聲明は聯盟各國及び右委員會構成各國に移牒したが、十五日の總會に於ける支那代表の演説並に本日の議事録も以上各國に通告するであらう。

右提言に對し支那代表顧維鈞は頗る不満げに「支那政府の提訴は

何れ理事會の議に懸けられるものと了解し議長の提言を受諾する。

然し支那政府は必要ある場合は理事會に對し規約第十一、第十七の各條に基き行動することを要求する一切の權利を留保するものである」と述べ、二十三國委員會附託を承認したので、議長は右支那代表の聲明を了承し、且つ理事會が右提案を承認したものと思惟する旨を宣言して散會した。

**二十三國諮問委員會** 聯盟理事會より日支紛争の支那提訴審議を附託された二十三國諮問委員會は、九月二十一日午後六時第一回會合を開催、ラトヴィア代表ムンテル外相を議長に推して議事を進めた結果、委員會は事件の當事國たる日本、支那兩國及び獨逸、濠洲の四國に對し委員會の議事参加を要請することを決定し、二十七日まで右四國の回答を待つこととし同日まで休會した。當日スイス駐米國公使レランド・ハリソンがオブザーヴァとして出席したが、委員會に對する米國の態度を表示せる別記事務總長宛て通告が議長から披露され、又支那代表顧維鈞より日本軍の空襲の慘禍を訴へた書信も發表された。

尙ほ聯盟理事會では支那の提訴を二十三國諮問委員會に附託すると共に、米國政府に對し同委員會に代表を出席せしめられんことを



要請したが、ルーズヴェルト大統領は慎重審議の結果右要請を受諾するに決し、二十日スイス駐劄公使レランド・ハリソンを通じ聯盟事務總長アヴノール氏に對し其の旨通告せしめ、同時に國務省から左の如く發表した。

米國々務省發表

米國政府は廿三國諮問委員會に代表を出席せしむることに原則として賛成す。但し右委員會の機能を十分承知せざる限り如何なる程度まで委員會に協力し得るか言明する能はず、右代表には瑞西駐劄公使レランド・ハリソン氏を任命し、一九三三年當時の代表ヒュー・ウイilson公使と同一の目的即ち協議には参加するも投票權は有せずといふ資格に於て委員會に出席せしむべし。

ハリソン公使の通告

余(ハリソン公使)は二十一日招集さるべき二十三國諮問委員會に去る一九三三年三月十三日米國政府が當時の聯盟事務總長・エリック・ドラモンド氏に送達せる通告に示されたる所により右委員會に出席せるヒュー・ウイilson公使と同一の資格、同一の目的を以て出席する權限を賦與されたる旨貴下に通告するやう米國政府より訓令を受けたり。米國政府は二十三國諮問委員會は理

事會より總會に移牒されたる問題に關し總會が到達せる政策上の主要決定に従ひ且つ之を基礎として創設せられたることを想起するものにして、米國政府の諒解する所によれば右諮問委員會は聯盟の勸奨する政策遂行の爲め聯盟各國並に非聯盟國間に於ける共同動作並に態度決定に資する爲め創設せられたり。但し米國政府は聯盟が右委員會に賦與すべき機能につき通告を受くるまでは米國政府が如何なる程度まで有効に協力し得るか目下のところ言明し能はざる所とす。米國政府の立場に關し誤解なからしめ、更に右の不明確より生ずる混亂並に遲滞を回避する爲め米國政府は聯盟國たるの事實により各聯盟國に對し生ずべき各種の責任は之を負擔し能はざる旨言明せざるを得ずと思惟す。米國政府の見解によれば各聯盟國が其の政策並に執るべき方途につき共同決定を行ふ場合には聯盟の通常手段によるものと思惟す。米國政府は國際紛争を平和的に解決せんと努めつゝある諸國間に協調の原則が存することを確信し、國際聯盟が米國政府に提出することあるべき成案に對して慎重考慮を拂ふ用意を有す。但し假定的照會の條件を以て提示さるゝ方策乃至提案に對しては右方策乃至提案に關する米國政府の態度を言明すべき用意を有せず。

斯くて二十三國諮問委員會より日本、支那、獨逸、濠洲四ヶ國に招請方を打電通告したるに對し、支那及び濠洲は折返し之を受託する旨回答したが、獨逸政府は九月二十三日附を以てゼネヴァ駐劄獨逸總領事館よりアヴノール聯盟事務總長宛て「獨逸政府は二十三國諮問委員會に對する聯盟の招請は受諾出来ない。右は獨逸政府從來の態度に徴し明白である」との拒絕回答を發し、帝國政府も亦同二十五日廣田外相より聯盟事務總長宛て左の如き回答を發して招請を拒否したのである。

諮問委員會の事業參加招請に對する帝國政府回答

帝國政府に諮問委員會の事業參加を招請せられたる二十一日附貴電正に接到、余は茲に左の如く貴下に回報するの光榮を有す。抑々日支兩國の協調に依る東亞の平和確立は帝國政府不變の方針にして、帝國は之が爲め凡ゆる努力を盡し來れるに拘らず、支那政府は排日抗日を以て其の國策と爲し對日挑發行爲は全支に亘り頻々として相繼ぎ遂に不幸今次事變の發生を見るに至れる次第なり。仍て帝國政府は支那政府が深く茲に思を到し速かに反省せんことを要請するものなり。而して今次事變の解決に關しては帝國政府は其の從來中外に披瀝

し來れる如く日支間の問題は日支兩國間に於て事實に即せる公正妥當なる解決方法を發見し得べしとの確信を堅持するものにして從つて帝國政府としては從來國際聯盟の政治的事業に對し執り來れる其の方針を今日改むべき何等の理由も有せざるを以て遺憾乍ら諮問委員會の招請を受諾するを得ず。

九月二十五日

大日本帝國外務大臣 廣田 弘毅

國際聯盟事務總長 アヴノール殿

次いで第二回委員會は二十七日開會され、新たに招請された支那代表顧維鈞及び濠洲代表ブルース氏出席の下に公開にて議事に入り顧維鈞代表は日本軍の行動に就き左の如き誣告的長廣舌を振つて旺んに我國に毒ついたのである。

顧維鈞代表の演説

極東に於ける現時の事態は極めて重大で支那の安寧福祉を脅威するのみならず、聯盟の將來並に世界平和一般を脅威するものである。去る十五日余が總會に於て演説をして以來日本は更に支那へ軍隊を増派した。日本空軍は平和的人民を畏怖せしめる目的を以て集團的虐殺なる非人道的手段に訴へたが、斯かる空爆は國際法



の諸原則並に人道的良心に對する侮辱である。海陸空軍による對支侵入は紛争勃發當初に起れる事件が如何なるものにもせよ明白なる侵略行爲である。併もこれ等紛争初期の事件は虚構なる口實を構えて領土的征服を企圖する日本人によつて惹起されたものだが過去に於ても日本は平和的解決に到達せんとする支那の努力を無視して武力政策を遂行した。聯盟は規約第十條により一切の侵略に對して聯盟國の領土保全並に政治的獨立を擁護すべきを誓約して居る。日本の政策は斯かる聯盟に對する挑戦にして日本の眞意は明白だ。日本は支那を奴隸化し征服せんと企圖して居るのだ。支那の征服は亞細亞、太平洋、そして結局は全世界を支配せんとする日本の所謂神聖なる使命を實現途上の最も重要な段階である。人或は之を夢に過ぎぬと考へるかも知れないが、斯かる夢こそ世界の平和と安寧に對する現實の脅威なのだ。

日本の政治家は支那は誠意を缺くが故に之を膺懲すべきだと宣言したが、一體支那は膺懲されねばならぬやうな如何なる犯罪を日本に對し敢へてしたか。日本の足下に陸まづき其の足に接吻することを支那が拒絶した爲めであるか。日本が支那に期待するのは如何なる底の誠意であるか。日本の言ふ支那の誠意とは東京の命

令に唯々諾々として服従することであるか。日本の二十三國諮問委員會の招請拒否の回答に於て廣田外相は支那の排日運動を不服とし支那が讞意することを希望したが、廣田外相の意味する所は支那は日本に親愛の念を持ち、更に日本の間斷なき支那の領土侵略、何萬といふ無辜の婦女子の虐殺、數億弗の財産の破壊、強力なる軍隊による支那から一省又一省の奪取等に對してすら感謝せよといふにあることは明白だ。

斯くて日本の態度は第一に國際法並にケロッグ不戰條約、九國條約を侵犯するものとして、第二に支那を荒廢せしめ國民を苦しめる現在の戰鬪行爲を惹起せるものとして、第三に爾餘の諸國の平和と安寧を脅威するものとして非難さるべきである。聯盟は假令武力阻止の法則を擁護し得ないとしても、少くとも世界の面前に於て侵犯者を非難することは出来る。國際法及び聯盟規約の原則を實行出来ずとも、少くも聯盟がこれ等諸法則を放棄しないことを明かにすることは出来る。又假令不法且つ非人道的な空襲による無辜民衆の殺戮、財産の破壊を阻止し得ずとしても少くも斯かる暴舉を即時停止せしむべしとの文明世界の聲を更に大にする爲め聯盟の意のあるところを明確にすることは出来る筈

である。

聯盟が日本の侵略並に其の方法、即ち空軍による支那諸都市の爆撃を非難することは、聯盟の威信と平和の維持の爲め重大なことである。

更に顧維鈞は南京空爆に對する英米の對日抗議に言及し、又支那が毒ガスを使用しつゝありとの風説を否定し「日本こそ斯かる所爲によつて自己の眞意を暴露するものだ」と一流の日本中傷を試み、次いで再び空爆の脅威を旺んに強調した。

之に續いて英國代表クランボーン卿は顧代表の提起したる廣範なる問題に關する考慮を保留した後「日本軍の支那無防備都市爆撃、非戰鬪員殺傷問題は緊急審議を要するを以て、宜しく委員會は深刻なる畏怖の念を禁じ得ぬ意思表示をなすべきである」と提案し、佛國代表デルボス、蘇聯代表リトヴィノフ、瑞典代表サランドラー氏等も之を支持したので、委員會は決議案起草の爲め一旦休會したが、間もなく再開し、長時間の討議の結果全會一致で日本軍の都市爆撃を非難する決議を採擇した後、總會の採擇を求めると總會議長アガ・カン氏の許に送達したが該決議案の全文は左の如くである。

對日空爆非難決議

第二編・第一章・第一節 國際聯盟と日支事變

諮問委員會は日本空軍の支那無防備都市爆撃問題に付き緊急檢討を加へた結果、これ等爆撃が多數の婦女子を含む無辜の人民に死傷を惹起せる事實に對し深き感動を表明するものなり。全世界に對し畏怖の念と義憤とを招來せる斯かる行動に對しては何等辯明の餘地存せず、依つて委員會は斯かる行動を嚴肅に非難す。

更に諮問委員會は同委員會に代表を出さざる國をして其の決議に参加せしむる爲め之を總會に廻附したが、總會は二十八日午前の會議に於て全會一致を以て右決議を採擇した。其の際パレンシア政府代表デル・ヴァヨ氏が「決議に賛成なるのみならず、支那に對する固き連帶の關係を表示するもの」なることを述べたる外、他に發言者なく簡單に採擇を終り、最後に顧維鈞は右決議が迅速に滿場一致を以て採擇せられたることを感謝し、右は文明國全體より歓迎を受くべしとして簡單なる謝辭を述べた。

因に我空軍の南京、廣東等の空襲に關し國際聯盟諮問委員會が前記の如き日本誹謗の決議を採擇したるに對し、我方は同二十九日及び十月一日の兩度に亘り日本の軍事行動の眞意を明かにすると共に支那側の虚妄の宣傳を指摘し左の如く列國の蒙を啓く所あつた。

帝國政府の聲明



壽府では日本空軍の南京、廣東等に對する攻撃を非難し聯盟諮問委員會で日本空軍が無防備の都市を空爆したとて、之を嚴肅に非難する決議を採擇した。我日本としては聯盟の措置に對して何等關心を寄せる理由もない。然し聯盟ともあらうものが確實なる證據もなく偏頗なる、然も不正確極まる新聞記事を眞面目に取上げ無責任にも我國を非難する態度に出づるに對しては、日本國民は甚だしき憤懣を禁じ得ないのである。

一、南京、廣東等は無防備都市だと言ふ聯盟委員會の決議の論據其れ自體既に虚妄のことであつて、これ等の都市が要塞其他軍事施設を以て固められてゐるのは公知のことである。

二、我空軍の活動に關して如何に荒唐無稽の報道が行はれるかは去る廿七日香港のサウス・チャイナ・モーニング・ポスト紙の記事を見れば一目瞭然である。同紙は言ふ「九月廿四日の廣東ロイテル通信は日本軍の襲撃により無辜の市民數千名が死傷したと報じたが誤報も甚だしい。記者が直接廣東の支那當局や外國人から聞いた處では廣東市民の死者は百人に達してゐない。土曜、日曜の兩日は廣東では間斷なく空襲警報を鳴らしてゐたが、日本の空軍の爆弾は市内には投下されなかつた」と。

三、日本陸海軍の空襲は我國が支那の挑戦を受けて已むなく起した軍事行動の一部であつて、我軍空爆の目標が決して非戦闘員に對するものでなく、只支那軍及び軍事施設に止まることは我政府の屢々聲明した處で、又其の後の我軍の行動に徴しても明かであり、我空軍は嚴肅に命令を遵守し非戦闘員其他軍事關係以外の人命財産に損害を及ぼさぬやう極力注意してゐる。我國は以上の精神に基き不正なる非難等には敢へて耳を藉さず一路其の目的に邁進するものであり、虚構の事實に基く非難は斷乎として排斥することを聲明す。(九月二十九日)

## 外務省情報部長談

今次の關戰は支那側がこれを挑發したことは否定し得ない事實であるに拘らず、支那側では頻りに外國人に向つて日本に責任ありと信ぜしむるやうに努めてゐる。北支、上海何れに於ても我最善の努力に拘らず、支那側の排日態度は改まらず、また我在留民の利益に對する重大なる脅威に對し日本が最後まで手を盡した和平解決手段も効を奏せず、遂に關戰を開始するに至つたのである。九月十日の倫敦タイムスは、關戰の開始は何れも我方の責任であるかの如く書いてゐるが、輿論の指導者たるものが事實の真相を

検討することなく、重大なる影響を齎すが如き言動をなすは慎むべきであると信ずる。支那人が動もすれば暴力に訴へることに付ては、今日まで諸外國も苦しい經驗を嘗めて居り、支那人が上海より日本人其他の洋鬼子を追放する計畫が失敗したので、暴力工作を捨て、宣傳工作に移つた。世界各國がそれに氣づかず惑はされてゐることは不思議でたまらぬ。

目下ジュネーヴに於ても世界の責任ある政治家が支那代表顧維鈞の甘言に乗せられてゐる。支那代表が小委員會の設置に反對し二十三ヶ國委員會に支那事變の討議を要求して已まないのは支那としては尤もであらう。何故ならば極東の事情に比較的よく通じてゐる委員ばかりの出席する危険のある小委員會を説得するよりも二十三ヶ國委員會の仰々しい討議によつて世界の輿論を煽動する方が容易であると考へたからである。

英國代表クランボーン卿は日支紛争は兩國以外にとり重大なる關係ありといつたと傳へられてゐる。之は察するに太平洋問題に深い關係のある列強が會議を招集することは必要又は好ましきことと云ふことをヒントしたものと思はれる。

我々は現下の状態に於て仲裁を必要とせしむることを明瞭にした

と思ふ。支那が其の態度を改め反日政策を根本的に捨てるまでは我々は最後まで徹底的に戦ふ決心を持つてゐることを承知してもらひたい。従つて残念ながら曾つて述べたやうに斷乎として既定方針に邁進するものである。若し列強の何れか仲裁せんとすれば、先づ日本の目的とする所が那邊にあるかを十分理解せねばならぬ。若し何れの列強にしても國際委員會または太平洋各國會議を招集して日支紛争を取扱はんとすることは、少くとも現在に於ては時宜に適したものは云へない。支那と行動を共にせんと欲するならば、それは全く勝手たるべきであるが、唯其の國は支那の宣傳に十分注意を拂つてかかるがよからう。若し右委員會なり會議が諮問委員會の日本空軍非難の決議と同様に事の真相を全然理解しないやうな事があると、仲裁の總ての努力は無益に終るであらう。かゝる手段は惡意の報道に根據を置くものであるから、日本國民全體が企圖してゐる建設的永久的解決を更に困難ならしめるものである。日本は支那を破壊せんとしてゐるのでは斷じてない。然し平和を紊してゐるものを一掃せんとしてゐるものである。彼等は今や世界最大の攪亂者である共產黨



と公然結合した。日本は支那の領土を欲するものではない。唯其の協力を求めてゐるものである。之は發展と建設の新時代を齎し即ち之によつて常に日支兩國のみならず、全世界の繁榮と平和を招来せんと企圖するものである。(十月一日)

尙ほ右の外帝國海軍機が支那の旗章を擬装してゐるとか、或は日本潜水艦が支那ジャンクを襲撃々沈したとか種々なる反日デマが傳へられ、之が世界各國の輿論を刺戟せるに對し、帝國海軍當局に於ては何れも事實無根の風説として一笑に附してゐたが、これ等反日デマを一掃する爲め九月二十七日及び二十八日の兩日夫々其の事實無根なる旨聲明書を發表する所があつた。

**小委員會の設置** 同二十九日午後二十三人委員會は會議續開の上議長より委員會の日本軍空爆非難決議の總會通過報告あり、次いでハリソン氏(米國)は米國國務長官が二十八日附を以て無防備地域の空爆は國際法と人道の原則に違反する旨宣言せる事を披露し、エクスアドル代表クエヰト氏は「聯盟は國際法の蹂躪を阻止し違反の事實を宣言せざるべからず少くも支那に精神的援助を與ふべし。委員會は速かに具體的に何事か爲すべし」と述べ、佛國代表デ・テッサン氏は本件が複雑なることを注意し、委員會の任務遂行の方法を

審議せしむることとなり、小委員會は本委員會終了後直ちに第一回の會合を催した。

右小委員會は更に縮小委員會にラトヴィア代表ムンテルス等を委嘱し、其の起草せる勸告草案を基礎に十月四日三回に亘り非公開會議を開催し、議論百出の後、(一)日本陸海空軍の支那侵入、(二)日本空軍の支那都市爆撃、(三)日本海軍の支那沿海航行制限の三點に關し略ぼ意見の一致を見、深更に至つて漸く大體の結論に到達した。而して支那代表は「侵略(アグレッション)の文字を使用すべきを主張したが、小委員會は特に此の文字を避け單に「侵入(インヴェイジョン)なる言葉を使用することとなり、又日本海軍の支那船舶航行遮斷に就いては法律上戰爭状態を意味する懼れある「封鎖」なる文字を使用するは穩當でない」と云ふに意見一致した。

尙ほ翌五日小委員會は夕刻秘密會にて縮小委員會作成の案を最終的に審議し多少の修正を加へたる上之を可決し、直ちに二十三國諮問委員會に提出すると共に大要左の内容のものを發表したが、小委員會報告は第一、第二の兩者より成る。

縮小委員會第一報告書概要

第一報告書は四部より成る。(第一部)は事變の經過的記述で、日

第二編・第一章・第一節 國際聯盟と日支事變

研究し、決議案を作成する爲め小委員會設置方を提議したるに對し英代表クランボン卿も亦之を支持した後「英國は濠洲代表ブルース氏が過般總會の席上で提唱した極東關係國會議召集を受諾する」旨表明した。次いで顧維鈞支那代表の發言があつた後、小委員會設置の表決に入り、カナダ代表は棄權したが案は可決された。

右決定後小委員會の權限並に委員國の選定は意見百出の爲め決定せず次回に持越され、更に十月一日の公開會議に於て右小委員會の權限任務等を決し、議長より濠、白、英、支、エクスアドル、佛、蘭、波、瑞典、蘇聯の十ヶ國を委員とし、米國を諮問委員會に於けると同様の資格にて参加せしむべきことを提議した。

之に對し英代表クランボン卿は議長ラトヴィア代表ムンテルス氏を追加せんことを主張し支那先づ之に賛成、蘇聯は新西蘭を追加せんと提議し英佛之に賛成し、結局議長案に右ラトヴィア、新西蘭兩國を追加して十二國委員とすることに決定したが、其の際ポーランドは請訓の上ならでは小委員會参加を受諾し得ないと述べた。

引續き一般討議に入り支那代表顧維鈞は支那代表部配付の日本非難決議案の趣旨を説明し、同決議案の處置に就いて白耳義、蘇聯、英國、佛國等の間に押問答の後、問題を總て小委員會に移し自由を

支双方の事件の發端に關する言分を引用したる後北支及び上海方面に於ける日本軍の活動、海軍の支那船舶航行遮斷及び空軍の活動を記して日本が大軍を支那に派遣し居る旨を記述し、

(第二部)は法律關係とも云ふべく、現在日支間に問題となるべきは北清事變議定書、九箇國條約及び不戰條約の三つなりとして其の要領を客觀的に解説し、その他日支官憲の間に地方的に締結せられたる協定あり、其の正確なる條文趣旨乃至効力に付ては議論の餘地あるべきも、これ等協定は何れにしても右三條約の規定を變更又は失効せしむることを得ない旨を述べて居る。

(第三部)は事變の解釋ともいふべく第一部に述べたる事件は日本が右條約に依り支那及び其の他の列強に對し負ふ義務に違反するものにして、日本軍の戰闘遂行は一見支那の主權、獨立及び領土の保全を尊重する義務並に支那との紛争は其の性質及び起源の如何を問はず其の解決を平和的手段に依りてのみ求むべき義務に概觸す。日本軍の現在の地位と日本の條約上の義務との調和を偶々可能ならしむるものありとせば右は唯夫れが自衛上必要なる手段(適法に支那領土内に在る日本軍及び日本國民の保護を含む)なることを證せられたる場合のみなるが、此の點を判斷する爲めの材



料としては今日迄兩當事國が其の態度と政策を述べたる公的宣言をも検討せざるべからずとした。

(イ)先づ蔣介石の七月十七日の演説を引用し、其の中に述べられたる蔣の事件解決四條件を挙げ、(ロ)次で支那外相が七月十九日在南京日本大使館に手交せる覺書を引用し、之に對し日本政府の一般的態度として七月十四日議會に於ける首相答辯(日本は支那に對し領土的野心なく日本の求むるは領土にあらざりて協力にあり、而も其の協力は極東の文化及び繁榮の高揚の爲め兩國平等の基礎に於ける相互扶助である)地方的解決及び事件不擴大の部分及び、(ハ)九月十五日情報部長聲明(趣旨は(ロ)と同様)を引用し、事變當初に於て兩當事國が事件的に局限し平和的解決に到達し得べきものと信じ居たるが如きも結局其の目的を達し得ざりしなりとした。

次で日本側の主張として、七月十一日内閣聲明、七月二十七日の「支那との問題を地方的に解決するのみならず日支問題の根本的解決を必要とす」との首相演説及び九月五日外相説明中の「日本は共存共榮の爲めに日滿支關係の安全を目標となし居るに、支那は我方の眞意を無視して大軍を動員したるを以て彼等をして戰意

を失はしむる迄戦はんとす云々」の部分引用し、之に對し蔣介石の支那側態度は不變なりとの七月三十日聲明を引用し、更に日本政府は事變の平和的解決及び支那との協調を希望するも第三國の介入を拒絶するの決意を表明すること(七月二十九日豫算委員會に於ける外相答辯並に聯盟の招請に對する回答を引用)を述べ

支那側の態度に關しては總會及び委員會に於ける支那代表の聲明を參照し得べく、前に引用せる七月十九日の覺書が今尙は支那政府の方針を代表せることに付き疑なきが如しと述べて居る。斯くして左の如き要旨の結論を掲げたのであつた。

事件の發端に付き日支兩國の主張は相違して居るが、日本が支那領土に侵入し、支那沿岸に於て支那船舶の航行を閉鎖し(メジュアズ・ツー・クローズ)且つ日本空軍が支那の廣大な地域を空爆したことは争へぬ事實である。以上を検討し委員會は日本の陸海空軍の行動は、

- 一、最初衝突の原因となつた事件に不釣合に過大なること。
- 一、斯かる行動は日本の政治家が其の政策の目的として確言する日支兩國の親善を助長促進し得ないこと。
- 一、現存の法律的メンストルーメント、自衛權の根本精神により

正當化されないこと。

一、日本の行動は九國條約、ケロッグ不戰條約義務に反する事を認めざるを得ぬ。

同第二報告書結論概要

- 一、日本の行動は其の負擔する義務を侵犯して遂行されつゝあり従つて正當とは見做し難い。
- 二、支那の情勢は單に日支兩國のみの關心事ではなく程度之差こそあれ、日支以外の諸國も亦之に利害關係を有する。
- 三、國際聯盟の主要目的は平和を回復し之を維持するに在り、従つて現行の協約及び諸條約に遵據して速かに極東平和回復を圖ることは聯盟の責務である。

四、日支紛争は日支兩國の直接交渉によつて解決され得るものではなく、假令當事國の一方が非聯盟國であり且つ聯盟に對する政治的協力を拒否してゐるとは謂へ、本紛争の解決に當つては國際聯盟、國際法並に現行諸條約の原則に基く凡ゆる平和回復對策を考慮せねばならぬ。

五、聯盟の機關たる總會の採るべき第一手段は聯盟國たる九ヶ國條約調印國の會議を可及的速かに招集することである。蓋し九

ヶ國條約國は支那の主權獨立並に領土的行政的保全を目的とするものであり、各調印國は此の義務を誓約してゐるからである

六、總會は九ヶ國條約調印國が極東に特殊關係ある他の諸國を議事に參加せしめ、以て日支紛争を終熄せしむべき協約達成の方策發見に成功せんことを期待する。

七、右商議を開始せる諸國は諮問委員會を通じて隨時總會に提案を提出し得るものとする。従つて諮問委員會は總會が本會期を閉會せず且つ聯盟は右提案の實行に出來得る限り協力する用意ある旨言明することを要求する。

八、諮問委員會は今後一ヶ月以内にジュネーヴ又は其の他の場所に於て再開する。

二十三國委員會の決議

前記小委員會の報告書を接受した二十三國諮問委員會は十月五日午後七時より公開會議を開き之を審議した。先づポーランド代表コマルニツキ氏は第一報告の結論、第二報告の全體及び決議案に就き留保せざるを得ずと前提し、第一に法律上より見れば苟も紛争の存在する時之を審理するに當りては之が爲め明かに定められたる規約の條項によるべく、其の權限は理事會に屬する。然るにこれ等の條文を引用することなく漠然たる第三



條によりコンスタクションを行ひ、更に他の行動に出んとするが如きは手續上前例なし、且つ會議は聯盟主催の下に開催せらるゝ關係上或る一部の國に委任を與ふるが如き觀ある處、之に關與せざる國が右會議の爲めに豫見し得ざる何等かの義務を負ふが如きは之を認め得ず、況んや會議招請の政治的効果につき疑問あるに於てをや」と論じ、ニユージーランド代表ジョルダン氏は小委員會に於ける少數意見を述べた。

次いで投票に移り瑞西代表ゴルジェ氏は政府に請訓の暇なしとして問題の本質に觸るゝことなく棄權すべき旨を述べ、カナダも政府の訓令到達まで留保せざるを得ずと述べたので、結局波蘭、瑞西の棄權、カナダの留保を除き全會一致で採擇の上直ちに總會に提出されたが、決議案内容は左の通りである。

諮問委員會の決議案

聯盟總會は日支紛争に關する諮問委員會より提出された報告書を總會自身の報告書として採擇し、報告書の結論に含まれてゐる提案を承認し左の如く決議す

一、總會議長に對し九ヶ國條約加盟國たる聯盟國の會議を招集する案に付き必要な行動をとることを要請す

佛ポール・ボンクール、蘇聯リトヴィノフの各代表は決議案支持演説をなし、支那代表顧維鈞の發言あり、顧代表は「今次の決定は支那の要求とは相距ること遠きも連帶の觀念上之に賛成する」と云ひ將來必要生ずる時は何時にても第十七條適用問題を提出すべきことを留保した。此の時ノールウェー代表ハムブロー氏再び登壇し、議事手續上の理由を擧げて即決を避けんことを提議して多數の賛成を得たので總會は六日重ねて審議することゝして散會した。

次いで六日午後五時より續開、直ちに二十三國諮問委員會報告並に決議案を上程し、前日棄權の意を示したノールウェー代表及び南阿代表は本國より回訓到着せりとて棄權撤回の旨を簡單に述べ、他に發言者がないので表決に入り、議長はポーランド及びシヤムの棄權を除き各國代表全部賛成と認むる旨を宣言し、諮問委員會提出の報告及び決議案は其の儘可決された。終つてアガ・カン議長は議事終了の挨拶をなし「余は議長として採擇の決議中に提議されある手續を採る積りである。總會は本日をも以て閉幕するが、閉會ではなく休會である。二十三國委員會議長の要請があれば何時でも總會を再開する」と宣言した後「一國民衆の悩みは直ちに他國民衆の悩みであり、一國民衆の疲弊は直ちに他國民衆の疲弊となる。故に自國民

一、總會は支那に對し道徳的支持を表明す  
一、總會は各聯盟國に對し支那の抵抗力を弱め以て現在の紛争に於ける日支の困難を増大する如き行動を慎むやう勸告す  
一、總會は各聯盟國に對し各々支那を援助し得る程度を考慮すべきことを勸告す

一、總會は今次會議を閉會するに決したが、議長に對し諮問委員會の要請ある場合は何時にても總會を招集する權限を賦與す  
聯盟總會の日支事件決議案採擇 斯くて國際聯盟總會は十月四日再開、翌五日には對支衛生援助資金二百萬スイス・フラン支出を決定した後一旦休憩し、午後八時四十五分再開、日支問題討論に入り委員會報告書及び決議案を一括上程した。

劈頭シヤム國代表ビヤ・ラヤワングサン氏起ち、「シヤムは紛争當事國双方と親善關係にあるが故に何人にも増して紛争解決を希望するも政府に請訓の違なし」とて棄權を宣し、次に波蘭代表コマルニツキー氏は諮問委員會に於けると同様棄權の意を表明し、ノールウェー代表ハムブロー氏は「余は決して議事を妨害する意なきも斯くの如き重大なる決定を直に投票に問ふが如きは不當である」とし、請訓の違なしとの理由で棄權の旨を明かにした。然し英エリオット

の福祉を希望する者は同時に他國民の幸福をも考究せなければならぬ、これこそ國際平和の投票である」と結び、斯くて總會は支那に對する道徳的援助と九ヶ國條約國會議招集とを最後の收穫として午後五時半閉會、今次總會の議事を終了した。

帝國政府中外に宣明 帝國政府は國際聯盟並に米國務省が、「今次事變に對する日本の態度を以て九國條約及び不戰條約違反なり(別項参照)」と斷じたのに對し、十月一日情報部長談を以て我方の態度を表明したが、更に同九日正午外務省聲明の形式を以て左の如く中外に其の所信を闡明した。

外務省聲明

國際聯盟は現に帝國が支那に於て執りつゝある行動を以て九國條約及び不戰條約違反なりと斷定し、米國務省また同趣旨の聲明を發したるが、右は今次事變の實體及び帝國の眞意を理解せざるより來れるものにして、帝國政府の甚だ遺憾とするところなり。今次事變は條約上明白に認められたる駐兵權に基づき合法的に北支にありたる帝國軍隊に對する支那軍隊の不法攻撃に端を發したるものにして、當時蘆溝橋に於て演習に従事したるは極めて小部隊なりしのみならず、當時我支那駐屯軍は平時任務の爲め各地に



分散配置せられてゐること、また事變勃發後日本が作戦上の不利を忍びてまでも、局部的解決を圖らんことに飽くまで努力をしたることを見れば、我軍の行動が何等計畫的のものにあらずして、全く自衛の措置に外ならざりしこと明かなり。また上海次いで支各地に事變が擴大するに至りたるは、支那側が一九三二年の上海停戦協定を破りて非武装地帯に四萬餘の優勢なる軍隊を入れ、三千内外の僅少なる我陸戦隊と婦女子を含む約三萬の租界在留民とを殲滅せんとしたるに起因するものなり。而して其の後の軍事行動の發展は偏へに支那側に於て帝國の現地解決及び時局不擴大の方針を無視し、大軍を移動集結して我方に對し全面的に敵對行為に出でたるが爲め我方も已むを得ず軍事的行動を以て之に應じたるに基づくものに外ならず。要するに帝國が今日支那に於て執りつゝある行動は支那側の計畫的挑發行動に已むなくせられたる自衛措置にして、而して帝國政府が現下の對支行動により支那に求めんとするものは前記對日挑發行為の根源をなす排日抗日政策の放棄と日支兩國の眞摯なる協調による東亞平和の具現とに存し何等領土的企圖に出づる次第にあらず。従つて帝國の對支行動は如何なる現存條約にも違反せず、却つて赤色勢力に操られ國策と

して執拗悪性なる排日抗日を實行し武力行使により自國內に於ける日本の權益を排除し去らんとして今次事變を招來せる支那政府こそ不戰條約の精神に背反し、世界の平和を脅威するものといふべきなり。

**聯盟理事會の對日決議** 國際聯盟總會決議に基く九國條約會議は後述する如く十一月三日開催されたが、其の後聯盟理事會は更に對日決議を行つた。即ち第百回國際聯盟理事會は一月十七日開會豫定のところ、佛國政變の爲め延期せられ一月二十七日午後六時からイラン國代表ムスタファ・アドレ氏議長の下に公開にて開會、議長の開會演説に續いて各國代表は夫々自國の對聯盟態度を表明した。此の演説に於て英佛蘇聯等の大國が飽くまで聯盟擁護を述べたに對し、小國側は聯盟が近時其の性質を變じ來れるに不満を表し、聯盟は斷じてイデオロギーの團體たるべきでないとの意を示した。而して支那代表顧維鈞は、例によつて續々泣訴し反日空氣の煽揚に努めた。各國代表の演説要旨は左の如くである。

**イーデン英國代表演説**

聯盟理事會が第百回の會合を迎へた事實は、それ自身聯盟の價値を示すに充分である。聯盟が若干主要國の不參加の爲め、其の活

動の分野が制限され、當初豫定された機能を減じて居るのは遺憾であるが、英國政府は今日も聯盟の目的及び理想に忠實であることを宣言する。吾々は聯盟に不完全な點があるにも拘らず、國際協力を實行する爲めに從來考案された機關中最善のものであるから、之に充分なる支持を與へ、事情の許す限り之を活用せんと決意して居る。又英國政府は非聯盟の事業に協力することを歓迎するもので、聯盟國たることは非聯盟國との友好關係を阻害するものでないと思ふ。何となれば右は上述の原則を逸脱するものでないからである。最近各方面に或政體を主張することに依り、聯盟國と非聯盟國とを疎隔せんとする危険が存在するが、聯盟は未だ曾て國際協力を通じての平和を念とする以外に、如何なるイデオロギーの牙城ともなつたこととはなく、英國政府としては今後も斯かることがないよう努力するであらう。凡ゆる國が國際協調に依つて平和への道を發見するために結合して來ることは望ましいが當分の間吾々は現實を認識して現存機關を活用することを最善の策と考へる。

**デルボス佛國代表演説**

佛國は聯盟に忠實で、其の將來に希望を棄て、居ない。何人も平

和機構としての聯盟精神を非難することはないであらう。吾々は現下の世界不安の故にこそより強く團結し、此の理想に邁進しなければならぬ。此の團結は敵愾心を意味せず、佛國は平和と協調との爲め如何なる國とも協力する用意がある。

**リトヴィノフ蘇聯代表演説**

蘇聯は當初よりの聯盟國ではなく、聯盟の平和擁護の理想に賛成して後日これに加入したものである。蘇聯の外交政策は世界平和を目標とし、今更聯盟に對して忠誠の宣言をする必要なく、聯盟に残存する國が忠實と善意を以て行動すれば、聯盟は今尚ほ侵略せんとする者に取り強い障礙となり、場合に依つては之を阻止制限する役割を果すことを信ずる。蘇聯は他國への侵略を行つた二國が脱退した後で、聯盟に加入したものであるが、聯盟は侵略に對する障礙で、右二國は風車に立向ふドン・キホーテである。聯盟の世界性を夢想するのは自由であるが、右は技巧的手段乃至譯の判らぬ呪文に依り成就せらるべきではない。聯盟の反對國はイデオロギーの集團であることを唱へて我々に挑戦するが、聯盟が共產主義國家から準ファシスト國家迄、最近迄はファシスト國家迄も包括して居る事實に照しても、右の如き危険は皆無であるこ



とが判るだらう。勿論國家の獨立尊重、國境不可侵、國際紛争解決手段としての戦争放棄及び各民族の平等權を主要目的とするイデオロギーは別にあり、聯盟は當然此のイデオロギーの集團である。他面非聯盟國の中にも國際關係に於て聯盟と同じイデオロギーを追及する一大國がある。侵略國の武力が理論上のみならず實際上に成立した際は、彼等は聯盟を代表者とする此の平和プロックを無視出来ないだらう。聯盟が規約の規定する總ての行動を維持し、平和機關の性質を把持出来る限り、蘇聯の聯盟に對する態度は不變である。

## 顧維鈞支那代表演説

聯盟の權威が今日程失墜したことはない。二箇の重要な地點に於て現に平和が破壊され、到る處不安の氣分が漂ふにも拘はらず、各國は規約の命ずる義務を履行せず、専ら傍觀的な態度を取つて居る。聯盟の權威失墜の原因は外部の攻撃よりも、寧ろ主要聯盟國の躊躇逡巡に歸すべきである。聯盟は今日其の方針を根本的に變更し、表面慎重を装ふ代りに勇敢に其の義務を履行すべきである。例へば日支紛争に於て日本の侵略の事實が一般に認められたのにも拘らず、六ヶ月以上にも亘り侵略が繼續する儘に放置され

日本の暴狀は第三國の使臣や軍艦にも及ぶに至つた。世界の永續的平和を齎す爲めの唯一の論理的歸結は集團的安全制度に在る。固より何事に依らず理想の實現には困難を伴ふが、一時の事に關心することなく、永續的平和の招來に向つて不斷の努力を傾倒すべきである。聯盟各國が斷乎たる行動を取れば聯盟の權威を回復し、聯盟を再び正義平和及び安全の爲めの生きた力とする上に於て今日でも尙ほ遅過ぎはしない。

## ベック波蘭代表演説

聯盟設立當時の聯盟の理想から遠く離れて來た現實の事態に對する懸念を明かに知らぬが、波蘭の政策は列國と共に眞に國際協力に依り權利義務の調節を計ることである。目下の状態ではヴァイタルな問題の解決は各政府に依り個別的にされるべきだと思ふ。波蘭は常に平和の強化と凡ゆる國との協力に貢獻するの用意を持つてゐる。

## ウンデン瑞典代表演説

聯盟は或國のグループの同盟ではない。聯盟は其の實力以上のことを企つべきでない。又制裁に關しては特に研究を要する所で、規約改正委員會は之が爲め好個の機關である。

## スパーク白耳義代表演説

聯盟はイデオロギーの團體に化すべきでない。聯盟規約の解釋は充分に伸縮性を持つと共に、各國の主權尊重の下に行はるべきである。

## ミセスコ羅馬尼代表演説

吾々(小協商國を代表し)は規約の原則を遵守すべきである。又聯盟の世界性實現は重要であり、非聯盟國はイデオロギー的對立を來さぬ爲め、他國の内政に不干與でなければならぬ。

次いで廿八日理事會は公開會議を續開、トルコ政府の提出せるアレクサンドレツタ問題を討議したが、議場外に於ては英イデーデン、佛デルボス、蘇聯リトヴィノフの三巨頭に支那代表顧維鈞大使を加へ、アヴノール事務總長室に四國會議を開き午前午後兩度、日支問題に就き協議した。席上顧大使とリトヴィノフ外務人民委員は對日制裁を強硬に主張したが、英佛兩外相は聯盟の現状に於ては制裁發動は事實問題として不可能である旨を擧げて説得に努めた由で、結局英佛蘇三國は對支援助を理事會に提案して支那の顔を立てること、萬事米國と歩調を一にすることの諒解が出来たと傳へられた。顧維鈞代表は強硬なる對日決議案を主張したが、英佛の緩和的意見

を參酌して二十九日本國政府に請訓したが三十日夜になつても回訓がなかつたので、三十一日開會豫定の理事會は延期となつた。然し四國會議は三十一日も開かれ、英國はクランボーン外務次官、佛國はポール・ボンクルが各外相に代つて出席し、支那顧維鈞、蘇聯リトヴィノフと共に事務總長室に於てアヴノール總長を加へて對支援助決議案に就き凝議した結果、案文に就いては意見一致を見るに至つた。此の日午前、聯盟規約改正二十八國委員會が開かれ、白耳義代表ブルカン氏司會の下に規約第十六條制裁條項の修正に就き討議した。尙ほ支那代表部は三十一日午後聲明書を發し、極東問題に米國を引入れんと策動しつゝありとの報道を否認した。

二月一日、理事會は事務總長室に非公開會議を開催、英佛蘇支四國會議の決定せる日支紛争に關する決議案を審議した。席上エックアドル、ベルー兩國代表は「決議案決定に至る交渉經過に就き何等報告に接せず、大國側の獨斷によつて事を運んだのは心外である」と日頃の積鬱せる不満を吐露し、本國政府に請訓の必要上決定を留保した。又ボリヴィア代表も「決議第三項の意義が明瞭でない」として非聯盟國との共同動作に難色を示したので、表決は二日に持越された。右對日決議案の全文は左の如くである。



理事會決議案

聯盟理事會は極東に於ける事態を考察した結果、前回の理事會以來支那に於ける戰鬪行爲が依然繼續され、激化されて居る事實を遺憾とするものである。支那政府が國家の政治的且つ經濟的再建の爲め行ひ來つた努力並に其の成果に鑑み、斯かる事態の悪化を特に遺憾とする。聯盟總會は一九三七年十月六日の決議に於て支那に對し道義的援助を保障すると共に、聯盟國に對し支那の抗戰力を弱め、現下の紛争に付き支那の困難を助長するが如き如何なる行動も差控へ、更に又聯盟國が各自の程度まで支那を援助し得るかを調査するやう勸告した。理事會は聯盟國に對し右總會の決議に付き深甚なる注意を喚起するものである。更に理事會は極東の事態に付き特殊の利害關係を有する聯盟國が、紛争の公正なる解決に貢獻すべき其の他の手段採用の可能性に付き同様極東に利害關係を有する諸國政府と協議検討を遂ぐる機會を逸することなきやう期待する。

因に右決議の末尾に當初「勸奨」するとあつたのを佛國の折衷的意見により「期待」とすると修正されたものである。二日正午からムスタファ・アドレ議長司會の下に非公開理事會を開會、對日決議案

之に對し支那代表顧維鈞發言を求め、聯盟提訴の理由として日本の對支行動を極力譏諷した。即ち顧代表は第十八回聯盟總會以後の日支紛争の事態を縷々として述べ立て、日本は非戰闘員を殺戮するとてパネー號事件、レディバード號事件、海關接收問題、上海租界行政問題等を初め、故田中大將の覺書等にまで言及した後、ブラッセル會議並に聯盟の失敗を指摘し、九國條約による集團的處理を要求した上左の如く述べた。

支那代表の對日譏諷演說

聯盟は侵略國の意圖を挫折せしめ、同時に犠牲國を救済する爲め斷乎たる強硬措置を採るべきである。聯盟の斯かる強硬態度こそ聯盟に對する信頼の念を回復し、聯盟の面目と權威とを保障するものであらう。西歐の平和と秩序とは極東に於ける事態の進展によつて非常な脅威を受けることとならう。日支紛争とスペイン内亂との間には明瞭なる關係がある。聯盟が平和を愛好する非聯盟各國と協力し、國際的就中九國條約に準據して日支紛争に急速且つ適切なる解決を與へることが出來てこそ初めて歐洲の安全に實質的貢獻をなし得るのであり、全世界を通じて法と秩序との勝利が齎らされるのであらう。

の討議に入り、劈頭支那代表顧維鈞大使は聯盟提訴の理由を左の如く説明した。

支那代表の提訴理由説明

支那政府は聯盟國の領土保全に關する規約第十條、戰爭又は戰爭の脅威に關する第十一條並に非聯盟國との問題に關する第十七條により日本の對支侵略を聯盟に提訴したが、これ等三箇條は侵略の犠牲者を援助するに十分の根據を有すると確信する。理事會は其の義務遂行の爲め適當なる措置を取られることを希望して已まない。

次いでポーランド及びベルギー兩國代表は決議案作成に参加しなかつたとの理由を以て同決議案の表決には棄權する旨を述べ、之に對しニュージブラント代表ジョルダン氏は「重要なのは誰が決議案を作成したかではなく、其の内容如何にある」と反駁し、更に「支那代表が斯かる軟弱なる決議案に満足されるには驚かざるを得ぬ」と支那代表を煽動したが顧維鈞大使は「支那代表は決議案に満足するものではないが、事情已むを得ない」と答へ非公開會議を終つた。續いて午後一時から公開會議に移り、先づ議長ムスタファ・アドレ氏は日支紛争問題を上程することを宣し對日決議案を朗讀した。

續いて各國代表の演說に移りエクタドル、ポーランド兩國代表は大國獨斷にて決議案其の他の處理を決したことに痛烈な反對を浴びせたが、英國代表クランボン卿は極力之を釋明し、佛國代表ド・テッサン氏も決議案支持を演說した。最後に支那代表顧維鈞再び發言し、規約第十一條、第十七條により支那政府が今後更に提訴する權利を留保したる上同決議案を受諾する旨を表明した。午後二時七分表決に入りベルギー、ポーランド兩國の棄權を除き全員一致で對日決議案を採擇し、アドレ議長は理事會閉會を宣した。

尙ほ規約改正二十八國委員會も二月二日午後開會、チリ代表メソデヴィル氏は委員會の議事に全く失望せる旨を述べ、「チリ政府は今後自己の裁量に基いて行動する」と言明し、又瑞典代表ウンデン氏も今後制裁條項適用に際し瑞典は特別の考慮を加へらるべきものと思惟すると述べた。然し委員會は小國側の反對を押切りブルカン議長提出の委員會議事録を聯盟總會に送附する案を可決して閉會し、制裁條項廢棄問題は更に九月開會さるべき聯盟總會まで持越しとなつた。



## 第二節 ブラッセル九國條約國會議

### 九國條約國會議招請

國際聯盟總會議長アガ・カン氏は昭和十二年十月六日夜國際聯盟總會終了後總會の決議に基き、日本と米國を除く九國條約國に招請狀を發送した。

其の内容は總會が決議を採擇したることを述べ、諮問委員會第二報告第十一項を引用したもので、招請されたのは原締約國たる英帝國（印度、濠洲、カナダ、ニュージーランド、南阿を含む）佛國、支那、白耳義、伊太利、和蘭、葡萄牙及び其の後の加盟國たるポリグイア、丁抹、墨西哥、諾威、瑞典の總計十七箇國である。

會議開催地に就いては當初倫敦説が有力であつたが、英佛兩國に共に此の問題にイニシアチヴを取ることを回避し、爲めに兩國政府は聯盟首腦及び米國政府と協議の結果、白耳義をして之に當らしむるに決し、内交渉を進めたところ白耳義は之を應諾したので、關係各國の意嚮を打診の結果、十月十五日に至り愈々十月三十日同國首府ブラッセルに於て開催することに決定した。

右に就き白耳義外務省は十五日左のコムミュニケを發表した。

### 對する否定的觀念

一、國際聯盟並にブラッセル會議の指導權を握る英國等が九國條約を逆用して政治的野望を貫徹せんとする支那事變を繞る國際動向に對する我政府の絶對的不同意

の二點によるものであり、會議の結果が帝國を侵略國又は條約違反國となし、聯盟の決議の如く帝國の行動を否定するやうことになれば、必然的に帝國が九國條約脱退又は廢棄に到るべきは疑ふ餘地なき所と見られる。而して同回答文は同日午後七時外務省に於て發表されたが其の全文は左の如くである。

### 帝國政府の參加拒絕回答文

帝國政府は米國政府の同意を以てなされたる英國政府の要請に従ひ一九二二年二月六日の九國條約署名國に對し同條約第七條に基き東亞に於ける事態を検討し、且つ該地域に行はるゝ遺憾なる紛争の終結を促進すべき和協手段を考究する爲め本月三十日ブラッセルに會合せんことを提議せられたる本月二十日付白國政府の招請をまさに受領せり。國際聯盟總會は本月六日日支事變に關し採擇せられたる報告書に於て當事國の一方の陳述に依據し、現に帝國が支那に於て取りつゝある行動を以て九國條約に違反するもの

白耳義政府は米國の同意の下に爲されたる英國政府の要請に基き極東の事態を検討する爲め今月末ブラッセルに九國條約國會議を開催するやう提議することに決定をしたり。

斯くして駐日白耳義大使バツソンビエール氏は同二十日午前十時三十分、我外務省に廣田外相を訪問、九國會議主催國たる本國政府の訓令に基き左の如き日本に對する參加招請狀を正式に手交した。

### 白耳義政府の對日招請狀

亞米利加合衆國の同意を以てなされたる英國政府の要請に従ひ王國政府は一九二二年二月六日の九國條約署名國に對し同條約第七條に基き東亞に於ける事態を検討し且つ該地域に行はれる遺憾なる紛争の終結を促進すべき友好的手段を考究する爲め同月三十日ブラッセルに會合せんことを提議す。

### 帝國政府の拒絕回答

然るに帝國政府は、同二十二日の閣議に於て討議の結果不参加と確定、之に關する回答文案を調整したる上、二十七日の臨時閣議に於て正式決定、御裁可を仰ぎ、即日駐日白耳義大使バツソンビエール氏に傳達すると共に來栖駐白大使へも訓令したが、帝國政府の參加せざることに決定した眞意は、

一、東亞の現狀は九國條約の必要を許さずとなす該條約の存在に

と斷定したり。今次帝國の支那に於ける行動は、支那側の極端なる排日、抗日政策の強行、特に實力を以てする挑發行動により餘儀なくせられたる自衛措置にして九國條約の範圍外たることは既に帝國政府の聲明せるところなり。聯盟總會は更に進んで其の決議に於て支那に對し精神的支持を表明し、且つ聯盟國に對し支那の抵抗力を弱め現在の紛争に於ける支那の困難を増大せしむる効果を有するが如き行動を差控へ且つ各個に支那を援助し得る程度を考慮すべきことを奨勵したり。右は明かに日支兩國の眞摯なる協調により東亞の平和を具現しよつて世界の平和に寄與するところあらんとする帝國の公明なる意圖を無視し紛争當事國の一方に加擔し、其の敵對意識を鼓吹するものにして決して本件紛争の解決を促進する所以にあらず。白國政府の招請になる今次會議に付き聯盟との關係に付き何等言及するところなきも、聯盟が前記決議中に於て九國條約當事國たる聯盟國の會議を示唆し居り、且つ英國政府の今次會議招集の要請に同意すべき米國政府は十月六日聯盟の決議を支持する旨を聲明し居る事實に鑑み、帝國政府は今次の會議が聯盟の決議に關聯して招集せられたるものと斷ぜざるを得ず、而して聯盟は前項所述の如く帝國の名譽に關する斷定を



下し、又帝國に對する非友誼的決議を採擇せる事實あるに顧み、今次開催せらるべき會議に於て到底關係國間の十分に於て且つ隔意なき交渉を行ひ、日支間の事變の現實に即せる公正妥當なる解決に導くことを期待し難しと認めざるを得ず。加之今次の日支事變は東亞の特殊事態に基因し、且つ日支兩國の生存に重大關係を有するものなるを以て東亞に於ける利害の程度相異なり、甚しきは殆んど利害關係を有せざる國をも含む多數國の會議により之が解決をはかるは却つて事態を紛糾せしめ、之が正常なる收拾に大なる支障を及ぼすべきは帝國政府の確信する所なり。

以上の觀點よりして帝國政府は白國政府の招請を受諾し得ざるを遺憾とす。抑も今次の事變は支那政府が多年國策として國民に抗日意識を扶植し其の排日運動を獎勵するのみならず、赤化勢力と勾結し抗日排日の風潮を激化して東亞の平和を脅威したる結果に他ならず。従つて之が解決の要諦は支那政府に於て東亞の安定に對する日支共同の責任を自覺し、自肅自省以て日支提携の政策に轉向するにあり。帝國の列國に期待するところは列國が此の要諦を十分に認識することにして、此の認識に基く協力のみ東亞の安定に寄與することを得べし。

右發表と同時に外務省にては内外記者團に對し聲明を發表し、支那事變の經過真相を叙するに共に、九國條約國會議不參加に關する帝國政府の所信を左の如く闡明した。

## 九國條約國會議不參加に關する帝國聲明

帝國政府は九國條約國會議に關する本月二十日付白耳義國政府の招請に回答する機會にあたり詳細從來の経緯を叙し廣く此の所信を中外に闡明せんとす。

一、支那は辛亥革命以來幾多政權の興亡ありたるも其の一貫せる對外政策は排外にあり、殊に中國國民黨が國民政府を廣東に樹立し中央政權獲得手段として大正十三年聯蘇容共政策を採つて以來、其の排外政策は一層尖鋭露骨となり、支那民衆の排外思想また頓に熾烈を加ふるに至れり。之が爲め列國にして既得權益を犠牲に供したるものは比々みな然らざるなきは今なほ世人の記憶に新なるところにして、殊に最近十年支那は排外政策の目的を主として帝國に置けり。

帝國は夙に東亞諸國の親善提携が東亞安定の樞軸なるを確信し銳意之が實現の爲め努力し來り、就中隣邦支那が民國革命以來次第に國家意識に目覺め來れるは日支依存關係を強靱ならしむ

る所以なりとし帝國の歡迎せるところにして、帝國は力めて支那の正當なる國民的要望に副はんとする政策を採り、或は已に關稅自主權回復に率先協力し、或は治外法權撤廢に關する支那の要望に對して好意的態度を表明するなど、只管日支親善の増進に努力すると共に支那が之に順應し來らんことを待望せり。

然るに南京政府は帝國の斯くの如き同情ある態度を多とせざるのみならず、却つて益々排日の武器をかざし支那に於ける帝國の權益を潰滅せしめずんば止まざるの概を示し、特に最近數年來は排日及び抗日を以て國內の統一、南京政權強化の具に供し軍隊、學校に於ては排日を以て精神教育の根幹となし、純眞なる幼少年時代より善隣を仇敵視するの思想を注入するが如き世界に其の類を見ざる暴舉を敢へてし、其の結果帝國の平和なる通商經濟上の活動の妨害は固より我居留民の安住をも脅威するに至り、進んでは組織的恐怖行爲にまで發展し、更にこゝ一兩年の例に徴するも昭和十年十一月の上海に於ける水兵射殺事件より汕頭、成都、北海、漢口、上海に於ける帝國官民の殺害、長沙、汕頭に於ける邦人住宅の爆撃など戰慄すべき事件の續發を見たり。深く事態を憂ひたる帝國政府は隱忍以て幾度か南京

政府の猛省を促したるも其の效なく、折柄客年暮の西安事件生じ、茲に國民黨、共產黨の妥協成り共產分子は抗日の旗幟の下に北支並に滿洲國擾亂を企圖するに至り、其の勢の赴くところ遂に本年七月七日蘆溝橋に於ける支那の日本軍不法攻撃事件を惹起するに至れり。

二、右事件發生するや帝國政府は之を以て日支間の大事に立至らしめざらんことを期し、直に事態不擴大、局地解決の計を立て作戦上多大の犠牲を忍んで派兵を見合せ戰機を逸するを覺悟の上、二十數日に涉り積極的軍事行動を差控へ以て慎重處理の手段を盡したるに反し、南京政府は却つて梅津・何應欽協定を蹂躪して南京政府直屬の大軍を續々北上せしめ、帝國軍隊を脅威すると共に現地支那軍を煽動するの舉に出で、事態は遂に全面的衝突にまで發展するに至れり。蓋し排日を國內統一の具とする南京政府は最近兩三年日本を目標として國民に對し盛んに軍事思想を鼓吹する一方、多量の武器輸入、要塞の構築、軍隊の訓練などにより急速に軍備を強化したる結果、支那軍憲は自負の念に驅られ國民また自力を過信するに至れり。帝國に對して戰を挑むの風潮國內に瀰漫し、既に今回の事變前支那の言論機



關は日本及び日本人を敵國或は敵人と呼んで憚らざりしものにして、一度蘆溝橋に事起るや南京政府は自ら醸成したる國內情勢に驅られ帝國の慎重なる態度及び局地解決の方針も遂に施すに餘地なかりし次第なり。事態は斯くの如くして擴大せられ、北支のみならず中南支各地に於ける帝國臣民は悉々生命の危險に曝さるゝに至り、遂に多年營々建設せる生活の本據を捨て各地より全面的に引揚ぐるの已むなきに至れり。他方上海に於ては南京政府は從來とも昭和七年の停戰協定を遵守せず、非武装地帯内に秘かに堅固なる陣地を構築するなど着々戦備を整ふる所あり。茲に於て帝國政府は本年六月特に協定關係國會議の開催を求め支那側の注意を喚起したるが支那側は聊かも其の態度を改めず、北支に於ける衝突勃發するや公然と停戰協定を蹂躪して正規軍を非武装地帯に侵入せしめ、遂に八月九日帝國海軍將兵の慘殺を契機として悉々租界攻撃の鋒銜を現はし、帝國政府が停戰協定關係國とも聯絡し隱忍に隱忍を重ね作戦上重大なる不利を忍んで軍事衝突回避の爲め最後の瞬間まで百方努力したるにも拘はらず、支那側は突如租界防衛の帝國軍隊及び我在留民に對し空爆砲撃を加へ、過少なる陸戦隊は素より帝國三萬

の居留民の斃殺を企圖するに至れるを以て、事茲に至りては帝國としても自衛の爲め反撃するの餘儀なきに至れる次第なり。以上により明かなる通り今次事變の根源は南京政府の徹底的排日政策に存し、事態擴大の直接原因は南京政府が梅津・何應欽協定を侵犯して中央軍を大舉北上せしめ、また上海に於て停戰協定を蹂躪して兵を租界に進めたるにあり。茲に到つて遂に帝國は止むなく自衛の爲め賦起し此の機會に於て東亞百年の平和確立の爲め南京政府の反省を求めつゝある次第なり。依つて今次事變解決の要諦は南京政府に於て驟然其の非を改め排日政策を放棄し日支提携の我國策に協調するにあるのみ。

三、顧みるに近年南京政府をして排日に狂奔せしむるに至れる重要な原因の一は往年滿洲事變に際し國際聯盟が東亞現實の事態を無視して採擇せる決議により支那の排日政策を鼓舞する結果を招來せるにあり。然るに國際聯盟は今また卒然南京政府の提訴を取上げ、虚構の報告に依據し深く事變の眞因を究明する所なく、九月二十七日は防備最も嚴重なる南京、廣東の軍事施設爆撃を無防備都市の空爆なりと斷定し帝國を非難するの決議をなし、更に十月六日の聯盟總會に於て帝國の行動を以て九國

條約並に不戰條約違反なりと斷定せるのみならず、進んで公然支那援助の決議を採擇したるが如きは列國の干渉を導入して帝國を抑へんとする南京政府の奸策を支援する結果となり支那の抗日決意を愈々鼓舞し事態の收拾を益々困難ならしむるものにして往年の過誤を再び繰返しつゝあるものといはざるを得ず。抑も帝國今次の行動が支那側の挑發に對する自衛手段にして九國條約違反の問題を發生するの餘地なきは明かなるのみならず近時支那に於ける赤化勢力の浸潤、國內情勢の變化などにより東亞の事態が九國條約成立當時とは著しく異なるものあり。殊に今次招請せられたる九國條約會議參加國の大多數は畢竟前記聯盟の決議に拘束せらるべきにより假令帝國政府に於て同會議に参加するも、滿洲事變の際に於ける聯盟の會議と同様に到底公正なる結果を期待し得ず、況んや東亞に殆んど利害關係を有せざる諸國のみ加はりたる此の種の會議は徒らに日支兩國の民心を刺戟し、却つて事態を益々紛糾せしめ時局收拾に毫も資するところなかるべきを以て帝國政府は茲に参加を拒絶せる次第なり。

帝國は今や舉國一致萬難を排して南京政府の反省を求め事態の

速かなる解決に邁進せんとす。然れども帝國は素より列國との協調を顧念せざるものにあらず、たゞ日支の紛争は東亞の安定に共同の責任を負擔する兩國間の直接交渉によつてのみ之を解決し得べきものにして、要は兩國協和の障礙となり常に帝國の權益を脅威しつゝある南京政府の排日政策と之と交結せる赤化勢力とを排除し以て日支提携に基く東亞恒久の平和を確立するにあり。従つて帝國は支那の民衆を敵視し其の領土を侵略するが如き意圖なきのみならず、却つて支那國民の物質的、精神的向上を祈念するものにして、外國の在支權益は飽くまで之を尊重しつゝ列國と共に支那に對する文化的また經濟的協調を期し居る次第なり。故に若し列國にしてよく右帝國の眞意を理解し南京政府の反省を促すに適切なる措置に出づるに於ては茲に初めて今次事變の解決に關し協調の途を開くことを得べきなり。

**九國會議開催さる** 九國條約國會議は、上記の如く十月三十日開催の豫定であつたが、主催國たる白耳義に政變が起つた爲め豫定より四日遅れて十一月三日ブラッセルのパレ・デ・ザカデーに於て開會された。

參加國は原締約國たる英帝國の各單位、佛國、支那、白耳義、伊



太利、和蘭、葡萄牙等十三ヶ國に、其の後の條約加盟國たるボリヂ  
 イア丁抹、墨西哥、瑞典、諾威の五國並に非加盟國ながら極東に關  
 係深きものとして特に招請された蘇聯邦の都合十九ヶ國で、會議は  
 日本の斷乎たる參加反對と蘇聯と共に特に招請された獨逸が非加盟  
 國介入の不合理を唱へた合理的理由による出席拒絕の爲め、當初よ  
 り甚だ物足りなさがあり、加ふるに會議の柱石たるべき英米兩國が  
 會議のイニシアチヴを採れるは我に非ずと云ふが如き一種の責任  
 轉嫁式論議を互になせる爲め、各國も氣乗り薄で、折角買つて出た  
 日支調停の大役遂行などは思ひもよらず、或は例によつて支那代表  
 の泣言聽取會議に終るのではないかと云ふやうな蔽ふべくもない悲  
 觀的空氣の裡に蓋を開けたのであつた。

果して第一日の言論は、イーデン、デルボス、リトヴィノフと巨  
 頭を並べたに拘はらず其の調子は甚だ低く、何れも抽象的平和論を  
 演述したに過ぎず、議長たる白耳義外相が「本會議は決して日本を  
 被告とする國際裁判でない」と鄭重に斷つたのも主催者連の意のあ  
 る所を反映するものとされた。唯伊國代表アルドロヴァンデイ伯が  
 率直端的に日本を支持し、日支問題の解決を日支直接交渉以外に求  
 むるの愚なるを指摘したのは著しく異彩を放つた。支那代表顧維鈞

は相變らず長廣舌を弄し、滿洲事變の聯盟會議以來の十年一日の如  
 き日本攻撃論を行つたが、其の語氣は相當強く、伊國代表の熱辯と  
 照應して議長が日本裁判の法廷でないを釋明してゐるにも拘らず、  
 辯護士と檢事との對立の如き場面を出現したのである。而して此の  
 伊支兩代表の豫期以上に強硬な態度はこれ亦會議の前途を悲觀せし  
 むる一材料となつたものゝ如くであつた。

初め會議の幹部國は成るべく日本の感情を刺戟せず一應は日本を  
 會議に引入れんとする意嚮を有し、日本の拒絕後も之を斷念せず  
 たものゝ如くであつたが、日本の斷乎たる拒絕方針に英米等の幹部  
 國も日本招請の見込みなきを察するに至つたので、四日の幹部招請  
 協議會では此の上日本の參加を要望せずと云ふに決し、代りに獨逸  
 の出席を求むることになつた模様である。

斯くて四日の第二次本會議では特別委員會を設置し之に日支調停  
 の方策を研究せしむることとなり、イーデンを初め其の他の各巨頭  
 は一先づブラッセルを去るに至つた爲め、會議は早くも事實上の休  
 會となつたのである。尙ほ會議の經過は後記の如くであるが、會議  
 出席國各代表の顔觸は次の如くであつた。

◇英國 外相アンソニー・イーデン、自治領相マルコム・マ

クドナルド、外務次官補アレクサンダー・カドガン

◇米 國 大統領外交顧問ノーマン・デイビス、國務省極東部顧

問スタンレー・ホーンベック、同歐洲局員ビエール・ボント

モファット、同ロバート・ベル、同チャールス・ボーレン

◇佛 國 外相イヴォン・デルボス、外務次官フランソア・ド・

テッサン、植民次官ガストン・モネルヴィル、聯盟フランス

部次長ラガルド、外務省亞細亞局長オツブノン

◇伊 國 リットン調査團員ルイジ・マレスコツチ・アルドロヴ

アンデイ伯、駐白大使ガブリエレ・プレジオン

◇蘇聯邦 外務人民委員マキシム・リトヴィノフ、同次長ウラヂ

ミル・ボチヨムキン、駐白大使イフゲニ・ビニビン

◇白耳義 外相アンリ・スパーク、外務省事務總長フェルナン・

ヴァン・ランゲンホーヴ

◇支 那 駐佛大使顧維鈞、駐英大使郭泰祺、駐白大使錢泰、瑞

西駐劄公使胡世澤、和蘭駐劄公使金問泗

◇葡萄牙 ブラッセル駐劄公使アウグスト・デ・カステロ、ワシ

ントン駐劄公使ホアオ・デ・ビアンキ博士

◇和 蘭 前外相デ・グラエフ

◇諸 威 外務次官L・アウベルト(元駐日公使)

◇丁 抹 ノルウエー駐劄公使ヘンリック・カウフマン(元駐日

支公使)

◇加奈陀 上院議員ラオール・ダンジュラン(元聯盟代表)

◇新西蘭 駐英高等辯務官ウィリアム・ジョルダン

◇瑞 典 駐白公使グスタフ・ダルデル

◇墨西哥 元外相フアベラ・アルファロ

◇ボリヴァイア スイス駐劄公使コスタ・デユレル

◇外に印度△濠洲△南阿の各代表

而して本會議は午前十一時十分、主催國たる白耳義の外相アンリ・  
 スパークの開會演説に始つた。スパーク代表は先づ各國代表に歡迎  
 の辭を述べたる後、白耳義が本會議招請國たることを受諾した経緯  
 を叙し、會議の精神と其の針路を述べると共に、本會議は日本を被  
 告とする國際裁判に非ざる旨を特に強調した。

白國代表スパーク氏演説

白耳義政府が本會議の招請國たることを受諾したのは平和達成の  
 爲め列國と協力せん爲めに外ならない。世界は既に西班牙の悲劇  
 に依つて混亂に陥つてゐる時に當り、今や又極東に於ける恐怖す



べき戦争に直面し、各人等しく其の成行きを懸念し、世界大動亂が起るのではないかと恐れて居る。世界平和は大國の協調と其の國際政策と其のイデオロギーに依存して居る。小國は單に之に道徳的支持を與へることに依り人道社會に貢獻し得るに過ぎない。白耳義は從來小國として此の任務遂行を怠つたことはないと確信する。

本會議を招集するに先立ち列國間に會議開催に付き交渉が行はれたが、日獨兩國は會議参加を拒絶した。余は兩國の不参加を最も遺憾とするものである。但し獨逸は其の回答に於て極東紛争解決の爲め何時でも行動をとる用意ある旨言明したに鑑み、余は獨逸の拒絶が絶對的のものでないことを希望して居る。

日本の回答文は追つて各國代表へ配布するから之に付き慎重審議が遂げられると思ふが、日本の不参加は會議に幾多の困難を與へるものと云はざるを得ない。余は素直な説明こそ誤解を一掃し最も有效なりと信ずるものであつて、列國代表が本會議を以て日本の威信と名譽を無視する如き條件の下に日本を被告として呼び出す國際裁判所と見做してゐると思はない。我々は本會議に於て何等他意なく和協と平和が齎され、若し可能なれば戰闘を中止し

て平和と權利が確立されむことを切望す。

我々は和協若くは調停によつて解決し得ざる紛争は存在しないと確信する。武力行使を止め他國と平和的に交渉することは決して其の國の屈辱を意味するものでない。我々は此の理想が世界に行き渡ることを希望し、決して此の希望を裏切つてはならぬ。余は最後に白耳義政府に代つて列國代表に對し改めて歓迎の意を表すると同時に、會議が幸福な結果を齎らさむことを望んで已まぬ次第である。

右開會の挨拶終るやスパーク氏は議長選舉を諮つたが、和蘭代表デ・グラエフ氏はスパーク氏を推せんことを提議し滿場之に賛成したので、スパーク氏當選、副議長に英外相イーデン氏、第二副議長は和蘭代表グラエフ氏(元蘭印總督)が選ばれ、スパーク氏議長席に着き當選に對し謝意を表した後、白耳義代表部書記長デルヴォー・デ・ファンフェ氏を事務總長に任命の件を諮り異議なく決定、又會議は原則として全體會議は公開とし委員會は非公開と決した。

次いで各國首席代表の意思表示に入り、議長は先づ米國代表ノーマン・デヴィス氏を指名した。續いて參加國代表は意見を夫々左の如く開陳した。

## 米國代表デヴィス氏演説

我々が今日から行ふ會議の目的は平和にある。九國條約が華盛頓に於て調印された當時、各國は齊しく極東の平和と各國の權益は同條約によつて維持されると確信した。武力抗争は條約に對する各國の信頼を喪失せしめ國際的經濟貿易を破壊し各國民の生活水準を低下する。これ等の諸困難を處理する爲め或國は自給自足政策を奉じ、國際交易の利益を放棄し、斯くて平和を害する如き一般情勢を生ぜんとするに至つた。經濟戰爭、政治的緊迫及び最後に武力による紛争は斯かる政策の當然の歸結である。従つて平和を再確立し各國をして武力による紛争を放棄せしむる如き凡ゆる手段が講ぜられねばならぬ。日本は近年偉大な躍進を遂げ、其の業績は眞に世界の賞讃に値する。一方支那も亦同様努力を續けて來た。華盛頓會議當時我々は支那國民は必ずや國內に新秩序を確立し得るだらうと信じたが、最近に於ける支那の進展よりは我々の期待を裏切らなかつた。不幸にして極東に於ける戰闘行爲は漸次擴大し在支外國人の生命と權益は脅されるに至つたが、本會議に於て日支兩國に對し戰闘を中止し平和的手段に依つて紛争を解決するやう要請するに各國の意見が一致するであらう。我々は相

互の友情と信頼とに依つて必ずや協調が確立されると信ずる。戰闘行爲が永引けば永引くだけ世界の平和は危險に陥るであらう。米國政府は極東の平和再確立の爲め適正な手段を講ずべき共同の努力に参加する決意を有するものである。

## 英國外相イーデン氏演説

英國は平和的解決を求めんとする米國を全的に支持するものである。余が代表する政府は只今米國代表の述べられた凡ゆる言葉に全く賛成である。本會議に列席した我々は極東のより深い直接的利益を持つ國々を代表するといふ意味で參集したのであるが、協議の基礎となるべき何等の條約がなくとも我々が敵對行爲の速かなる停止と安定状態の復活に向つて援助をなし得る何等かの方法があるか否かを發見する爲めに會合し協議しようと思ふのは當然のことである。若し我々の會合する權利或は我々の會議の才智に就いて何れかの方面(日本を指す)で疑問を持たれたとしても我々は答へることを躊躇する必要はない。我等は紛争當事國の一方が會議に参加しないことを深く遺憾とし、此の日本の不参加によつて平和の爲めの我等の努力が阻まれるのではないかと惧れるものであるが、我等の努力は之に依つて毫も減せられることはない。



我等の態度に依つて我等の極東に於ける平和促進に對する眞面目な意圖が示されたことを確信する。此の企てに於て我等は今回の會議に参加せんと否とを問はず、凡ゆる國々の協力を要請するに十分の理由ありと信するものである。

## 佛國外相デルボス氏演説

若し今にして極東紛争の終結に努めなかつたならば、我々は現在極東に起つて居る殘虐行爲の共犯者といはれても仕方あるまい。我々は我々の正當なる權益のみならず一般平和をも擁護せねばならぬ。我々は皆文明自體の生命が依つて立つ原則の擁護に關心を有する協定や契約は凡て遵守されねばならぬ。余は九國條約に準據することにより我々凡てが等しく希望する如き平和的解決策を見出し得ると確信する。九國條約調印各國は其の政策の基礎となるべき原則の闡明に努めたが、其の原則は支那の獨立と領土を尊重する以外の目的を有すべきではない。而して如何なる新情勢が發生しやうとも此の方針は不變である。諸君は一九二二年調印された條約が今尚ほ有効である事には異論はあるまい。現下の情勢に於て日支兩國が先づ武器を捨て友好的に交渉をなし、他方我々は協定の基礎確立に努力することが必要である。我々の要請は從

來文明の進歩に多大の貢獻をなした日支兩國の容れるところとならう。凡ての紛争は必ず友好精神によつて解決され得る。若し我々が極東の戦争停止に成功するならば斯かる努力は世界の他の場所にも結實することのよき證左とならう。平和的手段が成功することは想像も及ばぬ好結果を招來し得ると信する。

## 伊國代表アルドロヴァンディ伯演説

伊國政府が九國條約國會議議参加を受諾したのは同條約の調印國だからである。伊國政府は兩友邦の間に紛争の起つたことを遺憾とし、今後決して斯かる紛争が再發せざる如き徹底的解決が行はれることを希望して止まない。リットン調査團は單に日本を刺戟して聯盟を脱退せしめたに過ぎなかつた。余は今次の紛争は兩當事國の協調によつて解決されねばならぬと信する。日本が参加せざる限り本會議は永續的平和を確保することは出来ない。極東紛争には内的及外的原因がある。然し本會議は今回の紛争に導いた事實が如何にして何日生じたかを詮索する資格はない。蓋し偶發事件のみを基礎としては正當の判断はなし得ない。紛争の眞の深い原因を説明し得るのは當事國のみである。隨つて伊國政府は會議の結果に關して全的に留保すべきことを茲に言明する。現實に對

する考慮が拂はれざる限り會議は結局ブラトニツクな協定に到達するに止り、斯くて會議は無能の證左を得るに過ぎない。吾人のなし得る最善且つ最も實效的な手段は日支兩國に對し直接交渉を懲罰することである。さすれば會議は最早任務を解除されることとならう。最後に余は對日制裁問題の如きは全然問題外なることを強調したい。會議も恐らくは若干の無責任の分子が主張する強制手段をとるやうなことはあるまい。

(註) 以上にて午後零時五十分一先づ休憩し、午後四時半再開、蘇聯代表リトヴィノフに次いで支那代表は次の如く述べた。

## 蘇聯代表リトヴィノフ氏演説

各國代表が先程からの演説で本會議の目的に關して闡明された趣旨は余も完全に同意見である。就中米國代表の見解とは完全に一致する。余はこれ迄歴次に亘り侵略者に對する對抗の問題に付いて蘇聯邦の地位を闡明して來たが、之は一に平和の大義に對する蘇聯邦の忠實から來たものであつた。余は各國政府も此の點では全く見解を一にされると信する。

然し最も重要な困難は侵略者に對する闘争といふ一般的な考へを如何にして平和の確保乃至回復の有效な手段に移すかである。此

の問題を討議する爲め斯かる會議を招集するといふ單なる事實だけでも極めて大きな道義上の意義がある。然し余は茲に豫め斯かる會議は往々終局に於て其の目的を見失ひ、而して侵略者達が會議参加國間に生ずる意見の相違を利用する結果に終り勝ちだといふことを強調して置きたい。會議参加國は時として全く一時的な利益を得んとし、氣持から侵略者と同じ言葉を吐くことがある。即ち侵略者に對しては「汝の分前を取つてよろしい」と。又犠牲者に對しては「汝の侵略者を愛せよ、彼は決して勝利を悪用することはない」といふのである。侵略者に對抗する平和愛好者間の團結が過去の如何なる時にも増して現在程必要とされる時はない。余は侵略者を制裁し、今後世界の他の方面に於ける侵略行爲の再發を防止するが如き和平案が本會議に於て成立するやう衷心希望するものである。

## 支那代表顧維鈞氏演説

極東に於ける事態は一に九國條約締結國たる日本が條約第一條を蹂躪して支那に武力侵略を加へたのに發し、遂に今回の會議の開催に立到つたものである。日本が會議出席を拒否したことは遺憾千萬であるが、若し日本が其の良心に何等やましい所がなければ



日本は恐れる所なく堂々會議に出席して公正なる各國の判断の前に自己の立場を闡明し得たであらう。條約第七條は締約國の協議に参加する義務を規定すると共に權利をも規定するものだから、會議出席を拒否することにより日本は改めて其の條約踐躡の事實を認めたと云ふべきである。日本は支那に於ける排日感情に鑑み日本の對支政策は正當なりと主張するが、斯る議論は全く當を得ない。排日感情は既に過去六ヶ年に亘り存在した所である。然もかゝる排日感情は日本國民に向けられたものでなく、日本の對支侵略行爲並に侵略政策其のものに對するものである。換言すれば支那の排日感情は日本の對支政策の結果發生したのである。支那民衆は決して日本民衆に對し悪感情を抱くものでなく、唯日本の暴力政策を排撃するのみである。日本の支那政府赤化論の如きも全く容認し得ず、支那最近の歴史に通曉する者は誰も斯かる議論に耳を傾ける者はあるまい。支那政府は過去十ヶ年に亘り凡ゆる方法を盡して斷乎支那共產黨の活動と戰つて來た。日本は支那と提携する意思ありと稱するが、他人の横面を殴りつけて屈服せしめ、果ては殺害せんとしてゐるやうな相手と手を握るなど狂人でない限り誰に出來やうか。世界各國が従前の如き對支侵略政

策を放棄して以來支那と各國の間の凡ゆる難問題は相次いで解決した。自由にして眞摯且つ友誼的協力により外交的、經濟的協力の實擧り、支那のみならず各國共多大の利益を得てゐる。

ブラッセル會議は九國條約に基いて招集されたものであり、支那は條約第一條の規定する範圍内に於てのみ平和交渉を受諾するであらう。支那は過去數ヶ月間國際法と國際秩序維持の爲め莫大な犠牲を堪へ忍んで來たのである。余は茲に改めて支那の國際條約に對する忠誠を保證すると共に、各國代表も亦國際條約の神聖擁護の爲めに一層の努力を吝まざらんことを確信する。極東に於ける奔放なる侵略行爲が有効に制壓されない場合、又條約に對する信頼の念が回復されぬに於ては、侵略の力は支那の國境を越えて世界の戰爭に迄發展し、各國は遂に全く手の下しやうがなくなるであらう。日本は時代錯誤の思想を以て經濟發展の口實の下に政治的制覇を獲得すべく、日本が斯かる舊思想を清算し平等と互惠の政策に立歸らぬ限り日支兩國の眞の提携は望むべくもない。斯かる意味の提携こそ門戸開放主義と相一致するもので、此の提携は日本のみならず各國に及ぼさるべきものである。日本の侵略が續く限り支那は飽くまでも之に抵抗するであらう。如何なる犠

牲を拂つても先づ平和といふ如きは支那の望むところではない。大にしては世界の平和と安寧維持の見地から、又小にしては支那に公正なる立場を保たしめる爲め各國代表の努力が成功せんことを衷心希望して已まぬ。我々は凡ゆる困難と闘つて勇敢に抵抗を續けてゐる。

ポルトガル代表デ・カステロ氏演説

ポルトガルは極東に多大の權益を有するが、ポルトガル政府は日支戰爭勃發以來中立を維持し來つた。ポルトガルは會議招集の目的に従ひ中立の範圍内に於て本會議の決定すべき有效な和協案に對しては之を支持する用意がある。

**特別委員會設置** 次いで十一月四日午前中、白耳義外務省に於て支那を除く主要九ヶ國首席代表會議を開き日本の主張を吟味し、米國デヴィス代表の主唱にて支那を含まざる特別委員會を設置して和協を審議せしむることとなり、又獨逸政府に對して通牒を送り會議に参加するやう再考慮を求めると決定した。更に午後二時半より第二回本會議を非公開にて開き午前の幹部協議會の決定通り特別委員會を設置し、日支兩國の和協交渉に斡旋する權限を賦與するに決定した。

第二編・第一章・第二節 ブラッセル九國條約國會議

**小委員會設置と日本再招請** 九國會議參加國は四日午前、主

要國會議を開き、小委員會設置の件、日本再招請の可否、獨逸招請の件等を協議し、更に同日午後二時半よりパレー・デ・ザカデミーの大會議室に非公開の本會議を開いたが、同席上スパーク議長は日支和協方法に關し「日本は九國條約を廢棄した譯ではなく、従つて和協斡旋の餘地は未だ残されてゐる」と述べ、次いで米國代表デヴィス氏は午前の主要國代表會議の決定に基き小委員會を設置し、日本政府提出の資料を検討すると共に、日支和協を懲進する權能を之に賦與する案を提出し、英國イーデン外相は直ちに之を支持した。

然るに伊國代表マレスコッチ・アルドロヴァンデイ伯は「伊國は米代表の提案に反對しないが、日支間の直接交渉のみが和協の目的を達成する唯一の手段であるに鑑み、本會議は日支兩國政府に對し直ちに和平の直接交渉を開始するやう懲進することを主張するものである」として第三者の介入を非としたるに對し、米デヴィス代表は直ちに起つて「伊國代表は第三者の干渉排撃を云々されてゐるが、九國條約締結國は極東に重大な利害を有してゐるから其の平和回復の爲め茲に會議を開いたのではないか」と應酬した。佛國代表デルボス外相は、米代表提案に賛意を有すると共に、小委員會に對し更



に兩紛爭當事者間を斡旋する權限を賦與すべきであると希望し、結局會議は米佛兩代表の提案に基き「小委員會を設置し同委員會に對し、(一)日本の會議參加拒否通牒を検討し、これに對し更に回答を以て日支和協を從憑す、(二)同時に兩紛爭當事者間を斡旋する權限を賦與す」との決議を全會一致可決し、午後四時十五分散會した。

次いで五日午前十時半より非公開總會を開催し、劈頭アルフロ墨西哥代表は、國際義務遵守の必要を高調したる後、顧支那代表は「對日通牒の討議に當り支那代表の出席が妨害となるならば一時退席してもよい、但し其の場合支那代表は汎ゆる權利を留保する」と述べ、總會存続の作戦に出たが、伊國代表アルドロヴァンデイ伯が支那の權利留保の言を捉へて反駁した爲め物にならず居残ることゝなつた。次に前日決定の小委員會構成を諮つたところ、委員長に擬せられたる英米が責任を回避して共に之を敬遠したのと、佛伊蘇各國が割込運動をなしたる爲め何等決定に至らず、小委員會任命は日本の回答が到達するまで延期された。茲に於てスパーク議長は對日回答草案を提出し、之を審議に附して大體案文を決定して十一時半一旦休憩した。

然るに午後再開の會議では、午前決定の對日通告案文が外間に洩

れたと云ふので一波瀾が起り、會議事務局は外間に報せられた所謂回答案文は眞實のものでないと云ふ否定のコムミュケを發して糊塗したが、案文其のものに對しても支那、蘇聯、伊國等から異論が出たので、結局原文を破棄し改めて起草することゝなり、五日中に各代表部から事務總長宛修正意見書を通達して練り直すに決した。右散會後左のコムミュケが發表された。

コムミュニケ

九國條約會議は十一月四日、五日兩日の本會議に於て日本政府の參加拒否通告に對し回答を發すべきか否かに付き検討せる結果回答を發することに決し、議長の作成せる回答案文に付きても原則的に意見の一致を見たり。目下其の詳細に付き審議續行中なり。次いで六日午前十一時より非公開總會を開き、各國代表から持寄せられた對日回答文に對する修正意見並に前夜英米佛代表間にて練つた案を中心して審議の結果、意見一致したので可決確定、九國條約國會議の名にて日本政府宛通達することゝなつた。仍つて會議事務局長は帝國白耳義駐劄來栖大使に對し、同日午後二時之を手交した。其の全文は左の如くである。

九國條約會議對日回答

一、十一月三日ブラッセルに會合した各國代表はベルギー政府の會議參加招請に對し去る十月日本政府の發した回答並に同回答に附隨する聲明を審議した。

一、これ等文書に於て日本政府は支那に對し領土的野心を抱くものに非らず、寧ろ支那國民の物質的並に精神的發展に貢獻し、支那に關係を有する諸外國との文化的、經濟的協調を強化し、且つ同國に於ける外國の權益尊重を衷心より希望する旨強調してゐる。

一、以上諸點は一九二二年二月六日に締結された華盛頓九國條約の根本的原則に外ならず、九國條約締約國並に加盟國代表は以上日本政府の言明に敬意を拂ひ之を諒承した。

一、日本政府は九國條約に違反した事實なしとし支那政府に對する苦情を列舉したが、一方支那政府は日本の苦情を否認し、日本は九國條約に違反したとて日本政府に對する苦情を申立てた。

一、九國條約は正にかゝる事態に對處する規定を有してゐる。目下ブラッセルに於て行はれつゝある意見交換は本質的に右規定に基いたものであり、同條約第七條に規定された如く「充分にして且つ隔意なき交渉」を構成するもので、會議は平和的手段

による締約國間に起つた紛爭解決に資する目的を以て開かれたのである。紛爭の當事國の一たる支那は本會議に代表を派遣し全的に會議の事業に協力する意向を明かにしたが、會議が最も協力を希望する他の當事者たる日本が缺席してゐるのは遺憾に堪へない。

一、日本政府は極東に於ける利害關係の程度を異にし、或は全く利害關係を有せざる多數各國の參集せる會議に於て紛爭解決を協議することは事態を益々紛糾せしむるのみで適切なる解決の途上に重大なる支障を興へると確信するといふが、九國條約締約國は條約の規定に従ひ條約によつて與へられた權利を行使する權限を有するもので、極東に利害關係を有する諸國は何れも現在の紛爭に關心を抱いてゐるのみならず、全世界は此の紛爭が各國の平和と安寧に及ぼす影響を深憂してゐる。併し乍ら參加各國代表は前記の如き日本の誤解を解くことは不可能ならずと信じ、其の方法として日本政府が少數國代表團との間に意見の交換を行ふ爲め代表を派遣する意志ありや否やを知りたい。斯かる方法による意見交換は九國條約の機構内に於て其の條文の規定に従ひ行はるべく、其の目的は前記諸點を闡明にし、且



つ日支紛争解決に資せんとするものである。紛争の繼續を憂へ平和的解決こそ極東紛争處理の唯一の永續的且つ建設的解決策なること並に調停の有効性を確信してブラッセルに參集せる各國代表は衷心以上に述べたる如き解決策が達成されんことを切望するものである。

一、各國代表は右提案に對し日本政府が可及的速かに其の態度を表明されんことを期待するものである。

斯くて會議は九日再開の筈であつたが、一日延期せられ十日午後三時より開會した。此の間蘇聯代表リトヴィノフ氏は莫斯科に歸國した爲め會議の邪魔物は一應失くなつた。そこでスパーク議長は逸早く日本側回答未着の故を以て十三日まで休會する旨を宣し、直ちに散會した。但しイーデン、デルボス、デヴィスの英佛米首席代表は終日私的會談を行つた。

一方帝國政府に於ては九國會議の前記再招請に接するや前回同様斷乎不参加の方針を堅持し、十二日の閣議に附議して其の承認を得たる上、廣田外相は同日午後一時宮中に參内御裁可を得て、同五時外務省にパツソンビエール駐日白耳義大使の來訪を求め右回答文を手交し、同時に來栖駐日大使に打電、白耳義政府に對し傳達方を訓

令した。右回答文は左の通りである。

## 帝國政府の回答

帝國政府はブラッセル會議に關する十一月七日附口上書を受領したり。帝國政府は右口上書に開陳せられたる會議參加諸國の見解は慎重なる考慮に出づるものなるを諒とするも、不幸にして帝國政府が十月二十七日附回答及び聲明中に明示したる其の見解及び方針を變更せしむるに足らざるを遺憾とす。會議參加諸國は今時事變の平和的解決に關し帝國代表と九國條約の範圍内に於て且つ同條約の規定に準據して意見交換を行ふ爲め少數の國の代表を指定する用意ある旨を表明せられたり。

然るところ帝國政府は今次帝國の行動は支那側の挑戰に餘儀なくせられたる自衛行動にして九國條約の範圍外なるを以て、同條約の適用問題を討議するの餘地なしとの見解を堅持するものにして帝國を以て同條約違反者なりとしながら同條約の規定に基く會合に招請せらるゝも之に参加するが如きは帝國政府の到底受諾し得ざる所なり。

抑も今次の事變は東亞の特殊事態に基くものなるが故に直接切實なる利害關係を有する兩當事國間に於て處理することにより最公

正妥當なる解決に達することを得べく、今次會議の如く集團的構内に於て之を處理せんとする時は徒に兩國民心を刺戟し却つて事變の圓滿解決を阻害すべきは帝國の渝らざる所信なり。若し夫れ列國に於ても叙上の見解を篤と諒解せられ現實の事態に即して東亞の安定に寄與せらるゝところあらば、帝國政府の欣幸とするところなり。會議參加國は東亞に權益を有する、總ての國は目下の敵對行為により果を蒙り、且つ全世界は該敵行為の平和及び國際團體の各員の安全に對する影響を憂慮しるる旨開陳せられたる

ところ、此の點に關しては帝國累次の聲明に明かなる通り帝國は外國の在支權益を尊重する爲め凡ゆる努力をなし居ること、並に今次事變の圓滿なる終熄による東亞の和平確立に最大の關心を有するものなることを指摘せんと欲す。

**支那側の策動と休會まで** 白國政府は前記帝國政府の回答に接したので、十三日午前十一時より再び非公開會議を開き、スパーク議長より日本の回答文を披露した。之に對し顧維鈞支那代表は日本の主張に反駁を試みた上、此の際會議の名に於て對日經濟制裁を行ふべしと左の如く述べた。

## 顧維鈞支那代表演說

第二編・第一章・第二節 ブラッセル九國條約國會議

支那は事茲に至つた以上會議參加國が共同して日本に對し道義的物質的並に經濟的壓迫を加へ、就中日本に對する物資及びクレヂットの供給停止を要求すると同時に、支那を援助せんことを要求する。斯かる手段は支那側から云へば極めて穩健なもので、九國條約の義務を履行し侵略を阻止する上の當然の手段である。支那は對日抗戰を續ける爲めには物資を必要とするのである。

## 米國代表デヴィス氏演說

國際間の安定と安全保障を確保するには一定の原則を維持することが不可欠の條件である。國際關係が暴力によつて律せられるか將又正義及び條約尊重によつて制約されるかは一つの問題だ。九國會議は既に日本の感情を害しないやうに出来るだけの努力を拂つた。若し日本が會議の再招請を受諾したならば我々は日本が我々と協力する道は今まで開かれてゐることを諒解せんことを切望する。我々は日支双方の爲めに助力し得たと確信する。之こそ我々の衷心よりの念願なのである。

## 佛國代表デルボス氏演說

支那は條約上の義務を受諾したに反し、日本の態度は本會議をし



て極めて重大なる問題に直面せしむるに至つた。國際法の尊重のみが日支紛争の永久的解決を爲し得る唯一の手段である。總ての國家の獨立を尊重することは平和の豫備的條件である。

英國代表イーデン氏演説

國際條約の遵守に立脚する制度を堅持することは國際的義務である。吾人は極東の戦争は日支兩國のみの問題だとする議論には同意出来ない。最近の事態を回顧するだけでも斯かる議論を受諾し得ないことが明かである。蓋し生命財産の喪失は日支兩國国民のみに限定されてゐないからである。

伊國代表アルドロヴァンデイ伯演説

支那代表の提議の如きは絶対に排撃せねばならぬ。吾々は斯かる目的の爲めにブラッセルに參集せるものでなく、右は全く會議の討議範圍を逸脱してゐる。余は會議が今後如何なる方法により此の難局を打開するのを知りたい。

最後に蘇聯代表ボチヨムキンは簡単に「蘇聯政府は日支紛争の平和的解決を希望する」旨を述べて休憩し、更に午後四時再開の上、英米佛三國代表より「日本の軍事行動の非法性を指摘し、日本は九國條約並にケロッグ不戰條約に抵觸せる」旨を骨子とせる宣言案

を提出した。之に對し伊國代表アルドロヴァンデイ伯は眞向から反對の意を表明したが、他の代表は何れも原則的に之を受諾し十五日再開を決して散會した。

對日宣言案可決さる

斯くて九國會議全體會議は十五日午後

四時より開催、十三日の會議で審議されたる對日宣言案の表決に入つたが、之に先だち伊國代表アルドロヴァンデイ伯は斷乎として反對を表明し「伊國政府は斯かる宣言が何等紛争解決に資するところなきのみならず、却つて重大なる紛争を招來するものと思惟し、之によつて惹起すべき事態に對し責任を負ふことを欲しない。従つて斷乎として宣言案に反對する。然し乍ら之と同時に伊國政府は日支紛争の今後の段階に關しては態度を留保する」と述べた。

之に次いで諾威、丁抹兩國代表も伊國と同様の發言をなし、會議が今後調停に成功せんことを希望すると附加し暗に棄權し、今後は會議に出席せざる意圖を仄めかした。斯くて宣言案は反對一(伊國)棄權三(瑞典、諾威、丁抹)、贊成十四を以て採擇された。尙ほ參加一代表より「會議の今後執るべき手段如何」との質問が出たが、スパーク議長「夫れは會議參加國は今後新事態に對處すべき共同の行動を考慮せねばならぬ」と云ふ宣言の最後の部分に於て示唆されて

ゐると答へ、二十二日午後三時再開することとして五時十五分散會した。

對日宣言案(要旨)

第一に現在の日支紛争は第三國に對し重大なる損害を與へ、全世界に恐怖と憤懣の情を起さしめた事に鑑み、全國家の權利及び利益に影響を及ぼすものである。第二に如何なる國際法も或國家が武力を以て他國の内政を干渉する權限を與へない。日本政府が示唆するが如く日支兩國をして單獨に行動せしめることにより紛争の公正且つ永久的解決を期し得ると信ずることは不可能である。却つて問題を全然日支兩國の手に委ねる時は紛争は無限に繼續することは明白である。九國條約會議參加各代表は紛争の解決は日支兩國の直接交渉によりては到底期待し得ないことを固く信ずるものである。其れが故に諸代表は日本政府に對し會議參加を招請し關係諸國代表若くは一定少數國代表を以て紛争解決の爲め日本政府と意見の交換を提議したものであり、今尙ほ斯かる方法の成功すべきことを確信するものである。

支那代表は右の提案を受諾せるに反し日本政府は之を拒絶した。

締約國の一國が他の締約國全部の見解に反し、其の行動は條約の

適用範圍外にありとの見解を採れることにより發生した現在の事態に對し、締約國が如何なる共同態度に出づべきかに關しては締約各國共各自其の權利を留保するものである。

無爲にして閉幕

九國會議は二十二日午後五時再開の上、英米

佛共同提案の形式による宣言案が上程された。同案の前半は日支事變の歴史的記述に關する部分で原則的に承認されたが、後半の會議宣言其のものは顧維鈞支那代表の強硬な反對演説により本國政府の回訓を仰ぐまで審議の延期方を申入れ、爲めに審議は中斷されて何等決定に到らず、又復會議は二十四日まで休會することとなり午後七時十五分散會した。支那代表の演説要旨は左の如くである。

顧代表の泣訴演説

只今英米佛三國代表から會議へ提示された聲明書文案は若干の一般的原则を再確認したものに過ぎぬ。十一月十五日の對日宣言最終項目の下に各國が檢討を約した共同動作に關しては何等言及されず、又余が十一月十三日の演説中に提唱した支那の抵抗力を強化し、日本の侵略を牽制する具體的措施に關しても何等規定するところがない。會議は一切の和協的手段を擧げて日本に對し其の武力政策を放棄させ、和平交渉に應じさせようと試みたが、友好



的説得も穩かな手續も遂に頑迷な日本の態度を軟げるに至らなかつた。單なる言辭が何等の效果をも生じないことは今や全く明かである。本會議は國際法の基本的原則を確認し參加各國代表は此等原則の信奉を誓つたが、果して然らば諸君は其の言辭を行動によつて支持する用意があらうか。中國には資源が乏しい爲めに十分の努力が出来ない。無限の資源を有する大國は宜しく何等かの行動によつて國際法の諸原則、秩序安寧並に世界平和擁護の大義に参加すべきではないか。諸君は對支援助を拒否して中國の侵略に對する抵抗を中止せよといふのか、或は支那が十分の手段を有せずして何時迄も抵抗出来ると思つてゐるのか。諸君は今回の紛争に於て日支兩國の政策に法律上明確な差別を認定された。併も諸君は日本への物質的經濟的便宜供與を停止せず、依然其の侵略行爲を續けるに任せてゐる。一體諸君は侵略者とその犠牲者に對する態度の中に事實上の差別を設けないのであるか。會議は平和の大義の爲め開會されてから既に三週間を経過する。侵略を停止させない迄も侵略の終熄を促進するやうな具體的措置を講じない限り會議を休會する事には余は飽く迄反對せざるを得ない。無爲にして會議を終るならば平和事業の新たな失敗の譏りは免れず、

世界に瀾漫しつゝある全般的不安感情を愈々増加させるのみであらう。支那代表は本國政府の回訓を待ち聲明書文案に修正を要求する權利を留保するものである。而して支那政府の回訓は二十四日午後一時到着したので、會議は同日午後三時半開會。全體會議を以て「無期休會」と云ふ華送曲により各國代表の美辭麗句の花環に飾られて遂に葬らるゝに至つた。會議は先づ宣言書案の審議に入り、デヴィス米代表は「會議は之を以て無期休會となるが我々は之で會議の仕事を止めるのではない。歸國して後も政府と打合せて日支紛争解決に努力する」と述べ、英代表克蘭ボーン外務次官は「米國代表の意見に同意である。英國は休會中と雖も平和解決に努力する」と云ひ、佛國代表ド・テッサン外務次官は「英米代表と同意見で、休會中と雖も平和に至る有効なる方法を考究するつもりである」と述べ、何れも同じことを繰返した。支那代表顧維鈞は相變らず會議延期の作戦に出て「日本の侵略」を繰返し、「二十二日に於ける決定事項の精神に基いて會議が日本の侵略を阻止すべく何等かの有効手段を講じて欲しかつたが、それをしないのは遺憾千萬である」と説いた。之に對して伊國代表アルドロヴァンディ伯は「自分は當初から此

の會議は役に立たぬものと思つてゐた。余は斯かる會議が無期休會になるよりも寧ろ閉會となるべきことを主張したのである。他國の特殊な國際關係に容喙することの不當は獨り日支紛争解決の原則たるのみならず、世界の文明と人類の進歩の爲め必要なる原則である」と日本の立場を支持する意見を述べた。此の宣言書には附録として支那及び伊國兩代表の留保的聲明を附け加へた。尙ほ宣言書の採擇は投票の結果伊國の反對一票を除く全部の賛成を得て可決され午後五時半幕を閉ぢたが、同聲明書の全文は左の通りである。

ブラッセル會議の最終聲明書

一、ブラッセル會議は米國政府の同意の下に英國政府の要請に従ひ白耳義政府によつて招集された。會議は一九三七年十一月三日開會されたが、會議の事業は今や其の重要部面を要約するに望ましい段階に到達した。

二、一九二一年より同二二年にかけての冬季華盛頓に於て相互に關聯せる各種の條約及び協定が調印されたが、右の中最も重要なものゝ一つは支那に關する原則と政策を規定した九國條約であつた。右條約及び協定は十分なる検討の結果であり欣然調印されたもので、其の本質的目的は太平洋沿岸地域の安定と安

第二編・第一章・第二節 ブラッセル九國條約國會議

全に必要な諸條件を創造するにあつた。九國條約第一條は次の如く規定してゐる。

「支那國以外の締約國は左の通り約定す

(一) 支那の主權、獨立並に其の領土的行政的保全を尊重すること

(二) 支那が自ら有力且つ安固なる政府を確立維持する爲め最も完全にして且つ最も障礙なき機會を之に供與すること

(三) 支那の領土を通じて一切の國民の商業及び工業に對する機會均等主義を有効に樹立維持する爲め各々盡力すること

(四) 友好國の臣民又は人民の權利を滅殺すべき特別の權利又は特權を求むる爲め支那に於ける情勢を利用すること及び右友好國の安寧に害ある行動を是認することを差控ふること」以上の約束及び其の他の條約に示された諸規定により且つ之に照し太平洋地域の情勢は約十年間眞の安定、從つて右諸條約に規定されたる道に従ひ相當の進歩によつて特徴づけられた。最近數ヶ年間に於て日支兩國間には一聯の紛争が勃發しこれ等の紛争は屢々戰鬪行爲を導いた。

三、ブラッセル會議は會議招請狀に述べられた文言に従ひ



「九國條約第七條に基づき極東に存在する事態を検討し、其處に起りつゝある遺憾なる紛争の終焉を促すべき平和的手段を研究する」ことを目的とすべきである。日本唯一國を除いて一九二二年二月六日の九國條約に調印せる一切の國家及び其の後本條約に加盟せる他の一切の國家は會議の招請を受諾し、招請状に示されたる目的を達成する爲め夫々代表をブラッセルに派遣した。

四、右會議に代表を派遣し其の審議に参加した支那政府は九國條約第七條の規定に従ひ同條約の他の締約國と接觸を保つた。支那は其の現在の軍事行動が支那領土に對する日本の武力侵入に抵抗することを唯一の目的として行はれてゐる旨宣言した。支那は更に九國條約の諸原則を基礎とする和平を受諾し、且つ條約神聖の原則を維持する爲め他の諸國と協力する用意ある旨宣言した。

五、日本政府は會議の招請を受諾し得ざることに遺憾を表明すると共に、其の支那に於て執れる行動は支那政府の故意の排日的政策及び行動に鑑み、而して特に軍隊を使用せる支那の挑發的態度の故に餘儀なくされた合法的な自衛措置に外ならず、従つ

て日本の行動は日本政府が再三指摘した如く全く九國條約の範圍外なる旨確言した。同時に日本は斯くの如き多數國家の會議に於て適當なる解決策を發見せんと企圖することは事態を更に紛糾せしめ、公正妥當なる解決に重大障礙を惹起するに過ぎざる旨強調した。一九三七年十一月七日會議は白耳義政府の仲介により日本政府に對し通牒を送り、日本政府が一名乃至若干名の代表を任命し、特に指名された會議参加の少數代表と意見を交換する意向ありや否や回答を要求した。右の意見交換は係争點を更に明白に決定し、日支紛争の解決を容易ならしめる目的から九國條約の範圍内に於て且つ同條約の諸規定に基いて行はるべきものであつた。本通牒に於てブラッセルに集合せる各國代表は紛争の平和的解決に到達せんと希望を強く表明した。

六、一九三七年十一月十二日日本政府は回答を寄せたが、右回答に於て日本政府は先に説明した見解、即ち日本が現在支那に對し執りつゝある行動は自衛行動であり、九國條約の「機構」内に入らぬ旨述べると共に、兩紛争當事國の共同努力のみが最も適正且つ公平なる解決に資すべく、且つブラッセル會議の如き集團的機關による干渉は徒らに日支兩國の輿論を興奮せしめ

總べてにとつて満足なる解決を一層困難ならしめるに過ぎぬ旨述べた。

七、十一月十五日會議は一つの宣言を採擇し、同宣言に於て南阿聯邦、米國合衆國、濠洲、白耳義、ポリヴィア、加奈陀、支那佛蘭西、英國、印度、墨西哥、ニュージラランド、和蘭、葡萄牙及び蘇聯邦の各代表は一九二二年華盛頓に於て締結された九國條約締約國の全部及び一九二八年巴里に於て締結された不戰條約締約國の全部が今次の紛争に合法的利害關係を有し、實際に於て國家社會の成員たる全國家に關係を有する旨確言した。

八、本會議で作成された文書の第一のものは、一九三七年十一月七日日本政府へ發した通告であり、第二のものは十一月十五日の宣言である。

九、九國條約は世界の各國が一定の原則を明かにし、相互の關係に於て約束により一定の制限を課し、他國の主權を尊重し、他國に對する政治的乃至經濟的霸權の確立を放棄し、他國の内政に對する一切の干渉を相互に差控ふべき旨嚴肅に約束せる數多の國際的手段の顯著なる範例である。

これ等の國際的手段は武力に訴へることなく國際的安全と平和

を保持し、且つ依つて以て國際關係を總ての當事國に利益ある商業的金融的並に相互信頼と善意の基礎の上に置き得る機構である。これ等の原則を無視し武力に訴へることは總てこれ等の條約によつて達成された保障に立脚する國際關係の全組織を動搖せしめるものなることは否定出来ない。

斯かる場合に於ては總ての國家は軍備を無限に増大して其の安全を追求せざるを得ず、其の一つの結果として一般的な不安と疑惑の感情が生ずる。これ等の原則の有効性は武力を以て破壊することは出来ない。これ等の原則が普遍的に適用出来ぬといふことは出来ない。更にこれ等の原則が文明と進歩の不可缺の條件であることは否定出来ない。本會議がブラッセルに招集されたことは以上の諸原則と合致するものである。蓋し白耳義政府が發したる招請状には「會議は九國條約第七條に基づき極東に存在する事態を検討し現在同地方に起りつゝある遺憾なる紛争の終止を促す手段を考究する爲め招集され」る旨規定してあるからである。會議は十一月三日開會以來戰鬪行爲を停止し、日支兩國間に協定を締結せしめんとする希望の下に調停を申出で日本政府の協力を求める爲め絶へず努力して來た。會議の執つ



たこれ等の手段は會議が其の活動に關し起草した報告書に示されてゐる。會議は九國條約の諸原則は世界平和並に國家生活及び國際生活の統制的進歩的發展の爲めには尊重せざる可からざる基本的原則の一であることを茲に重ねて確認せんと欲する。十、會議は極東に於ける戰鬪行爲を即時停止することは日支兩國の眞の利益に資するのみならず、全世界の利益に資すべきことを信ずるものである。戰鬪が一日永引けばそれだけ死傷者の數を増加し、財産の破壊を増大する傾向を持ち、かくて紛争の解決は益々困難となる。従つて會議は戰鬪行爲を即時停止し平和的手段を採用すべきことを勸奨して止まない。會議は紛争の平和的且つ公正なる解決手段は之を閉却乃至省略することは出来ぬと思惟す。

十一、會議は各參加國政府をして意見を交換し、九國條約の諸原則を遵守し、且つ同條約の目的に依然忠實なる態度を執り乍ら現紛争の解決に導くべき一切の可能なる平和的手段を追求する十分なる時間を得せしむる爲め當分審議を中止することを得策と思惟する。九國條約締結諸國は極東の事態の安定化を目的とする政策を明確に採擇したが、此の目的を實現する爲めには各

締約國は同條約の諸規定によつて拘束されるものである。而して同條約中最も重要な規定は第一條及び第七條に具現されて居る。

十二、會議は議長又は參加國の何れかの二ヶ國が審議を再開することが有益なりと宣言すれば開會されるであらう。斯くの如くして十一月三日開會以來、世界の視聽を集めた九國會議は三週間の時日を閲したが何等の成果を得るに至らず、唯對日宣言案、報告書並に聲明書を採擇したのみで無期休會に入り、當初の目的とは凡そかけ離れた結果に於て事實上終幕を告げた。

## 第二章 事變と各國關係

### 第一節 日支外交關係

**日支和平交渉の真相** 南京攻略前後より日支間に何等かの和平交渉はれつゝあるかの如き世界的デマが流布せられてゐたが、右は帝國政府の對支解決大綱を諒承したる獨逸政府が、自發的に國民政府に之を通達し、出來得べくんば此の際日支間の和平交渉を進めんとて好意的立場より仲介斡旋を取りつゝあることが誤り傳へられたのである。然るに帝國政府は昭和十三年一月十六日附聲明を以て「今後蔣政權を對手とせず」との態度を表示することとなつたので、廣田外相は右聲明の發出に先立ち獨逸側の好意に酬ゆる意味を以て同日午前十時十分、駐日獨逸大使デイルクセン氏に外相官邸へ來訪方を求め、獨逸政府の好誼に對し深厚なる感謝の意を表したる後、帝國政府に於て既に決定したる對支根本方針並に聲明の内容を説明種々懇談を遂げ、同十時四十分會見を終り、次いで外相は同十時一時駐日伊國大使アウリツチ氏と會見、獨逸大使に對すると同様の挨拶を述べ、聲明文の内容を説明し同十五分會見を終つた。尙ほ廣田

外相は歐米列國駐在の我が大公使に對し右聲明内容を打電し、帝國政府の方針を各國に徹底せしむると共に、事茲に至る迄の獨逸政府を仲介とする日支和平交渉の經過真相を明かにする所あつたが、更に同十九日午前四時左の如く外務省當局談を發表した。

#### 外務省當局談

國民政府が誠意を以て事件解決の希望を申出で来るならば之を拒むものにあらずとの政府の方針は豫て在京關係國大使に説明して置いた所であるが、客年初冬在京獨逸大使より國民政府に於ては帝國と媾和の希望あり、獨逸國政府に於ては日支兩國間に直接交渉の橋渡しをなすべき旨の好意的申出があつた。帝國政府に於ては前記方針に鑑み其の好意を享け、在京獨逸大使を通じ今事變の解決に當り東亞永遠の平和確立上日本側に於て絶對必要と認めらる公正な條件を提示し、國民政府に最後の反省の機會を與へたのであるが、同政府は我方の寛容と獨逸政府の好意とを無視し、遂に何等誠意ある回答をなし來らざりし爲め、帝國政府に於ても遂に一月十六日聲明の通り爾後同政府を對手とせず、獨自の立場に於て事變に對處するの已むを得ざるに至つた次第であるが、獨逸政府の好意的斡旋並に在支及び在京獨逸大使の多大の盡力は帝國



政府の深く感謝して居る所である。

一方獨逸側に於ても亦日支和平斡旋に關し即日D・N・B通信を通じて左の如く發表した。

## 獨逸政府聲明

獨逸國南京、東京駐劄兩大使は昨年十月下旬日支紛争に關し日支兩國當局者と會談の結果、日支兩國政府に於て事變解決の爲め獨逸政府の協力を希望してゐる事實を確認した。極東の平和回復を念願する獨逸政府はこの結果直ちに目的貫徹の爲め日支兩友好國に對し斡旋の勞をとるに決したが、獨逸は事變に對し中立の態度を嚴守してゐる關係上、兩國間意思の傳達を仲介するに止めざるを得ない事情を十分認識して今日まで兩國間に仲介の勞をとり來つたのである。然るに一月十六日の日本政府の發表により日支間の紛争は新段階に入るに至つたことを獨逸政府は茲に聲明する。

而して獨逸政府を仲介とする日支和平交渉願末並に其の内容は別項記述の如く昭和十三年一月二十一日、第七十三回帝國議會の再開に際し廣田外相の外交演説により中外に公表されたが、右に對し民政黨議員堤康次郎氏は同日の本會議に於て政府の所見を質したる處近衛首相及び廣田外相より左の如き回答があつた。

戰布告といふことは兩國交戦の場合の萬策盡きた最後の手段であるから無論輕々には斷行すべきことではない。況んや帝國政府は目下國民政府と交戦中とはいへ、支那とは飽く迄も相提携して東洋百年の平和を確立せんと意圖してゐるのであるから、出來得る限りは宣戰布告等の決定的態度に出で一般支那國民に敵愾心を抱かしむることは避くべきで、我方としてもこれを斷行する迄には未だ未だ取るべき手段がある。併し國民政府が飽くまで我方の平和確立の大理想實現への努力を妨げる場合は獨り支那良民のみならず全東洋民族に甚大なる害毒を及ぼすことになるから、其の場合には斷乎たる決意を以て宣戰を布告する用意あるは勿論である。次いで同二十四日の衆議院本會議に於て東方會議員三浦虎雄氏より支那事變和平交渉の經過に關する質問があつたに對し、廣田外相は獨逸政府の外交斡旋の内容及び經過に就いて重ねて左の如く其の真相を聲明した。

## 獨逸の斡旋經過

今回の如き亞細亞に於ける重大なる事件發生の結果として、これが直接支那との關係に於てのみならず、第三國との關係に於きましても幾多の問題の發生することは已むを得ないことであらうと

## 近衛首相答辭

此の前新聞紙上に私の談話と致しまして、將來蔣政權と新政權とが合流した場合には之を對手とするも差支へないといふ意味のことを申述べて居ります。夫れに就いて只今お訊ねがあつたのであります。之は少し言葉が足りなかつたのであります。蔣政權、新政權とが合流した場合と申上げましたのは此の兩政權が對等の立場に於て合流した場合を意味したのではないのであつて、蔣介石政權が——新政權の傘下に吸収せられました場合を意味したのであります(拍手)。次に宣戰布告の場合に對しまして政府は蔣介石政權を對手にせずと申しましたも絶対將來宣戰布告を奏請しないと云ふ考へではないのであります。蔣介石政權の今後の行動の如何、また内外の情勢如何によりましては宣戰の布告を奏請する場合があるかも知れません。

## 外務當局の見解

「對手にせず」とは抹殺を意味するが、これを更に解釋すれば「今後は外交の相手方とはしないが、戰爭の對手とする」といふことになる。抹殺には絶對的に武力を必要とするからである。従つて宣戰の布告も場合によつては當然あり得る譯である。併し乍ら宣

思ふのであります。三浦君はその一例として英國の場合を擧げられたのであります。英國との間に於きましても、幾多の問題の發生しつゝあつたことは事實であります。然しながら亞細亞の形勢は殆んど亞細亞の運命に基いたものでありまして、英國といつても問題の發生する日々の事件そのものによつて英國の支那に對する關係、または日本に對する關係を律して行くものではなからうかと思ふのであります。斯かる近視眼的政策は英國は執らないであらうと思ひます。結局この事變に際し支那に於ける列國の問題を如何に處理すべきかといふことが重大なる問題であらうと思ひます。尙ほこの事件の發生以來政府は機會ある毎に支那に反省を求めて參つたのであります。また反省の機會を與へて參つたのであります。然るに遂に最後の機會すら先方は放棄致しましたので、遂に最近發表した如き政府の方針をとるやうになつたのであります。随つてその間に於て諸外國に於ても成るべく速かに東亞の事態を安定せしめることが寧ろ兩國の爲めにもなり、また列國の爲めにも利益であるといふことで種々注意をして參つた國があつたのであります。さういふ場合日本としても支那が眞に反省して直接日本と話をする氣持になつて來れば、日本はこれに



應じてやつて少しも差支へないといふ意見は申して居つたのであります。その結果として獨逸が色々日本の直接談判に對する考へ方を聽いて参りましたので、今回議會で發表致しました四條件を以て、支那が和を求めて来る時は我國としてもこれに應ずる。然しながらたゞ表面の形式だけではいけない。日本の指定する場所に講和使節を出せば日本もこれに應じて話すといふことを獨逸側に話して居つたのであります。この事情は今回の議會に於きまして初めて發表することでありまして、この獨逸の橋渡しによる支那側との話の内容が往々支那側の方面から勝手に色々誤報を交へて世界に流布したことは事實であります。然しながらこの獨逸側の仲介は日獨兩國の間には秘密に盡力するといふ建前になつて居つたのであります。結局その不成立に終りました。

最後の日に於て日獨兩國政府に於て發表いたすことになつたのであります。それまで色々誤つた情報も日本にも参つて居つたやうに思ひます。これ等の誤つた情報を日本國民に傳へることは支那に對する交渉、その他の點から申ししても、結局有利でないといふことで發表を差控へて居つたやうな次第であります。勿論公表すべき性質のものを公表するのは當然であります。種々外交

のことは幾多秘密に屬することがありますが、今日までの交渉そのもの、經過は或は將來支那との全般的の交渉にも更に影響を有する問題であると思ひますので、成るべく誤つた理解を國民に持たせないやうに今日の議會の開會を待つてその事情を説明する方針であつたのであります。

**駐日支那大使引揚** 帝國政府は昭和十三年一月十六日附聲明を以て、「爾今國民政府を對手とせず」と言明したので、同十八日川越大使に對し引揚方を訓令した結果、川越大使は一切の事務を整理した上一月二十八日上海發歸朝した。

右川越大使の引揚により國民政府も亦駐日大使を本國に引揚ることとなり、許大使は同十九日廣田外相を訪問し歸任の挨拶を爲し、翌二十日午後五時横濱出帆のエムプレス・オブ・エシア號で香港經由歸國したが、同大使は出發に當り左の如き談話を發表した。

#### 許大使歸任の辭

昨年三月予が歸國の時に當り深く日支の關係を憂ひ、若し之が年内に改善せざれば益々悪化するであらうことを曾て貴國朝野の人士、中國出先官憲は固より國內の有力なる知己朋友に言及した所であつた。不幸にして七月七日果して蘆溝橋事件發生し、予は其

の責任の重大なるを思つたが、七月十六日一旦歸國、病を押して再び歸任した。眼前の事態は日に悪化の一途を辿るのみで、現在に至つては遂に斯くの如き事態に立ち至つた。眞に憂慮寒心に堪へぬ所である。世界の史例を照らし見ると國運は時に從つて盛衰あるも、夫れは永久不變ではない。民族の感情は武力を以てよく抑制し得る所のものでもない。現下これ等の局面は貴國の遠大な政治的眼光を備へてゐる人達が見て之を日本永遠の幸福と認むるであらうか否か。予は半年此の方神經衰弱に苦しみ、本國政府に對して靜養の爲め賜暇歸朝を許可されんことを屢々請ふたが許されず、今次漸く命に依り歸國することとなつたが、予個人の知るところ、見るところ忠實に本國政府に對し十分に陳述する積りである。今出發に當り感慨無量たゞ心痛あるのみである。

尙ほ帝國政府は駐日支那外交機關の地位取扱に關し一月二十一日正午河相情報部長談を以て左の如く發表した。

#### 河相情報部長談

南京政府を對手とせずとの十六日帝國政府聲明は、帝國は事實上南京政權を無視するの態度を示したもので、川越大使に對する歸朝命令は右帝國の決意を明かにする爲めである。尙ほ今回の事態

に基く支那外交機關の取扱ひに就いても事實上の關係として、大體左の通り之を行ふ方針である。

- 一、在本邦支那大使以下の外交官及び領事館員の引揚げる者に就いては引揚げる迄は外交官及び領事官の特權を認め、其の身體財産に就いても十分の保護を與へる。
- 二、引揚げるを爲さず本邦に居残る者に就いても身體、財産に對する保護に就いては從前の通りの取扱ひをする。
- 三、在本邦支那大使館及び領事館の建物は支那外交官、領事官の本邦引揚げ後と雖も我方官憲に於て立入ること無く之を保護する。

斯くて日支兩國大使は夫々任地を引揚げたが、國民政府側では依然駐日大使館參事館楊雲竹以下館員の一部を我國に在留せしめつゝあつた。然るに昭和十三年六月上旬愈々同參事官以下全館員の引揚げを決行することとなり、六月六日楊代理大使は我外務省を訪問し正式に引揚げの挨拶を爲し、同十一日横濱より乗船歸國の途に就いたが、帝國政府に於ては駐日支那大使館の閉鎖及び引揚げ後の大使館の建物の處置等に関し翌七日正午外務省河相情報部長談を以て左の如く發表し、其の見解を明かにする所があつた。



帝國政府が去る一月十六日國民政府を對手とせずとの聲明を發した後に於ても政府當局の在本邦支那外交機關、領事機關及び在留華僑に對する取扱振は極めて寛大で、殊に在京支那大使館員に對しては暗號電報の受理、租税の免除、議會傍聽等他の諸外國の大公使館員と同様の特權榮譽を認め、又財産建物に付ても我方官憲に於て十分の保護を加へて居るのである。現下の事變に拘はらず漢口政權に屬する外交機關が斯の如き寛大なる取扱を受けつゝあることは、蓋し國際法上に於ても類例なき所であらう。然るに最近の情報によれば漢口政府は近く在京支那大使館を閉鎖することに決定せりとのことである。其の理由が那邊にあるかは知らないが、右は漢口政府の任意の措置であつて日本政府の關知する所でない。尙引揚後の同大使館の建物に付ては我方官憲に於て充分の保護を加ふべきことは勿論の次第である。

## 第二節 英國關係

對支同情の由來 英國政府最近の對支政策は「現代國家としての支那を強化することを以て、英國自身の國家的重要利益なり」と

確認し、これを基調として一切の對支工作を進めてゐるのである。従つて這回の支那事變に對處するに當つても、當初から反日親支的態度を最も露骨に表示したのである。蓋し英國は支那に對して尨大なる權益、例へば其の投資の如きも約三十億乃至四十億の巨額に達すると云はれて居り、一時は我日本と提携して之を擁護しやうと試みたが、其の成功覺束なしと見るや、茲兩三年來尨かに從來の日英提携方針を一擲し、獨力を以て支那と提携且つ之を擁護し、更に發展せしめようとして居るに至つた。蓋し右は支那朝野の排日意識が極度に熾烈にして、若し英國が日本と提携して來るならば對手にされないと云ふことが漸次明瞭となつた結果、英國も遂に最後の肚を定めて新對支工作に乗り出すと共に、延いて我日本に對する態度も一變したのである。殊に一九三五年リースロス氏を支那に派遣し支那の幣制改革を斷行せしめて以來、支那財政經濟の覇權は全く英國の掌握する所となり、支那は英國の財政的從屬國同様の状態となつた。現下の國際情勢に於て財政經濟上の從屬國となれば、鑿て政治的にも事實上の保護國か乃至は半植民國化するの當然の歸趨である。而して支那も亦此の例に漏れず、漸次さうなつて來たのである。斯くて英國は其の後新にヒューゲッセン大使及びカークパトリ

ック氏を支那に特派して財政經濟の方面より可成金を注ぎ込み、支那國家統一、國家再建を援助せしめ、以て蒋介石の獨裁勢力確立に協力すると共に、一方に於ては蒋介石を傀儡として、支那大陸に於ける日本の進出を抑へんとする政策を取るに至つたのである。現に昭和十一年八月英國のノートナイトリー・レビニーに掲げられた一論文中に「極東に於ては今や英國と日本との間には砲火に據らざる一種の意味の戰爭が現實に行はれてゐる。即ち支那の統一及び現代式國家建設を助成しやうといふ英國の平和政策と、これを破壊しようといふ日本の武力策との間の戰がこれである」と述べてゐるが、此の見解こそは大體英國朝野のそれを代表するものである。

斯かる際這回の事變勃發するや、英國政府は勿論、現地にある英國官民は好機來たりと何れも協力一致して反日援支に乘出したのも故なしとせざる所である。彼等に見れば蒋介石政權の潰滅といふことは、結局「英國勢力の全面的支那退却」と同義語に等しいのである。これ即ち英國が世界的反日工作のイニシアチーブを取つてゐる所以であり、又其の活動の目標が明瞭となる譯である。然らば現在英國は如何なる對支援助工作を執つてゐるであらうか。

對支援助の動向 英國政府の現に執りつゝある國際的對支援助

方針は支那の目的を達成せしめて日本を抑へるといふのである。而して其の最も有效適切なる方法は武力で押へることであるが、實際問題として其の實現は種々なる關係上却々容易でない。否な全然不可能である。茲に於て英國は先づ第一に考へたのは世界各國の反日雰圍氣を利用し英國の手先きともいふべき國際聯盟を利用して日本を牽制せんと企てたのである。而して之は或る程度まで成功し、昭和十二年十月六日の決議に於て「日本の對支行為を九國條約及び不戰條約の違反と認定し、不取敢九國條約締約國である聯盟國の會議を開いて事變の解決に付き協議せしむべし」といふことになり、米國政府も亦之に賛同の意を表した譯である。斯くて十一月三日より白耳義ブラッセルに於て所謂九國會議の開催となつたのである。ブラッセル會議の空氣は一時我方に不利に宣傳されたが、結局英國の考ふる通りに進展せず、却つて伊太利の猛烈なる反對で十一月二十四日「九國條約の尊重及び速かに戰闘を中止し、平和的解決方法の探究の爲め一時無期休會する」といふことで無爲にして散會するの已むなきに至つたこと前項記述の通りである。然し英國は尙ほ其の方針を改めず昭和十三年春開催された聯盟理事會に於て支那の要求を採擇して我方に當らんと策し、或は會議の裏面に於て英米佛蘇四



國共同又は別箇に對支援助を申合せやうと策動した模様であるが、これ亦遂に成立するに至らずして終つた。

以上の如くして國際協力を以て支那を援助せんとする計畫は殆んど粉碎された結果、其の後は經濟的に、換言すれば一種の經濟手段を以て日本に壓迫を加へんと試みてゐる。尤も此の計畫は今に始まつた譯ではなく支那事變勃發當初からのことであるが、これ亦英國一國の力だけでは到底豫期の効果が擧げられないので、結局米國を引張り込まねばならぬといふことになり、旺んに米國に秋波を送り始めたのであるが、米國側では却々思ふやうに乗つて來なかつた。然るに十月六日國際聯盟の對日決議の發表さるゝや、米國は突如これと相呼應して日本を侵略國と確認するに至つた結果、中立法の發動まで行くかも知れないといふ情勢となつたので、一時は英國も我事成れりとして大いに喜んでゐたのである。而して之に對する英國側外交家の見透しを端的に云ふならば「米國が中立法を發動すれば必ず佛和の如き日本と密接なる經濟關係ある諸國は米國中立法の發動と同様の効果ある對日重要輸取出締制度或は中止をなすだらう、斯くなれば英米佛和諸國が一致協力して日本に對する一種の經濟封鎖をやることになる」といふやうに觀てゐたのである。恐らく之が

英國の對支援助、日本牽制の奥の手であらうと思はれる。然し之も遂に米國の態度緩和によつて成功せずして已んだ。

然るに其の後支那現地に於ける情勢は皇軍の大捷に依り、北中支一帶は皇軍の手に掌握せらるゝに至り、これ以上我方に反抗することは結局支那に於ける英國のプレステージを破壊し、其の權益を喪失するの虞れあるに鑑み、イーデン外相の更迭を機として漸次對支政策を緩和することとなり、新任駐支大使カー氏に對し其の意圖を内訓した模様である。即ち其の結果として昭和十三年五月三日には上海々關接收に關する日英暫定協定の締結を見るに至つた次第である。然し英國の對支援助の態度は今尙ほ緩和の程度に止まり、全然轉向するに至らないが、然し大局の趨く所は結局日本と提携し支那に於ける其の特殊立場を維持する外なからう。

**上海中立化を提議** 上海に戰鬪開始前、即ち大山事件を契機として日支關係愈々急迫し、上海租界の平和維持頗る困難となるや英米佛獨伊五國駐支大使は八月十二日國民政府並に帝國政府（日高參事官を通じて）に宛て「上海に於ける日支敵對行為の慘禍より各自國居留民の生命財產を保護する爲め萬全の措置を採られ度き」旨共同申入れを爲し來つた。仍つて帝國政府は同提議に對し慎重考慮

を加へたにも拘はらず、支那側は何等誠意ある態度を示さざるのみか、却つて翌十三日より戰鬪行為に出で來つた爲め、前記提議は何等効果を齎らさなかつた。

然るに其の後支那側の不法行為續出し、或は軍用機の租界空爆となり、或は在留外人の殺傷事件となつて現はれ、遂に諸外國人の租界在住を許さざる事態となつたので、英國政府は同十八日又もや米佛獨伊諸國に對し骨子左の如き上海中立化案を提出し、其の賛同を求め、以て共同動作に出でんことを要請した。

- 一、日支兩國政府に對し上海地區に中立地帯を設定し、右地帯に於ける一切の軍事行動を中止するやう提案する。
- 一、中立地帯の劃定は現地に於て局地的折衝により行ふ。
- 一、中立地帯に於ける日支兩國の權益は英米佛三國政府共同して保護に當る。

一方駐日英國代理大使ドツツ氏も同十八日外務省に堀内次官を訪問、本國政府よりの訓令なりと前提し、現下の上海問題に關する英國政府の覺悟として「日支双方に於て上海地方より撤收することに同意するに於ては、英國は他の諸國と共に上海在留の日本人保護を引受くる用意ある」旨を申入れ來つたのである。云ふ迄もなく右覺

書は英國政府の所謂上海中立化案と同一にして事頗る重大なるを以て、我外務省に於ては直ちに慎重協議の結果、「日本居留民の保護は日本政府自らの手に依つて行ふことが當然なるのみならず、元來今回の上海事變勃發の原因は支那側にあること明白なるを以て、上海問題解決の鍵は支那側が停戰協定區域より先づ其の正規兵及び保安隊を撤退するにあり」と爲し、右英國政府の申入れを拒否するに決定、十九日堀内次官はドツツ代理大使の來訪を求めて要旨左の如く回答した趣きである。

#### 堀内次官の對英回答

曩に英米佛伊四ヶ國大使から上海問題の平和的解決に付き提案があつた際にも帝國政府は右提案に付き篤と好意的考慮を加へたるに拘らず、支那側に於ては何等の具體的意思表示をなさざるのみならず、益々我方に對し不法攻撃の手を緩めず、現に在留邦人の生命財產は非常な危險に晒されたるは御承知の通りである。帝國政府としてはこれ等多數の居留民保護に付き自ら重大なる責務を感ずる次第であつて、此の際居留民保護の責任を外國に委任する譯には行かぬことを諒とされたい。さればとて帝國政府は上海租界に於ける内外人の生命財產の安全を顧念すること決して列國に



劣るものではない。此の見地から帝國政府は支那正規軍及び之と同様に武装せる保安隊が一九三二年の停戦區域外に撤退し、一日も速かに戦闘の中止せられんことを希望するものである。抑も今回の上海事變發生の最大原因は支那側が該協定を無視し正規軍及び保安隊を協定區域内に侵入せしめ我方に大なる脅威を與へてゐる點である。就いてはこれ等不法侵入軍の撤退實現の爲め關係列國、特に停戦協定の實現に盡力せられたる友好國に於て有力なる積極的措置を支那側に加へられんことを希望するものである。因に在倫敦支那大使館は八月二十四日コムミュニケを發表、英國政府提唱の上海中立地帶案を原則として受諾する用意ある旨明かにした。該コムミュニケの内容は次の通りである。

國民政府は上海の日支兩國軍隊並に軍艦を撤收し、且つ英米佛の國際軍隊を以て共同租界に於ける日本の權益を保護することを提唱せる英國案は、日本政府が同様受諾することを條件として原則的に受諾する用意あり、南京駐劄英國大使ナツチブル・ヒューゲツセン氏に對し其の旨通告した。

南京空爆問題

クレイギー駐日英國大使は昭和十二年九月二十五日午後五時外務省に堀内次官を訪問、本國の訓令に基き九月二十

二日日本海軍航空隊の敢行せる南京及び廣東の空爆に關し左の如き申入れをなした。

英國の對日空爆抗議

南京の日本飛行機の空爆に際しては爆彈の破片は英國大使館の屋根にまで落下し、極めて危険を感じた。又廣東の空襲によりては市民に二千數百名の重傷者を出し酸鼻を極めた。この事は英本國に於て多大のセンセーションを捲き起してゐる。抑々英國はじめ各國使臣が南京に留るのは職務上の義務として駐在するものであるから、空爆に際してはこの身邊に危険を及ぼさざるやう萬全の注意を拂はれ度し。

而して米佛兩國も之と略ぼ同様の通告をなした。右は支那側の宣傳に乗せられて不當なる抗議的通牒を送達したものであつて、帝國政府は在外使臣を通じ、又數次の非公式聲明を以て帝國の眞意を表明して來たが、更に九月二十二日附書翰を以て抗議を傳達して來た英米佛三國に對し、同二十九日附左記正式回答文を在京大使館に各別に郵送し、本國政府に傳達方を依頼した。

帝國の回答全文

以書翰啓上致候、陳者九月二十二日附書翰を以て帝國軍の南京爆

擊に關し御申越の次第閱悉致候

貴國政府に於ても御了知の通り南京は他に其の類例を見ざる程最も堅固に防禦せられたる支那軍作戦の中樞根據地なるを以て同市内外に於ける軍事的機關乃至施設を爆撃するは帝國軍の軍事目的達成の爲め必要已むべからざる措置に有之、帝國軍の爆撃も嚴に右の範圍を出でず無差別的に非戦闘員をも對象とするものに非ざるは言を俟たざる所にして、事前支那側非戦闘員に對しても警告せるは右を立證するものに有之候、また第三國の權益並に第三國人の生命財産の安全を出來得る限り尊重致し度しとの帝國政府の歴次聲明せる方針は、今次爆撃に際しても何等變更なきは勿論に有之、今般貴國官民並に艦船の避難を申入れたるも畢竟我方最大の注意に拘らず第三國人に不慮の災害の及ぶことあるべきを極力回避致し度しとの念慮に出でたるほか他意なき次第に有之候、斯くの如く帝國軍が事前通告により作戦行動上少からざる掣肘を受け居るにも拘らず、今回の如く第三國人の避難方希望せる次第は貴國政府に於ても充分御諒解の上右帝國政府の措置に協力切望致し候、尙ほ今次支那に於ける戦闘行爲の結果第三國人の蒙れる損害に關する帝國政府の意向は曩に申進め置きの通りに有之候

右回答旁々茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具

我海軍當局に於ても聯盟其の他各國が日本軍の支那各地爆撃に就き、一部誤りたる報道を基礎として支那無防備都市を爆撃せるものと誤認し、我軍の爆撃を嚴に非難する旨の公言をなしてゐるに鑑み左の如き見解を下し其の公正なる態度を表明した。

空爆に對する我海軍の見解

一國が其の國家の全機能を擧げて國家の存立發展を障害する不正不義を打破する爲め多大の犠牲を拂つて奮戦、速かに事態の收拾に努めてゐる嚴肅なる事實を前にして、單なる一部の新聞報道乃至は一方的の主張のみを以て是非の判定を公言するが如きは極めて輕卒の誇を免かれぬ。之が爲めに誤りたる印象を一般人に與ふるに至りては寧ろ有害無益甚だしと云ふべきである。今次事變勃發以來帝國軍隊の攻撃目標は嚴重に支那軍隊及び軍事關係施設に限定され、之が爲め我方としては軍事上に多大の不利をも忍んで來てゐる。かの南京空爆に當りて第三國人及び無辜の支那市民に對し、軍事施設の爆破に必然的に伴ふ危険を豫想して退避を勸告し、また軍事上極めて重要なる役割を演じてゐる粵漢鐵道の破壊に際しても、同鐵道を通じ連日連夜多數の軍隊及び莫大な軍需



品が北方線上に輸送せられ、之が爲め日本軍の犠牲増大は當然豫測せらるゝ状況にあつたに拘はらず、避難者の無事輸送を待ち、豫告期限内に更に餘裕を付し、初めて線路の破壊、軍需品輸送貨車の爆破を決行した次第である。尙ほまた軍需爆撃に當りても彈着を目標に極力限定せんが爲め其の實施も極めて慎重を期し、防禦砲火の危険を冒して急降下爆撃等を行ひ之が爲め犠牲の増加をも來し、殊に目標不確認の場合は爆彈を抱いて歸還する等細心の注意を拂つてゐる状況であつて、これ等の事實に鑑みても日本軍の爆撃が如何に軍隊及び軍事施設を目標として限定してゐたかは明瞭に判る筈である。

**ヒューゲッセン大使奇禍事件** 英國駐支大使ヒューゲッセン

氏は八月二十六日午後、陸軍武官ラポット・フレイザー、經濟顧問ホール・パッチ兩氏を同伴、南京より自動車に搭乗し赴滬の途中、(常熟より太倉の間)道路上に於て飛行機より機關銃の掃射を受け、同大使は銃彈の爲め負傷し、午後五時上海カンツリー・ホスピタルに入院したといふ事件が勃發した。英國側に於ては同夜九時上海總領事館の名を以て、同事件に對する見解を發表したが、又遭難者の一人たるフレイザー大佐も當時の模様を次の如く公表し、輕卒にも

我軍の飛行機に依る被害なりと斷定し之を中外に明示した。

英國總領事館發表

英大使は陸軍武官、經濟顧問を同道廿六日午後二時半自動車にて南京より上海に向ひつゝありたる所、突如何等警告なく日本飛行機が自動車に向け機關銃の掃射を行つた。大使乗込みの自動車及び英大使の荷物を乗せた自動車は直ちに停車したる所、他の一機は自動車に對し爆彈を投下した。兩自動車ともユニオン・ジャックを掲げてゐた。其の際大使は脊柱に負傷し上海カンツリー・ホスピタルに收容された。係り醫師の言によれば脊髄其のものは切斷されて居らず痲痺もなく重傷なるも目下の所危篤状態にあらず。

フレイザー大佐の言明

一行は自動車二臺に分乗、午前八時南京大使館を出發、自分は自ら大使の自動車を運轉し、自分の眞後ろに大使、其の左側に財政顧問ホール・パッチ氏が乗つてゐて、無錫より道を常熟にとり太倉に向ふ途中、午後二時半頃突如疾走中の我自動車右側と後方より機關銃彈が飛來し自動車に命中したやうに感じたので、自分は直ちに停車して何事かと周圍を見廻せば約二百米の低空に飛行機が飛翔してゐるのを發見した。間もなく二番目の飛行機が爆彈を

投じたが、道路外の畑の中に落下炸裂した。自分も同時に車外へ出た。ホール・パッチ氏も共に此の爆撃の爲め畑の中に飛ばされた。直ちに車内を見れば大使は背後部より腹に負傷して背中の苦痛を訴へてゐた。自分は即時大使の重體を知りフルスピードで上海郊外カンツリー・ホスピタルに運び込んだ譯だ。(同盟)

ヒューゲッセン大使負傷の報に接するや、長谷川艦隊司令長官は

同夜八時英國支那艦隊司令長官リットル提督を親しく訪問し、深厚なる見舞の辭を述べたる所、英國側より「大使自動車に發砲したる飛行機は日本軍所屬のもの」なる旨を言明したので、長谷川長官は事件の眞相に就き管下各部隊に對し直ちに調査すべき旨を述べて辭去したが、一方我外務當局に於ては事件の眞相は調査の上ならでは判明せざるも、取敢へず廣田外相より鄭重なる見舞の急報を發すると共に、川越大使は親しく病床に、又岡本總領事、本田武官等は上海英國總領事を訪問し夫々深厚なる見舞の挨拶を述ぶる所があつた。尙ほ我政府に於ては海軍當局に對し事實の徹底的調査を命ずると共に、其の調査完了を俟ち適宜の措置を講ずるに決し、取敢ず同夜深更外務省情報部長談並に海軍當局談として左の如く發表した。

外務省情報部長談

二十六日午後駐支ヒューゲッセン英國大使は自動車にて南京から上海に到る途中、上海より四、五十哩の所に於て飛行機よりの掃射により重傷したとの報に接した。返すも不幸な出來事である。ヒューゲッセン大使に對しては外務大臣から川越大使に訓令し、直ちに見舞ひを申し述べしめたが、在上海岡本總領事もデヴィッドソン英國總領事代理を訪問し見舞ひを申入れた。我方に於ては本事件に就いて目下現地に於て徹底的事實の調査中である。尤も我方飛行機が故意に英國大使の自動車を射撃するが如きことは夢想だに出來ない所である。

海軍當局談

英大使遭難の報に接したが、眞に氣の毒に堪へない。現地方面帝國海軍指揮官は取敢へず在支那艦隊司令長官に對し見舞ひの辭を述べ、事實調査中である。

然るに英國政府側は、我吉田駐英大使のイーデン外相に對する鄭重なる挨拶にも拘らず「上海に於ける日本軍の行爲は外國の領土に於て行はれつゝある事實を忘却するものである。又曩に日支兩國に對し這回の事件の爲め英國國民の蒙つた損害に對しては其の責任が日本又は支那にありと表明した事實を想起されんことを希望する」と



いふが如き頗る不遜の態度を示したが、更にドイツ駐日代理大使は同二十九日我廣田外相を訪問し、本國政府よりの訓令に基くと稱し、左の如き嚴肅且つ高壓的抗議を提出し來つた。其の辭句は頗る不遜無禮を極めてゐる。

英國政府の對日通牒内容

(前略) イギリス政府は深甚なる心痛と憂慮を以て此の悲しむべき事件の報道に接すると共に茲に貴政府に對し嚴重なる抗議を提出し、併せて本件の遺憾なき救正を要求するものに有之候、支那に在住する外國人を含む非戦闘員は素より通常の戦闘行為より間接に生ずる已むを得ざる傷害に對し危険を負担せざる可からざるものに有之候も、非戦闘員に對する直接又は故意の攻撃は敵對行為の行はれつゝある地域の内外を問はず絶對に禁止せられてゐることは國際法上最も古くより確立せられたる法則の一に有之候、飛行機と雖も前記法則は他の攻撃手段と同じく空中よりの攻撃にも適用せらるゝ以上此の法則の適用より免るるものに無之候、又本事件を單なる偶發事件と見ることも本件が如何に善意に解するも不注意に基くこと及び平和的人民の生命不可侵に對する完全なる無視なることにより容認し難き處に候

本事件は前記の諸事實より明瞭なる如く普通の敵對行為より生ずる偶發事件にあらず、日本航空機が非戦闘員を相手としつゝありたることは彼等に始めより明白なりしに相違無之候、更に自動車に掲揚せられたる旗は小にして認識し能はざりしとの議論ありとするも問題にあらず假令旗が全然なかりし場合に於ても攻撃を正當とする理由は無之候、搭乗者が外國人或は假令外交官なるとも亦問題と相ならず要點は搭乗者が非戦闘員たりしことに存する次第に候

飛行機はイギリス大使と知りて攻撃せんとしたるものにあらざることは疑なきも非戦闘員を攻撃する意志を有したるは明かにして此の事實のみを以て不法行為を構成するに十分に有之候  
更に本件に於ては大使は支那軍隊も居らず敵對行為も行はれ居らざりし地域を疾走中なりしものなることに留意すること然るべく事實支那兵は遭難現場より一時間程走れる後始めて遭遇せる次第に候  
イギリス政府は本事件は更に廣大なる意義を有することを此の機會に於て強調せざるを得ずと存じ候、本事件は無差別なる空中掃射より豫期せらるべき結果の顯著なる一例にして右の如き事件は

國際法も人間的良心も常に之を命じ來れる戰鬥行為遂行中に於ける戰鬥員、非戰鬥員の區別を没却する非合法的非人道的慣行の結果に外ならず候、本件の場合に於ては當事國の何れも戰爭の布告を爲さず又戰時状態の存在を明示的に認めたる事なき状態にして右事實は本件事故の許すべからざるものなることを益々明かにするものに有之候、依つてイギリス政府は次の要求をなす次第に候

- 一、日本政府よりイギリス政府に爲さるべき正式陳謝
- 二、攻撃責任者の適當なる處罰
- 三、斯くの如き事故の再發を防止する爲め必要なる措置をとるべき旨の日本當局の保障

廣田外相は前記抗議に對し「目下現地に於て慎重調査中なるを以て事實報告に接し次第何分の回答をなす」旨を答へたが、我輿論は(一)英國大使が事實上交戰地域を通過に當り我方の飛行機の爆撃にまさりしこと、並に(二)假令百歩を譲り我方の飛行機の爆撃によるものと假定するも、故意に非ず過失によるものなること明瞭と云ふべく、従つて英國側の仰々しき抗議は敢へて當らざるものと主張した。尙ほ帝國政府に於ては回答を餘り遷延する場合は日英關係を惡化する懼れあるを以て取敢へず九月六日英國政府に對し中間的

回答文を送致したが、翌七日午前外務省より左の如く發表した。

對英中間回答

以書翰啓上致候、陳者八月二十九日附ドイツ代理大使發本大臣宛第一二五號書翰を以て在支英國大使サー・ヒュー・ナツチブル・ヒューゲツセン氏の負傷事件に關し御申越の趣聞悉致候、本事件發生の報に接するや帝國政府は之を重大視し不取敢本大臣並に在英及び在支帝國大使より貴國政府及びナツチブル・ヒューゲツセン大使に對し深厚なる見舞を申入るゝと共に直ちに關係出先官憲をして鋭意調査を進めしめたる次第なる處、今日まで我方に於て調査し得たる結果は本件が我方飛行機の所爲なることを斷定すべき材料無之も、帝國政府は更に慎重を期する爲め尙ほ出先をして殘されたる調査の手段を取らしめつゝある次第に有之候  
事情右の如く本件に對する責任が我方に在りや否やは未だ斷定し得ざる所なるも當日太倉方面に於て日支間に現實に戰鬥行はれるたる結果としてヒューゲツセン大使の遭難を見たるは日英兩國の傳統的親善關係に鑑み帝國政府の深く遺憾とする所に有之候、尙ほ帝國軍隊に於ては非戦闘員に對し損害を與へざるやう常に十分の注意をなし居る處今後萬一我方の手によりこの種不幸なる事件



の發生を見るが如きことは帝國政府の最も希望せざる所なるを以て帝國政府に於ては出先官憲に對し慎重行動方重ねて訓令致し置候、付ては貴方に於ても今後危險區域通過の際には事前に通報する等此の種事件再發防止の爲め必要な措置を執られ我方の努力に協力せられんことを切望致し候

右不取敢回答旁々本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候  
昭和十二年九月六日

外務大臣 廣田 弘毅

大不列顛特命全權大使

サー・ロバート・クレイギー閣下

其の後帝國政府に於ては更に慎重に現地調査を爲したる上、廣田外相より同二十一日公文書を以てクレイギー駐日英國大使宛に左の如き最後の回答を送付し、本國政府へ傳達方を依頼すると共に、翌二十二日之を中外に公表した。

對英回答全文

以書翰啓上致候、陳者支那駐劄貴國大使サー・ヒュー・ナッチブル・ヒューゲッセン氏の負傷事件に關しては不取敢九月六日附往翰を以て回答に及び置きたる處其の後上海及び其の附近に於ける

取調完了せるに付き本大臣は閣下に對し帝國政府は左の通り回答せんとするものなる旨通報するの光榮を有し候

最も周到なる調査の結果によれば八月二十六日午後二時三十五分日本飛行機二機は嘉定の南東三軒の地點に於て支那軍將兵を輸送中の軍用バス若くはトラックと確信せられたる自動車二臺を銃爆撃せること判明したる處當時嘉定には支那軍の陣地あり八月十八日以來日本飛行機は之に對し屢次攻撃を行ひたるのみならず日支兩軍飛行機の間數次に互り空中戦行はれたる次第に有之候

現在の狀況に於ては現地調査を行ふこと困難なるを以てナッチブル・ヒューゲッセン大使負傷當時に於ける同大使自動車的位置に關する各種の報告に幾分の相違はありたるも日本飛行機には同大使が當初負傷したりと報告せられたる地點に於て機關銃を掃射し若くは爆彈を投下せるもの無之こと判明致候、然れども日英官憲に於て同時に周到なる調査を遂げたる結果當該自動車の位置は英國側當初の報告所載の通り太倉の南方六哩に非ずして嘉定の南方なりしやも知れずとの結論に到達致候

叙上の次第に鑑み帝國政府は本事件は同大使の自動車を軍用バス若くはトラックと誤認したる日本飛行機の行爲なりしやも計られ

ずと思考するものに有之候

此の如く同大使の負傷は固より故意に出でたるには非ざるも日本飛行機の行動に因りたるやも計り難き次第に鑑み帝國政府は英國政府に對し深甚なる遺憾の意の正式表示をなさんとするものに有之候

關係搭乗員の處分に關しては帝國政府は日本搭乗員にして故意若くは懈怠に因り第三國人を殺傷したること判明せる場合には適當なる處置を執るべきこと勿論の次第に有之候

支那に於ける戰鬪行爲存在の結果生ずべき非戰闘員に對する危険を出來得る限り局限せんとするは帝國政府の希望し且つ方針とする所にして在支帝國軍隊に對し非戰闘員に損害を與へざるやう最大の注意を拂ふべき旨帝國政府より重ねて訓令濟の次第は九月六日附不取敢回答し置きたる通りに有之候

右回答旁々本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具  
昭和十二年九月二十一日

外務大臣 廣田 弘毅

大不列顛特命全權大使

ゼ・ライト・オノラブル

第二編・第二章・第二節 英國關係

サー・ロバート・クレイギー閣下

英國政府は右帝國政府の回答に接するや、二十二日朝來チエンパレン首相、イーデン外相兩者間に長時間に亘つて協議の結果、兎も角此の際日本と殊更に事を構へることは徒らに將來を複雑化するのみであるとの見地より、此の問題は一種の災難として片付けることに意見の一致を見、二十三日午前クレイギー駐日大使を通じ帝國の回答を以て左の如く満足し、且つ之を以て本件は解決せりとの趣を外務省に傳達して來た結果、本問題も茲に圓滿解決を見るに至つたが、該問題解決に就いてはクレイギー大使の異常な努力が與つて力あつたことは各方面より多とされてゐる。

英國復答全文

以書翰啓上致候、陳者駐支英國大使が去る八月二十六日上海附近に於て二機の飛行機により攻撃を受けたる件に關する九月二十一日付貴大臣發本使宛書翰の内容は正に本使より本國政府に傳達致し置き候、本使は本國政府より接受せる訓令に基き英國政府は本回答に接し満足せる旨並に右を以て本件は解決せりと見做す旨ここに通報する次第に有之候

本使はこゝに重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具



日本駐劄英國大使 アール・エル・クレイギー  
外務大臣 廣田弘毅閣下

**駐支英國大使の更迭** 駐支英國大使ヒューゲッセン氏は病後静養の爲め歸國の途に就いたが、英國政府は十二月三十日突如同氏を罷免し新にイラク駐劄大使アーチボルド・ジョン・カー・クラーク・カー氏を其の後任に任命すると共に、其の更迭理由を左の如く發表した。

英國大使更迭理由

最初ヒューゲッセン大使の不在中在支大使館の事務はハン代理大使に委ね、ヒューゲッセン大使は明春歸任する豫定であつた。然るに極東に於ける最近の事態極めて重大なるものあり、加へてヒューゲッセン氏が果して何時全快して歸任出来るや其の正確な日取りの不明なる爲め、政府は支那に正式の大使を駐派し之に關する處置を出来るだけ遲滯なく行ふことは、英國政府にとつて緊切なる事柄に屬すると思考するに至つた次第である。

尙ほ之と前後し、英國支那艦隊司令長官リットル提督は病氣の爲め辭任し、其の後任として長江艦隊司令長官クラップ中將就任、同中將は十二月二十三日我香港總領事を訪問、新任の挨拶を述べた。

には全部引揚げ、事件は一先づ落着した。

覺

- 一、日本軍は今後必要と認める場合に於ては無警告を以て共同租界内を自由に通行す。
- 二、今後は今回の如き不祥事件の絶對に起らざるやう工部局は十分なる努力をなすことを約す。
- 三、今後若し三日の如き不祥事件起りたる場合、日本軍は工部局に治安維持の實力なきものと認め適當と認める獨自の行動をとる。
- 四、工部局の取締りに對し遺憾の點ありと認める時は日本軍に於て捜査、檢索等適當と認むる獨自の處置を講ず。

十二月三日上海新々公司に於て

大日本軍司令官代理 楠 本 大 佐  
工部局警視總監 ゼ ラ ー ド

然るに工部局は翌日に至り、奇怪にも右覺書は何等效果なきものなりとのコムミュニケを發すると共に、直接當事者たるゼラード總監も同日夕刻「右覺書は日本警備兵が南京路を引揚げるに先立ち日本軍司令官代理が警視總監との間に行つた會談の要領を日本側にて

上海租界治安維持問題 十二月三日上海共同租界、佛國租界

に於て大部隊の行軍をなし、皇軍の威容を堂々外國租界内に發揚、一大デモを行つたが、此の兩租界内を軍隊が堂々行進することは租界始つて以來正に空前の事であり、此の歴史的大行進に参加する部隊は山田、福井兩部隊で、兩部隊長の指揮下に歩、騎、砲兵、自動車部隊の外、空からも陸軍飛行隊が堂々鷗翼を連ねて參加した。

然るに適々午後一時四十分南京路に差掛るや、突如新々公司の窓より支那人兇漢が我行進部隊に向つて手榴彈を投げつけ、兵二名、巡查一名負傷する事件を惹起した。而して犯人一名は現場にて工部局巡查の爲め射殺され、軍は約二十分後一部を残して行進を續行したが、我方は直ちに一部兵力の援護下に憲兵隊、工部局の手に依り嚴重な實地檢證を行つた結果、同日午後八時半頃に至り、事件は結局工部局の我抗日要求取締りに對する實行の誠意に缺けるものがあり、工部局側の重大な手落ちなること明瞭なるを以て、上海駐在武官楠本大佐は松井指揮官の代理として現場南京路新々公司前に於て工部局警視總監ゼラード氏と會見、左の如き覺書を提出、ゼラード氏は之に對し「工部局としては何等の異議なし」とて全部を承認した。仍つて一時新々公司附近を占據した我警察部隊も午後十時過ぎ

起草せるものである。警視總監は協定調印の權限を有せず」と自ら調印せる覺書に對する無責任極まる否認聲明を爲すに至つたので、我軍當局に於ては其の不誠意極まる態度に憤激、苟くも軍司令官代理との間に交換された覺書が工部局の聲明に依つて否認され得るものに非ずとし、軍は覺書内容の示す所に從ひ斷乎獨自の行動に出づるのみであるとして之が默殺の態度を採るに決した。

**レディバード號事件** 南京攻略に際し、蕪湖及び南京方面に於て英國艦船誤射事件が勃發したが、之に對し日本當局は直ちに其の真相を調査發表するとともに(二八三頁參照)、左記の如く廣田外相より十二月十四日附公文を以て陳謝の意を表し、且つ「事件再發防止のため即時必要なる措置を執つた」旨を通報した。

クレイギー英國大使宛廣田外相公文

以書翰啓上致候、陳者本月十二日蕪湖及び南京方面に於て貴國軍艦レディバード、ビー、クリケット及びスカラップが帝國軍より誤つて銃砲爆撃を受けたる事件は帝國政府の甚だ遺憾とする所にして本大臣は茲に帝國政府の名に於て深厚なる陳謝の意を表し候、帝國政府は此の種事件再發防止の爲め即時必要なる措置を執りたることを茲に通報すると共に本事件責任者に對して速かに



調査の上適當なる處置を執るべく又貴國側の被害に對しても必要なる賠償をなすの用意ある次第を附言致候、尙ほ日英兩國間の傳統的友好關係がこれ等の不幸なる事件により影響せらるゝこと無からんことは帝國政府の衷心より切望し居る所に有之候  
右申進旁々本大臣は茲に重ねて閣下に向て敬意を表し候 敬具  
昭和十二年十二月十四日

外務大臣 廣田 弘毅

大不列顛特命全權大使

ゼ・ライト・オノラブル・サー・

ロバート・クレイギー閣下

右の如く事件發生と同時に我方は逸早く陳謝の意を衣したるに對し、英國政府は十二月十六日クレイギー大使を通じて廣田外相に宛て左の如く嚴重なる抗議を提出して來た。

蕪湖及び南京に於ける英國艦船攻撃に關する

十二月十六日附廣田外務大臣宛英國大使公文

一、本使は本國政府の訓令に基き閣下に對し十二月十二日蕪湖及び南京附近に於て日本軍航空機及び陸上部隊が英國軍艦及び商船を攻撃したる事件に關し茲に申進むるの光榮を有す。これ等

事件が重大なる問題を提起するものなるは明白なり。

二、蕪湖に於て南京より英國領事英國陸軍武官及び英國揚子江派遣少將附參謀長を搭載し來れる英國曳船は右搭乗者が英國軍艦レディバードに乗り移りたる後日本側機關銃の射撃を受けたり  
レディバードは護衛の爲め右曳船に接近せるが其の際亞細亞石油會社施設物の上流に集結中の商船に對し日本軍野砲陣より射撃し居れるを見受けたる處、右射撃は引續きレディバードに向けられたり。

三、同艦には彈丸四發命中し水兵一名死亡、他の一名重傷を負ひ參謀長を始め數名の輕傷者を出したり。尙ほ英國商船綏和號にも彈丸一發命中せるを看取せり。次で英國軍艦ビー現場に到着せる所これ亦沿岸砲陣より砲撃せられたり。ビー艦々長は抗議を爲す爲め上陸せる處蕪湖に於ける日本陸軍先任將校橋本大佐は軍艦に對する砲撃は過に基きたるものなるも江上に於ける一切の船舶に對し射撃すべき命令を受け居れる旨述べたり。其の後會見の際同將校は何れの船舶も江上を移動したる場合は砲撃せらるべき旨斷言しビー及びレディバードは抗議せるにも拘らず投擲後直射距離にて野砲を向けられ居りたるものあり。

四、南京上流下三山附近に於て曩に日本軍司令長官が安全地帯として指定せる水域に英國商船集中し居りしところ日本軍航空機は右商船及び之と共に在りたる英國軍艦クリケット及びスカラツプに對し三度に亘り爆撃を加へたり。

五、英國軍艦に對する攻撃に付き日本政府が深甚なる陳謝を提示し此の種事件再發防止の爲め直に措置ありたる旨を述べ更に責任者に對しては適當なる處置を執るべく、又必要なる賠償をなすべき旨附記せる十二月十四日附貴輪を受領したるは英國政府の欣幸とする所なり。

六、英國政府は貴輪中英國商船に對する攻撃に付き言及無きを認め本使に對し貴輪御申越の次第は總てこれ等商船に對する攻撃に付ても同様適用せらるべき旨の保障を求むる様訓令申越したり。

七、英國政府は責任者は適當に處置せらるべしとの御申越を特に重視するものなり。英國政府は本件個々攻撃事件の責任者を十分處罰することこそ今後の此の種暴行を阻止する唯一の方法なりと思量す。

八、英國政府は曩に日本政府が英國臣民及び財産に對する攻撃に

遺憾の意を表し之が再發防止の爲め十分なる處置を執りたる旨保障せられたる諸事件を想起せざるを得ざるものなり。英國政府は其の駐支大使が陸路南京より上海に向ふ途上に於て受けたる攻撃、其の後同様の旅行の途上に於て英國官吏を搭載せる自動車に對し加へられたる攻撃、上海周邊防備區域に於て英國非戦闘員及び守備軍陣地に加へられたる攻撃及び其の他の事件並に現下の日支紛争中第三國の利益を十分尊重する意圖なる旨の日本政府歴次の保障を想起するものなり。此の種攻撃防止の爲め日本政府が從來執られたる措置は今迄の所其の目的を達せざりしこと明白にして英國政府は其の不満とする諸事件を確實に防止するが如き性質の措置が現實に執られたる旨の通牒を要請せざるを得ざる次第なり。

茲に於て我が大本營陸軍部では當時の事情を嚴密に調査した結果大體其の真相判明したので、同二十八日大本營より左の如く發表したが、一方外務當局に於ても右調査に基き廣田外相よりクレイギー大使を通じて即日英國政府に宛て鄭重なる回答を發した。

事件の真相 (大本營公表)

蕪湖附近に於ける英艦砲撃事件に關しては鋭意真相調査に努めた



るも當時の部隊各所に分散し通信連絡亦意の如くならざりし爲め之が調査遷延せしは遺憾なり。當局は事件發生後直に大本營陸軍部參謀を派遣し、現地機關と協力調査の結果知り得たるところ左の如し。

一、一般の情況 (一)十二月十一日皇軍は征戰百日の戦果を此の一舉に收むべく、長驅敵首都南京に近迫し、既に陸正面の包圍を完成し諸隊奮進して城壁の奮取を競ひ、市街特に下關方面は兵火熾んに起り、黒煙江上を蓋ふ。〇〇支隊は此の日太平府北方に於て揚子江左岸に渡河し、浦口方面に前進して南京に在る敵の最後の退路を遮断せんとせり。當時第一線に近く(雨花臺南方小米行高地)進出して戦鬪を指揮しありし高級指揮官以下何れも南京に窮窘せる敵の唯一の退路は既に唯々揚子江のみなるべきを察し之に對し注意を集中しありたり。而して十二月九日列國に對しては我上海總領事より交戰地域外に移動せられたるべき旨の通告を傳達しあり。而も戰況斯の如く切迫せる時、外國艦船が尙ほ此の附近戰場に存在すべしとは全く夢想だにせざりし所なり。

(二)然るに午後三時(日本時間以下同じ)頃果然十數隻の大型

汽船下關方面より黒煙を吐きて上流に逃走するを認め、高級指揮官は必然敵の退却と認め直に附近の砲兵部隊をして射撃せしむ。然るに距離過遠にして砲彈着達せず該船は悠々として遊行を續け、觀る者皆切齒扼腕せり。茲に於て高級指揮官は直に當時蕪湖附近に在りと豫想せられたる部隊に對しこれ等船の撃滅を命ず。

二、〇〇支隊行動 (一)敵の退路遮断を命ぜられたる〇〇支隊は十一日夜行軍を以て南行し、十二日午前七時三十分乃至八時二十分の間に蕪湖附近に到着して陣地を占領せり。此の日朝來晴天なるも霧深し。艦て支隊長は陣地の北方約三軒揚子江右岸に四個の大型汽船碇泊せるを認め、且つランチを以て人員を上陸せしめあるが如き行動を見る。斯くする内(午前九時頃)これ等汽船の一部俄に黒煙を吐き出したるを以て支隊長は敵が急遽擧幕により企圖を秘匿せんとすのものと判斷し射撃を命ず。彈丸は先頭及び第二の汽船に命中するを認めしが、後方に在りし船は直ちに下流方向に退却して影を没し、先頭に在りし一隻は我方に向ひ前進し來り、近接するに従ひ英國旗を認めしを以て支隊長は直に射撃を中止せしめたり。該船蕪湖棧

橋に接着するに及びこれ英國軍艦レディバード號なることを知れり。

(二)午前十時頃、英國旗を掲ぐる一船上流より接近し來れる時一彈を誤發せしも彈丸は高く船上を飛越したるものゝ如し。該船も同じく棧橋に接着せしが、これ英艦ビー號なりき。

(三)ビー艦に坐乗せるホルツ少將レディバード號に在りし英國領事其の他艦長士官等數名は上陸し支隊長と會見す。

支隊長は「朝霧の爲め英國旗を見ること能はず、且つ黒煙にて遮蔽せるを以て之を敵艦と思惟せり」と答へ、且つ當時蕪湖附近に支那の敗殘兵多く、これ等が揚子江を利用しある情況を説明し支隊は揚子江上の敵船は悉く撃沈すべき任務を有する旨を述べたり。

英國側は情況の判明するや爾後態度を柔らげ爾後射撃せざる如く要求せしを以て支隊長之を承諾す。

英國側は今後の危險を豫防する爲め我士官兵を乗船せしめるやう希望せしも支隊長は已に英艦なること明瞭なるに付き其の必要なかるべしと主張せり。然れども英國側の希望に従ひ一大尉を英艦に搭乗せしめて視察に赴かしめたるに、下流約八キロ附

近中洲の蔭に汽船六隻、多數のジャンクあり、歐米人を交へ支那人を満載せるを見たり。支隊長は英艦の死傷者に對し遺憾の意を表すると共に之が處置の爲め苦力を貸與し、且つ歩砲兵將校各一を代表として會葬せしめたり。英艦は正午頃迄棧橋に在りしが後出航せり。

三、結論 敘上の如く南京は包圍せられ我軍の一部は既に對岸浦口に在り、戰況極めて切迫し、支那軍の退路が僅かに揚子江のみ限定せられありし當時、現地高級指揮官は勿論第一線部隊に至る迄此の危險なる交戰區域には第三國艦船の存在するが如きことは全然夢想だにせざりし所なり。

然るに現實の情況は我方の判斷と相違して英艦船は戰場内に介在したるも濃霧の爲め英艦船たるを識別し得ず、併も退却せる敵の江岸に上陸するが如き狀況を呈し、且つ煙幕により其の行動を秘匿するが如き状態なりしを以て、支隊長が射撃を命ずるに至りしものにして斷じて出先に於ける感情により英國艦船と知りつゝ射撃せるものにあらず。又此の間毫も故意乃至獨斷越權の行爲と認むべき事由なきは克く波瀾多き戰場の實相を理解するものゝ首肯し得る所なるべし。然れども其の結果に於て不幸なる今次事件の



惹起を見るに至りしは誠に遺憾とする所なり。

對英回答 (外務省公表)

昭和十二年十二月二十八日廣田外務大臣は在本邦クレイギー英國大使の來訪を求めレディバード號其の他英國艦船攻撃事件に關する左記要旨の回答を手交せり。

本月十二日蕪湖及び南京方面に於て帝國軍が誤つて貴國軍艦及び商船を攻撃したる事件に關しては曩に本月十四日附抽翰を以て帝國政府の深厚なる陳謝を表明すると共に、同種事件再發防止の爲め直ちに必要なる措置を執りたる旨及び責任者に對し適當なる處置を執るべく、又必要なる賠償を行ふべき旨申進めたるに對し閣下より本月十六日附書翰を以て本事件の事情を講述せられたる後一、前記本月十四日附抽翰を受領したるは英國政府の欣幸とする所なる旨

二、英國政府は右抽翰申進めの次第は英國商船に對する攻撃に付ても同様適用せらるべしとの保障を求むる旨

三、英國政府に於ては責任者が適當に處置せらるべしとの點を特に重視する旨並に

四、英國政府は此の種事件の再發を確實に防止するが如き措置が

る事實等によつても諒解せらるゝ所と信ず。尙ほ又レディバード號等の砲撃に關聯し、關係陸軍部隊長が揚子江上に於ける一切の船舶に對し射撃すべしとの命令を受け居れる旨述べたりとの主張は帝國政府に於て特に重大なる關心を以て究明に努めたる所なるが、右は敵の軍用に供し居る一切の船舶の意味にして決して第三國艦船をも射撃すべしとの命令にあらざりしこと判明せり。本事件に關する帝國政府の陳謝並に損害の補償に付ては既に前記抽翰中に表明したる所を以て盡くべき所、本事件責任者の處置に關しては前述の通り本事件は全く錯誤に出でたるものなること判明せりと雖も十分の注意を拂ふ點に於て缺くる所ありたるの理由により關係者に對し夫々必要なる措置を行ひ此の種過誤の絶無を期したる次第なり。

次に十六日附貴翰末尾今後の保障に關しては帝國陸海軍に於ては本事件後直に英國其の他第三國艦船の存在する地域に於ては最大の注意を以て絶對に今回の如き過誤を繰返さざるやう努むべき旨嚴に命令したる外、從來屢々出先陸海軍並に外務官憲に對し訓令濟みなるも、更に今回の不祥事件にも鑑み英國其の他第三國人の生命財産に對し攻撃を加へざるやう一層切實周到なる注意を加ふ

現實に取られたることに付き通報を得たき旨

の趣旨御申越し相成りたるを以て、不取敢本月十七日附抽翰を以て前記十四日附抽翰申進めの次第は同様情狀の下に於て攻撃せられたる貴國商船にも適用せらるべきこと勿論の次第なる旨解答せり。

本事件發生するや帝國政府は直ちに真相究明に努力したるも其の後作戦の推移に伴ひ關係部隊分散し通信連絡意の如くならざりし等の事情により調査遷延せしは甚だ遺憾とする所に有之、今般漸く全般的調査報告の接見を見たる處其の要領は我陸海軍當局より貴方に對しなしたる説明の通りなり。

右にて御承知の通り今次事件は何れも關係部隊が當時の狀況上外國艦船は戰場及び其の附近より避難し去り該方面に存在せし船舶は總て敵性を有するもの以外あり得べからずと信じ居りたるも、又時恰も濃霧又は霧等の爲め視認狀況良好ならざりし事情等に基因して發生したるものにして決して故意に貴國船舶と知りつゝ攻撃せしものに非ざる點は疑の餘地無之、右は各個の海軍爆撃部隊及び陸軍部隊が貴國艦船たることを知るや直に攻撃を中止せる事實、陸軍部隊がレディバード號死傷者の處置に對し援助を與へた

べき旨重ねて嚴命を發せる次第なり。

而して是等の目的の達成を一層有効ならしむべき一切の手段に關しても慎重なる考究を重ね之が實行を期し居る次第にして、即ち貴國居留民及び權益の所在等に關しては更に貴方と十分連絡調査の上適時之を出先に通報し下級部隊に至るまで徹底せしめんことを期し、其の通信方法に付ても特に確實迅速を期するやう考慮を加へたる次第なり。

以上述べたる如く帝國政府に於て速に適當なる措置を執りたることは全く帝國政府が英國並に其の他第三國の權益を保障せんとするの誠意に出でたるものなることは閣下に於て篤と御諒承相成ることと信ずるものなり。(十二月三十日)

帝國政府の前記回答に對し英國政府は慎重協議を重ねた結果、我方の回答を諒とする旨同三十一日午前在京英國大使より廣田外相宛に回答文を傳達し來り、茲に本問題は事實上解決した。仍つて外務省では同日夜直に外務當局談の形式に於て左の如く發表した。

外務當局談

本月十二日蕪湖及び南京に於て英國砲艦レディバード號外英國艦船に對する攻撃事件に對しては廣田外相は十四日クレイギー大使



宛公文を以て帝國政府を代表し正式陳謝する所あつたが、越えて十六日駐日クレイギー英國大使より廣田外相宛公文を以て申入る所あり、之に對し二十八日廣田外相よりクレイギー英國大使宛公文を以て回答せる次第は既に發表せる通りであるが、前記二十八日附帝國政府の對英回答に對し、本三十一日午前クレイギー英國大使は廣田外相宛左記内容の如き公文を以て大體に於て帝國政府の回答を満足として之を諒承する旨英國政府の意向を申入るゝ所あつた。尙ほ本不祥事の惹起は全く遺憾に堪へない所であるが茲に日英兩國共に冷靜と誠實とを旨とし、兩國の傳統的友好關係の精神に則り本件の圓滿解決を見るに至つたことは慶賀の至りである。

英國政府の公文内容左の通

本使は英國政府に於ては十二月十二日英國軍艦及び商船に對する攻撃事件に關する十二月二十八日附閣下の公文に含まれたる保證を多として諒得し、且つ十二月十四日附貴翰に含まれたる言明が軍艦のみならず商船に對しても適用せらるゝものなることを満足を以て了承したる旨本國政府の訓令に基き閣下に通報するの光榮を有す。

英國政府は攻撃の發生したる情況特に例へば視認狀況の點に關する英國側の情報と日本政府の情報と相異し居ることを認めざるを得ざるものなり。然れども英國政府は日本政府が本件責任者の適當なる處置及び再發防止に付き必要なる方法を講じ又は講せんとし居らるゝことを満足を以て諒得し、後者の問題に付ては英國政府はこれ等方法の詳細及び其の有効なる適用は今後の話合の題目とすること適當なるべしと思考するものにして、其の間現實に執らるべき手段決定せられたる上は當方へ通報を受くべき事を疑はざる次第なり。

帝國の工部局改革要求

抗日テロの横行は上海租界工部局當局の嚴重なる取締りに拘はらず依然熾烈を極め、前記の如く皇軍の租界内行進の際起つた手榴彈事件以來不穩な氣運漲り、新春早々福建路と漢口路交叉點上に惹起した皇軍兵士に對する爆彈事件、同時刻頃各所に於て起つた同様な性質の不祥事件等、工部局當局の取締りを尻目に白晝堂々と行はれる状態で、取締不充分の聲が各方面に叫ばれ、事態の推移如何によつては極めてシリアスな局面を迫出するやも計り難い状態に立ち到つたので、我當局に於ても成行きを重視すると共に、工部局側に對し反日分子取締りの徹底方を喚起する

爲め、昭和十三年一月四日午後陸軍より楠本大佐、海軍より藤田大佐、外務省より岡本總領事代理吉岡領事の各代表が工部局に市參事會議長フランクリン氏を訪問し、我方の意を傳へると同時に、前記諸氏の外フエツセンデン事務總長、ポーター副議長、フィリップ秘書長等工部局側代表と聯席の上、向後の租界警備問題に關し隔意なき意見の交換を遂げた後次の如き覺書を手交した。

岡本總領事提出の覺書

- 一、一九三八年一月一日共同租界内に於て支那人が日本軍人に手榴彈を投げ一名に重傷、四名に輕傷を負はせたる事件の發生を見たるは日本當局の頗る重大視し、且つ遺憾とする所なり。同日數ヶ所の日本人工場内にも爆發物を投せられたり。
- 二、尙ほ過去にも同様の事件發生し共同租界を行進する日本軍隊や蘇州河を通航する日本軍ランチに支那人が手榴彈を投げ日本軍人が屢々負傷せる事實あるは注目すべき所なりとす。
- 三、斯かる不幸なる事件の續出は租界當局の反日分子取締りの無力に歸せざるを得ず、日本遣軍は租界當局が斯かる分子の取締りに要求に應ずる熱意又は能力を缺くものと感ぜざるを得ず、從つて必要ある場合租界より斯かる分子を除き安全なる個所とな

す爲め反日分子の捜査に手段を講ずべし。

- 四、事情斯くの如きを以て工部局が反日分子の驅除と反日新聞紙の嚴重なる取締りの爲め適當な手段を採らん事を要求す。又この希望を達すべき重要なる手段として工部局が工部局警察日本隊の地位權限を高め其の數を増加し、且つ工部局の凡ての重要機關の支配的地位に日本人を任命せんことを要求す。

右要求に對し上海租界工部局側は慎重協議を遂げた結果、三月十八日附公文を以て大要左の如き回答を寄せ來つた。

工部局回答要旨

工部局は現機構による工部局行政に付て其の能率上に缺陷ありとは認めないが、日本側が工部局行政に参加する機會を増大したいとの希望は充分之を認めてゐる。此の要望に應せんが爲め警察に關する諸要求は能率阻害の憂なき限り之を容るべきものと思考する。但し協力、共同の原則は租界全地域に對し適用すべく租界の一部地域のみに之を適用すべきものではない。故に工部局が機構上の改革を爲すと同時に蘇州河以北の地域が速かに工部局の完全なる支配下に復するやう日本側當局の協力を期待してゐる。

- 一、警察行政に關する件



(一) 外人隊と日本隊の即時合同 之には財政的理由もあるが階級任命順及び資格が異なる爲め實行不可能である。日本隊員の大部分は英語の知識が不十分な爲め現在の外人隊員の仕事をやつて行けぬ。但し少數の人は訓練を受けさせれば外人と同等にやつて行けると思はれるので、日本側の要求を實際的の範圍で容れる意味から「日本隊」の名稱を廢し新外人隊を二部に分け、現在の外人隊員を第一部とし、日本隊員を第二部に編入することとした。

第二部の部員が試験及び訓練を受けた後第一部の任務に堪へ得ると認められれば之を第一部に移し、結局に於て兩部を合併したい。斯くすれば日本側の覺書にある通り日本人警官が警察行政の各部門に参加する均等の機會を得、印度人及び支那人警官に對し統制及び監督を行ひ、又階級に従つて外人警官にも同様統制及び監督を行ひ得る。

(二) 日本人警官を最初より巡查部長見習として採用する件 現在の外人隊の場合と同様、三年後に一定の資格試験に合格すれば巡查部長の資格を與へる。

(三) 日本人に利害關係を有する事件の調査に日本人警官を立會は

しむる件 刑事部を中心とする組織に従ふことを條件として異議なし。

(四) 特別副總監任命の件 此の地位に相應する經驗と英語の知識を有することを條件として異議なし。特別副總監は警察の全般的方針に關し絶えず總監に對し所見を陳ぶべきものとす。

(五) 日本人副總監に蘇州河北地域の監督を委ねる件 現在蘇州河北はC及びD警察區に分ち、夫々區主任を任命して之を監督し區主任は警察區係り副總監に直屬してゐるので、區主任の上に日本人副總監を任命するは統制を妨げることとなる。寧ろC警察區(虹口、西虹口、狄思威路、嘉興路各警察署管轄地域の總稱)に區副主任を置き日本人關係の諸事項處理其他に當らしめ、後日更に第二の高級警察官を任命し同様の事務に當らしめたい。

(六) 日本人警察官増員の件 日本隊の規定勢力は三一六名であるが現在の實勢力は僅かに二六六名である。昭和十三年に於ては日本隊員を三〇〇名に増員すべく豫算を計上した。

二、總務局に關する件 現在總務局には日本人の總務局長があつて、參事會議長及び總務局長とも直接事務を討議する權限を有し、日本人關係の凡ゆる事項に於て各局、部長と直接交渉を爲

し得るので、此の上今直ちに同局に更に他の日本人を任命することは妥當ではないと思はれる。尙ほ日本人に利害を有する凡ゆる事項を討議若くは決定する場合に現總務局長が出席するは勿論日本人關係と否とを問はず次長に對し一般行政事項を報告するは當然のことである。

更に日本人の總務局長任命は工部局の最重要部門が二頭政治を行つてゐるかの如き印象を與へ甚だ面白くないと思はれる。

そこで日高總領事は重ねて四月六日午後共同租界市參事會議長フランクリン氏を訪問、一月四日岡本前總領事より提出せる工部局警察行政機構改革に就ての要求に關する前記工部局の回答に對し即時實行方を督促すると共に、日本側の最低限度の要求並に希望を述べた覺書を手交した結果、遂に上海工部局側も特別副總監の任命の件を承認するに至つたので帝國政府は四月八日拓務省文書課長兼秘書課長赤木親之氏を工部局副總監に起用したが、同覺書内容の要點は左の如くである。

#### 日高總領事提出の覺書

一、日本人を特別副總監に直ちに任命すべし、其の地位は警視總監に次ぐべきものとす、而して日本人吏員に對する命令權及び

監督權を保有せしめ且つ日本人の利益を代表して工部局警務の一般行政に干與すべきものとす。

一、虹口、楊樹浦區に於ては總監補の位を有する日本人を參與官として任命すべきこと、右に對しては日本側に於て適任者推薦の準備あり。

一、日本人利益に關係大なる警察署長は日本人を任命すべし。

一、日本人警察官の缺員を速かに補充し更に近き將來に於て擴大増員すべし。

一、日本人副事務總長の地位に關しては工部局申入の職權には賛意を表す。

日英暫定協定の成立 上海海關接收問題に關しては昭和十三年二月以來、堀内外務次官とクレイギー駐日英國大使との間に鋭意折衝が進められ、問題の重點たる外債擔保負擔額の算出基準、外債支拂の外貨建問題等に關し兩者の意見一致を見たので、堀内外務次官は四月二十七日午前十一時二十分、外務省にクレイギー大使の來訪を求めて最後の細目折衝を行つた結果、茲に全く相互の諒解成立を見るに至つた。一方上海の現地に於てもロイフォード、李健南及び我橋本、岡田、藤田陸海軍武官並に田尻、曾彌書記官の間に交渉



中であつたが、これ亦圓滿諒解を見た。仍つて同問題に關しては五月三日日英兩國政府間に於て公文交換の形式により正式協定成立を見、同日正午東京、倫敦、上海に於て夫々之を公表した。之に依り中華維新政府は上海海關に關する一切の實權を握ることとなり、我が外務當局の發表は左の如くである。

帝國政府發表

支那關稅收入を擔保とせる外債の償還其の他關係事項に關し、去る二月以來、在京英國大使クレイギー氏及び堀内外務次官の間非公式會談行はれたり。右意見交換の結果帝國政府は英國政府に對し、今次事變繼續中帝國政府がこれ等問題處理の爲め執らむとする暫行措置を通報したるに對し、英國政府に於ても同政府の關する限り事變中右暫行措置を適用するに異存なき旨の回答に接したり。

前記措置は事變中に限る暫行的のものにして、また諸般の經濟狀況に今後重大變化あらば更に再考することとなり居れるものなるが、右によれば日本軍占領地域内各港の海關が徵收したる一切の稅收は橫濱正金銀行に預入せらるべく、右様預入せられたる稅收中よりは關稅擔保外債並に賠償金の償還をなす爲め、外債負擔部

分を總稅務司宛て送金することとなり居れり。右外債及び賠償金の償還は從來通り海關經費其の他常例の支出を差引きたる稅收に對する第一擔保たるべく、また各海關の外債負擔部分は前月の各海關收入の全支收入に對する割合により毎月算定せらるべし。本件措置は更に客年九月以來香上銀行に供託せられ居りし對日團匪賠償金延滞分は之を日本政府に交付することとすると共に、將來の團匪賠償金日本受取分並に一九一三年善後借款日本分は今後とも諸外國に對すると同様支拂を實施せらるべきものとなし居れり。尙ほ日本軍占領地内の各海關の香上銀行に於ける預金は本年一月以降上海稅關の外債支拂の爲め總稅務司が借越せる金額を差引きて總て橫濱正金銀行に引渡さるべく、右引渡を受けたる預金は將來の外債償還に利用せらるべきこととなり居れり。

海關問題諒解成立經緯

上海海關問題に關する日英折衝は五月三日完全に成立を見たが、諒解成立までには左の如き經緯があつた。

一、昨年十一月十二日我軍の上海包圍完成後上海海關は當然我方に接收さるべきものであるとの見解の下に總稅務司に對して

(イ) 稅收を南京政府に送附せざること

(ロ) 稅收を橫濱正金銀行に預入すべきこと

(ハ) 上海海關の首腦者に日本人を任命すべきこと

を要求した。之に對して海關に最大勢力を有する英國側は大體第一項及び第三項を容認したが、稅收の正金預入には外債擔保部分の支拂に支障を來すとの理由で強硬に反對した。

二、本來ならば交戰中に敵國の債務を負擔するが如きことはあり得ず、占領地區内に新政權の成立を見ても、右新政權は政治的承認と交換條件に外債務を繼承負擔するのが國際慣例となつてゐるので、英國の要求は承認し得ざる性質のものであつたが、我方に於ては兎に角現實的問題として上海海關を把握すること及び之が爲めには出来るだけの國際的摩擦を避けることを主眼として英國の要求を検討した結果、之を認めて外債擔保部分を負擔することになり、之と交換に稅收の正金預入を要求した。

三、然るに英國は依然正金預入に反對し日本が外債支拂を約しても信用し得ないと稱し、稅收中の外債擔保部分のみは日英米佛各關係國銀行に預入し、残りを日本側に渡すとの案を提示し稅收全額の正金預入は依然反對を固持した。

四、斯くて經過すること約三月、本年二月になつて現地で交渉することは解決上得策でないとして之を東京に移して堀内次官、クレイギー大使間で折衝することになり、三月始めまでに稅收全部の正金預入、外債擔保部分の負擔に對して主義上異議なしとの諒解點に達し、三月初旬より右の原則に基いて細目的問題の折衝に入つた。

五、細目的問題のうち上海海關の外債負擔率を一定率に決定するか其の都度全海關收入の狀況に應じ按分決定するかに關しては今後の稅收の見通しと双方の利害との關係はデリケートなものがあるので、結局毎月の全支海關稅收統計によつて上海の負擔部分を算出することに決定、次いで支那側各稅關收入は一旦總稅務司の下に送附してゐるが、我占領海關からは外債負擔部分のみ送附することとなり、支那舊政府の内債に對しては支拂に應ぜざることと決定したものである。

此の日英折衝は形式的には事變による新事態を前提とし、我占領地内に於ける舊支那海關處理に關する方針を英國其の他關係國側に内報して出来るだけこれ等關係國の内諾を得て、我方なり新政權なりに接收するといふ建前に於てなされたものであるが、今次



の諒解成立によつて事實上關係諸國は、新政權の海關正式接收を承認したものである。斯くて右交渉成立するや、中華維新政府は五月二日上海海關監督に李健南氏を任命、同六日之が接收を圓滿に實施したが、其の経過は左の如くである。

ローフォード、李健南會談は五月六日午前十時から上海海關樓上ローフォード海關長の居室に於て舉行された。我橋本、岡田、藤田陸海軍武官、田尻、曾禰書記官と同行した上海海關監督李健南氏は新政府を代表して、先づローフォード氏を上海税關長に任命し、且つ上海海關の事務に就いては一切維新政府の命令に服すべき旨を申し渡したるに對し、ローフォード氏は之に従ふべき旨を答へ、更に李海關監督は取敢へず施行を要する

- 一、外債、團匪賠償金其の他の支拂は總て日英間の取極めの下に之を行ふべきこと
- 二、上海海關所要經費並に外債擔保及び團匪賠償金を支拂ひたる剩餘金は維新政府の命令によつて之を處理すべきこと
- 三、税關の税率、税則並に日支問題に對しては一切維新政府の命令に従ふべきこと

四、上海海關屋上には維新政府の國旗たる五色旗を掲揚すべき事を通告したるに、ローフォード氏は何れも異議なく之を履行すべきことを申し述べ、茲に上海海關接收の歴史的會談は終結した。尙ほ五色旗掲揚に關しては原則上異議なきも、租界内の特殊事情に鑑み當分の問之を延期することゝなつた。而して右諒解成立の結果、日本軍占據下の上海、天津、秦皇島、龍口、芝罘、威海衛等の各海關の外債擔保部分は前月の同地區内海關收入に對する割合によつて毎月算定されることになつたが、此の算定の基礎となるべき輸出入税及び轉口税に關し昭和十三年一月より同三月迄の實績並に三、四兩月の海關別外債負擔額を示せば左の如くである。

	一月	二月	三月
天津	一、七五二	二、三〇八	三、九〇八
上海	四、二五七	四、六四八	七、二四三
占領地區内合計	六、六四二	七、四二七	一一、〇九五
右合計の全支に對する割合	四三%一	五二%九	五四%〇

全支合計 一五、四一四 一四、〇三五 二二、三六〇

海關別外債負擔額

	三月	四月
全支	九、〇七〇	六、五〇〇
上海	三、〇〇四	二、一〇〇
天津	一、四九一	一、一三〇

(註) 右の内、三月分が特に多額なるは同月が綿麥借款の償還割當月となつてゐる爲めである。

因に日英交渉成立の意義に關し我出先財界有力者は左の如き見解を下してゐた。

一、新政權の對外的地位、今次協定成立によつて新政權が其の關稅收入中から外債負擔額支拂をなすことになつたのは非常な英斷とされてゐる。法律上より云へば新政權は未だ列國から正式に承認されてゐない以上、國民政府時代の國際義務を繼承する必要はない。滿洲國に於ても外債支拂金額は積立てゝはあるが實際に支拂つてゐない。然るに成立勿々の北中支兩政府が法理論を抜きにして支那海關の國際義務を無條件に繼承するの舉に出たことは全く政策的見地からの英斷であつて、之によつて新

政權の國際關係が極めて有利に展開されることは當然である。

一、列國の新事態容認 北支に於て昭和十二年十月斷行された天津、青島等の海關接收は一切外交交渉を抜きにして行はれたものであるが、今回は英國自ら日本を介して交渉に乗り出し、折衝を通じて維新政府並に臨時政府の存在事實を容認し、稅收の外債擔保部分をこれ等新政權から受取ることゝなつたことは、親日新政權の嚴然たる存在が既に列國の否認を許さざることを意味すると共に、英國の現實主義外交の方向を明示したものである。また之によつて國民政府は支那の唯一の政府たる資格を正式に否認され、地方政權への轉落を列國によつて確認されるに至つたのである。

一、維新政府財政の安定 平時に於ては全支關稅收入の約半數を占め、惡條件にある最近に於ても其の三分の一を占める上海海關の接收は維新政府に不動の財政的基礎を與へるものである。之を昭和十三年三月の數字に見るも上海稅收は八百萬元に達し所用經費と外債負擔額を差引いても毎月三百萬元は確實に維新政府のものとなり、且つ昭和十二年十一月以來の關稅剩餘の積立ても維新政府に引渡される結果、善後復興工作に緊急必要な



る經費の大半は關稅收入を以て當てることが出来る。

一、關稅改正問題 維新政府並に臨時政府に於ては關稅接收と相俟つて稅率の合理的統一的改正を斷行するに意見の一致を見、既に技術的準備に着手してゐるが、之によつて國民政府自體の抗目的高率關稅は根本的に修正され、事實上關稅壁なき廣大なる商品市場が列國の前に提供され、殊に距離、風俗、習慣に於て近接せる日支兩國の貿易の前途に實に洋々たるものがある。

一、英の特殊地位放棄 接收交渉を通じて英國の最も問題としたのは北支並に中支の稅收を我正金銀行に保管するといふ一項である。英國が遂に此の點の讓歩を敢へてしたのは當然過ぎるほど當然だが、過去數十年の歴史を持つ英國の支那稅關支配は茲に最後の幕を閉ぢたとさへ云ひ得る。英國は稅收の現金を自國の香港上海銀行に保管することによつて支那政府財政に重大な發言をなして來たのであるが、今回の協定によつて英國は此の傳統的特權の喪失を認めるに至つた。

之を要するに今回の協定を通じて英國は北支、中支に於ける特權的地位を既に維持し得ざることを承認し、支那海關收入中外債の擔保として受取り得る額を確實に摺むといふ點に重點を置き、實

利主義に妥協して來たものであるが、之によつて英國を唯一最大の國際的背景と頼む漢口政府は、其の面目を完全に無視された一方、新生の親日政權は列國による事實上の承認を得て列國との政治經濟的接觸に一步を進め、其の國際的地位を高めることに成功したといふことが出来る。

右の如くして上海海關稅收入は、昭和十三年五月三日より完全に積正金銀行保管に移されるに至つたので、之に對する漢口政府の絶望と憤懣は甚だしく、同六日駐英大使館を通じて英國政府に抗議を提出し、「國民政府は日英間の海關協定は何等の束縛を受けるものでなく、従つて支那海關に關する限り完全なる自由と權利を保有するものである」と通告した。之に對し英國政府は(一)右協定は臨時的のもので且つ現環境に於ては最善である、(二)右協定は支那の外債支拂を繼續する爲めに設定されたもので、之によつて英政府は支那の對外信用の維持の爲めに助力を續けつゝあることを述べ、支那側の不滿を抑ふると共に、今回の協定は全く臨時的性質のものであると力説慰撫した。

### 第三節 米國關係

**日支兩國へ戰爭回避要求** 米國國務長官ハル氏は支那事變に關し最初は頗る冷靜なる態度を持ち形勢を注視、七月十六日には左の如き聲明を發表し、北支に於ける事態不擴大を希望する旨言明するに止まつた。殊に同聲明書は日支兩國の名を擧げずに單に米國の外交政策を闡明する一般的聲明の形式を執り、且つ其の用語も極めて慎重に準備されてゐたのである。

#### 米國政府の聲明

米國政府は各國政府が世界平和を確保するため(一)國家的並に國際的に自制し、(二)政策遂行のため武力を行使し、又は他國の内政に干渉することを回避し、(三)國際條約の神聖を擁護し且つ之を遵守せんことを希望する。米國政府は軍備縮小の必要を確信するものであるが、國家の安全を確保するための軍備は必要と考へる。米國政府は他國と同盟を結び又は他國の紛争に捲き込まれる恐れある約束は一切しない方針である。然し各國が協力して前記條約の原理を擁護するため實際的方法に就いて協議することは必要であると信ずる。同時にまた必要の起つた場合には條約の改訂も之を行ふべきものであると確信する。米國政府は場所の如何を問はず重大なる敵對行爲が起つた場合、これが結局何等かの形

に於て米國の權益乃至權利義務に影響するものと思惟するものである。

然るに事態の擴大するや、八月二十三日更に左の如き公式聲明を發表し、日支兩國政府に對し「戰爭に訴へざるやう」を要請した。此の聲明に於てハル長官は「曩に七月十六日附を以て開陳した主義主張に對し世界の五十ヶ國は之を國際關係を律する理想的原則として贊同し日支兩國も亦此の趣旨に賛成した」と注意を喚起した。

#### ハル米國務長官の聲明

上海の情勢は多くの點に於て特異なものである。上海は外國人の努力によつて發達した人口三百餘萬の一大國際都市及び港市で、其處には支那人而して略ぼ全列國民の間に相互に有益なる各種各様の接觸が行はれてゐる。

上海には又米國を初め多數の國の重要雜多の關心事たる權利及び利益が必然存在する。現に米國政府は特に危險の存する地域より米國市民を秩序よく、安全に撤收せしむることを容易ならしむる爲め百方努力してゐる。加之米國は第一に、暴徒若くは他の不逞分子に對し、米國民に適當なる保護を供與するを以て其の方針となし、斯くて多年支那に小部隊の兵力を駐屯せしめ來つた。現在



少數の増援軍を派遣しつゝあるも亦この目的に外ならず、これ等の軍は毫も侵略的使命を帯びず其の任務は秩序及び安全の維持に資するに外ならぬ。是等の軍隊の保護的任務が不要に歸する曉之を撤收せしむる事は米國政府の希望であり意思であつたが現在に於ても依然之を希望し期待する。太平洋部に於ける現在の情勢に關聯して米國政府の關心を惹く問題は決して單に米國民並に米國の權益保護なる目前の問題のみには止らない。同方面の情勢は七月十六日の聲明に於て注意を喚起したる一般的原则に直接の而して根本的關聯を有するものである。右に對し五十餘箇國より贊成の意思表示があつた。米國政府は右聲明に於て概説された諸原則は有效に國際關係を律すべきものと確信する。

世界の何處なるを問はず、不幸にして重大なる敵對行爲が存在し若くは勃發すればそれは世界各國の關心事である。米國政府は紛争の是非に對する批判は別として、此の國際關係國政府が戰爭に訴へぬやう切に要請する。

以上の見地より、米國政府は關係國が戰爭に訴へず、其の紛争を米國民のみならず世界の大部分の國民が依つて以て國際關係を律すべしとなす原則に基き解決すべきことを勸説する。吾人は去る

七月十六日の聲明に披瀝された是等の原則は、太平洋沿岸各國に於ても世界の他の部面と同様、適用し得るものと信ずる。

右原則に關する聲明は廣汎且つ基本的のもので、右は華府諸條約巴里不戰條約を始め多くの條約に具現されてゐるものである。

今次極東に於ける紛争に付ても、米國政府は當初から紛争の平和的解決を希望し、敵對行爲を回避するの肝要なるを日支兩國に對し勸告すると同時に、關係國の協議には常に參加して來た。

米國政府は政治的同盟乃至約束に捲込まれることの可なる所以を見ないが、同時に極端なる孤立も亦之を排するものである。米國政府の方針は七月十六日附聲明に於て披瀝した各目的を平和的手段により達成せんとする國際協力にある。

政府は既に闡明した態度並に諸政策に照らし、且つ其の政策の範圍内に於て、支那在留米國人の生命財産を保護し、米國政府が信條とし且つ依憑し來つた諸政策を有效ならしむる爲め、極東の汎ゆる事態の推移に細心の注意を拂つてゐるのである。

米國政府は太平洋部面並に世界の各部面に關して、是等根本諸原則を存立強化せしむることに努力するものである。

尙ほハル長官の前記聲明に對し紐育タイムズ紙及びヘラルド・ト

リビュン紙は八月二十四日國務長官と新聞記者團との會見模様其の他に就いて左の如く報道した。

一、長官は今次聲明の趣旨、殊に米國政府は日支紛争の平和的解決を圖る爲め、傳統的外交政策の範圍内に於て他國政府と協調することを欲してゐるとの點に關する質問に對し、右は聲明其のものにより明かであらうとて特に説明を避けた。同聲明は極端なる孤立政策と干渉政策との中道を歩むべき旨を述べたが、米國政府として目下の所、國際道義に訴ふること以上に積極的措置に出づべき具體的證左はない。(タイムズ)

二、一般に今次聲明が將來聲明の再發、及び日本に對する道徳的壓迫を目的とする或種の國際的協同動作に對する序幕なりや否やに付き臆測が行はれてゐる。然し今次の聲明は最初のステツプとも亦最後の言葉とも取り得るやう起草されて居り、これ以上の措置を執るや否やは右に對する他國の回答及び米國の回答の反響如何に係るものと信ぜらる。(トリビュン)

**果然態度を豹變し日本糾彈** 支那事變に對する米國の動向は日支兩國の勿論、世界各國の注視する所となつてゐたが、果然ルーズヴェルト米大統領は十月五日午前十一時十五分シカゴに於て一般

民衆を前に一場の演説を行ひ、國際政局の危機を指摘し平和愛好諸國民の協力を要請した。同大統領が公開の席上で演説したのは實に數ヶ月振りのことで、大統領は特に國の名は擧げなかつたが、日支事變並に地中海の「海賊」潜水艦問題から更に滿洲事變及び伊エ戰爭に遡つて「侵略國」を論難するに至り、俄然内外の物議を醸すに至つた。該演説の要旨は次の通りである。

ルーズヴェルト大統領の演説

現在世界各所に條約の侵犯並に人間の本能を無視する行爲が發生し國際的無政府状態を現出するに至つたが、平和を愛好する諸國民は協力して之に拮抗し國際平和の回復に努力を集中しなければならぬ。米國は戰爭に捲込まれない覺悟をしてゐるが、平和確保に協力を拒むものではなく單なる孤立や中立を以て世界的混亂の國外に委如たるを得ない。現在の恐怖と國際的無秩序の時代は實に數年前他國の内政に對する不當なる干渉と外國の領土侵略と國際條約の侵犯とを以て開始されたのであるが、今日に於て夫れは文明の基礎そのものが重大脅威を受ける階梯に達した。而して宣戰の布告も警告も亦如何なる正當の理由もなくして婦女子を含む一般市民が空中からの爆彈によつて假借なく殺戮されてゐる戰慄



すべき状態を現出してゐる。又一方に於ては所謂平和時に於て商船が何等理由もなく無警告で撃沈され、各國民は未だ曾つて彼等に何等害を及ぼさなかつた國の内亂に關與し互に一方に味方して内亂を助長してゐる。各國は自分等の爲めには自由を要求しながら他國に對し之を拒否してゐる。我々は他國の紛争に捲込まれる危険を最少限度に止める如き手段を講じてゐるが、國際信義と安全保障が崩壊した無秩序の世界に於て單なる超然無關心の態度を以て完全な安全を期することは出来ない。米國人は戦争を嫌惡し平和を望む。夫れ故にこそ米國人は活潑に平和探求に努力してゐるのである。

右の如く米國大統領が五日シカゴに於て行つた演説は、日支問題に對する米國政府の態度硬化を示唆せるものとして注目されてゐた折柄、國務省は翌六日俄然左の正式聲明書を發表、日本の對支行動は九國條約及び不戰條約違反なりとして日本を糾弾した。

## 米國政府の對日糾弾聲明

國務省は瑞西駐劄アメリカ公使より二十三ヶ國諮問委員會で可決された支那に於ける現在の情勢並に日本の條約上の義務に關する報告書の正文を接受したが、公使は同時に十月六日聯盟總會が右

報告書を採擇承認した旨を通告して來た。極東に現在の紛争が起つた當初より米國政府は日支兩國政府に對し戰闘中止を勸告し平和的手段により紛争當事國の双方にとつて受諾し得べき何等かの和協手段の發見に助力することを申出た。國務長官は去る七月十六日と八月廿三日に聲明書を發表し、國際問題及び全世界を通じての國際關係に對する米國政府の見解を闡明した。これ等の聲明は特に戰闘行爲に適用さるべきものであるが、不幸にして目下日支兩國間にこの戰闘行爲が行はれつゝある。米國政府が平和維持の爲め國際關係を支配すべき諸原則と信するものの中には、

- 一、政策遂行の爲めの武力行使並に他國の内政干渉を排除する。
  - 二、國際關係諸問題の調整には平和的商議及び協定による。
  - 三、各國民が他國民の權利を尊重し且つ其の義務を遵守する。
  - 四、條約神聖の原則を保持する。
- 等の諸項が考へ得られる。ルーズヴェルト大統領は十月五日シカゴに於てこれ等の原則を闡明し、其の重要性を強調した。更に大統領は世界の情勢を検討するに當つて、
- 一、各國が遵守する法律と道徳律の下に於けるに非ざれば一國內にも國際間にも安定と平和の存在し得ざること。

二、國際的無政府状態は平和の基礎そのものを破壊するものなること、而して之が直ちに若くは將來に於て大小を問はず各國の安全を危殆に陥れること。

三、隨つて條約並に國際道徳尊重の精神が回復されることは米國民の最大關心事であること。

を指摘した。米國政府は極東に於ける事態の推移を観察せる結果支那に於ける日本の行動は國際關係を律すべき諸原則と矛盾し、且つ一九二二年六月二日締結された支那に關する九ヶ國條約及び一九二八年八月七日締結された不戰條約の規定に違反するとの結論に到着せざるを得ざるに至つた。叙上米國政府の到達した結論は國際聯盟總會の採擇した結論と一般的に一致するものである。然るに前記ルーズヴェルト大統領の演説は内外の物議を醸したるに鑑み、同氏は更に十二日ラヂオを通じて爐邊談話の形式を以て重ねて左の如き修正談話を發表した。

## ルーズヴェルト大統領の修正談話

我々は生活水準の向上を企圖する米國の計畫が、目下世界に生起しつゝある諸事件によつて重大な支障を受くべきことを承知してゐる。萬一米國以外の各國が戦争の混沌状態に陥るならば世界通

商は完全に阻害され通商協定によつて世界通商を促進せんとする企圖は凡て無効に終るであらう。米國は全世界に亘る文化的價値の破壊行爲に對し無關心たり得ない。我々は我々の世代のみならず子孫の平和をも希望する。現下の情勢に於て余がデモクラシーに望むものは戦争からの超然態度は決して戦争に對する無頓着から來るものではない所以を承知して欲しいことである。相互猜疑の世界なればこそ確乎として平和を樹立せねばならぬのだ。平和は單に希望するだけで達せられるものではない。又手を束ねて到來を待つべきものではない。

米國は九國條約國會議に参加の意圖を明白にした。同會議の目的は協約によつて支那の現事態解決を圖る事であるが、此の解決策發見に當つて日支以下九國條約調印國と協力するといふのが米國の同會議に参加する理由である。かかる協議こそ延いては將來全世界の平和達成に導く有力なる一方策の前例となるであらう。人類文明發展の基礎は個人が相互關係に於て或る程度の基本的禮儀を遵守することに在る。世界平和發展の基礎も亦同様の意味に於て各國が相互關係に於ける基本的禮儀を尊重することに存する。要するに予の希望する所は、上述の如き行動原理の違反に世界各



國民の安寧を損ふといふ事實を各國が是認してくれる事である。一九一三年から一九二一年迄は世界の諸問題に親しく携はり其の間幾多の爲すべきことゝ爲すべからざることを學んだ。米國の智性たる常識は「米國は戦争を嫌悪する。米國は平和を欲する。それ故に米國は積極的に平和の探究に乗り出すのである」ととの聲明と一致するものである。

前記ルーズヴェルト米國大統領の演説か暗に支那事變を諷するが如き言辭を用ひ居れるに對し、帝國政府は河相外務省情報部長談を以て翌六日左の如く「持てる國」が「持たざる國」に向ひ既得權利の讓歩を拒絶せんか、之を解決する途は戦争によるの外なき旨の極めて大膽率直なる眞意を吐露する所があつた。

## 河相情報部長談

世界は人類の爲めに與へられたものである。正直にして勤勉なる國民はこの地上如何なる所に於ても幸福に生存し生活を享受し得る資格がある筈である。然るに怠惰にして過去の蓄積によつて幸福に生活してゐるものがある。一方正直にして勤勉なる國民が生存を拒まれたとしたならば、これ程の不公平があるであらうか。榮根譚に「物平を得ざれば鳴る」といふ言葉がある。政治の要諦

人に平和的提携を求めてゐるのである。然るに支那が武力で之を拒む故に今日の事變が起つたのである。けれども支那の識者は必ずや日本の眞意を諒解して世界平和の爲めに共存共榮の途に進むに至ることを信じて疑はない。

## 米國の對日武器輸出禁止

米國大統領ルーズヴェルト氏は

支那事變重大化に鑑み、米國の此の渦中に捲き込まれざる爲めの第一歩として、九月十四日午後國務長官ハル氏並に海軍委員會議長ケネディ氏を招致し、極東問題を中心に米國の態度を協議した所、日支兩國に對する武器輸送に關する緊急委員會を招集するに決したので、引續き開議を開催、前後約二時間に亘つて之を討議した結果

(一) 極東の事態は未だ中立法發動を必要とする迄には切迫し居らざるものと認む

(二) 然し大統領は國務長官と共に絶えず慎重なる態度を以て事態の發展を注視すること

(三) 事態が如何に進展するとも政府は常に合衆國を戰禍の中に捲き込まれざるやう細心の注意を以て事に處すべきこと

の三項を決定した。尙ほル氏は右開議後新聞記者團との會見に於て左の如き大統領聲明を以て、政府所有船舶の日支兩國向武器彈藥の

輸送を禁止する旨發表した。

## 大統領の武器禁輸聲明

米國政府所有船舶は追つて通告あるまで五月一日附大統領布告に記載の武器彈藥及び戰爭器材を日支兩國に向け輸送することを得ず。政府所有以外の船舶にして米國國旗を掲揚するものが上記物品を日支兩國に向け輸送せんとするものは追つて通告ある迄自己の危険に於てこれを行ふものとす。中立法發動に關する政府の政策は従前通り二十四時間制を基準としてこれを行ふ。而して我外務當局の見解は右聲明を以て中立法發動の前提に非ずして、戦争回避の措置なりとし次の如く解釋してゐた。

## 我外務當局の見解

今次の措置は米國が堅持せる中立維持政策の具現と云ふべく、帝國海軍による支那沿岸航行遮斷が行はれてゐる際に、武器彈藥を積載せる米國船舶が該地域に出入するに於ては事態を紛糾せしむる危険性を多分に包蔵する爲め、米國が屢次聲明せる日支問題不介入中立維持の政策確保に困難を感ずる虞れがあるので、斯かる危険を未然に防止するに出たものである。従つてこれを以て中立法發動の前提措置と見るが如き見解は當を得ず、寧ろ日米間の紛



争回避の好意的措置である。  
 (備考) 最近米國政府は過去一年半(自一九三五年十一月至一九三七年四月)に亘り米國側より外國に輸出された武器彈藥の總額を公表したが、其の金額は四千三百四十四萬三千四百六十二仙にして、其の國別輸出額は左の通りである。而して該統計に據れば支那への輸出額は總額の約二割六分で、日本への輸出は僅かに三分である。(單位弗)

支那	八、九四二、一三七・七二
アルゼチン	五、二四一、六八五・九〇
和蘭	二、二六七、九八〇・六二
蘭領印度	二、一四五、四七七・七七
墨西哥	二、一三〇、二〇五・三四
土耳其	二、〇七〇、四六九・五〇
露西亞	一、六三二、〇八七・三三
加奈陀	一、五〇三、九〇六・三八
英本國	一、四七九、六六一・八〇
日本	一、三六三、四一七・四二

パネー號事件と其の解決

皇軍の南京總攻撃に當り、我陸海

軍が揚子江上を退却しつつあつた敵艦追撃の際、測らずも英米艦船爆撃事件が突發したが、之に關し十二月十三日我關係當局は直ちに公正なる態度を以て本事件の真相を左の如く公表した。

海軍次官談

未だ詳報に接せざるも唯今まで得たる報告によれば、昨十一月十二日帝國海軍航空隊は支那軍が南京より汽船にて脱出、上流に向ひつゝありとの報に接し、之が追撃に向ひ、支那軍隊輸送中の江上の船隻を爆撃、附近に在りたる米國砲艦一隻を沈没に至らしめたり。

右は全く誤認に基くものなりと雖も、斯くの如き重大なる事件の生起せしことに對しては帝國海軍として洵に遺憾に堪へざる次第にして、我海軍に於ても誠意を以て之が處理に當り、萬遠算なきやう致し度き考へなり。

外務省情報部長談

十二月十二日(時刻未詳)折柄敗走中の支那軍を追跡中なりし帝國海軍機は、南京上流約廿哩の地點に於て支那軍輸送船と思しき汽船十數隻を發見し之を爆撃せり。後に至り右の中にはスタンダード石油會社所屬船三隻ありし事明かとなるが、其の際附近に

ありたる米國砲艦パネー號を沈没に至らしめたり。右に付ては未だ詳報に接せざるが帝國政府に於ては斯かる不祥事件の發生を深く遺憾とし、廣田外務大臣は十三日午前三時在京グルー米國大使を同大使館に往訪し帝國政府の名に於て陳謝の意を表し、同時に在米齋藤大使宛同國政府に對し同様措置方電訓せり。尙ほ上海に於て川越大使、岡本總領事及び支那方面艦隊參謀長は十三日夫々米國側に對し遺憾の意を表したる旨報告に接したり。

大本營海軍報道部公表(十四日午後九時半發表)

我海軍航空隊飛行機による米國軍艦パネー及び米國商船並に英國艦船爆撃事件経緯次の如し。

十二月九日頃以來南京城を包圍攻撃中の我陸軍部隊に協力中なりし我海軍航空隊は、十二日正午に至り「大小汽船十隻及びジャンク多數敵敗殘兵を搭載し南京上流十二哩乃至廿五哩附近を遡江中」との情報に接し、直ちに航空兵力の一部を以て之を攻撃に向はしめたり。右の飛行機中數機は午後二時三十分頃南京上流約十五哩に於てジャンク數隻を横付せる大型商船二隻、小型汽艇數隻及び砲艇らしきもの三隻を發見し、右大型商船に對し爆撃し、砲艇らしきもの三隻より射撃を受けた。然るに同夜英國海軍側より我

支那方面艦隊に對する照會により、我海軍飛行機の攻撃せる前記艦艇中に英國軍艦クリケット、スカラブ及び英國商船一隻ありしこと判明し、我支那方面艦隊司令長官は直に艦隊參謀長をして在上海英國先任指揮官たるフアルマス艦長を訪問陳謝せしめたり。また別働せる飛行機數機は南京上流二十六哩附近に汽船四隻を發見、午後二時二十五分頃之に爆撃を加へ一隻を撃沈、他の三隻に火災を生ぜしめ、續いて附近棧橋に横付けせんとせる一隻を撃沈せり。飛行機搭乗員は本攻撃前後を通じ汽船には國旗を認めず、また支那兵らしきもの多數の乗船せるを認め、且つ爆撃の際船體白色塗の一隻より射撃を受けたる旨報告せり。然るに翌十三日朝に至り米國東洋艦隊側より昨十二日午後二時三十五分以來砲艦パネーとの無線電信聯絡絶えたる旨照會に接し、我支那方面艦隊司令長官は直ちに調査を行ひ、茲に初めて昨日我れの撃沈せる船は前後の模様より察し米國軍艦パネー及び米國商船なること判明せり。茲に於て我支那方面艦隊司令長官は直ちに揚子江上船隻爆撃中止に關し必要な訓令を與へ、且つ我砲艦及び水雷艇各一隻を急派し、また飛行機を以て軍醫官及び醫療品を送る等遭難船乗員の救助に努むると共に、自ら米國アジア艦隊司令長官を訪問し陳



謝せり。  
右米國及び英國の軍艦及び商船に對する我海軍航空隊飛行機の爆撃は勿論我方の故意に出でたるものにあらず、全く過誤に基く不幸なる事件にして、之に關する善後處置に關しては各方面に於て萬遺憾なきを期しつゝあり。

外務省發表

米國砲艦パネー號及び商船三隻爆沈事件に關しては、十二月十三日廣田外務大臣は取敢へず在京グルー米國大使を往訪し帝國政府の遺憾及び陳謝の意を表し同時に在米齋藤大使に同様の措置を執るやう電訓し、更に十四日公文を以てグルー大使宛帝國政府陳謝の意を表明せり。尙ほ米國に於ては齋藤大使は十三日ハル國務長官を往訪し、帝國政府の訓令により深甚なる遺憾の意を表明する所ありたる處、右に對し國務長官は國際案件はすべて冷靜且つ有効的に處理する立前なるも、今回のパネー號事件には喫驚を禁じ得ざりし旨を述べ、既に本件は大統領にも報告せられ、大統領も亦多大の關心を示し居れり。他方英砲艦レディバード號が蕪湖に於て帝國軍により銃砲撃せられたる事件に關しては、廣田外務大臣は取敢ず十三日午後在京クレイギー英大使を往訪し、此の不幸

なる事件の發生に對し帝國政府を代表し深甚なる遺憾の意を表明せるが、更に十四日右砲艦の外英砲艦ビーは蕪湖に於てクリケツト及びスカラブの二英砲艦は南京に於て之また銃砲撃を蒙りたること判明せるに付き、同日クレイギー大使宛公文を以て帝國政府を代表し正式陳謝する所ありたり。

グルー米國大使宛廣田外相公文

以書翰啓上致候、陳者貴國海軍砲艦パネー號及びスタンダード會社所屬汽船三隻は南京上流約二十六哩の揚子江上に於て本月十二日帝國海軍飛行機の爲め爆撃を蒙り沈没せしめられたる事件に付ては不取敢本大臣より閣下に對し帝國政府の陳謝を米國政府に傳達方申入の次第有之處、其の後本件に關して出先官憲より接受せる報道によれば支那軍隊南京を脱出し汽船にて揚子江上流に向へりとの情報に接したる帝國海軍航空隊は之を追撃して前記地點に到りこれ等艦船を發見したる處、機上よりの視認狀況良好ならざりし爲め爆撃に當り相當低高度まで降下したるも何等米國艦船たるの標識を認識し得ざりし爲めパネー及びスタンダード會社所屬船を以て脱走支那兵輸送に従事する支那汽船なりと誤信し之に爆撃を加へて遂に沈没に至らしめたること判明致候、之によつて見

米國政府の抗議文

米國政府並に國民は米國砲艦パネー號が日本軍飛行機の爆撃により沈没し、更に米國商船メイビン號、メイアン號、メイサン號が同様沈没乃至火災を生じた事實により大きな衝動を受けた。此の場合重要な事實は

- 一、以上艦船が何人にも確實明白な權利によつて揚子江を航行しつゝあり
- 一、何れも米國國旗を掲揚し
- 一、合法的且つ妥當な業務に従事し
- 一、事件發生當時は危險地域から米國官民を避難せしめつゝあり
- 一、危險を避ける爲め數回に亘り位置を變へつゝ通航してゐた際
- 一、日本軍爆撃機により攻撃を受けたこと

である。右の攻撃に關し上海に在る日本海軍の責任ある士官は米國亞細亞艦隊司令長官に對し

- 一、右四隻の艦船は何れも揚子江を上流に向け航行しつゝあり
- 一、日本軍飛行機は三百米突の高度まで下降して國籍を確めんとしたが遂に國旗を識別し得なかつた結果
- 一、日本軍飛行機は相次いで攻撃を行ひ遂に米國商船一隻に損害

るに本件は全く過誤に基きて發生したる事件なること明かなるも米國軍艦及び汽船に損害を與へ其の乗員に死傷者を生ぜしむるに至りたるは帝國の深く遺憾とする所に於て茲に篤く陳謝の意を表し候、尙ほ帝國政府は本件によりて生じたる一切の損害に對する補償をなし並に責任者に對する適切なる處置を講ずべく且つ出先官憲に對しては重ねて此の種事件を繰返さざるやう最も嚴重なる命令を既に發出せる次第に有之候、帝國政府は此の遺憾なる事件によつて兩國間の國交に累を及ぼしめざらんことを衷心より冀望し前記の通り帝國政府の誠意を披瀝致候に付ては右の趣本國政府に御傳達相成度この段申進方本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具

昭和十二年十二月十四日

外務大臣 廣田 弘毅

アメリカ合衆國特命全權大使

ジョセフ・クラーク・グルー閣下

問題の解説を明瞭にするが爲めに、茲に米國艦船と英國のそれとを區別するが、米國政府は日本當局に對し、十二月十四日附公文を以て左の如き抗議を提出し來つた。



を與へ砲艦パネー號並に其の他米國商船二隻を沈没せしめるに至つた

旨を通告した。現在の不幸なる日支紛争が勃發して以來日本政府並に各出先當局は米國政府並にその出先當局に對し、日本政府並に日本軍は外國の權益を十分に尊重する意圖並に目的を有する旨繰返し保障を與へて來た。然るに日本軍は數回に亘り米國の權益を侵害し、米國民の生命を著しく危殆に瀕せしめ且つ米國民の財産を損壞した。日本政府は數度に亘り以上の諸事實を容認して遺憾の意を表明すると共に斯かる事件の再發を防ぐ爲め汎ゆる豫防措置を講ずる旨の保證を與へた。今回の事例に於ける日本軍の行動は米國民の權利を全然無視し、米國民の生命を損じ、且つ米國官民の財産を損壞したものである。斯かる事情の下に於ては米國政府は日本政府に對し

- 一、公式に文書によつて遺憾の意を表明し
- 一、完全且つ包括的な賠償を行ひ
- 一、且つ今後米國民の在支權益並に財産が如何なる場合にも安全を保障される様決定的且つ特別の手段を採る旨の保障を與へることを要請し且つ期待するものである。

然るに帝國政府に於ては陸海軍部當局をして本件の真相を精査せしむることとなり、現地に夫々調査員を派遣したが、陸軍側ではパネー號を目標として射撃したる事實がないことが判明したので、同二十二日大本營陸軍部より其の旨公表すると共に、海軍側は激戦中誤認して爆撃したる經過を率直に左の如く公表した。

大本營海軍部公表

去る十二月十二日我海軍飛行機が米國河用砲艦パネー及び各國船を爆撃せる事件に關しては曩に不取敢大本營海軍部より其の概要を發表せるが、其の後判明せる事實左の通りにして、十二月二十三日午後六時海軍次官より駐日米國大使に對し右事實の真相を説明せり。

- 一、事件發生に至る迄の事情 今次事變勃發以來帝國海軍は第三國の權益並に人命保護に對し汎ゆる努力を致し、殊に艦船に對する攻撃に際しては支那艦艇及び直接作戦行動に關係せる支那船以外絶對に攻撃せざる如く爲し來れるところ、支那は屢々第三國の國旗を詐用し、或は第三國權益を自己の作戦に利用する等のことありたる爲め、我軍事行動に至大の不利を蒙りたる事少なからず、現に十一月二十七日鎮江攻撃の際支那兵大部隊

が船舟に搭乗して退却しつゝあるを發見したる我海軍航空隊は直ちに之が攻撃に向ひたるに、敵は忽ち附近に碇泊せし第三國商船周圍に蜷集したる爲め遂に之が攻撃を中止するに至りたる如きは其の一例なり。

右の如き事情に鑑み十二月九日上海在動帝國總領事は各國總領事に對し、戰鬪が揚子江沿岸全部に波及しつゝある情況に於て日本軍は勿論第三國權益保護には最善を盡すべきも第三國も亦我方の努力に協力し其の船舶車輛を支那軍及び支那軍事施設より隔離せしめ、出來得べくんば戰鬪地域より完全に離脱せん事を希望する旨申入れたり。米艦パネーは十二月十日南京上流二裡に碇泊せしが、同地方面戰鬪熾烈となるや米國商船三隻を保護しつゝ漸次上流に移轉し事件發生當日に於ては南京上流二十六裡附近に避難し、且つ其の位置を我方に通告するの手續きを執れり。右は前記我方通告の主旨に添へるものと認めらるゝも不幸にして右最終避難位置も亦彼我兵力錯綜の中心となり、且つ其の最終避難位置通知も後段述ぶる如き事情により通達遅延し、結局パネー號艦長の努力も本事件を未然に防止し得ざりしは返すくも遺憾とする所なり。

- 二、海軍航空部隊指揮官が接受せる情報、陸軍の作戦に協力すべき任務を課せられたる海軍航空部隊指揮官は十一日以來「南京方面の支那兵が船舶により上流方面に逃走しつゝあり」又「これ等船舶は屢々南京と其の上流との間を往復しつゝあり」等の情報を受領しりたる處、十二日正午（東京時間以下同様）大小汽船十隻及び戎克多數は敵退却兵を搭載し南京上流十二裡乃至二十五裡附近を湖江中」との情報を得るに及び、直ちに該船舶を撃滅すべき旨下令せるが、同日パネー及び米國商船三隻が南京上流二十七裡附近に在りとの通知は上海米國總領事より帝國總領事を経て午後五時我支那方面艦隊司令部に到着し、之が航空部隊指揮官に傳達せるは午後五時三十分以後なりき。従つて右航空部隊は南京上流二十七裡附近に米國艦船ある如きは全然知る所なかりし爲め該方面に在りたるこれ等艦船を支那船舶なりと確信するに至りしは蓋し已むを得ざる次第なり。

三、爆撃の情況 我海軍航空隊の爆撃は午後二時二十五分より同五時三十分の間に於て前後六回、毎回二機乃至六機の飛行機を以て行はれ、四隻の艦船に悉く爆弾命中し二隻（米國河用砲艦パネーを含む）沈没せしむるに至らしめたり。尙ほ飛行機によ



り機銃掃射は第二回爆撃機中の一機より短時間行ひたるのみなり。

右攻撃に参加せる飛行機搭乗員は該方面に米國艦船在泊せる事實は何等知る所なく、敵首都南京攻略中の友軍に協力せんと感奮に驅られ「敵退却部隊の搭乗せる船舶あり」との情報を得て勇躍發進せるものなり。加之當時附近の火災の影響を受け、パネーの在泊せる開源碼頭附近揚子江上は煙幕の爲め上空よりの視認情況不良なりしと前記の如き先入主と相俟ちて遂に米國艦船たることを識別すること能はずして之を爆撃するに至り、更にこれ等商船より多數の支那人が上陸避退するを認めたる飛行機搭乗員は之を支那兵と誤認し、遂に當時現場附近に於て被害米人を救護中なりし我陸軍發動艇乗組の將兵に迄も危害を及ぼすに至れり。

四、遭難者救助に關する事情 十二月十三日午前九時米國東洋艦隊司令長官より我支那方面艦隊司令長官に十二日午後以來パネーとの通信連絡杜絶せる旨の通告に接し調査の結果、茲に初めて前日支那船と確信して攻撃せしは米國艦船なること判明するに至り、遭難者救助に全力を盡すに決し、直ちに保津を現場に

溯江せしむると共に救助用飛行艇を派遣し、且つ無電電信及びピラを以て事件の概要と遭難者が和縣に在る旨を通告し現地附近陸軍部隊に救護を依頼せり。

尙ほ當時附近陸上に在りし支那兵が遭難者救助作業を妨害すること甚しく揚子江左岸に擱座せる米船一隻の船長外一名の死體收容も之が爲め遷延し、十五日に至り我艦艇の砲撃により敵を制壓しつゝ漸く保津に收容するに成功せる次第にして、支那兵が江岸より英米人及び日本人の見境なく盛に射撃せるの事實は本事件審査上見通すべからざる事項なり。

之を要するに今次パネー號事件は彼我兵力錯綜せる激戦地域に於て生起し、併も海陸軍に關係あり通信連絡意の如くならざる等にも基因し、調査に時日を費し此の間諸外國に於て事實を誤解又は歪曲報道せられ、中には故意に帝國を陥れんとするが如き惡宣傳行はるゝに至りたるは甚だ遺憾とする所にして、此の不幸なる出來事が全然錯誤に基くものにして我方の故意或は惡意に基く計畫的行爲に非らざることは前記諸項の如き事實の真相により自ら諒解せらるべきを信じて疑はず。

一方米國側に於ては上海海軍當局に訓令して本件査問委員會を設

置して委細調査せしめた結果、同二十四日公式報告書(パネー號艦長ジエームス・ヒューチ少佐のスワンソン海軍長官宛)を發表したが、其の内容は大體我方の調査と大差がないことが判明した。

然るに我方では調査報告の到達するに伴れ、事件の真相が極めて明瞭となつた結果、茲に外務、海軍當局をして正式對米回答文を起草せしめ、十二月二十四日の閣議に上程其の承認を得たる後、更に廣田外相は參内して 聖上に拜謁仰付けられ、委曲奏上御裁可を得て、同夜七時霞ヶ關官邸に駐日米國大使グルー氏の來訪を求め、回答文を手交すると共に、本國政府に傳達方を求めた。

## 帝國政府の回答

本月十二日南京上流約二十六哩の揚子江上で帝國海軍飛行機が過誤に因り米國軍艦パネー號及び米國スタンダード石油會社所有船三隻に對して攻撃を加へ沈没又は火災を起さしめ、其の際乗員に死傷者を生ぜしむるに至りたる不幸なる事件に付ては既に十四日附公文を以て申進の次第有之處、殆ど之と時を同うして貴國を以て米國政府御來訓に基き閣下より今次事件發生に至る迄の事情を縷述せられたる後問題の攻撃事件に於ける日本軍の行爲は米國の權利を全く無視して爲され、米國國民の生命を奪ひ且つ米國の公

私有財産を損壞したるものなりと斷定せられ、此の如き事情に鑑み「合衆國政府は帝國政府の正式書面による遺憾の意を表明完全且つ十分なる賠償の支拂をなす旨の約束並に今後支那にある米國國民及び米國の利益並に財産が武装日本軍の攻撃若くは一切の日本官邊又は日本軍による干渉を蒙ること無かるべきを保證すべき確定的且つ特定の措置が執られたりとの保證を要求且つ期待する旨御申越相成りたり。

今次不祥事件の發生するに至れる経緯に關しては日本軍が貴國權利を無視したる結果なりと御斷定の次第あるも、其の全く過誤に基くものなることは前顯本大臣公文中に説述したる通りにして帝國政府は右公文送致後尙ほ汎ゆる手段を竭して眞因の究明に努めたる結果、全然故意に出でたるものに非ざる次第判明するに至りたることは二十三日我海陸軍官憲より貴大使に對してなしたる説明により御諒解相成りたる儀と確信するものなり。

貴國御要求中の二項即ち書面による表謝並に損害の補償に付ては既に前記抽輪中に表明したる所を以つて盡くべきところ、今後の保證に付ては帝國海軍に於ては當時時を移さず「米國及び其の他第三國軍艦其の他の船舶の存在する地域に於ては最大の注意を以



て絶對に今回の如き過誤を繰返さざるやう努むべきことを嚴に  
通達致し置きたるが、尙ほ更に出兵陸海軍並に外務官憲に對し、  
既に從來屢々通達しありたる通り米國其の他第三國の權益財産を  
攻撃すべからざることに付ては今回の不祥事件にも鑑み一層の注  
意を加ふべき旨重ねて嚴命を發せる次第なり。而してこれ等の目  
的達成を一層有效ならしむべき一切の手段に關し慎重なる攻究を  
重ね之が實行を期し居る次第にして即ち貴國權益及び居留民の所  
在等に關しては更に貴方と十分連絡の上調査を進むると共に、之  
が出先官憲に通達を期し迅速有效なる通信法に付ても一段の工夫  
を加へたる次第なり。

また前に述べたる通り右米國艦船攻撃は過誤に基くものなりと雖  
も十分注意を拂ふ點に於て缺くところありたるの理由により關  
係者に對し夫々必要なる措置を行ひ此の種過誤の絶無を期したる  
次第なり。

以上述べたる如く帝國政府に於ても速に適當なる措置を執りたる  
ことは全く帝國政府が米國並に其の他第三國の權益を保障せんと  
するの誠意に出でたるものなることは閣下に於て篤と御諒承相成  
ることと信するものなり。(外務省發表)

然るに右帝國政府の回答に接したる米國々務長官ハル氏は、同二  
十五日クリスマスにも拘はらず登壇し首脳部を集めて慎重協議の結  
果、日本側の回答を諒承すると共に、ルーズヴェルト大統領の承認  
を経て左の如き聲明書を起草し、米國政府の態度を中外に表明する  
所があつた。

ハル長官の聲明書

米國政府は日本軍の米國軍艦パネー號並に米國商船三隻に對する  
攻撃事件に關する十二月十四日附米國政府の對日通牒並に十二月  
十四日附及び十二月二十四日附日本政府の對米通牒を茲に採用せ  
んと欲するものである。米國政府は十二月十四日附對日通牒に於  
て

- 一、日本政府が正式文書を以て遺憾の意を表すること
  - 一、完全且つ十分なる賠償をなす旨の約束
  - 一、今後支那にある米國民及び米國の利益並に財産が武装日本軍の攻撃若くは一切の日本官憲又は日本軍による不法なる干渉を蒙ることなかるべきを保障すべき確定的且つ特定の措置が執られたとの保障
- を要求且つ期待する旨申送つた。

以上三要求の中第一、第二の項目に關しては日本政府は既に十二  
月十四日の通牒に於て之が履行方を表明したが更に十二月二十四  
日の通牒に於ても再び之を左の如く確認してゐる。「日本政府は  
「今次の事件」が米國艦船に損害を與へ並に便乗者に死傷者を生  
ぜしめるに至つたことに對し深甚なる遺憾の意を表明し茲に衷心  
より謝罪する次第である。日本政府はこれ等の損害の全部に對し  
賠償を行ひ、又事件責任者を適當に處置するであらう」。

米國政府が提示した第三の要求に關しては日本政府の十二月二十  
四日附通牒は「米國其の他第三國の權利及び利益の侵害乃至不當  
なる干渉」防止を保障する爲めに日本政府が執つた一定の明確且  
つ特定のな措置を明かにし「日本政府は斯くして同様性質の事件  
の再發すべき一切の可能性を絶對的に排除することに努力しつゝ、  
あり」と述べてゐる。

米國政府は日本政府が速かに十二月十四日附通牒に於て事件の責  
任を認め遺憾の意を表明し賠償を申出たことを満足を以て了知す  
るものである。米國政府は十二月二十四日附日本政府の通牒に述  
べられたる説明を以て十二月十四日附米國政府の通牒に示された  
る米國政府の要求に對する回答と看做すものである。事件の原因

並に事件發生當時の周圍の狀況に關する諸事實に關し日本政府は  
十二月二十四日の通牒に於て自らの調査に基く結論を述べてゐる  
が米國政府は右に關しては米海軍顧問委員會の調査報告に依據す  
るもので此の報告は既に日本政府へ正式に通達された。米國政府  
は日本政府の執つた措置が今後支那にある米國民及び米國の利益  
並に財産に對する日本官憲若くは軍隊の攻撃乃至不法干渉を阻止  
する上に效果あることが證明されん事を切望するものである。  
前記の如く米國政府の態度決定に伴ひ、駐日グルー大使は本國政  
府の訓令を體し、二十六日午前廣田外相を訪問し、左の對日回答公  
文書を手交し、茲に本件は損害賠償の具體的事項のみを残し圓滿解  
決を告げた次第であるが、我外務當局に於ては同日午後左の當局談  
を公表した。

米國政府の對日通牒

十二月二十六日附駐日米國大使發、廣田外相宛公文(假譯)  
以書翰啓上致候、陳者本大使は本國政府の訓令に基き閣下に向つ  
て左記の通り申進するの光榮を有し候  
合衆國政府は米國砲艦パネー號及び米國商船三隻に對する日本軍  
の攻撃に關し十二月十四日附米國政府公文、同日附日本政府公文



及び十二月二十四日附日本政府公文に言及致候、米國政府の十二月十四日附公文に於て「合衆國政府は日本政府に對し正式書面に依る遺憾の意を表明、完全且つ十分なる賠償の支拂及び今後支那にある米國國民の權利及び財産が日本武裝軍の攻撃を受けず又一切の日本官憲若くは日本軍により不法なる干渉を受けざる事を保障すべき決定的且つ特定の措置が執られたりとの保障を要求且つ期待」する旨聲明致置候

合衆國政府によりなされたる要求中最初の二項目に關しては十二月二十四日附日本政府公文は「米國軍艦及び汽船に損害を與へ其の乗員に死傷者を生ぜしむるに至りたるは帝國政府の深く遺憾とする所にして茲に厚く陳謝の意を表する」旨の御申越ありたる十二月十四日附日本政府公文中の聲明を再び確認せられるものに有之候

合衆國政府によりなされたる要求の第三項目に對しては日本政府公文の字句によれば「米國其の他第三國の權益財産を攻撃し又は不法なる干渉を加ふべからざる事」を保障する爲め日本政府が既に執られたる或る種の決定的且つ特定の措置を敘述し「日本政府は此の種過誤の絶無を期したる次第に有之」旨聲明致され候

合衆國政府は日本政府が同政府の十二月十四日附公文に於て責任を容認し遺憾を表明し且つ保障の御申出相成りたる措置の迅速なりし事を満足を以て了承致候

合衆國政府は十二月二十四日附日本政府公文に表明せられたる通り同政府により執られたる措置に關する説明は十二月十四日附合衆國政府公文に於て同政府のなしたる要求に適應せられたるものなりと思考致候

本事件の發生原因及び經緯に關する諸事實に就いては日本政府は十二月二十四日同政府公文に於て同國政府の調査の結果同政府が到達相成りたる結論を言明され候、これ等同一事項に關して合衆國政府は米國海軍査問委員會の決定に關する報告書に依據するものに有之候處、同報告書は既に日本政府に對し公式通達済みのものに有之候

日本政府に於て既に執られたる諸措置が今後支那に在る米國國民米國の利益又は財産に對する日本官憲若くは日本軍による何等攻撃又は不法なる干渉を防止することに有効なるべきことを切望する所に有之候、右回答申進旁々本使は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具

外務省當局談

十二月二十六日午前十一時三十分グルー駐日アメリカ大使は廣田外相を來訪し本日は幸福なる御報告をなす爲め參上せりと挨拶したる後、アメリカ政府の對日通牒の大體を讀み上げた後、特に通牒の最後に記載されたアメリカ政府は日本政府の採りたる措置が今後支那にある米國國民及びアメリカの利益並に財産に對する日本官憲若くは軍隊の攻撃乃至不法干渉を阻止する上に効果あることが表明されん事を切望する旨を申述べた。

之に對し廣田外相は、今次事件に對しアメリカ政府の示したる態度及びグルー駐日米國大使の盡力に對し深甚なる謝意を表示する所ありたり。尙ほ斯かる不祥事の發生したる事は遺憾に堪へないが、兩國の友好的精神により茲に解決に至つたことは慶賀の至りである。

而して右事件解決に對する米國政府の補償要求額は二百二十一萬四千七百三十六セント(邦價約六百七十萬圓餘)と決定、之が支拂方要求ありたるに依り帝國政府は右要求全額を支拂ふことに決し、要求金額の明細書の提出を求めて外務、大藏、海軍三當局の間に於て支拂方法に就き打合せを行つた結果、昭和十三年四月二十二日午

後外務省に在京米國大使館參事官ドーマン氏の來訪を求め、右全額を小切手を以て米國側に支拂ひを完了した。茲に世界の耳目を聳動せしめたるバネー號事件も完全に圓滿解決を見るに至り、外務省は即日左の如く發表した。

外務省發表

我海軍飛行機による米艦バネー號爆沈事件に關しては、舊冬中彼我の間に於ける屢次の折衝並に書面往復により損害賠償問題を後に残し一段落を見たが、右損害賠償方に關し在京米國大使より三月二十一日附公文を以て、  
(一)本件財産損害額百九十四萬五千六百七十五弗一仙及び(二)死傷關係賠償額二十六萬八千三百三十七弗三十五仙合計二百二十一萬四千七百三十六仙なることを通報して來た。よつて當省に於ては關係各省筋と協議したが、計理の都合上前記賠償要求の内譯明細表を要求することとし、在京米國大使館に對し申入れをした處四月九日大要左の如き明細表を添附して來た。よつて帝國政府は所要の手續を了し四月二十二日午後五時外務省に於て吉澤亞米利加局長より米國大使館參事官ドーマン氏に對し前記總額のハル國務長官宛小切手を手交し、茲に本件は圓滿解決を見るに至つた。



パネー號事件損害額明細表

(アメリカ幣にて計上)

- (イ)財産損害 一、海軍省關係パネー號損害四十五萬五千七百二十八弗八十七仙、同艦裝備軍需品等損害九萬七千七百六十六弗四十七仙、乗組員身廻品四萬二千六百三十三弗、合計五十九萬三千七百五十七弗三十五仙
- 二、郵務省關係 郵便切手資金及び補給品七十四弗二十七仙
- 三、國務省關係 大使館身廻品六千四百弗八十仙
- 四、スタンダード・ヴァキウム石油會社關係 一千噸前後の船舶三隻及び小型船二隻の沈没及び他の二隻の損害に對する賠償その他の損害合計百二十八萬七千九百四十二弗
- 五、海軍、大使館乃至スタンダード・ヴァキウム石油會社の職員以外の米國人十三名の私有物五萬七千四百九十五弗五十仙にして右一乃至五の全財産損害額總計百九十四萬五千六百七十弗一仙

(ロ)死傷關係賠償額 パネー號乗組員二名及びメイビン號船長計三名死亡並にパネー號及びその他船舶乗船者七十四名負傷に對する賠償總額二十六萬八千三百三十七弗三十五仙、以上イ、ロの總

計二百二十一萬四千七百三十六仙

米國の在支權益尊重要求

昭和十三年一月十七日米國々務省は駐日グルー大使を通じ、帝國政府に對し南京、杭州及び其の他の都市に於て日本軍が米國の權益を侵害したとの報道に接したとて、廣田外相に抗議を申込んで来たが、更に米國政府は同二十七日右抗議の内容並に經過を左の如く發表した。

米國の在支權益尊重要求公表

米國政府は去る一月十七日日本政府に對し左の抗議を提出した。日本政府が在支米國權益擁護の爲め、今日迄とり來つた措置は今後支那に於ける米國人の權益財産が絶対に日本軍の攻撃に曝されぬことを保障するには不十分なりと見做さざるを得ない。日本政府は昨年十二月二十四日の對米通牒に於て米國權益を尊重する旨保障したが、それにも拘らず依然米國權益を無視した行爲が續行されつゝある事實を米國政府は絶対に黙視する譯には行かない。右抗議に對し日本政府は之を閣議に付議した後、一高級武官に對し真相調査を命ずると共に、抗議中に指摘された如き事件の再發防止の爲め適當な手段をとるやう命じた旨駐日グルー大使より報告があつた。

右に對し帝國政府は出先官憲の調査によつて當該事件の真相を米國側出先官憲に通報したのは勿論、在支米國並に第三國權益の尊重に就き帝國側に於て執りつゝある措置を開陳して本件に關する帝國政府の誠意を表示、更に二月十二日米國大使館ドーマン參事官の來訪を求めた上、左記の回答文を手交した。

回答全文

以書翰啓上致候、陳者一月十七日附貴輪第八六六號を以て南京、杭州及び其の他の地點に於ける最近の軍事行動中日本軍に於て米國權益を侵害せる事件發生せる趣を以て御申越相成たる次第閣悉致候

帝國政府が既に種々の機會に於て聲明したる通り支那に在る米國並に第三國の權益財産を出來得る限り尊重保護すべきことは其の堅持せる根本方針なる處更に舊臘發生したる不幸なる事件に鑑み出先官憲に對して一層切實なる注意を加ふべき旨重ねて嚴命したる次第に於ては客年十二月二十四日附拙輪に依り御承知の通に有之候、然るにも不拘前記貴輪を以て尙ほ不祥事件發生せる趣御申越に接したるは帝國政府として誠に遺憾に堪へざる處なるを以て即刻出先官憲に對し之が徹底的調査を命じたる結果今日迄に判明

致したる狀況左の通り有之候

南京に於ては最近迄前線部隊の頻繁なる移動、人員の入れ換へ及び敗殘支那兵、支那人不逞分子の掃蕩等の爲め外國權益の保護並に警備に當つる兵力の不足を來せること等の事情に依り取締充分ならざりしに起因するものと認めらるる案件有之たるに付き前記帝國政府の訓令を更に出先軍官憲に徹底せしむるが爲め一月十五日附及び同月二十日附を以て重ねて嚴重訓令を發出すると共に現地に於ては夫々出來得る限り事實を闡明したる上軍律に照し當該行爲者の處置を行ひ損害の復舊に努めしめつゝある等帝國政府殊に軍最高部に於ては非常なる關心を以て本件處理に當り居る次第に有之候、尙ほ個々の事件に於ては更に徹底的調査を要するものもあるに付き現地に在る外務官憲、陸軍軍官憲共に相協力して鋭意真相の究明に努め判明するに従つて被害の匡救に關しては出來得る限り現地に於て之を解決するの方針を執り之が爲めには在地貴國官憲とも密接なる連絡を保ち居るを以てこれ等の事情に付ては既に貴方に於ても御承知の儀と存候

杭州に關しては客年十二月二十二日帝國軍之を占據したる際後方よりの補給は一時斷絶し現地に於て食糧を求むるの必要に迫られ



剩へ住民逃避の結果徴發を行ふの已むなき情勢にありたるも帝國軍隊に於ては杭州入城前第三國權益の保護に關し各部隊に嚴重なる指示を與ふると共に入城に際しても憲兵を第三國人所有家屋に派遣し布告を貼布し之が保護に付き萬全の處置を執りたる次第なるが當時の戦況上一部食糧の徴發は夜間に之を行ふの餘儀なかりし爲め國旗布告等を認知し得ず且つ第三國人所有家屋は支那人所有家屋と混在し更に當該家屋内に所有主現住せざりし等の事情に依り徴發部隊の一部がこれ等に關する認知を誤りたることは或は有り得たるやも知れざる狀況なりしに加へて當時支那人賤民等が混亂に乗じ掠奪破壊等を恣にする多數の事例もあり事實を確知するに困難なりしことは容易に御想像相成儀と被存候、斯の如き狀況に於て假令杭州に於ける日本軍が過誤に基き第三國人所有家屋に進入したる事實ありとするも是全く作戦上必要な食糧の徴發又は敗殘兵の搜索等を目的としたるものにして軍官憲に於て嚴密なる調査を行ひたる結果は食料品の徴發はありたるも其の以外の物品を搬出したるが如き事實は之を認め得ざりし次第に有之候尙ほ貴輪中米國政府は日本兵に於て米國國旗に對し不穩當の行爲ありたるやの通報に接せられたる趣を以て抗議の次第ある處若し

期る事實ありたりとすれば甚だ遺憾とする所なるを以て在上海、南京等の貴國官憲より具體的事例の提示を求め我方出先に於て徹底的調査に努力しつゝありたる次第なるが客年十二月十三日日本兵が蕪湖に於て米國病院ジェネラル・ホスピタル所屬支那船より米國國旗を引卸し揚子江に投じたりと傳へられたる件に付ては當時同方面に在りたる當該部隊に付き調査を遂げたる結果日本兵中には此の種事件に關與し又は之を承知せる者なく一方右病院關係米國人側に於ても當時の狀況より一應日本兵の所爲と想像したるも米國國旗の投棄等の事實を現認したる次第に非ずと語りたる趣にて右に關しては既に在上海帝國總領事より米國總領事に通報せるを以て御承知のことと存候、尙ほ其の他の地點に於ても鋭意慎重調査中なるも今日迄確證無之次第に有之候、帝國政府としては今後共米國國旗に對する尊重の念を一層各部隊に徹底せしむべく特に右目的を以て訓令を各部隊に通達せしめ之が徹底を期し得る次第に有之候

彼上の如き事情に鑑み帝國政府は此の種事件の再發防止に付き一層有效適切なる具體的方法にして至急實施し得べきものに付き鋭意考究中にして既に實施中なる諸措置の勵行を嚴達する一方不取

敢(一)軍中央部より高級將校を現地に派遣し彼上屢次の命令の徹底を計り、(二)現地主要各地に外國權益事項處理の爲め新に專任武官を配置する事とし既に一部之が實現を見たる外、(三)軍憲兵の増加配置を企圖する等最善の努力を竭し居る次第に付ては右の次第貴國政府に御傳達相成度此の段回答申進旁本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具

**米人財産返還要求**

ハル米國務長官は上海在留米人實業家及び基督教對支宣傳米國本部の要請に基き、六月一日グルー駐日米國大使を通じて帝國政府に對し支那事變による日本軍占領地域に於ける米人所有財産を速かに返還し、關係米國人をして其の財産に歸還せしむるやう要求する所あつたが、同通牒内容は左の如くである。

**財産返還要求通牒**

在支米國人は日本軍の手により自己の財産の占有を止められ、且つその中には今日尙ほ日本軍に占有されてあるものもあるが、之等の米國人を如何にしてその財産に復歸せしめ且つ之を回復せしめるかの問題は漸次米國政府の關心を増大しつゝある。日本側は治安が十分に回復されてをらぬとの理由で米國人がその財産に接近することを拒否して來たが、日本人のみは日支戦闘の終止した

地域に立入り自己の業を營むことを許されてゐる。之に反し米國人業者及び宣教師は自己の従前の住宅に復歸することを許されぬ許りか、自己所有物に接近することすら許されてゐない。斯くの如く日々當局が正當なる理由を有する米國人の財産復歸に依然支障を來さしめてゐることに就き安當なる理由を發見するのは困難である。更に本通牒が注意を喚起した情勢に於て日本側が在支米國人の權益を侵害し、これに干渉することは從來日本政府が繰返し與へた米國權益尊重の保障と矛盾するものである。よつて米國政府は日本政府に對し至急支那に於ける米國人の財産をその正當な所有者に回復せしめる措置を採らんことを要請する。米國政府は特に日本軍が滬江大學を南北の米國バプチスト宣教師團に還付されんことを要求する。

之に對し帝國政府は即日グルー米大使を通じ誠意ある回答を發すと共に、「調査委員を現地に派遣し萬一不都合あらば満足なる調査の方法を講ずるであらう」と言明したるを以て、米國政府は此の迅速にして誠意ある帝國政府の回答に頗る満足の意を表し、同日左の如く發表した。

**米國政府經過公表**



日本政府は在支米國人の財産回復に關する米國側の要求殆んど全部を承認し、米國人が日本軍占領地域内に於ける自己の財産に復歸するを妨げぬことに同意した。上海駐在米國總領事からの報告によれば上海に於ける日本當局は米國南部バプチスト教會所屬の中學校財産を同教會に返還すると共に、米國人宣教師一名に對し南京歸還の許可證を發給した。更に駐日グルー大使は日本政府が近く各省代表を以て組織する調査委員を現地に派遣し米國人財産回復問題を處理することに決定した旨報告した。

#### 第四節 蘇聯邦及び佛國關係

**蘇支不可侵條約の成立** 英國政府が前述の如く經濟的立場より支那に深く喰入りつゝあるに對し、蘇聯邦は思想的背景を足場として裏面より支那の中堅階級に其の勢力を扶殖しつゝあつたが、支那事變勃發後間もなく蘇支兩國より正式に發表された不可侵條約の成立に依り、蘇支兩國の關係は愈々表面化するに至つたが、同條約は一九三七年八月二十九日南京に於て蘇支間に締結されたもので、其の内容は左の如である。

蘇支不可侵條約全文 (蘇聯邦發表)

は數個の第三國に對し何等の援助を與へざること並に一個若くは數個の侵略國が攻撃を受けたる締約國の爲に不利に利用することあるべき何等の行動若くは協定を爲さざることと約す

**第三條** 本條約の義務は本條約效力發生迄に兩締約國に依り署名せられ且つ締結せられたる兩國間及び多數國間の諸條約若くは協定より生ずる兩締約國の權利及び義務を侵し又は變更するが如く解釋せられざるべし

**第四條** 本條約は英文を以て二通を作成す、本條約は前記委員に依りて署名の日より效力を發生し五個年間效力を有す  
兩締約國は右期限滿了六個月前他方に對し條約の效力を廢棄するの希望を通告する事を得、締約國の何れもが適時に右の通告を爲さざる場合は條約は最初の期限滿了後二個年の間自動的に延長せられたるものと認めらるべし、締約國の何れもが二個年の期限滿了六個月前條約廢棄の希望を他方に通告せざるときは本條約は更に二個年間效力を有す、以後亦之に準ず  
右證據として兩全權委員は本條約に署名調印せり

一九三七年八月二十一日南京に於て之を作成す

ボゴモロフ

第二編・第二章・第四節 蘇聯邦及び佛國關係

蘇聯邦政府及び中華民國政府は一般平和の保持に貢獻し、兩國の間に鞏固なる且つ恒久的基礎に於て存在する友好關係を増進し、且つ一九二八年八月二十七日巴里に於て署名せられたる戰爭拋棄の條約に基き、互に負擔せる義務を一層正確に確認する希望に動かされ本條約を締結するに決し、之が爲め左の通り全權委員を任命せり。

蘇聯邦中央執行委員會 在中華民國特命全權大使ダヤトリ・ボゴモロフ

中華民國政府主席 外交部長王寵惠

右委員は良好妥當と認められたる各自の全權委任狀を交換したる後左の通り協定せり。

**第一條** 兩締約國は兩國が國際紛争解決の爲め戰爭に訴ふることを否認すること及び相互の關係に於て國策の具としての戰爭を拋棄することを嚴肅に確認し且つ右義務の結果として兩國は相互に相手國に對し單獨に又は一箇若くは數個の第三國と協同して攻撃を爲さざることと約す

**第二條** 兩締約國の一方が一箇若くは數個の第三國より攻撃を受ける場合は他の一方は直接にも間接にも全紛争期間右一個若く

尙は國民政府外交部は蘇支不可侵條約テキストを公表すると共に左の聲明書を發表した。

國民政府聲明書

本條約は太平洋諸國間に不侵略の相互保障を爲し以て集團的安全を保障する爲の行爲である。蘇支兩國は本條約に於て不戰條約を確認せし次第であるが、本條約の條項は極めて簡單消極的で、單に不侵略の相互保障及び侵略國に對する不援助に依り平和を維持せんとするものに外ならぬ。過去十年間各國間に多數の不侵略條約締結され、時には政治的理想を異にする場合にも締結されたが本條約の趣旨は何等是等と異ならぬ。支那は今日侵略國に對し武力抵抗を爲しつゝあるも、右は平和愛好が支那人の傳統的特性たる事實を變更するものでない。支那に對する侵略國が右事實を悟り其の國策を變更するに於ては、支那は極東に於ける平和を維持し人類の福祉を増進する爲め右侵略國と同様の不侵略條約を締結する用意がある。本條約が極東の事態改善の契機となるべきを切に期待す。

顧みるに蘇支間に不可侵條約の交渉が開始されたのは一九三二年



のことであるが、當時兩者の交渉に於て最も大なる障碍となつたのは外蒙問題であつた。然るに這回突如として右交渉が成立したのは、云ふ迄もなく我海軍の支那沿岸に於ける支那船舶の航行遮断に依り支那側は海路よりの武器補給の途が杜絶した結果、支那側は從來の主張を一擲し、外蒙或は新疆に於ける蘇聯側の行動は「侵略に非ず」と認定して一大讓歩を爲した結果と見らるゝが、一方蘇聯側に於て最も憂慮したことは之に依つてクレムリンの野心が此の機会に貫徹し、過去の支那赤化の失敗を取返へしたと云ふことになり、英國の感情を害し、延いては對英關係に支障を來たしはしまいかと云ふ點であつた。そこで蘇聯側は右條約公表に當り南京をして特に「這回の交渉進展は支那側のイニシアチブによつたもので、決してボルシェヴィズムとの同盟でない」等と附言せしめてゐるのは全く蘇聯の對英政策を考慮した周到な用意であることが窺はれる。

而して右條約の成立に對し當時の駐日支那大使許世英は九月一日夕外務省に廣田外相を訪問し、八月二十九日南京に於て公表された蘇支不可侵條約に就いて「今回の蘇支不可侵條約は蘇聯政府がヨーロッパ諸國との間に締結する不可侵條約と其の性質を同じくするもので、其の趣旨は兩國間の平和維持を目的とする消極的性質の

ものであり背後に密約の如きものは存在しない。日本政府にして今般蘇支間に締結されたと同種の不可侵條約を締結するの意向があるならば、國民政府は喜んで直ちに之に應ずるの用意がある」と述べ、國民政府の見解を披瀝したが、我外務當局は即日左の如く我方の見解を發表し之を一笑に附した。

我外務當局の見解

支那側が今次事變勃發以來帝國に對し度重なる挑戦行爲に出で乍ら、今更蘇聯邦との間に所謂不可侵條約なるものを締結し、國際紛争解決の爲に戦争に訴へる事を排撃する云々と稱して居ることは寧ろ笑止である。コミンテルンが日本を當面の敵として準備を進めてゐることは一昨年七月のコミンテルン大會に明かに宣言して居る通りであつて、コミンテルンは之により東洋平和を攪亂せんと企圖してゐるのであるが故に、支那側がコミンテルンの魔手に躍らされることは支那自身の爲めにも亦東洋平和の爲めにも最も好ましからざる處であり、帝國は終始一貫之に對し支那側の反省を促して來たのである。然るに支那側は遂に悪夢より醒むる能はず、容共抗日を國是と爲し、殊に西安事件以來は完全に赤魔の魔籠中のものとなり、遂に今回の如き條約の締結を見るに至つた

ことは支那の爲めに眞に採らざる處であつて、支那側が其の本来の姿に還り、帝國と相提携して東洋の和平確立の爲め貢獻する日一日も速かならんことを希望して已まない次第である。

斯くて蘇支兩國は本協定を中心として漸次緊密なる關係を持続しつつあり、後述の如く蘇聯の對支援助は愈々積極露骨化してゐる。

尙ほ當時右協定の背後に軍事密約ありとせられ、各方面より注目されてゐたが、其の存否は現在までのところ判然としない。然し本協定成立以來兩者の關係は我日本を對象して事實上共同作戰を採りつつあるは否むべからざる事實である。當時世上に流布された密約の内容なるものは左の二つであつた。

- (一) 其の一は一九三七年八月二十二日南京に於て國民政府承認の下に中國共產黨代表周恩來とコミンテルン代表レービン駐支蘇聯武官との間に締結せられたもので、右密約は不可侵條約の附帯取極めとなし、特殊通商條約の名の下に精神的、物質的の相互援助及び一定區域に於ける共同工作を約したもので、其の内容として傳へらるゝ所は左の如くである。
- 一、兩國は秘密共同防衛委員會を組織し、其の本部を外蒙の首都ウランバートルに置く。

二、兩國は共同して左記事項の目的を達するに足る凡ゆる工作を行ふ。

- イ、日支紛争に列國の國際干渉を導くべき諸工作
- ロ、蘇支不可侵條約の英佛兩國を包含する三國又は四國への進展
- ハ、防共協定の破壊を目的とする歐洲及び東洋に於ける紛争の惹起
- ニ、日本兵力を蘇滿國境、外蒙國境、北洋地帯、北支、中支南支に分散せしむべき畫策
- ホ、コミンテルン支部に依る日本國內思想界の攪亂
- ヘ、コミンテルンの畫策に基き日本軍の現地作戰に對抗し之を壓迫すべき秘密諸工作
- 本工作の主なる擔任區域は蘇聯の爲め北支、蘇滿國境並に滿蒙國境方面、支那の爲め上海を中心とする中支並に南支一帯とす
- 三、蘇聯は左記により兵器其他軍需品並に必要に應じ義勇兵及び技術家を支那に援助す。
- イ、支那は蘇聯より提供する軍需品の代金の半額を蘇聯國立



新支那現勢要覽

銀行に供託す

ロ、支那は蘇聯の提供する義勇兵及び技術家に對し一定の給料を支給したる蘇聯はこれ等に對しコストラハの保險を附す

ハ、蘇聯より支那に交付すべき兵器並に軍需品の引渡しは九月下旬乃至十二月までの間に第一段の交付を實施するものとす、其の輸送経路は外蒙並に新疆經由とす

ニ、蘇聯より支那に第一段に交付すべき主要兵器の品目並に員數左の如し

各種飛行機	三六二機
高射砲	一〇〇門
加農砲	三〇〇門
砲彈	一一〇、〇〇〇發
小銃	一五〇、〇〇〇挺
同彈藥	六〇、〇〇〇發
戰車	一、〇〇〇臺
裝甲車	一、五〇〇臺
牽引車	一、五〇〇臺

三二四

自動自轉車

二、五〇〇臺

馬

五、〇〇〇頭

荷馬車

二、〇〇〇臺

四、支那は蘇聯の援助に對し交換的に左記條件の實行を約す。

イ、支那はコミンテルンの最高方針に従ひ其の活動を許容す但し其の實行方法は支那の決定に従ふ

ロ、支那は外蒙並に新疆に於ける蘇聯の軍事上、經濟上並に政治上に於ける自由なる活動並に其の結果を容認す

ハ、支那は蘇聯に對し西比利亞より外蒙並に新疆、甘肅を経て支那本部に通ずる鐵道の敷設權其の他北支に於ける利權を附與す

ニ、對日工作に成功したる後に於ては蘇聯の援助に依り爾他諸國の在支勢力を逐次驅逐す

(二)其の二は同年九月初旬蔣介石の長男蔣經國、陳立夫及び孫科等が西安より中央亞細亞を経て莫斯科に入り、蘇聯政府と交渉を重ねた結果成立したるものと謂はれる。此の密約の特徴は、蘇聯が今次の支那事變に於ける對支軍事援助よりは寧ろ將來の對日策に重點を置き、支那を抱き込んで日本に對抗せんとする

ものゝ如くで、其の内容として傳へらるゝ所左の如し。

一、蘇聯は支那に對し武器、食糧品及び油など抗日の爲め一億ルーブルの借款を約す、右物資は九月より漸次引渡す

二、蘇聯は特殊高級將校を支那軍參謀本部に配屬し兩國參謀本部の連絡をとらしめる、支那軍に對する戰地司令部付の技術専門家、軍事顧問配屬に關しては將來の情勢により考慮することあるべし

三、蘇聯高級コンミサール一名を中國外交部顧問として南京政府に配屬す

四、蘇聯は支那航空技術者養成を目的とする飛行學校を外蒙ウランバートル、新疆省哈密及び甘肅省蘭州の三ヶ所に設立す右教官は蒙古人、ブリヤート人及び蘇聯邦國人とし歐洲人、蘇聯人の教官顧問は採用せず、但し現在蘇聯に亡命中にして蘇聯に國籍なき歐洲人教官の希望者に限り採用することあるべし

五、中國は外蒙古を獨立國として認めウランバートルの高級コンミサールをして陸軍首脳部一名を專任す

六、右高級コンミサールの任務は共通侵略者に對し支那、外蒙

古間に聯合陸軍戰線を組織し協力して侵略者より相互的國土保護をなすものとす

七、蘇聯外蒙古代表は支那高級コンミサールと協議の上輕便鐵道、自動車道路、航空路を外蒙古、支那國境間に開拓するものとす

八、新疆省は將來支那軍の特殊準備根據地たらしめ同地方に特殊防備隊を組織す、蘇聯は支那と協力して北西地方の平和維持に努めると共に甘肅、陝西、四川各省の將領を牽制して南京政府に従はしむ

九、中國の國際聯盟に對する如何なる抗議如何なる覺書と雖も蘇聯の承認を要す

十、中國は豫め蘇聯に通告若くは蘇聯の承認なくして日獨伊三國に對し如何なる協約、協定をも締結することを不得す

**蘇聯對支政策の分裂** 右の如くして蘇聯の對支政策は俄然積極的となり、極東の情勢に重大展開を齎らし注目すべき情勢となつたが、其の後對支援助問題を繞つて駐支蘇聯大使ボゴモロフ氏と同大使館武官レーピン少將との間に意見の對立を來し、紛糾を惹起するに至り、蘇聯邦政府は對支政策の再檢討を餘儀なくせらるゝに至る



つた。其の結果、ボゴモロフ大使は蘇支不可侵條約締結を土産として國民政府と密接なる打合せをなした上同年九月二十八日歸國したが、同大使の意向は、

日本の對支那進出防衛の爲め外蒙の獨立を取消して支那に返還し之によつて全支那を外蒙の一角に塗りつぶす一方、支那共產軍を第八路軍に改編した如く外蒙軍を國民政府統制下の軍隊として抗日戦の第一戦に参加せしめ、更に進んで武器彈藥の供給は勿論、スペイン戦線に於けると同様義勇軍をも参加せしめんとする。

と云ふにあり、他方駐支武官レーピン少將の主張するところは、外蒙を支那に返還することは外蒙が日支紛争の渦中に巻き込まれ直ちに日蘇の正面衝突となる恐れがある。また外蒙共和國が果して蘇聯の方針通りに動くかどうかとも非常な疑問であつて、軍需品供給に關する援助ならば積極的に爲すべきであるが、蘇聯が好んで戦争の渦中に投ずる事は其の國內事情からも避けねばならぬ。日本牽制の爲めには蒋介石も強調する如く日支紛争に對し列國の共同干渉を促し、例へば太平洋安全保障制の如き集團制度を實現することが賢明であつて、之が爲め英國を中心とする國際干渉の機運醸成に全力を注ぎ、之によつて對日牽制を圖る。

と云ふにあつた。然るに駐支大使歸任後幾時もなくレーピン少將も亦本國政府に召還せられ急遽歸國し、遂に蘇聯の對支政策は外蒙組織の解消並に新疆問題等を中心として兩派に分れ内部的對立を生じた。茲に於てカスターリンは兩者の主張を聴取し所謂喧嘩兩成敗として同年十一月二十二日ボゴモロフ大使並にレーピン少將を罷免し新に駐支大使としてルガネツツ・オレルスキーを、又駐支陸軍武官には國防人民委員部よりトリナージン大佐を起用し、夫々後任に任命したが、蘇聯の新對支政策は原則として支那を援助し、多量の軍需品を供給して國民政府の命脈を維持することに狂奔すると共に、長期抵抗を指揮して思想的に支那赤化運動に拍車をかけるも、夫れが爲めに我日本の感情を徒らに刺戟するが如き積極的態度は極力避けるにあると云はれてゐる。尙ほ此の間孫科が前後二回入露して積極的に對支援助を懇請してゐるが其の真相は詳でない。

因に駐蘇支那大使蔣廷黻は昭和十三年一月九日莫斯科出發、歸國したが、同年五月十一日元國民政府參謀次長楊杰が其の後任として新に任命された。

**蘇聯の軍事援助** 支那事變勃發以來、蘇聯邦の對支軍事援助は種々なる證據に照し歴然たる事實と明記せらるゝ所であるが、殊に

昭和十三年三月十四日蕪湖に於て我軍の捕虜となれる蘇聯將校の自白により愈々其の確證を得たので、帝國政府は斷乎對蘇抗議をなすこととなり、重光駐蘇大使は四月四日リトヴィノフ外務人民委員に對し嚴重抗議を提出した。然るに之に對し蘇聯側は同日午後タス通信社を通じ、リトヴィノフ委員の答辯として蘇聯側の見解を左の如く發表した。

リトヴィノフ外務人民委員の答辯

飛行機其他武器の對支賣却問題に關する蘇聯政府の見解は一般に承認された國際法の標準に一致するものであるが、此の點に就いては既に東京駐劄スラヴィツキー大使をして直接廣田外相にお話せしめた所である。従つて此の問題に詳しく立入る必要を認めない。況んや各國からの武器の供給は支那のみならず、同時に日本に對しても行はれてゐる實情を考へるとき尙更其の必要は認められない。日本軍に捕へられた蘇聯飛行士の供述なるものに就いては蘇聯政府の全然闕知せぬ所である。此の點に關しては蘇聯政府は日本に對し何等の義務をも負ふものでなく、又國際法によつて毫も束縛されるものではないが、事實上にも蘇聯政府は對日戦に参加せしめる爲め、蘇聯軍隊乃至兵士を支那に送つたことは全

然な。蘇聯邦の特殊な國家機構に對する言及は全然此の問題と關係のないもので、之に言及するものは單に此の機構に對する無理解を表示するに過ぎぬ。何れにせよ蘇聯の國家機構は國內問題であり、他の國家に對する特殊な義務を蘇聯政府に負はせ得るものでは全然ない。日本政府は各國から支那に到着した外國義勇兵が現に支那軍に従軍しつゝあることを御承知の筈である。然るに日本政府は現在迄のところまで支那軍に従軍し、又は現に従軍してゐる外國義勇兵の母國たる如何なる國に對しても抗議を提出されたことを聞いてゐないが、以上の事實から見て日本政府が義勇兵問題は何等斯かる申入れの法律的根據とならぬことを充分承知されてゐることは明かである。日本當局の言明に従へば、現在支那には戦争は存在せず、日本は支那と戦争をしてゐない由で、現在支那に於て起りつゝある事態は多少とも偶發的性質を有する「事變」と表現され、兩獨立國家間には戦争状態と稱し得べき状態は存在しないとのことであるが、斯かる見解に従へば、日本政府の抗議は益々意味が解らなくなる。仍つて帝國政府に於ては之に應酬し、翌五日外務當局談を發表し左の如く反駁する所があつた。



支那事變勃發以來蘇聯邦の對支援助は或は中國共產黨を通じ、或は直接武器の供給に依つて行はれて来たが、昨今益々露骨となり赤軍將士を支那に派遣して直接作戰に参加せしめてゐる事實が明瞭となつた。其の實例一、二を擧ぐれば一月二十六日支那軍航空隊南京空襲の際、我軍に依つて撃墜された飛行機と共に墜死した搭乗者二名は其の所持品等に依つて蘇聯邦人である事が明かとなつた。更に三月十四日蕪湖上空に襲來し我軍に撃墜されたエス・ベI型爆撃機乗組員で我軍の捕虜となつたドウニン・ミハエル・アンドレーウイチはレニングラード航空隊附航空兵中尉で、客年十月中旬十數名の同僚と共に蘇聯政府の命に依り支那に派遣されたものであることが判明した。外國人の入國滞在すらも極度に警戒して實質上鎖國に近き状態にあり、まして政府の命に依らざる自國人の外國行を嚴禁してゐる蘇聯邦の軍人が、支那軍に参加することは所謂義勇兵なりとの論を以て辯解しても、何人も信ずるものはないであらう。又蘇聯に於ける軍事航空、民間航空共に蘇聯政府の統制下にあり、蘇聯飛行士は軍人飛行家たると民間飛行家たるとを問はず義勇兵と看做すことは出来ないのである。蘇

聯邦は我方官憲の取調べを受けてゐる船舶や滿洲國の北鐵代價金支拂停止の問題をとり上げて自己の對支援助行爲を辯護してゐるが、見當違ひも甚だしい。蘇聯邦の對支援助が蘇聯政府直接の命令指導の下に行はれてゐることは疑ひを容れず、蘇聯邦其の場限りの辯解如何は我方として最早や問題とするに足りぬ。

尙ほ昭和十三年三月十四日蕪湖で捕へられた蘇聯航空中尉ドウニン・ミハエル・アンドレーウイチの自白に依りレニングラードから南昌に到着するまでの奇々怪々なる動靜が判明すると共に、支那軍に送り出される蘇聯飛行士の内情が暴露された。同中尉の告白せる内容は左の如くである。

## 蘇聯將校ドウニンの自白

十月十五日のことであつた、私がレニングラードの飛行場で作業中莫斯科から一臺の飛行機が飛んで來た。其の飛行機から私服の男が降りて來て「蘇聯は支那を援助しなければならぬ、君はメカニシャンとして支那へ行け」と突然命令を受けた。「レニングラードから汽車で莫斯科に行けば驛には出迎への男がゐるから、其の命令によつて行動せよ」といはれ、翌十六日の午後莫斯科行急行一等車に乗つてレニングラードを出發した。十七日午前莫斯科

に到着、驛には外套を着た多分將校と思はれる軍人が私の傍にやつて來て「あのバスに乗れ」と指さした。此のとき丁度同じ列車でやつて來たと思はれる三人の男と一緒にバスに乗り莫斯科の中央飛行場に到着した。飛行場では私を交へた十五人の支那行の男がゐた。間もなくダグラス機に乗り離陸し、此の日莫斯科から〇〇名が數群に分れ、數臺の飛行機に分乗して出發した。莫斯科を發つてから私は飛行機の座席で隣りの男に「貴君のお名前は？」と訊ねたところ、其の男は變な顔をして「お前は莫斯科でいはれたんぢやないか、他人の名前は決して訊くものではない」と睨みつけられた。其の日の夕方薄暗くなつた頃オレンブルグの飛行場に著いた。翌朝八時頃ダグラス機はオレンブルグ飛行場を出發し其の日の中にアルマ・マタに著いた。茲で約二ヶ月間といふものは何等仕事もせずホテル生活を始め、一月初旬のある日ダグラス機は國境を越え途中迪化、哈密を経て其の日の午後三時蘭州に到着、初めて支那の土を踏んだ。當初莫斯科を出發した十五名のものは何れも何時の間にか支那に入つた筈であるが、アルマ・マタで私の出發したときは全く別の顔觸れで、併も人数は十三名であつた。蘭州では蘇聯人が〇〇名位ゐたやうだつた。技師は一名丈

けで他は操縦士と機關士であつた。蘭州では約一ヶ月間支那軍飛行士を教育した。私の蘭州滞在期間中二回位と記憶してゐるが、新しいダグラス機が飛んで來て〇〇名位の蘇聯人を降ろした。蘭州から漢口に行けと命じたのは前述の技師であつた。二月一日サボイ機に乗つて途中西安に立寄り其の日の内に漢口に到着した。此の一行は六名丈で、西安から更に二名の男が乗込んだから、漢口に著いたとき都合八名で、此の操縦者は支那人で、此のとき初めて支那人の操縦する飛行機に乗つた。私の宿舎は蘇聯人のみで十五名ゐた。夫れに此の日到着した我々一行の八名を加へて全部で二十三名となつた。二月十四日漢口飛行場で取締りの技師が呼ばれて「九江に不時著機があるからお前は直ぐ九江に出發せよ」と命ぜられたので汽船で九江に急行した。九江附近には約二週間滞在した後、今度は南昌行を命ぜられ、二月二十八日飛行機で南昌飛行場に到着、南昌でも蘇聯人の宿舎は別で其の總數は〇〇名位であつた。云々

右の如き確實なる證據に立脚せる帝國政府の抗議に對し蘇聯側は何等反省せざるのみか、却つて對支援助の態度を漸次積極的に且つ露骨化し來り、其の暴狀は宛も「支那を通じて我方に對する蘇聯自



體の敵對行爲と認めざるを得ない」ものあるに至つたので、我外務當局では五月三日午後重ねて左の如き當局談を發表し、本問題に關する折衝經緯を明かにすると共に、蘇聯の猛省を促す所があつた。

## 外務當局談

蘇聯邦が昨年十月頃から本年の四月中頃までに支那に送つたイ一十五型、イ一十六型驅逐機、エス・ペー爆撃機等は總數約五百機に上り蘇聯人飛行士、機關士は約二百人に達してゐると見られる。而して右飛行機の大部分は我航空兵力の爲めに撃墜又は爆破せられたから、殘存するものは僅かに百内外であらうが、此の一例に於ても明白なる通り蘇聯の支那に對する武器、人員の供給は今後も根強く繼續されるものと認められる。一月二十六日南京を空襲し我軍の爲めに撃墜された飛行機の搭乗者二人（墜死）が蘇聯人であつたこと、又三月十四日蕪湖に襲來しこれ亦我軍の爲め撃墜された飛行機がエス・ペー爆撃機であり、其の搭乗者にして我軍の爲め捕虜となつたものが本人の陳述によりレーニングラード航空隊附航空兵中尉であつたこと等、蘇聯對支援助に關する確證が擧つたことは曩に發表の通りであるが、廣田大臣は三月二十八日在京蘇聯大使と會談の際に蘇聯の注意を喚起すると共に、

在蘇重光大使をして蘇聯政府に嚴重申入を爲さしめたのである。重光大使は四月四日リトヴィノフ外務委員に面會し前記の如き蘇聯對支援助の確證事實を詳細に述べたる後斯くの如き對支援助は蘇聯の實狀並に制度に鑑み、同政府直接指揮の下に支那を通じて我方に對し行はるる蘇聯自體の敵對行爲と認めざるを得ない。茲に政府の訓令に基いて斯かる行爲に由つて生ずることあるべき事態に對しては蘇聯邦政府に於て一切の責任を負はねばならぬと申入れた。此の申入に對しリトヴィノフ氏は支那に武器を賣込みるは蘇聯のみに非ず、蘇聯は軍隊又は個々の軍人を戰闘行爲に參加せしむる爲め支那に送つては居らない。前記捕虜飛行士の陳述なるものは信憑するに足らぬ、支那軍中には種々の外國義勇兵があるに拘らず、日本はこれ等に對して何等苦情を言はぬなど、勝手な言ひ譯をしたので、重光大使は貴下は本使今日の申入れの重大なる意味を誤解されてゐるやうであるが、支那に於ける事態は議論するまでもなく御承知の通りであつて、此の重大なる場面に於て蘇聯の現役軍人が政府の命令に依つて支那に赴き、在支日本軍に對し敵對行爲を爲すことに對し日本政府が本日の如き嚴重なる申入れをなすは當然である。蘇聯邦の制度に依れば義勇兵など

言ふやうなものには有り得ないので、皆政府の命令に依つて飛行機飛行士とも外國へ赴くもので、現役軍人が政府の命に依つて支那に赴き對日戰闘に参加するが如きことは外の國に付ては考へられない。若し蘇聯と同様の行動を取る國がありとすれば、日本政府は斯かる國に對し蘇聯に對すると同様の態度に出るものと考へると反駁し、蘇政府の猛省を促した。蘇聯の對支援助に付ては其の後日蘇諸懸案解決方の交渉に際し四月十一日井上歐亞局長より在京蘇聯大使館參事官に對し、蘇聯飛行機及び飛行士が支那軍中にあつて我軍に敵對行爲を繼續してゐることは日本國民の到底看過し得ない重大問題であることを指摘し、重ねて蘇側の深甚なる注意を喚起した次第である。今次支那事變發生以來蘇政府が今日まで物質的精神的に支那を助け、又我國に對し恰も敵國に對するが如き輿論を喚起しつゝあることに對しては我國民擧つて重大なる關心を有するものである。吾人は蘇聯側が帝國の東亞に於ける地位を正解し、早きに及んで其の對支態度を改めんことを強く要望する。

## 佛國の親支的態度

佛國の對事變態度は當初より英國との關係並に蘇聯の盟邦國としての立場より頗る親支反日的なるものある

が、我日本が獨伊兩ファツシヨ國と防共協定を締結して以來愈々心よからざる態度を示しつゝあつた。然し乍ら事變勃發以來佛國の對支活動は英米蘇諸國に比し概して消極的で、唯僅かに香港、海防等の諸港を通じて國民政府に武器（佛國政府の十一月十六日發表に據れば事變勃發以來契約のものゝみに限り、其の後は自發的に之を禁止せりとある）を賣込み、又二億法の對支借款を與へたと云はれる程度に過ぎなかつた。然るに昭和十三年六月國民政府が漢口放棄決定直前より佛國の對支援助は遽かに積極的になつて來た。然らば其の理由は那邊にあるであらうか。

現在國民政府は三つの抗日ルートを持ち、彼等はこれ等のルートを通じて武器、彈藥其の他の軍需品を輸入し、外國からの援助を受けてゐる。其の第一は漢口―廣東を繋ぐ粵漢鐵道であり、それは香港に於て英國の勢力と結び着いてゐる。第二は甘肅省、新疆省を経て蘇聯邦とトルクシブ鐵道に通ずる所謂「赤色ルート」である。第三は雲南省昆明から佛領印度支那の海防に至るルートである。而して此の第一の粵漢鐵道は我海軍航空隊の爆撃に脅かされ乍らも今日まで最も重要なルートであり、之を通じて最も多量の軍需品が供給されて來た。然るに皇軍の漢口攻略が迫り、廣東は連日空爆され、



重要機關も漢口から撤退するに至り、此のルートの重要性は漸次失はれつゝある。次に第二の赤色ルートを通じて支那は蘇聯邦から飛行機、武器等の供給を受けてゐるが、此のルートは距離長き爲め其の輸送には日数を要し、其の上甘肅、新疆には完全な道路がない。更に此の赤色ルートは陝西・甘肅を地盤とする共産軍にとつては唯一のルートであるが、四川、雲南、廣東等の諸省に立籠つて長期抵抗を圖らんとする蔣政権にとつてはそれ程重要性を有つてゐない。斯くして第三の成都—重慶—昆明—河内—海防のルートこそは、蔣政権の奥地退却後に於ける最も重要なルートとならざるを得ない。然も此のルートは雲南、貴州、四川の地を走つて、佛國海港たる海防に通じてゐるから、日本軍の空襲の危険が比較的少ないと考へられてゐる。斯くして國民政府の外交部、交通部の昆明移轉と同時に、佛國との接觸關係がより密接となり、茲に佛國が對支援助の立役者として新に登場して來た主なる理由が存するのである。

然し乍ら元來佛國の極東に於ける地位は二流の強國であり、單獨では到底日本に敵對出来るものでなく、又佛國は極東に於ても英蘇の協力に依據してゐる。従つて佛國は決して獨力を以て對支援助をやつてゐるのではなく、又其の援助を續けるものでもない。佛國は

英蘇兩國が積極的對支援助を行つてゐるからこそ、之に追隨して對支援助をやつてゐるのであり、佛國の對支援助の積極化は英蘇との合作であり、其の主動力は寧ろ英蘇兩國にあると云ふも過言ではない。此のことは最近蘇支兩國間に支那邊疆地方の蘇支共同防衛、新疆、青海に於ける支那軍の軍事訓練指導、蘇支兩國間の鐵道建設等に關する密約が成立したと傳へられることによつても明かであり、又英國が昆明よりビルマに通ずる鐵道敷設乃至自動車道路の建設に援助を與へ、又英佛兩國が雲南・ビルマ間の自動車路開發に伴ひ雲南の鐵山開發に就き經濟的援助の申込をなしたとの報道によつても裏書される所である。

要するに蔣政権をして速かに奥地に於ける長期抵抗を斷念せしめる爲めには、四川—雲南—東京を結ぶ此の抗日ルートを開鎖することが必要であり、而して佛國をして此のルートによる對支援助を中止せしめる爲めには、英蘇兩國をして其の對支援助の無益なることを覺らしめなければ到底これを抑止し得ないであらう。

### 第五節 獨逸及び伊國關係

伊太利の態度 獨逸及び伊太利の支那事變に對する態度は、兩

國が前後して滿洲國の承認を敢行したことによつて明白に表示されてゐる。一九三三年の國際聯盟の滿洲國不承認の決議には、兩國とも聯盟國として之に参加した。獨逸は日本の國際聯盟退却の翌年、聯盟に袂別したけれども、伊太利は一九三七年末退却するまで聯盟の一員であつた。伊國はエチオピア戰爭後、對伊制裁發動に拘らず聯盟をボイコットしながらも聯盟國として止まつてゐた。然るに支那事變に對して當初から日本絕對支持の態度を闡明し、日獨防共協定參加、國際聯盟退却、滿洲國承認と矢繼早に現狀維持體制に挑戰的態度を明白にしたが、之は畢竟ムツソリーニ首相が日獨防共陣の強化に益々氣をよくし、自信を深めつゝあるに由ることであらう。殊に極東に於て比較的利害關係の小さい伊太利が、斷然日本の對支進出を是認したのは之によつて地中海に於ける英國の勢力を牽制するを最も有利と考へたからであつた。されば伊太利は事變勃發するや徹頭徹尾、日本の行動を謳歌したのである。

天津日本租界を二十九軍の第三十八師が襲撃した際、日本軍の爲めに伊太利租界通過の便宜を供したことは世人の記憶に新たなる所である。右は佛國が租界通過を拒否したに對し好個の對照をなした。即ち世界の輿論が支那のデマに踊らされて反日空氣濃厚なる中

にあつて伊太利は日本の使命を世界に代辯したのである。在支伊太利人飛行教官は事變勃發するやムツソリーニ氏の命に依り逸早く支那を引揚げ、又現地の伊太利官憲は對日好感を到るところで徹底的に表明する外、ムツソリーニ首相はボポロ・ヂタリヤ紙上に署名論文を掲げて、日本の行動を支持すると同時に演説に於ても公然親日態度を表示した。

聯盟の諮問委員會には、非協力方針により出席しなかつたが、ブラッセルに於て開催された九國條約國會議には、アルドロヴァンデイ・マレスコッチ伯を代表として派遣し、支那事變が九國條約の適用範圍外なることを主張して日本の立場を全的に支持し、我主張を會議の席上に代辯して餘すところなかつた。右の如く伊國は駐支軍事顧問の引揚、對支武器輸出の禁止、獨逸のトラウトマン大使召還に倣ひ、コラ駐支大使の急遽更迭、反支日本援助政策の積極化等日本絕對支持の鮮明なる態度を執つてゐる。

獨逸の態度 之に反し獨逸の極東政策は又別個の意義を持つてゐる。伊國の支那事變外交が英國を絶へず目標としてゐた如く、獨逸の極東外交は對蘇政策の反映である。ヒトラー總統はボルシエヴイズム打倒の聖戰の意義と價值とを汎ゆるものゝ上に置いてゐる。



即ち防共は絶対であるとしてゐる伊國に比し、獨逸の支那に於ける經濟的利益は遙かに重且つ大であり、獨逸の對支貿易は近年著しい發展を示した。蔣介石政權に於ける獨逸人軍事顧問は、上海、南京の防禦、福山・乍浦間の所謂ヒンデンブルグ線の構築その他支那陸軍の近代式訓練に重大なる役割を演じたので、獨逸國防軍と蔣介石政權との關係は頗る緊密であつた。即ち此の商業上及び軍事上の關係は、獨逸をして支那事變に際し、伊國の如く最初から無條件に日本絕對支持といふ態度に出でしめなかつた原因であつた。獨逸は蔣介石政權に未練を持つた。防共協定に於て日本と結び且つ支那の赤化に對しては日本の立場を支持するが、在支權益の悉くを失ふことは獨逸として非常に苦痛であつた。而して折角蔣介石政權に喰入りまた經濟活動が緒に就いた時に、盟邦日本の爲めに之を擲ち重大なる損失を忍んだのである。

然し乍ら支那事變勃發以來獨逸ほど衷心より日支の和平を祈つたものはなかつたらう。斯くして獨逸は自ら和平斡旋者の地位を買つて出で、支那側の脈を引き日本側の條件も採つた。之が昭和十二年十月の頃であつた。南京政府へ——まだ首都は陥落してゐなかつた——日本政府の條件を通じてその意嚮を尋ねたのであるが、無反省

なる支那側は獨逸の誠實の努力に拘はらず、無謀なる長期抵抗戦へと冒進した爲め、獨逸の努力も遂に水泡に歸したのである。其の結果帝國政府は昭和十三年一月十六日、遂に國民政府を對手にせざる態度を闡明し、一方伊國政府は昭和十二年十二月敢然として滿洲國を承認した。形勢かくなる以上、獨逸も亦大いに考慮せざるを得なくなつたが、獨逸國內の國防軍事方面並に經濟的利害關係ある方面にては、國際收支に苦心してゐる立場より貴重なる對支貿易を犠牲にすることに反對したに拘はらず、ヒトラー總統は防共第一主義の深き信念に基き東亞に於ける日本の政策支持を現實に承認するに決し、二月二十日國會の演説に於て滿洲國承認を宣言した。而して獨逸の滿洲國承認は没落過程にある漢口政府にとつては甚大なる打撃であつた、正に青天の霹靂であつたであらう。日本の東亞に於ける行動に對する信頼の表明である滿洲國承認は、抗日政策に對し致命的打撃を與へた。蓋し獨逸は防共に關しては信仰的である。甚大なる實利を捨て、顧みず、人類文化の破壊力たる赤化の策動を極東より掃蕩せんとして眞摯なる努力を續けつゝある日本に對し、全幅の信頼と支持とを宣言したのである。獨逸の極東政策は防共日本を全的に理解し、東亞の現實を認識して、崇高なる人類文化の擁護の爲

め、如何なる犠牲も厭はざる底の堅き決意を明示するに至つたのである。斯くてヒトラー總統はフアルケンハウゼン將軍以下在支獨逸人軍事顧問の引揚げを命じ、對日友好態度を示し、更に昭和十三年六月駐支大使をも召還するに決し、獨逸大使館は同二十六日國民政府外交部に對してトラウトマン大使の本國歸還方を通告し、蔣政權に多大の衝動を與へつゝあつた所、更に從來兎角問題視されてゐた支那向け軍需品に對しても斷乎輸出契約の解約を命じたのである。

此の獨逸政府の強硬政策が明確となるや、蔣介石はヒトラー總統の態度に極度の不滿を表明すると共に、契約條件を盾に種々文句をつけ、軍事顧問の引留め策を講じ、更にトラウトマン大使の歸還に對抗する意味に於て、新任駐獨大使陳介の赴任を差止め、前駐獨大使程天放の歸國を促す等種々對策に腐心せるも、武器禁輸命令に依り既に獨逸の對支態度が決定的に變革を來した以上最早や施策の餘地なしと觀念し、遂に獨逸人顧問全部の引揚げを承認、七月二日送別會を開催、同五日獨逸人顧問の一行は概ね漢口を引揚げ歸國の途に就いたので、作戰上頭腦の貧困に悩む蔣政權の打撃は頗る甚大と見られるに至つた。



### 第三編 蒙疆諸政府

#### 第一章 「北支」及び「蒙疆」

北支の概念 所謂「北支」の地域的概念は必ずしも明確ではない。地理學者の説に據れば、北支十一省説を採るものもあれば、又北支八省と稱し、或は北支五省と呼ぶ者あり、區々として一定しないが、從來我國に於て、所謂「北支」と稱する區域は、大體黃河以北及び以東の四省即ち河北、山西、綏遠、察哈爾の四省並に河南の一部と山東省を加へたものとされて來たのである。而して現在の客觀的情勢より見るも、河南全省を加へたる六省を以て所謂「北支」の疆域と假定するのが最も合理的にして且つ實際的でもあると考へられるのである。但し右の内察哈爾、綏遠の二省並に山西省の長城以北は支那人の所謂「内蒙古」「大西北」の一部で、特に「蒙疆」と通稱されてゐる地域である。以下蒙疆地方をも包括總稱した北支六省の自然界並に物的・人的資源等の概念を示せば左の通りである。

位置 北支六省の位置は、南は河南省の南端北緯約三十一度

第三編・第一章 「北支」及び「蒙疆」

より北は察哈爾省の北端北緯四十七度の地點に亘り、西は河南省の西端東經約百十度より東は山東半島の突端東緯百二十三度に亘る地域にして、其の總面積は一、一八八、七三四方呎の廣袤を有してゐる。而して隣境を見れば、北は外蒙古の蒙古共和國と新興滿洲國に隣し、東は渤海及び黃海を隔て、關東州並に朝鮮に相對し、南は揚子江の本流に迫りて中支那に連り、西は甘肅、陝西、青海、新疆の奧地と隣接してゐる。

面積人口 今各省の面積及び支那事變勃發前に於ける人口を示せば左の如くである。

省 別	面積(方呎)	人口(千人)	密度(方呎)
河 北	一四〇、五二六	三二、二三二	二三二
山 東	一五三、七一	三〇、五三六	一九七
河 南	一六九、七八二	二九、〇九〇	一七一
山 西	一六一、八四二	一一、二二八	七六
察 哈 爾	二五八、八一五	一、九九七	八
綏 遠	三〇四、〇五八	二、二二四	七
計	一、一八八、七三四	一〇七、二〇七	九一

北支那の重要都市は北京(人口一、四六七、五〇〇)、天津(一、



三八七、〇〇〇）、青島（四四〇、〇〇〇）、濟南（四二一、〇〇〇）、保定（三二二、〇〇〇）を始め、五萬以上の都市が十六あり、これ等の地に北支那人口の七％居住し、更に人口一萬乃至五萬の都會に約七％が住んで居り、殘餘の八六％が農村に住んでゐたのである。然し支那事變後各都市在住人口は軍事行動の影響を受け多大の變動を來たし、其の數は未だ正確に判明しない。

氣温雨量 氣温は綏遠、察哈爾、山西の平均温度が攝氏五度、冬は零下に降る時が四ヶ月、夏は三十度に昇る。河北は平均一二・四三度、零下が三ヶ月、夏は七月の平均二七・一度、山東を青島の統計で見ると平均一二・三度、零下が二ヶ月、八月が二四・八度で、同じ北支那に在つても右の如く相違してゐるが概して大陸性である。例へば河北の如きは奉天ほど寒くなく、夏も空氣が乾燥してゐる爲め温度高き割合には左程暑くない。次に雨量は河北地方で年六百耗以上、山西地方五百耗、山東六百二十耗で、日本内地の大部分が千五百耗以上であり、朝鮮が八百耗乃至一千耗なるに比すれば、雨量は遙かに少いが、降雨不規則なる爲め水災旱魃屢々起り、饑饉に見舞はれることが尠くない。

産業 北支六省の産業經濟を概観するに、本地域は文化的に

は全支中相當高度の發展を遂げてゐるにも拘らず、資本主義的經濟發展に於ては遙かに中支の下位にある。就中近代工業に至つては到底中支方面に比すべくもない。たゞ最近白河下流地帯及び山東省の一部等に於て多少の發展を示して來てゐるが、然しこれとても未だ決定的意義をもつ程度に至つてゐないので、依然農業經濟が支配的であるといふも過言ではなからう。即ち之を表示すれば左の如くである。

北支農家戸數比率（一九三三年國民政府實業部調査）

省別	總戸數	農家戸數	百分率
河北	四、九三八、六九五	四、二三三、七〇四	八五・五
山東	六、六五九、八五八	五、九一八、二八〇	八八・九
山西	二、二六三、四〇八	一、八七四、〇八二	八二・八
河南	六、〇二九、〇六六	五、〇六一、七〇〇	八四・〇
察哈爾	三九四、〇六七	三〇九、一〇九	七四・四
綏遠	三六七、四五一	二四九、七二七	六八・〇

尙ほ北支農村に於ては農業生産に附帶する土着家内手工業が相當重要な役割を演じてはゐるが、それは近代的工業の影響下に漸次崩壊への途を辿りつゝあり、將來北支農民經濟に重大なる轉形

が豫見せられつゝある現在、之にさしたる重要性を認むることは出來ないであらう。従つて茲では現在北支に於て支配的役割を演じつゝある農業と、其の將來の發展を示唆するものとして重視するゝ近代的工業の現状に就いて多少の考察を加ふに留める。

（一）農業 日清戰爭を契機として外國資本の流入以來、北支の農業經濟も亦急激に崩壊過程を辿つて來たにも拘らず、北支に於ては最近まで農業經濟が依然支配的であつた。右は北支農業經濟が今尙ほ濃厚に自然經濟的色彩を保持しつゝある事實を如實に物語ると共に、最もよく半植民地支那の國民經濟の特異性を反映するものといつてよい。而して現在北支は稠密なる人口を包擁して居り、それが手工業の凋落及び近代的工業の不振等と相俟つて、農村人口の過剩と、其の必然的歸結としての土地の耕作限界までの開墾及び零細農制農業生産とを結果しつゝあることゝ、更に農業恐慌の深化に伴ふ非合理的農業經營が極端な地力の消耗を齎らし、それに基因する農業生産力の低下が更に農業經濟の崩壊に拍車しつゝあること等も、北支農業經濟の一特異性を爲すものである。従つて北支六省、就中河北、山東の如きは全支中に於ても有數の農産物に富む省であるにも拘らず、食糧農産物の生産が現地

農民の食糧を充すに足らない状態で、年々滿洲國より輸出される雜穀の大半は北支に於て消費されると言はれてゐる。今各省別既耕地種別面積を表示すれば次の如くである。

北支耕地種別面積（單位千畝）

省別	既耕地總面積	水田	畑地
河北	一〇三、四三一	八、四六七	九四、九六五
山東	一一〇、六六二	二、三九五	一〇八、二六七
山西	六〇、五六〇	三、六二九	五六、九三一
河南	一一二、九八一	七、八〇二	一〇五、一七九
察哈爾	一六、八三九	一、八五五	一四、九八四
綏遠	一八、六六九	一、四〇〇	一七、二六九

（二）工業 最近北支に於ても天津、青島等の主要都市では近代的工業が多少の發展を示しつゝあるが、然し之を全支的觀點より見るならば、それは尙ほ遙かに中南支の下位にある。例へば之を支那に於ける主要工業都市に就いて見るに、上海を首位とし、無錫之に次ぎ、天津は僅かに第三位にある。然も其の生産額に至つては僅に上海の六・六％に過ぎず、之に全支第五位を占むる青島を加へても年額約一億元で、上海の一割に充たない狀況である。



北支に於けるこれ等資本主義工業の代表的なるものは、言ふまでもなく紡績事業で、支那事變前に於ける紡績工場数は四十二、其の資本金二億五千萬元に達し、これ等の工場は殆んど天津、青島、太原及び濟南等に集中されてゐる。試みに一九三四年現在に於ける支那側紡績工場を三省別に表示すれば左の通りである。

北支の支那資本紡績工場数及び錘數

省別	工場數	錘數(千錘)	錘數百分率
河北	九	三〇五	六二%
山東	四	一〇八	二二%
山西	三	八〇	一六%

尙ほ紡績の外製粉、セメント等の輕工業も存在し、就中製粉の如きは重要な地位を占め、天津、濟南、青島等に分布する數個の製粉會社の年産額約二千萬袋と稱せられてゐるが、之とても北支の一年間需要額(五六千萬袋)をすら充すには至つてゐない。況んや重工業に至つては茲に特説に値するものもない。

資源 北支六省は現在其の生産業が頗る凋落しつつあるにも拘らず、礦物其の他の天然資源に於ては相當豊富である。就中石炭及び鐵は其の尤なるものにして、これ等資源の開發こそ北支經

濟再建の鍵鑰をなすことは今更絮説するまでもない。而して北支に於ける産業中、農業が現在壓倒的な産業をなすことは既に述べた處であるが、然もそれは現在尙ほ自然經濟的生產を主とするものであるから、茲に資本主義的開發の觀點より取上げられなければならない農産資源としては、大體棉花を主とし葉煙草、落花生其の他の市場向農産品に盡きる。

右の鐵、石炭及び棉花に、河北省其の他の水産鹽及び察哈爾、綏遠を主とする羊毛を加へて、此の五者が北支六省の主要なる資源と見られ得るのであるが、茲には其の中特に重要と見られる石炭、鐵及び棉花に就いて簡單に記述することとする。

(一)石炭 石炭は北支六省に於ける資源中尤なるものである。全支の石炭埋藏量に關しては調査統計頗る多様であり、之が爲め其の數字的開きも亦大なるものがあるが、今比較的實數に近きものとされてゐる翁文灝、侯德封兩氏の調査報告を基礎とすれば、全支に於ける石炭埋藏量は約二千四百六十餘億噸と推算され、其中北支六省は合計千三百億噸、約五七%を占むるとされて居り、殊に山西省の如き一省に於て全支の約五一%を占めてゐるのである。然も北支の石炭は山西の無煙炭を始め、多くは良質炭を

なすもので、此のことは石炭資源に於ける北支の重要性を更に加重するものと言ふべきであらう。今北支六省に於ける石炭埋藏量を各省別に表示すれば次の如くである。(單位百萬噸)

省別	無煙炭	其の他	合計
河北	九八一	二、〇九〇	三、〇七一
山東	二六	一、六一三	一、六三九
山西	三六、四七一	九〇、六五六	一二七、一二七
河南	四、六三〇	一、九九四	六、六二四
察哈爾	一七	四八七	五〇四
綏遠	五八	三五九	四一七
合計	三七、五五三	九五、二〇五	一三二、七五八

(二)鐵 支那に於ける鐵礦埋藏量に就いても亦正確なる統計を求め難いが、比較的信憑するに足るものとされてゐる一九三四年國民政府實業部の調査に據れば、全支の鐵礦埋藏量は約一億七千萬噸にして、之に其の他の見積りを加へて合計約三億八千萬噸と推算されてゐる。其中北支六省の占むる地位は四九%弱、約一億九千一百万噸である。今之を北支六省別に表示すれば次の如くである。(單位千噸)

省名	比較的正確なる推定	其の他の見積量	合計
河北	一六、四七九	二四、七二二	四一、二〇〇
山東	一四、二〇〇	—	一四、二〇〇
山西	—	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
河南	二、〇二〇	二、〇〇〇	四、〇二〇
察哈爾	四五、六四五	四六、〇〇〇	九一、六四五
綏遠	—	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇
合計	七八、三四四	一一三、四二二	一九一、七六五

前表に見る如く、北支六省の鐵礦埋藏量は相當豊富であるが、其の殆んど全部が未開鑛又は採鑛中止の現狀にあり、従つて其の年産額は土法及び新式による採鑛を合して二十萬噸前後(一九三一年)で、全支の一三%を占むるに過ぎない。尙ほ北支には石炭及び鐵の外、金、マンガン、石灰石、天然曹達、鹽其の他の礦物資源も存在するのである。

(三)棉 花 北支六省に於て鐵、石炭に次ぐ重要資源としては棉花を挙げなければならぬであらう。而して其の主要なる産地は河北、山東、山西、河南の四省であるが、就中河北省は全支第一位を占むる重要な産棉省である。今此の四省の棉産額を省別に表



示すれば次の通りである。

省名	北支棉花作付面積及び繰棉産額	繰棉産額(擔)
河	七、八〇七、四四二	二、八三六、一二七
山	五、四九三、三六二	一、三三四、〇五三
山	一、七九六、七七二	六〇一、〇九六
河	四、〇九一、七七二	一、〇二二、三五七

蒙疆の概念 「蒙疆」とは蒙古人が住んでゐる地域と云ふ意味であるが、此の地方の特異事情並に其の特殊の立場を概述すれば左の通りである。

**地區の範圍** 從來蒙疆地區は内長城線以北と云ふことになつてゐたのであるが、清朝の末期より漢民族が非常な勢を以て發展するに及び其の地域を支那本部の行政區劃中に取込み、更に中華民国になつて以來熱河、察哈爾、綏遠の三省省を此の區域に新設したのである。其の中熱河省は滿洲國に屬したので、察哈爾省と綏遠省が此の區域に屬し、之に會つて山西省に編入された雁門關以北の地が加はり、所謂「蒙疆」地區を形成してゐるのである。今後若し蒙疆政府の勢力が更に西方に進出發展して行けば、寧夏省

及び甘肅省の大部分も之に加はり得るのであるが、現在は上述の區域を以て其の範圍としてゐる。

**民族** 蒙疆地方に於ける民族の分布状況を見るに漢族五百五十萬、蒙古族四十萬、回教徒なる漢族十萬であるが、蒙疆の民族的勢力は此の民族の多少に依つて決することは出来ぬ。何故ならば、漢族と稱せらるゝ五百五十萬の中には此の邊疆の地に滔々として押寄せた漢文化が何時の間にか漢人化した蒙古人を造り上げて、血液的には漢人に非ざる漢人を作成したからである。蒙古聯盟自治政府の蒙古人役人の中にも蒙古語を知らぬ者さへある。現に晋北自治政府の最高委員夏恭氏さへ「私は匈奴の子孫です」と云つて誇つてゐる位である。此の地の回教徒は大體に於て純粹の漢族ではあるが、彼等は非回教徒たる漢族とは相容れない。蒙疆を横断して包頭まで達する京綏線の沿線には此の種回教徒が下層民に對する食糧供給業者として勢力を占めてゐる。斯くの如く蒙疆地區の民族は種々なる複雑性を有するを以て、其の勢力關係を民族數によつて決定することは出来ないのである。況んや蒙疆と寧夏、甘肅、新疆との關係を考へるとき、これ等の邊疆地帯の相對的依存性が民族的に經濟的に地理的に深刻であることが觀察さ

れるので、蒙疆の民族數の多寡は左程重視すべき問題ではない。而して蒙疆地方を動かす蒙古族は内蒙古、即ち蒙疆地區内に四十萬、滿洲國內に二十萬、外蒙古内に九十餘萬、合計約二百五十萬内外と稱せられてゐるが、此の人口に比して蒙古族の占める地域は僅に滿洲國の三倍あるも、其の密度に至つては實に云ふに足らない状態である。

**政治的地位** 蒙疆地域の對外的重大性は専ら防共問題にある。元來蒙疆の地は漢蒙兩族が幾千年間繼續せる民族鬭争を演出し、蒙古族は武力に於て勝を制し乍ら、漢族の文化に融合せられ、結果に於ては常に漢族に勝利を譲らねばならなくなり、蒙古族は漸次奥地に壓迫せられて行つたのである。而して清朝の對蒙政策は終始一貫、蒙古民族の弱體化を中心として漢族の勢力扶植を策したのである。茲に於てか蒙古族は何時しか蘇聯の援助を求めめる状態となつたのであるが、遂に外蒙民族は蘇聯の援護下に獨立を宣言したのである。然し内蒙民族は外蒙民族の蘇聯屈服に満足せず、漢族の壓迫に堪へつゝ、獨立の機會を狙つてゐた。これ即ち蒙疆地區が、蘇聯の赤化工作から辛うじて免れた所以であるが、老獪なる蘇聯は密かに外蒙より張家口を経て北支に進出し、以て赤

色ルートの完成を企圖した。右計畫は滿洲事變による滿洲國出現の爲め完全に打倒されたが、一方外蒙より新疆に通ずる西北赤色ルートは完全に成功したのである。茲に於て蒙疆の國際的地位は非常に重大性を帯ぶるに至つた。殊に這次事變の結果、蒙疆の地位は防共に関する限り特に重大視せらるゝに至つた所以である。更に内政的方面より觀察するに、蒙疆民族の向背如何は直ちに新疆、寧夏、甘肅、青海等の回教徒に對し直接間接重大なる政治的影響を與へるものがある。此の點は蒙疆の對外關係と共に特に看過し得ない重要問題である。

**北支・蒙疆の明朗化** 北支事變勃發後、我軍の勇猛果敢なる進出と、其の周到緻密なる肅清工作に依つて、冀察政權は自ら解消し、久しく北中支各地に漲つた暗雲は次第に一掃され、そこに次ぎから次ぎへと新政權乃至新政府が産聲を擧げた。彼等は何れも國民政府側の政治機構破壊後に於ける時局收拾を當面の目的とする各地の治安維持會を母胎とし、其の發展的解消合流に依つて新政治機構を確立したものであるが、一度び其の産聲を擧げるや國民政府より離脱し、名實共に獨立政權たるの形式と内容を充實整備したのであつた。



而して其の第一に實現したのは察南自治政府である。次いで晋北、蒙古聯盟の二自治政府が生れ、然も此の三自治政府は蒙疆聯合自治委員會によつて鞏く結ばれ、更に昭和十二年十二月十四日、南京陥落の翌日には北京に中華民國臨時政府が、次いで翌年三月二十八日には南京に中華民國維新政府が成立し、此の兩政府も津浦、隴海兩線の交通回復後は一つに合流して中華民國統一政府の樹立を見る段取りとなつた。斯くて今や北支、蒙疆は勿論、中支に亘る新興政府の領域は刻々に擴大されつゝあり、國民政府の没落に反して茲に更生新支那の姿態が明朗にして、然も堅實なる行進を開始しつゝあるのである。

## 第二章 察南自治政府

蒙疆地方（舊察哈爾省、山西省の内長城以北、綏遠省）は東北に滿洲國と接壤し、北にソヴィエト聯邦の一たる外蒙共和國と相連り、西南に寧夏、南に陝西、山西二省を控へ、廣漠たる地帯に人口僅か七百萬を擁してゐるに過ぎない。支那事變勃發により皇軍疾風迅雷の攻撃は瞬く間に此の曠野に曙光を漲らし、先づ察南自治政府は十縣民衆の要望を擔つて昭和十二年九月誕生し、次いで同年十月十五日には山西省北部十三縣を率ゐて晋北自治政府が樹立され、更に同二十七日には民族多年の熱望を實現せる蒙古聯盟自治政府の成立を見た。斯くて蒙疆地方に相繼いで成立せるこれ等三政府は、相互間の善隣關係を一層促進し、利害休戚を同じうする重要事項の連絡統制を圖る目的より同十一月二十二日を期して蒙疆聯合委員會を設置し、各政府の權限の一部を之に委譲する協定を結んで、茲に三政府は完全に一致團結、目醒しい飛躍的發展を遂げ、既に事變後約半歳にして早くも民生向上、防共、産業開發に向つて邁進し得るの體制を整へるに至つたのである。以下三政府及び蒙疆聯合委員會の概況を示せば左の通りである。

### 察哈爾治安維持會の組織

察哈爾省政府は昭和十二年八月二十四日、省政府主席劉汝明以下政府要人の逃亡に依り潰滅した。之が爲め省内十縣の治安、財政、金融、交通、行政等の諸機構は其の運営を停止し全く放置されるに至つたのである。茲に於て同二十八日察哈爾二百萬民衆は總意に依り治安維持會を結成し、其の下に財政金融、交通の二委員會を新設、各委員會より選出した九名の委員に依り取敢へず察哈爾省内の政治を代行することとなつたので、察哈爾各界代表百餘名は同三十日午前十一時より張家口の省政府に會合、省内自治に關し協議の結果、民衆の福祉増進を迅速に達成する爲め治安維持、行政指導、教育改善、産業振興其の他重要事項に關する對策を決議し、之が實行機關として顧問二名、委員三名を擧げ正式に察哈爾治安維持委員會を組織し、即日左の宣言及び委員會簡章を發表した。

#### 察哈爾治安維持委員會宣言

此の時局に際し察哈爾地方人民の自治及治安確立上並に地方の福祉を増進するは最も緊要の事と認む。是れ以て現在我等地方民衆の代表が意を決して察哈爾治安維持委員會を組織せる所以なり。此處に宣言す。

#### 第三編・第二章 察南自治政府

### 察哈爾治安維持委員會簡章

- 第一條 本委員會は察哈爾治安維持委員會と稱す
- 第二條 本委員會は察哈爾地方人民の自治機關にして地方福祉の増進を謀り治安の確立を期待するを以て目的と爲す
- 第三條 本委員會の管掌する關係事項次の如し
  - 一、治安の確立
  - 二、行政の指導
  - 三、教育の改善
  - 四、産業の振興
  - 五、其の他必要なる事項
- 第四條 本委員會には顧問二名及び委員若干名を置く
- 第五條 本委員會の重要事項は顧問及び各委員の合議により裁決定行す
- 第六條 本委員會は察哈爾省政府の整頓する迄其の省務を代行す

附則 本委員會の簡章は公布の日より之を執行す  
治安維持委員會主要職員

顧問 前島昇、高木一也 委員 于品卿、阮子南、陳玉銘  
協議員 高適廬、蘇智、孔慶祥、白聚五、韓運、楊金聲、週子厚



韓五峰、賈緒鴻、王韓五、馬錫三

財政金融委員會簡章

察哈爾地方の財政金融を指導統制する目的を以て察哈爾財政金融委員會を結成せり、其の簡章及び主要構成人員次の如し

第一條 本委員會は察哈爾財政金融委員會と稱す

第二條 本委員會は察哈爾省の財政金融を指導統制するを目的となす

第三條 本委員會は顧問二名及び委員若干名(其中一名を委員長となす)を以て之を組織す

第四條 本委員會の重要事項は顧問委員の合議を以て行ふ

附則 本簡章は公布の日より之を施行す

察哈爾財政金融委員會主要職員表

顧問 梅本長四郎、久間猛 委員 杜運宇、王秀夫、劉東漢

交通委員會簡章

察哈爾地方の交通を指導統制する目的を以て察哈爾交通委員會を結成せり、其の簡章及び主要構成人員次の如し

第一條 本委員會は察哈爾交通委員會と稱す

第二條 本委員會は察哈爾地方の交通を指導統制するを以て目的

とす

第三條 本委員會は委員若干名(内一名を委員長とす)を以て組織す

第四條 本委員會の重要事項は委員、參與及び顧問の合議を要す

附則 本簡章は公布の日より之を施行す

察哈爾交通委員會主要職員表

顧問 伊藤裕、杉谷秀之助 參與 古山勝夫

委員長 于殿一 委員 陳有聲、王秀夫

察南自治政府の成立 察南自治委員會に於ては昭和十二年(民國二十六年)九月三日軍閥政權の桎梏を脱し、明朗察哈爾の建設を爲すべしとの興望に基き、各委員會の推薦を受けたるもの相集り南京政府より分離獨立し、察南自治政府を創立することに決定した。

同政府は民衆の總意に基く合議制を採用、軍閥政治と絶縁し、明朗樂土の建設及び防共を眼目とするもので、政府組織最高委員としては、九月三日の各界代表の選舉の結果財政金融委員に杜運宇、交通委員に于品卿兩氏就任することに決定、同五日より舊察哈爾政府に於て政務を開始した。斯くの如く關東軍察哈爾作戰軍部隊の張家口入城後、僅々一週間にして、早くも明朗察哈爾建設の第一歩が確

立されたのである。

組織 察南自治政府の成立式典は、九月四日正午より紅白の幔幕張り繞らされた張家口の舊察哈爾省政府大講堂に於て、杜運宇

最高委員以下各界代表五百名及び日本側代表池之上、吉岡兩大佐、柴野少佐、松井大尉及び久間猛、伊藤長次郎兩氏、張家口蘇聯副領事クルズコフ氏、諾威人宣教師メルン氏並にドクトル・フォートル夫妻の外人參列の下に開會された。先づ于品卿最高委員の左記聲明發表に次ぎ杜運宇最高委員の政府組織法の朗讀あり、次いで日本側代表池之上大佐壇上に立ち、新政府の樹立を祝し、日本軍は勿論日本朝野を擧げて新政權に協力する旨を述べて降壇、終つて察南自治政府萬歳を三唱、次いで杜、于兩最高委員壇上に立ち日滿兩帝國の隆昌を祝して萬歳を三唱した。折柄此の新政權の誕生を祝福する皇軍の飛行機が二機、三機銀翼を連ね式場上空に飛來、此の意義深き式典は凡そ四十分にして終り、政府正面に於て記念撮影を行つて散會、午後五時より祝賀宴に移つた。

察南自治政府成立聲明

察南自治政府成立に依り察哈爾地方二百萬民衆に告ぐ。由來察哈爾は僻遠の地に處し中國四千年の歴史を有すると雖も徳治の普及

未能光浴の文化を長くに受けざりき。加之最近の爲政者は羊頭狗肉の政策を以て其の名を美飾し民衆を欺くを事とせり。軍閥も亦專制を以て相臨み、苛斂誅求を以て事とせり。之に依り人民は塗炭の苦に沈淪し社會の道義も亦之に因り頽廢せり。故に有志者相路り速に軍閥政權と絶縁し、察哈爾省は察哈爾省民の手により自治を施行するは最も適當とす。其の時機の到來は全省民の均しく待望する處なり。今次華北事變の肇起により地方軍閥相次ぎて潰滅し、民生漸次樂業に就緒し民意大いに暢達し、種々の桎梏より解放せられ、明朗自由の天地に安住することを得たるは未だ嘗て經驗せざる所なり。多年渴望せる東洋道徳の眞義に立脚し以て政治の公明を期す。即ち自衛の組織を完備し清郷を行ふ。盜匪の横行を防ぎ民心を安定す。進んで教育を改善し産業を振興し、民衆の生活を向上せしむる等は正に吾人に課せられたる重大任務なりと謂ふべし。本委員等並に民衆の興望に依り委員會の推薦を承けて新政權を樹立せり。諸般の事業を實施し且つ地方人民の福利を増進する爲に努力邁進せんとす。省民各位須らく本政府成立の趣旨を理解し政府の命を遵守し、流言に惑はされず其の業に安んじて就け。今後管内の住民は其の國籍を問はず友邦と協和を以て省



民の自治を完成し以て省内の和平に貢献せんことを期す。特に此に聲明す。

察南自治政府暫行組織法

第一條 察南自治政府は察哈爾治安維持委員會、同財政金融委員會及び交通委員會より選出せられたる最高委員三名及び最高顧問の合議に依り政務を執行す

第二條 察南自治政府に左の機關を置く

官房、民政廳、財政廳、建設廳、教育廳、警務廳、保安廳

第三條 察南自治政府各機關の管掌事項は従前の例に倣ふ、但し官房は最高委員に隸屬し舊秘書處の事務を行ふ

第四條 察南自治政府各機關は各政務の整頓するに従ひ必要に應じ之を開設す、但し開設に當りては改廢又は分合を行ふことあるべし

第五條 直に開設すること能はざる機關の事務は官房に於て之を代行す

第六條 各廳處長の任免は最高委員に於て之を行ふ

第七條 各廳處の組織條例及び事務細則は各廳處に於て之を定め最高委員の承認を経て實施す

第八條 本法は公布の日より之を施行す

察南自治政府組織及び主要人員

最高顧問 金井章次、最高委員 于品卿、同杜運宇、官房第一科長 (兼) 梅本長四郎、官房第二科長 (兼) 前島昇、官房第三科顧問 高木一也、官房第三科長 (兼) 孫殿玉、財政廳顧問 梅本長四郎、財政廳長 杜運宇 (十月二十五日竹内最高顧問着任、金井最高顧問は蒙疆聯合委員會籌備の爲め轉出せり)

總務關係事項

一、重要法令の施行に關する事項  
前述せるもの、外主なるもの次の如し

(一) 官房組織條例及び組辦法

(二) 財政廳組織條例及び組辦法

(三) 土地家屋買賣制限辦法

(四) 不正入境者取締辦法

(五) 舊有法令を援用するの件

二、人事に關する事項

(一) 現地職員的人事に關しては一先づ安定を圖るを以て主眼とし従前の省政府及び各廳職員にして殘留執務を希望する者は

總て新政府職員として殘留せしめ給與は暫く原則として増減せしめざる事とせり

(二) 日滿人職員に付きては滿洲國と協定し原則として現地採用を爲さざること、且つ定員を嚴守することに取決めたり

三、主要職員の空席 舊省政府の主要職員の一部は軍と共に逃亡したるにより其の席は大部分空席であつたが既に之が補充を終了、又縣政府に付ては政情の安定を望むこと急なるにより縣治安維持委員會委員長を召集し一先づ早急に縣長を任命爾後着々政治機構を整備する

斯くて察南政府は日滿兩帝國の絶大なる援助と二百萬民衆の眞摯なる協力翼賛により諸般の政務は整頓進捗し、組織に於ても最早常態に復せしむるを適當とするの期に達した時、恰も蒙疆聯合委員會成立し、察哈爾各委員會は解散することゝなつたので、政府は最高政府機關の權威形態を變更することゝなり、十一月下旬組織法を左の如く改正制定した。

察南自治政府改正暫行政府組織法

第一條 察南自治政府は最高委員政務を統轄し統治に關し一切の責に任ず

第二條 最高顧問は最高委員の行ふ重要政務の執行に關し其の協議を承く

第三條 察南自治政府に諮問機關として政務委員會を置き政務委員若干名を以て之を組織す

第四條 政務委員は人格高邁にして德望あり且政府成立の意義を體得したる地方紳士中より政府之を任命す

第五條 察南自治政府に左の機關を置く

總務處、民生廳、財政廳、保安廳

第六條 本法は民國二十六年十二月一日より之を施行す

施政 察南政府は成立と共に内政の刷新に對し銳意努力し、九月中旬來早くも各縣に治安維持會を設け各界代表五名を首班とし、縣長を委員長に推して左記の如き事項を管掌せしめることゝした。  
(一) 縣治安の確立、(二) 察南自治政府成立の主旨普及徹底、(三) 地方産業の振興、(四) 教育改革、(五) 貧民救済の爲め左記の五係を設け會務を執行する。

一、總務係 (縣政一般)

二、治安係 (保甲情報)

三、宣傳係 (各種宣傳)



四、産業係 (地方産業)

五、救済係 (貧民救済)

此の外政府最高委員于品卿、杜運宇、陳玉銘委員等は晝夜兼行にて察南一帯の樂土建設に努力し、殆んど連日商務會、關係各公會の代表を召集して物資補給の對策を協議する外、新設せる張家口放送局を通じ察南省民の協力一致を高調し、其の發展振りは實に目覺しきものあり、現に昭和十二年九月二十日、英米獨佛の各武官等は同政府並に各地治安維持會を參觀して驚嘆の眸を瞪つた如き事實がある。即ち其の内政概況は左の通りである。

民政一般概況 察南自治政府は各縣の統制尙ほ充分ならざるに鑑み、縣治安維持會組織簡章を定め各縣代表者の召集を命じた。然るに各縣の治安回復豫想以上に進捗し、察南自治政府の隸下に入るを喜び、一ヶ月を出でざる内に管轄各縣代表者の出府を見るに至つた爲め、政府は夫々必要なる指示をなして歸縣せしめた。

其の後自治政府に於ても機會ある毎に縣に指導班を派し縣治安維持會の確立及び民心の安定等に全力を注いだが、既に治安の平定を見たる今日、寧ろ縣治安維持會の強化よりも縣政府の回復確立を期するを重要と認め、漸次縣政府の建設を指導し既に概ね形態を整ふるに至つた。茲に於て政府は十一月十五、十六日縣長代行

者を集め縣長の任命を實施すると共に、第一回縣長會議を開催、政府の方針を明示し執務の要領その他を懇切に指導し、察南自治政府として軌道に乗りたる政治の運行を期したのである。

民心安定狀況 事變直後住民は一時極端に日本軍恐怖に陥り流言蜚語に迷はされ地方に逃亡してゐたが、其の後日本軍の軍紀整然たるを見るに至り部落民は皇軍の溫情に感激且つ安心し歸來するもの多く、主要なる部落縣城は二三の匪賊跳梁地を除き概ね舊態に復した。今住民歸來の程度を同年十一月現在調査により八割以上、六割及び六割以下の三種に大別すれば左の如くである。

- 一、住民八割以上歸來の縣  
萬全縣、宣化縣、懷來縣、龍關縣、赤城縣
- 一、住民六割以上歸來の縣  
延慶縣、涿鹿縣、懷安縣
- 一、住民六割以下歸來の縣  
蔚縣、陽原縣

以上の區別は現地視察に基く大要であつて正確なる調査に依るものでないが、民心の安定程度の一端を知るに足る。尙ほ事變前

に於ける各縣の人口を擧ぐれば左の通りである。(單位人)

縣名	人口
張家口	九二、八二九
宣化縣	二〇六、八一九
懷來縣	一四六、六三〇
龍關縣	六八、〇五三
懷安縣	一一四、四四三
涿鹿縣	八八、一八四
萬全縣	一九三、八九〇
蔚縣	二八一、一八四
延慶縣	九四、八二七
赤城縣	六四、二九四
陽原縣	九九、六一〇
合計	一、四五〇、七六三

縣治安維持會 鐵道沿線に縣城を有する宣化、懷來の如きは早くより自治政府との連絡を密にするを得、指導の手も比較的屢々及んだ關係上縣政府の組織も早く形を整ふることを得た。察南自治政府は前記の如くこれ等各縣の縣長代行者即ち縣治安維持會委

員長を政府に召集し、新政府設立の趣旨に則り政務の方針と執務の要領を懇切に指導した結果、昭和十三年一月一日蔚縣を第一として一月二十四日に至る迄に逐次各縣公署の開設を終つた。

治安一般概況 管内は一般に平穩であるが南部蔚縣、陽原縣方面は敗殘兵跋扈し、日本軍の駐屯なきに乘じ暴威を逞しうしてゐたが、最近は最早完全に近いものがある。鐵道沿線は治安殆んど回復し、歸來する住民の増加するに従ひ商取引も亦漸次復活々氣を呈しつゝある。又鐵道を去る北部熱河省境附近は滿洲國軍により治安維持せられてゐるが、尙ほ一部七八十名の敗殘匪の出沒を見ることあり、此の外懷安縣城南方二十支里水溝口附近には胡某と稱する匪賊の一味數百蟠踞し、救國軍總指揮の名稱を用ひて附近農民を脅迫懷柔せんとしたが、日本軍により討伐せられて移動した。治安狀況概ね上述の如くであるが、これ等匪賊も自治政府警備機構の整備に随ひ早晚分散壞滅するものと思料せられる。

警務行政の整備 從來察哈爾省には最高監察機關として警務處あり、其の指導下に張家口に省會警察局、各縣に縣警察局があつて各々其の隸下の警察署を指揮監督し警察に當らしめてゐたのである。同地に於ける警察官及び警察職員は約二千名にして其の内



譯は略ぼ左の如くである。

- 一、察哈爾省警務處 二九名
- 二、察哈爾省會警察局 一、二三五名
- 三、各縣警察職員 七三〇名

總計 一九九四名

之に依つて見ると察哈爾省全人口百五十萬に對して警察官の總數餘りに僅少の嫌ひがあるが、其の原因は軍閥の跋扈により警察は殆んど無力に近き迄に壓縮せられ、此の壓縮による經費は盡く軍隊に充當せられたのに依るのである。従前の警察は全く軍に抑制せられ其の勢力亦弱少なりし爲め、事變に際しても主動的なる活動は(一部警察隊を除き)行はれなかつた模様である。而してこれ等警察官は縣首腦者の逃亡に附從して一時大半逃走したが、其の後治安の回復と日本軍の公正なる態度並に愛民の温情を理解したるものは陸續として歸縣し、縣治安維持會の命を守り自衛情報の蒐集に従事しつゝある。各縣及び張家口市内共に警察は全部武装を解除せられ、自衛團としてのみ従來の業務の一端を實施しつゝあり、察南政府は警察機構の確立を企圖し、夫々最少限度の暫定員を定め、組織を明示し、速かに其の形態を整へ統制ある業

務に服せしむるやう指導すると共に、他方人的要素の整備を圖り、公安局長の選定身元調査を始め、各警察官に對しては保證人を立て試験制を實施して能力の調査を實施する等、全力を傾注して之が完璧を期した。

尙ほ事變直後滿洲國よりは日滿兩系(日二六名、滿六四名)警察官百名の應援派遣を受け、武装解除中にある張家口市内の警備、檢案其の他重要警察事務に従事せしめた所、其の成績眞に驚歎すべきものがあつた。各縣に於ける警察官は、縣治安維持會の統制下に於て自衛に任じてゐるが、警察機構の確立方針に則り一部は之を指導改組し概ね警察官の體裁を帶ぶるに至つた。又警察官の養成に關しては各縣に指導班を巡回派遣せしめ教育指導に任せしむる外、張家口に察南警察學校を創立し、廣く現職警察官及び新採用警察官の警察教育を實施しつゝある。警察機構の整備に伴ひ必要な關係法規の制定であるが、現在のところ指導者の員數少なき爲め此の方面は必要な部門より逐次發布することとし、夫々研究中で、今日まで縣に示した法規訓令の主なるものは左の如くである。

警察關係法規

- 一、従前施行せる法令を採用するの件
- 二、不正入境者取締りに關する件
- 三、土地房屋賣買に關する件
- 四、暴利取締に關する件
- 五、縣警察機構確立要項に關する件

警察改善の方針

- 一、警察官は當分の間現地に付ては武装を認めず
- 二、警察官の待遇を改善し「好人不當兵……」の觀念を打破す
- 三、統制を附するもの従來の司書、書記等の不明確なる階級を廢し滿洲國に準じ警正、警佐、警尉、警長、警士とす
- 四、警察官の件費を政府費支辨とし待遇改善を計る
- 五、鐵道警備の爲めの鐵路警を廢し地方警察官を以て之に従事せしむ
- 六、警察定員、縣公安局豫算の確立を期す
- 七、人事の統制と教養に努力す

法院及監獄

法院は従來南京政府司法行政院直轄であつたが、其の首腦者は盡く逃亡し且つ其の建物等も張家口にあるものゝ如きは爆撃其の他に荒廢した爲め修理は相當の時日を要するもの

と見られてゐる。然し現在司法事務は日本軍憲兵隊に於て直接實施せられてゐるので用務もなきを以て現に休止の状態にあるが、察南政府は官房第三科に司法股を開設して法務行刑を掌らしめ、法院の首腦部は全部政府に出動せしめて事務の指導精神訓練を實施しつゝある。縣には萬全縣のみ地方法院を有し他は縣攝司法公署にして縣長を長とし、承審員其の下にありて法務を實施してゐる狀況であるが、事變に際し其の大半の逃亡により目下之が整理に着手中である。監獄は張家口に少年監獄及び第一監獄の二ヶ所あり、夫々三四百名を收容し得るものであるが、警備の關係と收容者少き爲め現に少年監獄は閉鎖し、第一監獄のみを使用して居り、囚人は事變當時には三四百名收容せられてゐたが、二十九軍逃走の際屈強なるものは開放して苦力として使役し、殘留者は極悪人又は老弱者にて現在約三〇名位である。尙ほ司法機關の改正に關しては目下研究中である。

財政

民國二十五年度(民國二十五年七月より民國二十六年六月迄)に於ける舊察哈爾財政廳直轄下の徵稅機關の徵收に係はる歳入金は二百四十三萬六千八百五十五圓で、國民政府財政部直轄下に於ける徵收機關張多局收入二十七萬二千九百圓、菸酒印花稅局收入



三十九萬一千二百圓、蒙鹽局收入四十四萬二千圓、合計百十萬六千圓餘あり、此の外財政廳直轄下にして實質上財政廳の收入に屬せぬ清查處收入は約八十萬圓である。次に舊省政府の收入に屬する田賦及び契稅にして各縣公署の徵收額は六十一萬八千圓餘、其の外雜收入金三萬四千圓、以上の總計額約四百九十九萬五千圓が察南自治政府の歲入概算であるが、尙ほ此の外各縣公署が自體の收入として徵收せる所謂縣稅概算八十八萬七千五百圓餘及び其の外張家口警察局の徵收に係る二十八萬九千九百圓を合し舊察哈爾省に於て中央及び省並に縣其の他を通じて徵收せる一年間の總收入概算は六百十七萬三千二百圓餘である。

稅制方針 察南政府に於ては前記歲入狀況に鑑み昭和十二年九月三日稅制の方針として左の通り決定した。

- 一、稅制は從前の例に依る
- 二、滯納免稅及び其の他の減免は規定あるものゝ外之を行はず
- 三、提成提獎の制定は之を踏襲す
- 四、中央財政機關として財政廳を置く
- 五、從前南京財政部に直屬せし徵收機關の中監督機關以外の直接徵收機關は財政廳の直轄とし各獨立せしむ

- 六、從前財政廳に直屬せし徵收機關は從前通りとす
  - 七、蒙鹽局の徵收に係る外債附加稅は從前通り之を徵收し別途積立とす
  - 八、印花及び稅票は新たに作成す
- 財務機關 次いで財務機關を左の通り制定した。
- 一、田賦、稅務及び金融統制並に產業に關する事項を管掌する爲め中央財政機關として財政廳を置く(九月七日組織條例公布濟)
  - 二、財政廳の直轄下に鹽稅事務を管掌する爲め張多關を置く
  - 三、財政廳直轄下に稅務事務を管掌する爲め稅捐局を置く
  - 四、財政廳の直轄下に張家口に於ける營業稅事務を管掌する爲め營業稅徵收局を置く
  - 五、財政廳の直轄下に土貨稅を掌る爲め清查處を置く
  - 六、財政廳の直轄下に礦業稅事務を管掌する爲め礦業稅局を置く
  - 七、財政廳の直轄下に鹽稅を掌る爲め蒙鹽局を置く
- 豫算 察南自治政府は民國二十六年十月一日より同十二月三十一日迄を建設年度として、別項の通り直稅十九萬四千圓、鹽稅五

萬圓、關稅七萬圓(以上租稅收入三十一萬千圓)、收入印紙一萬圓、雜收入九百圓、借入金二十萬圓、總計五十三萬三千圓の豫算を編成し、從來の徵收機關を督勵して活動した結果、十一月二日迄の歲入狀況は略ぼ左の通りであつた。(單位錢)

張家口營業稅徵收局	一五、〇九九、二九
同 稅 捐 局	一五、九一〇、七五
同 張 多 關	六、二八二、五〇
同 蒙 鹽 局	三三、〇八一、三三
宣化稅捐局	五、七四五、一三
延慶稅捐局	六二七、四一
懷來稅捐局	一、六九〇、六八
清 查 處	二四、四〇一、一九
萬全稅捐局	一一、三六〇、〇〇
涿鹿稅捐局	二、八〇〇、〇〇
計	一一六、九〇三、二八

察南自治政府歲出入豫算(單位圓)

(自民國廿六年十月至民國廿六年十二月)

歲出經常部

五三三、〇〇〇

第三編・第二章 察南自治政府

政 府 費

委員會議費	七三、四〇九
辦公費	六九、六八九
辦公費	三、七二〇
官 房 費	八五、九六一
俸 津	二一、五八五
辦公費	六〇、三二六
特別費	四、〇五〇
財政廳費	二九、四三〇
俸 津	二〇、六八二
辦公費	八、七四八
工 作 費	二一、〇〇〇
政治費	一六七、〇〇〇
警察費	四四、〇〇〇
補助費	四三、〇〇〇
招待費	一、二〇〇
機 密 費	三、〇〇〇
豫 備 費	一〇、一八三



新支那現勢要覽

三五六

附帶事業費	一三三、二〇〇	菸酒牌照稅	四、〇〇〇
自動車整理費	一、〇〇〇	各項附加稅	二五、〇〇〇
郵政整備費	二〇、〇〇〇	礦產稅	—
放送無電費	二〇、七〇〇	鹽稅	五〇、〇〇〇
無電電信費	五三、六五〇	鹽稅	五〇、〇〇〇
電信電話恢復費	一五、三五〇	關稅	七〇、〇〇〇
道路修理費	二二、五〇〇	張多關稅	五、〇〇〇
歲入經常部	三三三、〇〇〇	菸酒稅	二〇、〇〇〇
租稅收入	三一四、〇〇〇	土貨稅	二五、〇〇〇
直稅	一九四、〇〇〇	印花稅	二〇、〇〇〇
田賦正稅附加	一〇、〇〇〇	收入印紙	一〇、〇〇〇
契稅正款	—	雜收入	九、〇〇〇
契稅附加	—	歲入臨時部	二〇〇、〇〇〇
各項牙稅	八四、〇〇〇	借入金	二〇〇、〇〇〇
牲畜稅及屠宰稅	一〇、〇〇〇		
車牌稅	一、〇〇〇		
斗捐	三〇、〇〇〇		
營業稅	三〇、〇〇〇		

尙ほ察南政府では民國二十七年五月一日より國際運輸會社出張所と協力し、北支地域より蒙疆地區に移入せらるゝ七種の統稅貨物に對しては北支と同率の統稅徵收を開始することとし、着々稅制の完備に努めつゝある。

鹽稅 主要收入たる鹽稅に關する事項は左の如くである。

(一)鹽務機關の接收 日本軍入城と共に直に鹽務機關を接收し、九月四日察南自治政府成立せらるゝに及んで、從來の國民政府財政部鹽務總局長董管理局口北分局を財政廳第二科蒙鹽稅股とし、從來管理分局下にありし大境門收稅分局以下二分局、十四支局、三查驗放卡及び五支卡の中察南自治政府の管區内に屬する地點十ヶ所に蒙鹽局を設置せしむることとし、取敢へず從來の總局員中並に大境門收稅分局員中殘留せしものを大境門分局内に移し、之を張家口蒙鹽局と改稱し收稅事務に當らしめた。而して昭和十二年末治安の平定と共に洗馬林及び赤城に蒙鹽局を開設し職員を派遣して收稅事務に當らしめ、膳房堡及び獨石口に分卡を設立して取締事務に當らしむると共に、唐莊柴溝堡に蒙鹽局を、永寧宏廟に分卡を各開設準備せしめた。

三、稅率は舊來のものを統合したるものを課し國民政府に送金しありたるものをも併せ含ましむること、但し外國債務の擔保に供せられ居りたる關係上其の負擔額は之を積立つること四、生産地は遠く錫林郭勒盟及び綏遠並に察北諸地方に散在するを以て之が配給各地方と協調し配給の圓滑を期すると共に蒙旗との連絡を重視すること

(三)稅率の是正 舊來の稅率を左の如く改めた。

正稅	蒙古青鹽	同	白鹽	同	土鹽	蘆鹽精鹽
外債附加稅	三〇	三〇	三〇	—	—	—
地方捐(救國稅)	一、〇〇	六〇	三〇	一、〇〇	—	—
同(含戶捐)	一、二〇	六〇	三〇	一、〇〇	—	—
計	四、三〇	三、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	—	—

但し國民負擔に於ては變化ない。尙ほ晋北方面に配給せらるゝものに就いては、從來中央附加稅として青鹽五角、白土鹽各一元を徵收してゐたが、暫く之は従前通り放置し、國民黨政府への送金は廢止した。

(四)配給の是正 鹽は支那民衆に不可缺のもので、特に察南、晋



北方面に於ける生産高は此の地方の需要の僅かに5%しか應ずるを得ないのみならず、且つそれが粗悪なる爲め、鹽の配給如何は治政上重要視すべきものである。民國二十七年九月中旬より下旬に至り赤城、宣化、大同方面に於て鹽の缺乏を來し、張家口に於ける貯鹽も例年の一割にも達せぬ状態であつたので、鹽價も一斤最高二〇分まで暴騰を見たことあり、偶々時期が農民の唯一の副食物たる漬物の仕込時期に當り、一冬中の食糧を貯藏すべきも鹽の缺乏の爲め延期の已むなきに至るもの相當多かつた。之が爲め政府は直に察北に於ける政府と前後四回に亘り交渉の結果、大約左の協定を締結し十月初旬より順調なる配給を見つゝある。

- 一、察北に於ては曩に德王が實行した專賣制は殘置するも實質上は舊來の張家口鹽商並に大蒙公司を主體とする蒙鹽輸入組合を組成し蒙旗より買収を統制せしむること
- 二、買收價格は蒙旗民の保護の爲め一〇〇斤二元とし、買收方法は舊來の習慣を重んじ之によらしむ(物々交換その他條文に依る方法)
- 三、軍政府の買收せしもの及び大蒙公司の多倫ワルトターラに有するものは之を蒙鹽組合が買收し運搬すること

土商十四軒に減じて居る。而して此の煙商二十一軒を以て阿片公會が組織され、舊政權時代の阿片徵稅機關たる清查處を踏襲し、十月より舊稅率により徵稅を開始した。

(六)張家口土商の手持阿片の處理 事變に依り賣却不能に陥つた察南土商の手持阿片約二十八萬兩餘に對しては滿洲國へ二〇七、八三八・六〇兩を讓渡賣却せしめ、更に水原清查處の要望に依り水原土商に六一、九五四・九〇兩を賣却せしめた。

**金融** 察南政府は財政の刷新に伴ひ金融機構の大改革をも斷行した。即ち從來察南地方に於ては察哈爾省舊軍閥の機關銀行が毎月三四百萬圓程度の紙幣を發行し、各種の金融に相當手廣く携つてゐたものゝ如くであるが、今次の事變に際し帳簿は勿論、未發行紙幣約一千萬圓其の他有價證券一切を拐帶逃走した爲め金融界は事實上停止の状態に陥つたのである。之が爲め察南自治政府は地方住民の窮狀と經濟界の恐慌を未然に防止することとなり、九月二十七日察南銀行を設立し、緊急通貨防衛令を發布、滿洲國國幣にリンクせる新紙幣を發行して舊通貨の回收を斷行したが、之に關する布告及び緊急通貨防衛令の内容は左の如くである。

緊急通貨防衛に關する布告

第三編・第二章 察南自治政府

- 四、軍政府治下に於ける通過税は一袋を二二五斤と計算して四元五〇を課税すること
- 五、搬運経路は四路とし兩政府に於て途中の護運を保證する
- 六、蒙鹽組合の最高卸賣價格を政府より指定し價格の騰貴を防ぐこと

(五)阿片概況 察南に於ける阿片は綏遠、寧夏及び甘肅地方より土商の手を経て流入し來るもので、察南の土商が一年間に取扱ふ數量は五六百萬兩内外と推定され、其中察南に於て一年間に販賣せらるゝ阿片の數量は約百萬兩内外である。又察南に於けるモルヒネの製造は天津に次ぎ旺盛で一ヶ年間に二百萬兩以上の阿片需要があつたが、最近は大規模のモルヒネ製造者は影を没するに至つた。尙ほモルヒネの製造は阿片の市價を混亂し阿片政策の統制を紊すので爾後は嚴重取締る必要がある。阿片取引商人に土商と膏商とあり、土商は阿片の賣買仲介を行ふ煙商を言ひ、土商の受くる賣買年數量は普通百分の二である。膏商とは主として土商より生阿片を購入し、生阿片のまゝこれを小賣し或は煙草に製造して小賣する店を云ふのである。察南には事變前は五十八軒の土商、膏商があつたが、これ等は逃亡或は閉店して現在膏商七軒、

察南二百萬同胞に佈告す。

劉汝明の舊軍閥政府は巨額の不換紙幣を發行せるに拘らず、銀行號錢局に存せる巨額の金錢は勿論、帳簿其他の重要書類一切を銀行號錢局員と共に全部拐帶逃走せり。併せて紙幣印刷も亦彼等の手中に在り従つて吾察南自治政府の所管地域に現在流通せる彼等發行の不換紙幣は將に累卵の危きにあり。此の幣價暴落の慘害は均しく同胞二百萬に波及せんとす。豈拱手傍觀するを得んや。茲に於いて吾自治政府は隣邦滿洲中央銀行より百萬圓を借款し、更に日本軍用金の預託を請ひ新紙幣を發行して以て之等の無價値なる舊流通不換紙幣と引換へ、將來自治政府の行政地域内に通貨暴落の憂なからしめんことを期したり。

希は二百萬の同胞克く以上の真相を諒知し、左記簡條に従ひ今後無價値なる舊流通紙幣を持續して無資産たる悲運に遭ふこと無きを期せよ。

緊急通貨防衛令 (二十六年九月三十日)

第一條 察南銀行法幣を以て(十月一日)無制限の法貨とし補助貨は二角一角及び五分の鑄貨製造に至る迄滿洲中央銀行の一角及び五分の白貨及び一分を充當す、但し時價を以て舊銅元を充



當する場合あるべし

第二條 察哈爾商業錢局、中國、交通、中央、河北省銀行發行紙幣のみに限り引換ふ

第三條 前條の紙幣は察南銀行本店(舊交通銀行跡)河北省銀行支店各縣政府に於て引換ふるものとす

第四條 引換金額は無制限とす、但し一人百圓以上は一ヶ月間察南銀行に預金せしむることあるべし

第五條 引換期間は十月一日より十月二十日迄とす、但し張家口以北の交通不便なる地方の縣政府に於ては不換を延期する場合あるべし、此の場合に於ては適當なる時期に於て本令を當該政府をして更に公布の日より二十日間縣政府をして察南銀行監理官印を紙幣の表面又は裏面に押捺せしめ後日期間を新に定めて最寄りの察南銀行分行若は辦事處に於て引換ふるものとす

第六條 引換金額百圓以上のものは引換場所に備付けられたる引換請求用紙に所定の事項を記入し保證人と共に署名捺印せるものに舊通貨を添へて提出することを要す、印鑑なきものは捺印を以て捺印に代ふことを得

第七條 察南自治政府は察哈爾銀行號錢局管理辦法に依る管理を

察南銀行に委任し察南銀行をして舊察哈爾商業錢局の債權を確保し得たる限度に於て後日債務を支拂ふことあるべし、管理中の中國、交通、河北省銀行其他の銀號に關し亦同じ、人民の之等舊銀行號錢局に關する債務一切は察南銀行に對し辨濟することを要す

第八條 引換期限後は舊紙幣の流通を禁止す、但し日滿兩國通貨は此の限に在らず、之に違反したるものは嚴罰に處す

第九條 政府は別に定むる所に依り察南銀行をして爲替管理を爲さしむ

附則 本令は民國二十六年十月一日より之を施行す

(註) 右緊急通貨防衛令は察南自治政府に於て布告したるものなるも晋北及び蒙古聯盟の各自治政府に於ても夫々當該地域の特殊事情を斟酌し概ね同趣旨の布告を發した。

察南銀行は資本金百萬圓にして全額拂込済み、滿洲中央銀行の援助に依り創立せられ、十月十一日より其の營業を開始すると同時に、直に舊紙幣の回収に乗り出したが、持逃げられた一千萬圓の未發行券に防衛的措施を講ずるの必要から極めて短期間とした。即ち張家口一帯にては十月一日より二十日間を限り舊紙幣の回収を開始

したが、他の地方では各々二十日間を限り先づ管理官印を捺印せしめ、然る後最短期間に之が回収を圖ることとしたが、一般民衆も此の政府の機宜を得た處置に對しては滿腔の信頼を傾けた。元來此の地方の歳出入は常に歳入超過で、貿易方面も毛皮、阿片、雜穀等で移出超過の現況であるが、察南銀行でも在外資金の支拂勘定となる

が如き放出は一切せぬ方針なるを以て、悪性インフレ、通貨價値の下落等の懸念は全然なかつた。次で十月二十八日に綏遠分行を綏遠平市官錢局内に設立し、官錢局と併行して營業を開始すると同時に、十月十八日發布のモラトリアムを解除した。平市官錢局支店の所在地たる包頭、平地泉に於ても同様同二十八日より一齊に開業した。從來此の地方に於ては綏遠平市官錢局(資本金三十萬圓)が省政府機關銀行として六百五十萬圓程度の紙幣を發行し、銀行業務の傍ら現物投資、阿片、毛皮の賣買等を行つてゐたのである。

新土地法 察南自治政府では蒙疆聯合委員會の方針に基き現行中國土地法の缺陷を根本的に改訂せる近代的地制度確立の爲め、全文十四ヶ條、附則二ヶ條より成る暫行土地法を制定、民國二十七年七月十五日公布、即日實施した。新土地法の特色は

一、黄河及び堤防各地並に其の間に直接必要の土地、湖、沼澤地、

鑛泉の湧出地及びその保護のため直接必要な土地、未墾の草地其他主權の決定せられざる土地の如き民衆の私有して直接利用せざる凡ての土地を一切官有とすること

一、賣買その他土地の自由處分を一切禁止し土地處分は凡て縣長または政府の許可を要すること

一、土地の利用者の所有權が極めて尊重確保されたこと

一、土地に對し積極的統制を加へ、土地の兼併を防止する、土地利用者を保護すると共に山林原野その他土地の積極的開發促進を容易ならしめたこと

一、從來の契稅の時日認定効力を縮小し時日認定は登録によることとしたこと

の諸點にして、就中外國人に對しても土地所有其他の權利を容認することとなつたが、未だ蒙疆政權を認めざる外國人は此の限りに非ずとし、現在外國人中土地所有權を認められてゐるものは我が日本人のみである。



### 第三章 晋北自治政府

**組織** 大同地方は昭和十二年九月十三日我が軍の入城に依り治安の確保を見、次いで同二十日組織された晋北治安維持會の手に依り一般行政、司法、教育等の自治が施行されてゐたが、十月十五日を期し遂に地方民衆の輿望に應へて同地方十三縣を包含する區域を以て晋北自治政府を樹立するに至つた。即ち各界代表其の他一干餘名出席、來賓として察南自治政府于最高委員其の他臨席の下に大同劇場に於て政府成立式を舉行、左の政府成立宣言、政府組織法等を議決し、政府所在地は大同地方法院跡に決定、茲に待望の新政權が誕生したのである。

#### 晋北自治政府聲明

茲に晋北自治政府の成立に當り晋北地方百五十萬民衆に告ぐ。惟ふに晋北の地は内外長城に圍まれたる特殊地帯にして、古代に在りては文化の粹燦然たるものありと雖も近代に至りては國家の興亡幾度、國民これが爲に萎靡沈滞せり。殊に民國になりてより爲政者は軍權、政權、財權を私して民力を壓迫し、然も共產黨に與して民政をして飢餓に陥れむとせり。隱忍自重塗炭の苦しみに沈

淪して敢て言はざりしこと久しきものあり。然るに今次華北に起りたる事變は日本軍の威力により地方軍閥相次いで潰滅し、晋北の天地漸く明朗、吾人心身共に澄然たるを覺え欣喜躍吾人の歡喜之に如くものあらんや。抑々日本軍隊來華の目的は抗日軍閥を打倒し、共產黨を排撃し、以て中國四億の蒼生をして幸福和樂を享受せしめんとするにあり。其の軍隊の行動を見るに秩序整然、威武堂々一度戦ふや疾風迅雷敵をして棄するの隙なからしめ、又人民に對しては寸毫と雖も侵すことなし。然るに彼の軍閥官僚の輩が寄るに抗日排日侮日を以てしたるはその欺瞞振りたる又憐れむべきなり。晋北地方人民はこの天與の時に際會し、その願意によりて自治政府を創立す。これ歴史的必然と云はざる可からず。爾今政府は崇高なる日本軍の精神を尊重し、東洋本來の道義に立脚して新政治を布かんとす。晋北地方民衆は宜しくこの趣旨を理解し、政府に協力、日滿華三國共存の實現に努め以て東洋和平に貢献せんことを期すべし。茲に聲明す。

#### 晋北自治政府組織法

第一條 晋北自治政府は晋北地方人民の總意により之を組織す  
第二條 晋北自治政府に最高顧問一名、最高委員一名及び委員二

名を置く

最高委員は政務を總理し政府所屬各機關を統括す、重要政務は最高顧問、最高委員及び委員の協議を経て之を行ふ

第三條 晋北自治政府に左の機關を置く

官房、民政廳、財政廳、公安廳

第四條 各廳に顧問及び廳長各一名を置く

廳長は最高委員の命を承けて各廳の事務を管理し其の所屬職員を監督す

第五條 官房は官印の保管、文書、人事、庶務、經理その他政府の機密に關する事項を管掌す

第六條 民政廳は地方行政、教育、土地土木、地方産業及び社會事業に關する事項を管掌す

第七條 財政廳は租稅、公債、金融、官營業及び重要産業に關する事項を管掌す

第八條 公安廳は警務及び司法に關する事項を管掌す

第九條 官房及び各廳の組織條令は別に之を定む

第十條 本組織法は公布の日より之を施行す

晋北自治政府重要人事

第三編・第三章 晋北自治政府

最高委員 夏恭、委員 馬永魁、最高顧問 前島昇  
因に同政府最高委員に就任せる夏恭氏は大同生れの清朝舉人、民國二年山西省政府財政部に聘せられたが、閻錫山と意見合はず職を辭し、爾來二十五年間野にあつて大同地方の農政に盡瘁してゐた徳望家で同地方佛敎界の重鎮である。

**施政** 本政府の管轄區域は内外萬里長城に圍まれたる晋北(山西北部)十三縣(大同、渾源、天鎮、陽高、靈邱、左雲、右玉、懷仁、應縣、朔縣、山陰、平魯、廣靈)より成る。人口約百五十萬人が、打續く兵亂と軍閥の苛斂誅求とに依つて民生甚しく困憊してゐるが、住民の七割は佛教徒で資性溫順質朴なるを以て之が指導育成機宜を得れば其の回復は比較的速かなるを豫想される。而して晋北政府は成立後日尙ほ淺く、且つ以前に此の地方を統轄する政治機構の存するもの無かりし爲め頭初政府各機構の整頓に就いては相當の困難を感じたが、滿洲國官吏の來援を得て之が整備の結果現在には官房(第一科、第二科、第三科)及び財政廳並に治安維持會の組織によつて政務を實施してゐる。尙ほ機構整備に當りては人材の登用に重きを置き、各縣より有能の士を拔擢して政府職員の充實を期してゐるが、時局に際し縣政府職員、稅務職員及び警察官の殆んど總ては



逃亡し政務の滯滞を來して居る實狀に鑑み、昭和十二年十二月一日より晋北學院を開設し警察教育、財務及び普通行政等の職員を速成教育を施し、現在養成中の者約百名、既に卒業して夫々任務に就きたる者百三十四名に達し、極力行政の伸張に資してゐる。

**地方行政** 晋北各縣中縣政府を組織したものは十三縣の中九縣にして、同時に縣以下の組織即ち區村閭隣制を鞏固擴大し、これ等組織を通じて諸工作を實施し、管内人心を安定把握し自治政府成立の目的を達成する如く指導すると共に、縣政指導班を常に巡回せしめて左記要項に従ひ適切に指導してゐる。

- (イ) 日本軍兵站線所在縣に重點を指向す
- (ロ) 縣の事務を簡素にし人心の把握及び防共に對して專念せしむ
- (ハ) 政府と縣との聯絡を密接ならしめ又事務の繁雜冗多を避くる爲め毎月二十五日縣長會議を開催す
- (ニ) 縣指導の徹底を期する爲め縣政指導班を設置して常時巡回せしめ政府派遣の治安工作班と連絡して現地即應主義に則り指導す
- (ホ) 縣職員には人材を拔擢し優遇して能率を發揮せしめ定員を

四十名以内とし縣經費の節減に努む

(ハ) 區村長の人選は嚴格慎重を旨とし汚染思想の拂拭並に施政方針に邁進せしむ

(ト) 教育は特に抗日教育の絶滅と親日教育の樹立を期し政府に於て示す新教育體制を實施す

(チ) 縣財政は暫く舊態を踏襲するも稅源の培養並に助成に對し努力す

(リ) 縣内交通通信網を確保す  
(ヌ) 救済及び人心安定策は投機的に陥らず又依賴的觀念を養成せざるが如く能ふ限り恒久的施設を以て自力更生を旨とす

**治安警務** 管内東南部及び西部地方には尙ほ紅匪の暗躍を見つあるが、皇軍の討伐に依り漸次肅清の効果を擧げつつある狀況である。而して自治政府警務は暫時官房第三科に於て處理しつつあり、各縣政府警務機構に就いては逐次警察組織の充實に努め、昭和十二年末までに現地に於て採用された警察官は約三百七十名にして、本年中二千五百名の任命を見る豫定である。尙ほ滿洲國より派遣された日滿系警察隊百名は各九縣に夫々治安工作班として配置され治安諸工作に従事してゐる。

**財政**

政府成立後直ちに財政廳關係の職員募集を開始し、尙ほ専ら稅法其の他の資料の蒐集に努めた。稅務は舊法並に舊慣を尊重することを原則とし、民心に對する刺戟を避けつつ之を正道に復せしむるやう考慮し、以て稅收の確保を第一とし、人事に關しても舊來の賣官制度を全廢し、財政廳に於て之を統制すると同時に、舊來の各種稅務關係を統合して稅務局一元主義を採用した。目下職員の採用、稅務局の開設、各稅法の印刷、各稅票の作製、各方面の權威者による慣習の調査、各同業者を集めて納稅の督勵等に努めつつあり、既に開設を了したる稅務局は大同、陽高、天鎮、朔縣、懷仁、應縣及び山陰の六縣にして行政權の伸張に伴ひ逐次開設の豫定である。從來平時の稅收は年額約三百萬圓であるが、時局の影響に依り昭和十三年度は約百萬圓の豫想にして歳出は約百五十萬圓に達する見込である。

**通貨** 晋北政府管内に於て事變前流通せる各銀行當券(質屋券)は約十數種あり、尙ほ其の他各縣に於ける質屋の發行せる私帳類似證券大約數十種(調査未了)に及び皆法幣と同價值を維持してゐた。事變に依り本區域に本支店を有する各銀行當(本店一、支店三)は全部逃亡し、其の他の各銀行發行當券も該銀行當經營

主體の逃亡により其の保證の基礎を失ひ、且つ之が關係書類及び物件の大部分が隠滅して民衆の所持せる紙幣は正に累卵の危きに立ち至つたので、政府は十一月六日より十一月二十五日まで二十日間を期し、之が回收整理に着手し物的保證の存在せるもの或は管内所在の券數多額ならずして政府負擔を見通し得るものに對しては察南銀行をして同價を以て同銀行券と直に交換せしめ、數量多額にして管内流通の見通し困難なるものに對しては、此の期間内に先づ政府印を捺印して其の數量を明確にし、以て太原方面流通のものと同區別したる上、之が交換條件を決定せんとする方針の下に回收に着手した結果、昭和十三年十二月八日より翌年二月初旬迄に全管内に於て蒙疆銀行券と等價を以て交換した金額は約百二十萬圓に達した。其の他未だ行政權の及ばない地域の未回收紙幣に對しては、第二次に之を考慮することとし、著しく民力を壓迫せざるやう處置を講じてゐる。

**産業** 晋北管内に於ける礦產資源の大部分は石炭であり、其の多くが口泉鎮附近より產出する。其の管内埋藏量約百廿億噸と稱せられ、目下蒙疆聯合委員會に於て統制管理中である。本政府區域中の山陰、懷仁及び應縣の各縣よりは土鹽年額約二千五百萬



斤を産するが、尙ほ右の外石膏、土硝、筆鉛、天然曹達、石炭及び重晶石等を埋藏してある見込みなるを以て夫々調査中である。

**民心の動向** 太原及び南京の陥落と紙幣回収の結果民心頓に安定し親日思想の擡頭を見るに至り、共產黨の宣傳等に對して民衆は中國社會の特殊性に鑑み容易に汚染せらるゝ如き事はないが、萬全を期して銳意對策を講じてゐる。然も晋北政府職員は何れも今次事變の本質を理解して居り、又地方民心も適切なる宣撫工作に依つて漸く日本依存の觀念を養成せられつゝあるので、今後更に皇軍の支援指導を俟ち一は以て地方民衆の輿望に應へ、一は以て親日防共により東洋平和の確立に邁進せんことを期すると共に、大同居住の蒙支青年五千名は昭和十三年三月十日「外蒙赤化に對する防共は我々蒙疆青年の團結より」とのスローガンを掲げ晋北排共青年團を結成した。又晋北地方の學校は其の後着々開校準備を行ひつゝあつたが、昭和十三年二月二十日より縣立初等小學校三十校を一齊に開校した。而してこれ等學校の使用教科書は暫定的に滿洲國のものを採用し、教師は新政權イデオロギーに共鳴せる舊教師に對して、三ヶ月に亘る徹底的再教育を施した後これを登用することとなり、目下新興の意氣に燃えて小國民養成に

當つてゐるが、之と共に戰禍の特に甚たしかつた地方に對しては半永久的社會施設をなして民生振興に主力を注ぎ民心を收攬の方針を執りつゝある。即ち此の方針の第一として商業振興資金三十萬圓を年利九分で政府保證の下に滿洲國より借入れ、更生復興に資してゐる。又春耕資金に關しても極力低廉なる利率を以て貸與し、合作社運動方面に關しても義倉或は五人組の如き在來の地方農村の特色を生かして縣政府、商務會五人組等の保證の下に融資に當ることとなつてゐる（晋北地方は自作農が六十%を占め、耕地面積も一人當り二十畝から五十畝前後である）。尙ほ目下着整備しつゝある地方行政機關に於ても必要とされるのは人材であるが、由來此の地方には日本留學生多く從來漢奸として不當の壓迫を蒙つてゐた者は三、四十名に達して居り、これ等を起用の上は政府の行政運用は、急速に進捗するものと期待されてゐる。因に首都大同は城内六萬、城外三萬の人口を擁し、將來大同炭田の大々の開發によつて一大飛躍的發展が確信せられて居る爲め、既に大都市計畫が慎重に立案研究されてゐる。

## 第四章 蒙古聯盟自治政府

**組織** 昭和十一年末内蒙古各旗代表は錫林郭勒西烏珠穆沁に參集し、南京政府を離脱、日滿依存の精神の下に其の援助を得て蒙古民族復興、蒙古建國を目標とし第一次蒙古大會の開催を見た。其の決議により準備機關として德化に蒙古軍政府を組織し兵備を整へ蒙古民族強化團結に邁進しつゝあつたが、爾來年餘、綏遠軍閥の飽くなき暴虐は遂に綏東事件を招來する等幾多の苦難と甚大なる犠牲を拂つた。然るに支那事變勃發するや蒙古軍政府は皇軍に協力し絶大なる援助を受け、其の企圖せる西進打倒綏遠軍閥の宿望貫徹を得た。茲に於て其の地域の擴大、時局の推移に伴つて新政權樹立の必要を生じ、新舊地域各地方官民代表を綏遠（厚和）に召集し第二次蒙古大會を開催、新政權の結成を議した結果、蒙古聯盟自治政府を組織するに決し、昭和十二年十月二十七日、綏遠公會堂に於て蒙漢兩民族三百萬民衆代表會同、新政權樹立に關する諸條件を討議し、引續き翌二十八日の會議に於て「蒙古聯盟自治政府組織大綱」及び政府所在地を歸綏とすること等を決定すると同時に、政府主席に雲王（雲端旺楚克）を、副主席に德王を、又軍政部長に李守信を推戴

茲に南京政府より分離獨立し、防共協和、樂土建設の意義深き第一歩を印することとなり、即日左の如き獨立宣言を内外に發表すると共に、雲王、德王始め内蒙各旗王族はモンゴル萬歳の歡呼裡に大成吉思汗の靈廟に新政權樹立を報告した。

### 蒙古聯盟自治政府樹立宣言

蒙古は素土地あり、人民あり、組織あり、且元朝の光榮偉大なる歴史を保有す。明代に到り朔漠に退去せりと雖も尙且平衡の地位を確保せり。清初に及び諸部援兵し、更に分藩兄弟と爲り、其の固有の土地、人民、主權は糸毫も失はれるところなし。而して民國成立するや五族協和を標榜、號召せるを以て秉性純厚なる我は待遇の平等を信じ至誠之を擁立し苟も渝らず。

圖らざりき二十餘年來我邦を以て外府となし、之に省縣を設け土地は瓜分して盡くるに幾し、黨政專にして凡て是主權を侵蝕餘すところなく、蒙古の生計日に窘窮を致し盟旗の凋落月に甚し。既に自存望なきに又何をか平等を稱へんや。羣情激憤し水火尙辭せず、乃ち蹶起して高度自治を要求且夕の命脈を延べんとし、幾度か呼應奔走を経て百靈廟の自治を拾獲せりと雖も、内に無限の嫉恨切骨を包み、明に自治の名を許容し、暗に摧殘の機を計るのみ。